

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
投資顧問法第2条、投信法第3条、同施行令第3条	法律の目的が有価証券に係る投資顧問業の規制となっている。	○	-	本法は有価証券に係る投資顧問業を営む者についての規制や投資者保護を目的としているところ。その他の資産については、他の法規制を踏まえながら公益又は投資者保護のため支障がないと認められれば承認を受けて兼業として運用することは可能であり、投資者保護の観点から個別に兼業承認を受けて行うべきであるとする。 なお、12月1日に施行された改正後の証券取引法において、投資事業有限責任組合契約の出資持分等についてみなし有価証券化され、運用対象資産の拡大が図られた。		z0300001	金融庁	投資顧問業者の投資(助言)対象の拡大	5003	50030001	11	社団法人 日本証券投資顧問協会	1	投資顧問業者の投資(助言)対象の拡大	投資一任(顧問)契約における投資(助言)対象資産は証券取引法上の有価証券に限定されているが、「投資信託及び投資法人に関する法律」(以下「投信法」という。)における主たる投資対象として投信法施行令第3条に規定される「特定資産」を、投資顧問業者の投資(助言)対象として認めて頂きたい。		投資顧問業者の投資対象は証券取引法上の有価証券に限られており、兼業承認を受けるにしても手続上の負担や時間的ロスを勘案すると機動的な商品設計やタイムリーな顧客営業には大きな障害となる。資産運用業において投資顧問業者は他業態と比較しても運用の制約が大きく、イコールフットイングには程遠いと言わざるを得ない。投資顧問業者の投資対象を主として証券取引法に定める有価証券とし、投信法で規定する特定資産を投資対象として組入れることが認められれば、年金基金等の機関投資家の多様な運用ニーズへの対応が可能となり、これらの資金が企業等の資金調達を容易にし、わが国経済の活性化に資するものと考えられる。	
投資顧問法第2条	外国為替取引、有価証券の貸付けに係る指図並びに助言を投資顧問業務として行える旨法令上は明記されていない。	○	-	投資顧問業者が、本来の有価証券等に付随して行うヘッジ目的の外国為替取引や有価証券貸付等は可能であると考え、それらの業務が投資顧問業として行う業務の範囲内か等については個別に判断する必要があるが、法令上明記することは困難。 なお、具体的な業務について行えるか否かについて投資顧問業者において判断し兼ねる場合には法令適用事前確認制度により対応されるべきと考える。		z0300002	金融庁	投資顧問業務として行いうる取引等の明確化	5003	50030002	11	社団法人 日本証券投資顧問協会	2	投資顧問業務として行いうる取引等の明確化	外国為替取引および有価証券の貸付けに係る指図ならびに助言を投資顧問業務として行い得る旨を法令上明確にして頂きたい。		外国為替取引は、資産運用における付加価値獲得の源泉の一つと考えられる。他業態とのイコールフットイングとして、投資顧問業者がノーアクションレターによることなく、運用の手法として外国為替取引を当然に行えることを法令上明確にして頂きたい。有価証券貸付は一時的または暫定的に行う場合のみ許容されているが、付加価値獲得のための有効な運用手法として定着しつつある現状に鑑み、信託銀行等が自由に行える当該取引をイコールフットイングの観点から投資顧問業者についても自由に行えるようにして頂きたい。	
投資顧問法第2条	議決権等株主権行使に係る指図並びに助言を投資顧問業務として行える旨法令上は明記されていない。	○	-	従来より議決権の行使については、投資顧問業者と顧客との間で契約条項を設けることにより対応は可能と回答しているところ。 なお、具体的な業務について行えるか否かを投資顧問業者において判断し兼ねる場合は法令適用事前確認制度により対応されるべきと考える。		z0300003	金融庁	議決権等株主権行使に係る指図ならびに助言が投資顧問業務である旨の明確化	5003	50030003	11	社団法人 日本証券投資顧問協会	3	議決権等株主権行使に係る指図ならびに助言が投資顧問業務である旨の明確化	議決権等株主権行使に係る指図ならびに助言を、投資顧問業者が投資顧問業務として行い得る旨を法令上明確にして頂きたい。		「議決権行使については、投資顧問業者と顧客の間で契約条項を設けることにより対応は可能」である旨既に確認頂いているが、法的安定性を確保するため投資顧問業者が議決権行使に係る助言についても当然行いうる業務であることを法令上明記して頂きたい。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)	
投資顧問法第2条、民法第643条	投資顧問法上事務の外部委託を行える範囲についての規定は存在しない。	c	-	従来より外部委託の範囲について法令上制限は設けられておらず、外部委託を行っても当該業務に対して一定の責任を有する体制が整備されている等適正な業運営が確保されていれば外部委託を行うことは可能と回答しているところであるが、顧客勧誘行為の代理、代行については、投資顧問契約(投資一任契約)は、投資信託等の金融商品の販売と異なり、投資顧問業者と契約をしようとする者が相対で契約者弁投資意向等を踏まえ、当該契約者のための投資助言(資産運用)を行い契約を締結するということ、いわばオーダーメードの資産運用契約であることを踏まえると、第三者が当該投資顧問契約(投資一任契約)の勧誘行為の代理、代行を行うことはなじまないと考える。		z0300004	金融庁	投資顧問業者が行える事務の外部委託の具体的措置	5003	50030004	11	社団法人 日本証券投資顧問 業協会	4	投資顧問業者が行える事務の外部委託の具体的措置	投資顧問業者が銀行等に顧客紹介を依頼することを法令上可能として頂きたい。			「外部委託の範囲については法令上制限は設けられておらず、外部委託を行っても当該業務に対して一定の責任を有する体制が整備されている等適正な業運営が確保されていれば外部委託を行うことは可能」とある旨を確認しているが、顧客勧誘(紹介)業務の銀行、証券会社等への外部委託が可能となるよう法令上の措置を講じて頂きたい。	
投資顧問法第31条	公益又は投資者保護のため支障がないと認められれば承認を得たうえで兼業業務を営むことが可能。	c	-	認可投資顧問業者は他人の資産の運用を行うことから本業に専念することが求められており、当該業務は認可制とされ、その兼業については承認制となっているところである。この趣旨を踏まえれば停止条件付届出制では足りず、承認制を残すことが適当であると考ええる。 なお、証券会社等については、認可の際、投資顧問業を的確に行うことができる人的構成等を兼業認可において審査すること等から他業との兼業は届出としており、届出業務として列挙されているもの以外については承認制となっている。		z0300005	金融庁	兼業承認取得手続の届出化	5003	50030005	11	社団法人 日本証券投資顧問 業協会	5	兼業承認取得手続の届出化	認可投資顧問業者が兼業を行う場合は、兼業承認申請手続が必要とされているが、当該業者が証券業または信託業務を営む場合には届出制が適用されている。証券業または信託業務を兼営しない認可投資顧問業者についても届出制ないし停止条件付届出制として頂きたい。			前回6月の要望時、「停止条件付届出制では足りず、承認制を残すことが適当と考ええる。」との回答を頂いているが、承認取得までに数ヶ月を要する現行の兼業承認制の下では、商品開発等に支障を生じ機動的なビジネス展開が困難である。「停止条件付届出制」であれば、不適当な兼業を速やかに排除することは可能であり、是非導入を検討して頂きたい。	
投資顧問法第5条、第6条、第8条	法第5条及び第6条に基づいて投資顧問業者の役員、重要な使用人の氏名、住所等は登録簿で公衆縦覧に供されている。	①b ②c	①I ②-	①住所の公衆縦覧については、他の法令との整合性や他の業者の実態を踏まえ検討する。 ②登録簿は公衆縦覧されている情報であり、投資者保護上、内容に変更があれば迅速に行われるべきであり、また、2週間あれば、相応の営業日を確保することが可能であることを踏まえれば、実質的に期間の延長となる措置をとることは適当ではないと考える。		z0300006	金融庁	役員又は重要な使用人の住所に関する公衆縦覧の廃止等	5003	50030006	11	社団法人 日本証券投資顧問 業協会	6	役員又は重要な使用人の住所に関する公衆縦覧の廃止等	投資顧問業者登録簿における役員又は重要な使用人の住所を公衆の縦覧に供することは、廃止して頂きたい。登録事項の変更届出を、2週間以内の届出から緩和して頂きたい。			今般、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン案が公表されたように、プライバシー保護、セキュリティ確保の重要性は一層強く認識されているところである。その一方で投資顧問業者の登録簿における役員又は重要な使用人の住所は公衆の縦覧に供されている現状に鑑み、喫緊の対応を検討して頂きたい。登録事項の変更届出について、「2週間以内」の届出を、大型連休を挟んでも業務上支障が生じないと考えられる「営業日ベースで10日以内」の届出に変更することは、投資者保護の観点から迅速な届出を行うべきとの当該規定の趣旨を逸脱することはないはずである。実務上、対応可能な見直しを是非検討して頂きたい。なお、役員又は重要な使用人の住所変更については、変更の都度届出するのではなく、例えば年度末ないし半期毎の定期的報告としても、投資者保護の観点からは特に問題が生ずるとは考えられないことから、定期的届出制として頂きたい。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
投資顧問業法第5条、第6条、第8条	法第5条及び第6条に基づいて投資顧問業者の役員、重要な使用人の氏名、住所等は登録簿で公衆縦覧に供されている。	①b ②c	① I ②-	①住所の公衆縦覧については、他の法令との整合性や他の業者の実態を踏まえ検討する。 ②登録簿は公衆縦覧されている情報であり、投資者保護上、内容に変更があれば迅速に行われるべきであり、また、2週間あれば、相応の営業日を確保することが可能であることを踏まえれば、実質的に期間の延長となる措置をとることは適当ではないと考える。		z0300006	金融庁	投資顧問業者の役員または投資顧問業法施行令第3条に規定する使用人の住所に関する公衆縦覧の廃止および住所変更に伴う変更の届出の廃止	5096	50960007	11	社団法人信託協会	7	投資顧問業者の役員または投資顧問業法施行令第3条に規定する使用人の住所に関する公衆縦覧の廃止および住所変更に伴う変更の届出の廃止	・投資顧問業者登録簿には、投資顧問業者の役員または投資顧問業法施行令第3条に規定する使用人(以下、「重要な使用人」という。)の住所が記載されており、それらは公衆の縦覧に供されている。 ・また、役員または重要な使用人の住所に変更が生じた場合には変更の届出を行っている。 ・この「住所」に関する公衆縦覧の廃止と、住所変更に伴う変更の届出を廃止していただきたい。		・投資顧問業者の役員または重要な使用人として届け出ている以上、住所までを開示する必要は乏しく、住所などの個人情報を公衆の縦覧に供することは、プライバシーおよびセキュリティ上の問題もあることから要望するもの。 ・また、住所に関する公衆縦覧が廃止されることにより、住所変更の届出も不要であると考えられるため、当該事由による変更の届出の廃止を要望するもの。	
投資顧問業法施行令第8条、第10条、投信法施行令第20条、事務ガイドライン(証券投資顧問業者の監督関係)3-4-3	投資顧問業者は、規則において業務方法書に利害関係人を記載する義務が課されている。また変更があった場合には財務局に変更届を1週間以内に提出する義務がガイドラインに規定されている。	b	II・III・IV	利害関係人の範囲については投資者保護に留意しつつ、他の法令との整合性を図る方向で16年度中に検討を行う。		z0300007	金融庁	利害関係人の範囲の明瞭化	5003	50030007	11	社団法人日本証券投資顧問業協会	7	利害関係人の範囲の明瞭化	投資顧問業法施行令に規定される投資顧問業者の利害関係人および密接な関係を有する者の範囲を、簡潔明瞭な規定として頂きたい。		前回6月の要望時に、「利害関係人の範囲については投資者保護に留意しつつ、他の法令との整合性を図る方向で16年度中に検討を行う。」との回答を頂いている。複雑かつ広範な要件により当該規定は依然として会員にとって業務遂行に過大な負担となっており、当該規定の簡潔明瞭化に向け可及的速やかな対応をお願いしたい。	
投資顧問業法施行規則第17条、第18条	顧客への契約締結前、締結時の交付書面において顧客に注意を促す事項につき「赤字、赤枠、8ポイント以上の文字の使用」が義務付けられている。	b	III	本規制において赤字・赤枠が義務づけられているのは、書面の内容を十分に読むべき旨であり、契約内容とは関係のない文言については、他の法令との整合性に留意しつつ、投資者保護の観点から踏まえ検討を行う。		z0300008	金融庁	赤字・赤枠規制の廃止	5003	50030008	11	社団法人日本証券投資顧問業協会	8	赤字・赤枠規制の廃止	投資顧問業法第14条ならびに第15条に規定する書面の交付について施行規則に定める赤字・赤枠規制を廃止して頂きたい。		投資一任契約において、当該書面は施行規則第17条第4項第1号に規定される「当該書面の内容を十分に読むべき旨」のみ赤字・赤枠で記載されることが必要とされている。ラップ口座の普及が見込まれるなど投資者保護の重要性は論を待たないが、当該規定のように契約内容とは関係のない文言のみ、あえて赤字・赤枠規制を適用する意義は殆どないものと考えられる。又、商品投資顧問業者や商品投資販売業者については、既に赤字・赤枠規制は課されていない現状に鑑み、投資顧問業者に赤字・赤枠規制を適用し結ぶことは、他法令との比較においても明らかに過剰規制であると考えられる。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
事務ガイドライン(証券投資顧問会社の監督関係)2-3-1, 同2-3-2, 同3-1, 同3-3-3	・同一運用を行う場合、契約締結前及び締結時に顧客に交付する書面において記載事項を規定。 ・同一運用の方法について、業務方法書に記載することを規定。	○	-	同一運用は、複数の顧客資産について、運用対象とする有価証券等の銘柄、売付け又は買付けの別及び時期を同一にする運用であって、同一の資産管理機関において、顧客毎に個別に管理されるものである。投資者保護を図るとして投資顧問業法の目的に鑑み、顧客にその内容を事前に明示し、同意を得ることが求められているものである。また、運用の公平性確保の観点から、取得した資産の配分基準について、事前に顧客に説明し、同意を得ることも求められている。従って、当該規定は投資家保護のための最低限必要なものであり、撤廃することは措置困難である。		z0300009	金融庁	同一運用に関する規制の撤廃	5003	50030009	11	社団法人 日本証券投資顧問業協会	9	同一運用に関する規制の撤廃	同一運用に関する事務ガイドライン上の規制を撤廃し、合同運用のみを規制することとして頂きたい。		合同運用と異なり、同一運用は顧客毎に別個のファンドを設定し運用管理する個別運用の形態であると考えられる。実務的にも認可投資顧問業者が顧客に提供する運用商品は、各社の投資哲学や運用スタイルに別りモデルポートフォリオを基準として統一的に運用されているケースが多いと考えられる。たとえ同一の資産管理機関であっても顧客ファンドの個別に管理されており、投資者保護の観点からも問題はなく、同一運用として規制する必要性はないものと考えられる。	
投資顧問業法施行規則第29条の2第1項第4号	インターナル・クロス取引を行うためにはあらかじめ個別の取引ごとに双方の顧客の同意を得る必要があり、包括的な同意は認められていない。	○	-	投資一任契約に係る信託財産と他の投資一任契約に係る信託財産との間の売買取引について、他の顧客の利益を害する取引を内容とした投資を行うなどの弊害を排除する必要がある。インターナル・クロス取引についてはそのニーズ等を勘案し、16年3月の投資顧問業法施行規則の改正で、投資者保護の観点から個別取引ごとに双方の顧客の同意を得ることを条件に可能としたところであり、これ以上の規制改革については慎重に対応する必要があると考える。		z0300010	金融庁	インターナルクロス取引に関する規制の緩和	5003	50030010	11	社団法人 日本証券投資顧問業協会	10	インターナルクロス取引に関する規制の緩和	インターナルクロス取引を行う際には、個別の取引毎に双方の顧客同意が必要とされているが、個別事前同意を不要とするか、もしくは包括事前同意による取引を可能として頂きたい。		本年4月の投資顧問業法施行規則等の改正によって認可投資顧問業者にもインターナルクロス取引が認められることとなったが、個別の取引毎に双方の顧客の同意が必要とされている。信託銀行の行うインターナルクロス取引については特段の規制は設けられておらず、イコールフットディング及びインターナルクロス取引の効率的活用観点から、取引毎の個別事前同意を不要とするか、もしくは包括事前同意による取引を可能として頂きたい。	
投資顧問業法施行規則第29条の2第1項第4号	インターナル・クロス取引を行うためにはあらかじめ個別の取引ごとに双方の顧客の同意を得る必要があり、包括的な同意は認められていない。	○	-	投資一任契約に係る信託財産と他の投資一任契約に係る信託財産との間の売買取引について、他の顧客の利益を害する取引を内容とした投資を行うなどの弊害を排除する必要がある。インターナル・クロス取引についてはそのニーズ等を勘案し、16年3月の投資顧問業法施行規則の改正で、投資者保護の観点から個別取引ごとに双方の顧客の同意を得ることを条件に可能としたところであり、これ以上の規制改革については慎重に対応する必要があると考える。		z0300010	金融庁	投資一任契約のインターナル・クロス取引に係る規制の緩和【新規】	5056	50560139	11	(社)日本経済団体連合会	139	投資一任契約のインターナル・クロス取引に係る規制の緩和【新規】	必要とされる双方の顧客の同意の形式を「包括的な同意」でも可能とすべきである。特に、恣意的裁量の入る余地がなく機械的に財産の運用が行われる、パッシブ・ファンド、モデル・ドリブン・ファンドについては、「包括的な同意」で可能とすべきである。		インターナル・クロス取引は、取引コストの削減、価格変動リスクの削減等を目的として行われるものであり、顧客の利益に資するものであるが、取引の度毎に個別に顧客の同意を得るのは実務上困難であり、また適切なタイミングでの取引が困難となる。 なお、米国のE R I S A法においては、個別の顧客の同意を要しない類型も認められており、国際的な整合性という観点からも取引条件が劣化する。 投資一任契約に係る信託財産と他の投資一任契約に係る信託財産との間のインターナル・クロス取引を行うには、あらかじめ個別の取引ごとに双方の顧客の同意を得る必要がある。	



「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
投資顧問業法施行規則第29条の2第1項第4号	インターナル・クロス取引を行うためにはあらかじめ個別の取引ごとに双方の顧客の同意を得る必要があり、包括的な同意は認められていない。	c	-	投資一任契約に係る信託財産と他の投資一任契約に係る信託財産との間の売買取引について、他の顧客の利益を害する取引を内容とした投資を行うなどの弊害を排除する必要がある。インターナル・クロス取引についてはそのニーズ等を勘案し、16年3月の投資顧問業法施行規則の改正で、投資者保護の観点から個別取引ごとに双方の顧客の同意を得ることを条件に可能としたところであり、これ以上の規制改革については慎重に対応する必要があると考える。		z0300010	金融庁	財産の効率的運用に資するインターナル・クロス取引に係る規制を緩和すること	5096	50960005	11	社団法人信託協会	5	財産の効率的運用に資するインターナル・クロス取引に係る規制を緩和すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>投資一任契約に係る信託財産と他の投資一任契約に係る信託財産との間のインターナル・クロス取引を行うには、「あらかじめ個別の取引ごとに双方の顧客の同意を得る必要がある。」</li> <li>ここで、当該インターナル・クロス取引を信託業法第29条第2項及び第3項の規律を参考に、以下の条件により行うことを可能とするよう、要望するもの。</li> <li>投資一任契約においてインターナル・クロス取引を行う旨及び当該取引の概要についての定めがあること</li> <li>取引が公正なものであること</li> <li>取引後に当該取引に係る開示がなされること</li> <li>特に、恣意的裁量の入る余地がなく機械的に財産の運用が行われる、パッシブ・ファンド、モデル・ドリブン・ファンドについては、少なくとも上記の条件により可能として頂きたい。</li> </ul>		コストの削減、価格変動リスクの削減等を目的として行われるものであり、顧客の利益に資するものである。しかし、現行の規制に従い、当該取引を行う都度、事前にかつ個別に顧客の同意を得ることは実務上困難であり、当該取引を禁止しているのに事実上等しく、無用な取引コストが発生し、顧客の利益を害する結果を招来している。	
投資顧問業法第16条	投資顧問業者は、契約を締結している顧客に対し、定期的に自己売買等の実績について記載した書面を交付することが義務付けられている。	c	-	投資顧問業法第16条では、顧客に投資助言又は顧客から一任されて投資を行った銘柄について自己の計算において売買等を行った事実の有無等を顧客に書面にて交付することを義務づけているが、これは、利益相反の状況となるおそれの強い行為について顧客へ開示を義務づけているものである。証券業又は信託業務を兼営する投資顧問業者については、その業務上、頻繁にかつ大量の自己売買行為を行っているところであり、公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないとして内閣総理大臣の承認を受けた場合に限りその書面の交付義務を除外しているところであり、それ以外の投資顧問業者については当該規制を除外することについては投資者保護の観点から適当ではないと考える。		z0300011	金融庁	16条書面交付義務免除の承認規定の拡大適用	5003	50030011	11	社団法人 日本証券投資顧問業協会	11	16条書面交付義務免除の承認規定の拡大適用	証券業または信託業務を営む投資顧問業者には、一定の条件の下で16条書面交付義務が免除されている。それ以外の投資顧問業者についても、イコールフットイングの観点から一定の要件を満たす場合には、16条書面交付義務免除の適用を検討して頂きたい。認可投資顧問業者については、16条書面交付が免除されたとしても、32条書面に規定される報告書交付が義務付けられており、投資者保護については問題ないと考えられる。		証券業または信託業務を営む投資顧問業者には、一定の条件の下で16条書面交付義務が免除されている。それ以外の投資顧問業者についても、イコールフットイングの観点から一定の要件を満たす場合には、16条書面交付義務免除の適用を検討して頂きたい。認可投資顧問業者については、16条書面交付が免除されたとしても、32条書面に規定される報告書交付が義務付けられており、投資者保護については問題ないと考えられる。	
保険業法 第275条、同施行規則 第211条、第211条の2、第211条の3	銀行等による保険商品の窓口販売については、平成13年4月より、住宅ローン関連の信用生命保険、長期火災保険及び債務返済支援保険並びに海外旅行傷害保険を対象商品として開始した。また、平成14年10月より、個人年金保険、財形保険、年金払積立傷害保険、財形傷害保険を対象商品に追加するとともに、住宅ローン関連の信用生命保険に係る子会社・兄弟会社限定を撤廃した。	b	I III	銀行等による保険商品の販売対象商品の更なる拡大については、規制改革・民間開放推進3か年計画において「引き続き検討を行い、速やかに結論を得、所要の措置を講ずる。」とされているところであり、引き続き検討を行っているところ。なお、平成16年1月より、金融審議会において銀行等による保険販売規制の見直しについての検討が行われ、同年3月31日、金融審議会金融分科会第二部会において報告「銀行等による保険販売規制の見直しについて」がまとめられている。		z0300012	金融庁	銀行等が販売する保険商品の範囲の見直し	5007	50070001	11	社団法人第二地方銀行協会	1	銀行及びその子会社等において販売できる保険商品の全面解禁	銀行およびその子会社等において販売できる保険商品を早期に全面解禁する。また、全面解禁時において、銀行のみに対する過度な販売規制を設けることがないようにしてほしい。	銀行およびその子会社等により販売できる保険商品が、販売規制されことなく全面解禁されれば、保険商品の販売チャネルが増え、地域の顧客・消費者に質の高い保険販売サービスの提供が可能となる。		

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
保険業法 第275条、同施行規則第211条、第211条の2、第211条の3	銀行等による保険商品の窓口販売については、平成13年4月より、住宅ローン関連の信用生命保険、長期火災保険及び債務返済支援保険並びに海外旅行傷害保険を対象商品として開始した。 また、平成14年10月より、個人年金保険、財形保険、年金払積立傷害保険、財形傷害保険を対象商品に追加するとともに、住宅ローン関連の信用生命保険に係る子会社・兄弟会社限定を撤廃した。	b	I III	銀行等による保険商品の販売対象商品の更なる拡大については、規制改革・民間開放推進3か年計画において「引き続き検討を行い、速やかに結論を得、所要の措置を講ずる。」とされているところであり、引き続き検討を行っているところ。 なお、平成16年1月より、金融審議会において銀行等による保険販売規制の見直しについての検討が行われ、同年3月31日、金融審議会金融分科会第二部会において報告「銀行等による保険販売規制の見直しについて」がまとめられている。		z0300012	金融庁	銀行等が販売する保険商品の範囲の見直し	5015	50150003	11	都銀懇話会	3	銀行並びに銀行子会社等及び銀行持株会社の子会社等による保険商品の販売規制の更なる緩和	銀行、銀行子会社、銀行持株会社の子会社等による保険商品の販売を早期に全面解禁する。また、解禁当初から、可能な限り幅広い商品について販売を可能とする。また、銀行窓販の保険商品拡大に伴う弊害防止措置については、顧客の利便性向上並びに銀行実務の観点から過度の規制とならないよう、必要なものに限定し、販売状況等に応じて見直しを行う		銀行による保険窓販は利用者のワンストップ・ショッピングに対するニーズに 応えるもので、顧客の利便性の飛躍的な 向上が期待できる。弊害防止措置につ いては、それが過度の規制となれば、顧客 の利便性を損なうとともに、販売にあ たって顧客理解を得られないなど実務的 にワークしない虞がある。銀行による保 険販売の状況をモニタリングしつつ、必 要に応じて見直しを行うことが必要	
保険業法 第275条、同施行規則第211条、第211条の2、第211条の3	銀行等による保険商品の窓口販売については、平成13年4月より、住宅ローン関連の信用生命保険、長期火災保険及び債務返済支援保険並びに海外旅行傷害保険を対象商品として開始した。 また、平成14年10月より、個人年金保険、財形保険、年金払積立傷害保険、財形傷害保険を対象商品に追加するとともに、住宅ローン関連の信用生命保険に係る子会社・兄弟会社限定を撤廃した。	b	I III	銀行等による保険商品の販売対象商品の更なる拡大については、規制改革・民間開放推進3か年計画において「引き続き検討を行い、速やかに結論を得、所要の措置を講ずる。」とされているところであり、引き続き検討を行っているところ。 なお、平成16年1月より、金融審議会において銀行等による保険販売規制の見直しについての検討が行われ、同年3月31日、金融審議会金融分科会第二部会において報告「銀行等による保険販売規制の見直しについて」がまとめられている。		z0300012	金融庁	銀行等が販売する保険商品の範囲の見直し	5028	50280001	11	社団法人全国地方銀行協会	1	銀行及びグループ会社で販売できる保険商品のさらなる拡大	すべての保険商品について、銀行及び銀行子会社における販売が可能になることにより、顧客に対し銀行商品(貯蓄型商品)と保険商品(保障型商品)とをバランスよく組み合わせ提供することが可能となり、顧客のライフプランニングに応じた総合的な資産形成アドバイスの実施、本格的なパンカシュラノスの実現への道が開ける。 金融審議会金融分科会第二部会の報告「銀行等による保険販売規制の見直しについて」(平成16年3月31日)では、「銀行等による保険販売規制の見直しについては、本報告後、例えば1年後から段階的に行うこととし、(中略)遅くとも本報告後3年後には、銀行等において原則として全ての保険商品を取り扱えるようにすることが適当」とされたが、できる限り早期に全面解禁されるべきである。 また、弊害防止措置について、一例として、「新たに認められる商品については、従来の抱合せ販売の禁止に加えて、『圧力販売につながるような融資先に対する保険販売を禁止』することが適当」とされたが、過度の規制は銀行の事務負担の増大のみならず、顧客利便を損なうことにも繋がるため、販売を禁止する融資先企業の範囲については最小限に止めると、慎重に検討を行うべきである。	銀行等における保険商品の窓口販売は、平成13年4月より、住宅ローン関連の信用生命保険、長期火災保険及び債務返済支援保険並びに海外旅行傷害保険を対象商品として開始された。その後、平成14年10月より、個人年金保険、財形保険、年金払積立傷害保険及び財形傷害保険が対象商品として追加されたが、依然として銀行等が提供できる保険商品は限定的なものに止まっている。 規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月19日閣議決定、以下「3か年計画」)における記述 「銀行等が原則としてすべての保険商品を取り扱えること、その銀行の子会社又は兄弟会社である保険会社の商品に限定しないことについて引き続き検討を行い、速やかに結論を得、所要の措置を講ずる。」 『全国規模の規制改革・民間開放要望』に対する各官庁からの回答、および「閣議答(平成16年7月23日および8月11日公表、以下「各省庁における検討状況」)における記述 「銀行等による保険商品の販売対象商品の更なる拡大については、3か年計画、金融審議会金融分科会第二部会における報告を踏まえて、引き続き検討を行っているところ。		
保険業法 第275条、同施行規則第211条、第211条の2、第211条の3	銀行等による保険商品の窓口販売については、平成13年4月より、住宅ローン関連の信用生命保険、長期火災保険及び債務返済支援保険並びに海外旅行傷害保険を対象商品として開始した。 また、平成14年10月より、個人年金保険、財形保険、年金払積立傷害保険、財形傷害保険を対象商品に追加するとともに、住宅ローン関連の信用生命保険に係る子会社・兄弟会社限定を撤廃した。	b	I III	銀行等による保険商品の販売対象商品の更なる拡大については、規制改革・民間開放推進3か年計画において「引き続き検討を行い、速やかに結論を得、所要の措置を講ずる。」とされているところであり、引き続き検討を行っているところ。 なお、平成16年1月より、金融審議会において銀行等による保険販売規制の見直しについての検討が行われ、同年3月31日、金融審議会金融分科会第二部会において報告「銀行等による保険販売規制の見直しについて」がまとめられている。		z0300012	金融庁	銀行等が販売する保険商品の範囲の見直し	5028	50280002	11	社団法人全国地方銀行協会	2	銀行子会社等における保険代理店業務の解禁	銀行の子会社等における保険代理店業務の追加	銀行の子会社等の業務範囲に保険代理店業務を追加する。	銀行法第16条の2第1項には、銀行が子会社にできる会社を列挙しており、このうち第8号に「金融関連業務を専ら営む会社」が掲げられている。「金融関連業務を専ら営む会社」には「保険専門関連業務(保険業務の代理、保険業務を含む)」を含むことが含まれるが、これは、銀行が保険会社の子会社等として保有している場合に限り、当該保険会社の子会社等としてのみ保有できることとされている。 「3か年計画」における記述 「銀行等が原則としてすべての保険商品を取り扱えること、その銀行の子会社又は兄弟会社である保険会社の商品に限定しないことについて引き続き検討を行い、速やかに結論を得、所要の措置を講ずる。」 「各省庁における検討状況」における記述 「銀行等による保険商品の販売対象商品の更なる拡大については、3か年計画、金融審議会金融分科会第二部会における報告を踏まえて、引き続き検討を行っているところ。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
保険業法 第275条、同施行規則第211条、第211条の2、第211条の3	銀行等による保険商品の窓口販売については、平成13年4月より、住宅ローン関連の信用生命保険、長期火災保険及び債務返済支援保険並びに海外旅行傷害保険を対象商品として開始した。 また、平成14年10月より、個人年金保険、財形保険、年金払積立傷害保険、財形傷害保険を対象商品に追加するとともに、住宅ローン関連の信用生命保険に係る子会社・兄弟会社限定を撤廃した。	b	I III	銀行等による保険商品の販売対象商品の更なる拡大については、規制改革・民間開放推進3か年計画において「引き続き検討を行い、速やかに結論を得、所要の措置を講ずる。」とされているところであり、引き続き検討を行っているところ。 なお、平成16年1月より、金融審議会において銀行等による保険販売規制の見直しについての検討が行われ、同年3月31日、金融審議会金融分科会第二部会において報告「銀行等による保険販売規制の見直しについて」がまとめられている。		z0300012	金融庁	銀行等が販売する保険商品の範囲の見直し	5037	50370013	11	社団法人全国信用組合中央協会	13	信用組合による保険窓販商品の範囲の拡大等	窓販できる保険商品を限定するのではなく、窓販できない保険商品を列挙し、原則自由とすること。		窓販商品を制限する根拠として压力販売などの弊害が挙げられるが、金融商品販売法、消費者契約法等の法整備によってそのような懸念は少なくなっている。	
保険業法 第275条、同施行規則第211条、第211条の2、第211条の3	銀行等による保険商品の窓口販売については、平成13年4月より、住宅ローン関連の信用生命保険、長期火災保険及び債務返済支援保険並びに海外旅行傷害保険を対象商品として開始した。 また、平成14年10月より、個人年金保険、財形保険、年金払積立傷害保険、財形傷害保険を対象商品に追加するとともに、住宅ローン関連の信用生命保険に係る子会社・兄弟会社限定を撤廃した。	b	I III	銀行等による保険商品の販売対象商品の更なる拡大については、規制改革・民間開放推進3か年計画において「引き続き検討を行い、速やかに結論を得、所要の措置を講ずる。」とされているところであり、引き続き検討を行っているところ。 なお、平成16年1月より、金融審議会において銀行等による保険販売規制の見直しについての検討が行われ、同年3月31日、金融審議会金融分科会第二部会において報告「銀行等による保険販売規制の見直しについて」がまとめられている。		z0300012	金融庁	銀行等が販売する保険商品の範囲の見直し	5059	50590020	11	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	20	信用金庫による保険募集可能商品の範囲の拡大等	(保険業法の規制の撤廃) 保険募集可能商品の制限を早期に全面撤廃し、地域の会員・顧客ニーズに総合的に対応できるようにする。	信用金庫による保険募集を限定せず、原則的に全ての保険商品を募集できるようにする。 とくにワンストップ・ショッピングに準ずる利用者ニーズが高い第3分野及び小口の保険性商品をはじめとする個人分野の保険商品についてはできる限り早期に解禁する。 なお、金融審議会金融分科会第2部会報告(平成16年3月31日)で示された新たに考えられる弊害防止措置に関しては、過剰な規制とならないようにする。	信用金庫の保険募集を制限する根拠として、預金・融資情報等の不当な利用や優越的地位を不当に利用した募集行為などの弊害が挙げられているが、保険業法及び金融商品販売法並びに個人情報保護法等の法整備が進んでいることなどから信用金庫が保険募集を行うために考えられる弊害防止措置は整っている。第3分野などの保険商品は、消費者ニーズが顕在化しているために契約件数は増加しているが、現状の契約加入率は相対的に高くないため、利用者利便の向上に資する。融資の条件として保険募集を行う行為は、抱合せ販売として既に禁止されているなど、過剰な弊害防止措置は利用者利便を損なう。	
保険業法 第275条、同施行規則第211条、第211条の2、第211条の3	銀行等による保険商品の窓口販売については、平成13年4月より、住宅ローン関連の信用生命保険、長期火災保険及び債務返済支援保険並びに海外旅行傷害保険を対象商品として開始した。 また、平成14年10月より、個人年金保険、財形保険、年金払積立傷害保険、財形傷害保険を対象商品に追加するとともに、住宅ローン関連の信用生命保険に係る子会社・兄弟会社限定を撤廃した。	b	I III	銀行等による保険商品の販売対象商品の更なる拡大については、規制改革・民間開放推進3か年計画において「引き続き検討を行い、速やかに結論を得、所要の措置を講ずる。」とされているところであり、引き続き検討を行っているところ。 なお、平成16年1月より、金融審議会において銀行等による保険販売規制の見直しについての検討が行われ、同年3月31日、金融審議会金融分科会第二部会において報告「銀行等による保険販売規制の見直しについて」がまとめられている。		z0300012	金融庁	銀行等が販売する保険商品の範囲の見直し	5063	50630001	11	在日米商工会議所(ACCJ)	1	銀行等の保険募集に係る保険商品の全面解禁	銀行の保険募集につき、現在の商品規制を撤廃し、民間の保険会社が提供する全種類の保険商品の販売を認めるよう求める。		全面的な解禁は、銀行による保険販売の自由化が日本の消費者にもたらす利益を最大化し、外国保険会社を含むすべての保険会社にとっての公平性を確保するために必要不可欠である。消費者利益の観点からも、保険商品の全面解禁により、銀行における金融商品の販売方法は、これまでの金融商品の説明に重点をおくものから、顧客のニーズに基づいたコンサルティングを行い最も適切な金融商品を推奨する販売手法への変化が促進される。特に、消費者保護及び市場監督のいづれの観点から見ても、銀行が販売できる保険商品の自由化を商品で区切って段階的に行うべき根拠は存在しない。	



「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
保険業法 第275条、同施行規則第211条、第211条の2、第211条の3	銀行等による保険商品の窓口販売については、平成13年4月より、住宅ローン関連の信用生命保険、長期火災保険及び債務返済支援保険並びに海外旅行傷害保険を対象商品として開始した。 また、平成14年10月より、個人年金保険、財形保険、年金払積立傷害保険、財形傷害保険を対象商品に追加するとともに、住宅ローン関連の信用生命保険に係る子会社・兄弟会社限定を撤廃した。	b	I III	銀行等による保険商品の販売対象商品の更なる拡大については、規制改革・民間開放推進3か年計画において「引き続き検討を行い、速やかに結論を得、所要の措置を講ずる。」とされているところであり、引き続き検討を行っているところ。 なお、平成16年1月より、金融審議会において銀行等による保険販売規制の見直しについての検討が行われ、同年3月31日、金融審議会金融分科会第二部会において報告「銀行等による保険販売規制の見直しについて」がまとめられている。		z0300012	金融庁	銀行等が販売する保険商品の範囲の見直し	5086	50860014	11	社団法人リース事業協会	14	銀行が販売する住宅ローン関連の長期火災保険について事業の用に供する建物も対象に含めること	平成13年4月、住宅ローン関連の長期火災保険、債務返済支援保険、信用生命保険、海外旅行傷害保険の銀行等による窓口販売が可能になった。しかしながら、住宅ローン関連の長期火災保険の販売については、居住の用に供する建物の建設等に係るローン関連の保険は対象とするが、賃貸住宅など事業の用に供する建物については対象としていない。 事業の用に供する建物の取得にあっても、居住用建物の取得と同じく銀行の資金を利用するケースは多い。取得目的の如何に関わらず住宅ローンの融資にあたっては当該担保物件の損害保険金請求権への質権設定が必須となる場合がほとんどである。事業用建物に関する火災保険についても銀行が代理店となることで融資実行と同時に保険付保が可能となり、事前に火災保険を手配する手間がなくなり、銀行窓口でのワンストップ手続きが可能になる。	現在、一部の保険について「保険契約者等の保護に欠けるおそれがない場合」として銀行による販売が認められているが、その他の保険について銀行が販売することが「保険契約者等の保護に欠ける」とは思われず、一方で、銀行の収益機会を奪い、契約者にとっても得るべき利便性が阻害されている。本年6月、同要望に対して金融庁から「銀行等による保険商品の販売対象商品の更なる拡大については、規制改革・民間開放推進3か年計画（16年3月19日）、金融審議会金融分科会第二部会における報告（16年3月31日）を踏まえて、前回回答のとおり、引き続き検討を行っているところ。」との回答が示された。早急な見直しを期待する。		
保険業法 第275条、同施行規則第211条、第211条の2、第211条の3	銀行等による保険商品の窓口販売については、平成13年4月より、住宅ローン関連の信用生命保険、長期火災保険及び債務返済支援保険並びに海外旅行傷害保険を対象商品として開始した。 また、平成14年10月より、個人年金保険、財形保険、年金払積立傷害保険、財形傷害保険を対象商品に追加するとともに、住宅ローン関連の信用生命保険に係る子会社・兄弟会社限定を撤廃した。	b	I III	銀行等による保険商品の販売対象商品の更なる拡大については、規制改革・民間開放推進3か年計画において「引き続き検討を行い、速やかに結論を得、所要の措置を講ずる。」とされているところであり、引き続き検討を行っているところ。 なお、平成16年1月より、金融審議会において銀行等による保険販売規制の見直しについての検討が行われ、同年3月31日、金融審議会金融分科会第二部会において報告「銀行等による保険販売規制の見直しについて」がまとめられている。		z0300012	金融庁	銀行等が販売する保険商品の範囲の見直し	5086	50860025	11	社団法人リース事業協会	25	自社リース物件に係る動産総合保険の取扱の容認	銀行持株会社の子会社が営むことができる保険業務は、銀行法施行規則第17条の3第2項第3号の4に列挙されている保険契約の締結の代理は媒介に限定されているが、取扱可能な保険契約に、自社リース物件に係る動産総合保険を追加する。 自社リース物件に係る動産総合保険の代理店業務の開始	銀行に対する保険業務の規制は、融資の見返りや顧客に対する優越的地位の濫用等への懸念が要因となっている。これに対し、リース会社における動産総合保険は、リース会社が自社リース物件に付保するものであり、また、銀行系以外のリース会社では通常の業務として取扱っているにも拘らず、問題となる事態は発生していないことから、そのような懸念はないものと思われる。加えて、本取扱を容認することで、取引先へのリースに係る、新たな保険を使ったサービス内容の充実が図られ、取引先の利便性が向上する。		
保険業法 第275条、同施行規則第211条、第211条の2、第211条の3	銀行等による保険商品の窓口販売については、平成13年4月より、住宅ローン関連の信用生命保険、長期火災保険及び債務返済支援保険並びに海外旅行傷害保険を対象商品として開始した。 また、平成14年10月より、個人年金保険、財形保険、年金払積立傷害保険、財形傷害保険を対象商品に追加するとともに、住宅ローン関連の信用生命保険に係る子会社・兄弟会社限定を撤廃した。	b	I III	銀行等による保険商品の販売対象商品の更なる拡大については、規制改革・民間開放推進3か年計画において「引き続き検討を行い、速やかに結論を得、所要の措置を講ずる。」とされているところであり、引き続き検討を行っているところ。 なお、平成16年1月より、金融審議会において銀行等による保険販売規制の見直しについての検討が行われ、同年3月31日、金融審議会金融分科会第二部会において報告「銀行等による保険販売規制の見直しについて」がまとめられている。		z0300012	金融庁	銀行等が販売する保険商品の範囲の見直し	5092	50920014	11	オリックス株式会社	14	銀行が販売する住宅ローン関連の長期火災保険について事業の用に供する建物も対象に含めること	平成13年4月、住宅ローン関連の長期火災保険、債務返済支援保険、信用生命保険、海外旅行傷害保険の銀行等による窓口販売が可能になった。しかしながら、住宅ローン関連の長期火災保険の販売については、居住の用に供する建物の建設等に係るローン関連の保険は対象とするが、賃貸住宅など事業の用に供する建物については対象としていない。 事業の用に供する建物の取得にあっても、居住用建物の取得と同じく銀行の資金を利用するケースは多い。取得目的の如何に関わらず住宅ローンの融資にあたっては当該担保物件の損害保険金請求権への質権設定が必須となる場合がほとんどである。事業用建物に関する火災保険についても銀行が代理店となることで融資実行と同時に保険付保が可能となり、事前に火災保険を手配する手間がなくなり、銀行窓口でのワンストップ手続きが可能になる。	現在、一部の保険について「保険契約者等の保護に欠けるおそれがない場合」として銀行による販売が認められているが、その他の保険について銀行が販売することが「保険契約者等の保護に欠ける」とは思われず、一方で、銀行の収益機会を奪い、契約者にとっても得るべき利便性が阻害されている。本年6月、同要望に対して金融庁から「銀行等による保険商品の販売対象商品の更なる拡大については、規制改革・民間開放推進3か年計画（16年3月19日）、金融審議会金融分科会第二部会における報告（16年3月31日）を踏まえて、前回回答のとおり、引き続き検討を行っているところ。」との回答が示された。早急な見直しを期待する。		



「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 補助 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
保険業法 第275条、同施行規則第211条、第211条の2、第211条の3	銀行等による保険商品の窓口販売については、平成13年4月より、住宅ローン関連の信用生命保険、長期火災保険及び債務返済支援保険並びに海外旅行傷害保険を対象商品として開始した。 また、平成14年10月より、個人年金保険、財形保険、年金払積立傷害保険、財形傷害保険を対象商品に追加するとともに、住宅ローン関連の信用生命保険に係る子会社・兄弟会社限定を撤廃した。	b	I III	銀行等による保険商品の販売対象商品の更なる拡大については、規制改革・民間開放推進3か年計画において「引き続き検討を行い、速やかに結論を得、所要の措置を講ずる。」とされているところであり、引き続き検討を行っているところ。 なお、平成16年1月より、金融審議会において銀行等による保険販売規制の見直しについての検討が行われ、同年3月31日、金融審議会金融分科会第二部会において報告「銀行等による保険販売規制の見直しについて」がまとめられている。		z0300012	金融庁	銀行等が販売する保険商品の範囲の見直し	5120	51200025	11	欧州委員会（EU）	25	保険商品販売の完全自由化	2b. 保険商品販売の完全自由化は、3年という期間を待たずに、できるだけ速やかに行われるべきである。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」（2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部） 2.3金融サービス（銀行業務、保険、証券）による。	
保険業法 第275条、同施行規則第211条、第211条の2、第211条の3	銀行等による保険商品の窓口販売については、平成13年4月より、住宅ローン関連の信用生命保険、長期火災保険及び債務返済支援保険並びに海外旅行傷害保険を対象商品として開始した。 また、平成14年10月より、個人年金保険、財形保険、年金払積立傷害保険、財形傷害保険を対象商品に追加するとともに、住宅ローン関連の信用生命保険に係る子会社・兄弟会社限定を撤廃した。	b	I III	銀行等による保険商品の販売対象商品の更なる拡大については、規制改革・民間開放推進3か年計画において「引き続き検討を行い、速やかに結論を得、所要の措置を講ずる。」とされているところであり、引き続き検討を行っているところ。 なお、平成16年1月より、金融審議会において銀行等による保険販売規制の見直しについての検討が行われ、同年3月31日、金融審議会金融分科会第二部会において報告「銀行等による保険販売規制の見直しについて」がまとめられている。		z0300012	金融庁	銀行等が販売する保険商品の範囲の見直し	5122	51220128	11	米国	128	保険の窓販売	金融審議会の保険の基本問題に関するワーキング・グループが2004年3月に提案したとおり、原則として完全自由化を達成すべく、3年以内に銀行窓口チャネルの一律の自由化を実施する。	保険商品の銀行窓口チャネルにおける販売の自由化は、日本版「ビッグバン」の改革に沿った形で消費者の選択肢とアクセスを拡大する。		
保険業法 第275条、同施行規則第211条、第211条の2、第211条の3	銀行等による保険商品の窓口販売については、平成13年4月より、住宅ローン関連の信用生命保険、長期火災保険及び債務返済支援保険並びに海外旅行傷害保険を対象商品として開始した。 また、平成14年10月より、個人年金保険、財形保険、年金払積立傷害保険、財形傷害保険を対象商品に追加するとともに、住宅ローン関連の信用生命保険に係る子会社・兄弟会社限定を撤廃した。	b	I III	銀行等による保険商品の販売対象商品の更なる拡大については、規制改革・民間開放推進3か年計画において「引き続き検討を行い、速やかに結論を得、所要の措置を講ずる。」とされているところであり、引き続き検討を行っているところ。 なお、平成16年1月より、金融審議会において銀行等による保険販売規制の見直しについての検討が行われ、同年3月31日、金融審議会金融分科会第二部会において報告「銀行等による保険販売規制の見直しについて」がまとめられている。		z0300012	金融庁	銀行等が販売する保険商品の範囲の見直し	5122	51220129	11	米国	129	保険の窓販売	保険の基本問題に関するワーキング・グループが提案した3年以内に行われる部分的自由化のいかなる段階も、米国系会社が不利にならないよう、バランスのとれた公平な形で実施されるよう保証する。	保険商品の銀行窓口チャネルにおける販売の自由化は、日本版「ビッグバン」の改革に沿った形で消費者の選択肢とアクセスを拡大する。		

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
保険業法 第275条、同施行規則第211条、第211条の2、第211条の3	銀行等による保険商品の窓口販売については、平成13年4月より、住宅ローン関連の信用生命保険、長期火災保険及び債務返済支援保険並びに海外旅行傷害保険を対象商品として開始した。 また、平成14年10月より、個人年金保険、財形保険、年金払積立傷害保険、財形傷害保険を対象商品に追加するとともに、住宅ローン関連の信用生命保険に係る子会社・兄弟会社限定を撤廃した。	b	I III	銀行等による保険商品の販売対象商品の更なる拡大については、規制改革・民間開放推進3か年計画において「引き続き検討を行い、速やかに結論を得、所要の措置を講ずる。」とされているところであり、引き続き検討を行っているところ。 なお、平成16年1月より、金融審議会において銀行等による保険販売規制の見直しについての検討が行われ、同年3月31日、金融審議会金融分科会第二部会において報告「銀行等による保険販売規制の見直しについて」がまとめられている。		z0300012	金融庁	銀行等が販売する保険商品の範囲の見直し	5122	51220130	11	米国	130	保険の窓販売	保険商品の他のチャネルでの販売と整合性がとれるよう、また保険販売を行なう銀行が持てる販売手法のすべてを利用することを可能にするべく、保険業法施行規則の第211条を早期に廃止または改正する。		保険商品の銀行窓口チャネルにおける販売の自由化は、日本版「ビッグバン」の改革に沿った形で消費者の選択肢とアクセスを拡大する。	
保険業法 第275条、同施行規則第211条、第211条の2、第211条の3	銀行等による保険商品の窓口販売については、平成13年4月より、住宅ローン関連の信用生命保険、長期火災保険及び債務返済支援保険並びに海外旅行傷害保険を対象商品として開始した。 また、平成14年10月より、個人年金保険、財形保険、年金払積立傷害保険、財形傷害保険を対象商品に追加するとともに、住宅ローン関連の信用生命保険に係る子会社・兄弟会社限定を撤廃した。	b	I III	銀行等による保険商品の販売対象商品の更なる拡大については、規制改革・民間開放推進3か年計画において「引き続き検討を行い、速やかに結論を得、所要の措置を講ずる。」とされているところであり、引き続き検討を行っているところ。 なお、平成16年1月より、金融審議会において銀行等による保険販売規制の見直しについての検討が行われ、同年3月31日、金融審議会金融分科会第二部会において報告「銀行等による保険販売規制の見直しについて」がまとめられている。		z0300012	金融庁	銀行等が販売する保険商品の範囲の見直し	5122	51220131	11	米国	131	保険の窓販売	利害関係者（外資系を含む）に保険の窓販と（保険業法施行規則）第211条について関係省庁職員と意見交換を行なう有意義な機会を提供し、また、パブリックコメント手続きを十分に活用する事によって透明性を確保する。		保険商品の銀行窓口チャネルにおける販売の自由化は、日本版「ビッグバン」の改革に沿った形で消費者の選択肢とアクセスを拡大する。	
保険業法施行規則第211条第1項第2号（及び、同条の2第1項第2号、同条の3第1項第2号）	銀行等がその行う業務に関し知り得た顧客に関する非公開情報が保険募集に利用されることについて、事前に顧客の書面その他の適切な方法による同意を求めている。	bおよびc	III	非公開情報の取扱いについては、銀行等がその与信業務や決済業務を通じ、預金者や債務者に関する情報を継続的かつ総合的に保有する立場にあり、安易な流用による契約者保護上の問題を生じやすい状況に鑑み、銀行等による保険商品の販売の実施にあたり保護措置が講じられているもの。その取扱については、銀行等による保険商品の販売の実施状況を踏まえつつ、保険契約者等の保護の観点から検討を行う必要がある。 なお、検討に際しては、個人情報の保護に関する法律をも踏まえるとしても、本措置がとくに銀行等による保険商品の販売との関係において設けられている趣旨に鑑みると、ただちに廃止されるべきものとは考えがたいところである。		z0300013	金融庁	銀行等の保険募集に係る「非公開情報保護措置」の撤廃又は即時明確化	5007	50070002	11	社団法人第二地方銀行協会	2	保険募集における非公開情報保護措置の撤廃	保険業法施行規則の非公開情報保護措置を撤廃する。		銀行が保険以外の商品を販売する場合や銀行以外の代理店は、対象外であり、妥当性がない。また、銀行が保険募集を行う際には、非公開情報利用を事前に同意を得る必要があるが、実務上、募集、商品説明等を行う前に同意を得ることが難しい。なお、契約者の個人情報保護については、平成17年4月に施行される個人情報保護法の規制で十分であると考えられる。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)	
保険業法施行規則第211条第1項第2号(及び、同条の2第1項第2号、同条の3第1項第2号)	銀行等がその行う業務に関し知り得た顧客に関する非公開情報が保険募集に利用されることについて、事前に顧客の書面その他の適切な方法による同意を求めている。	bおよびc	Ⅲ	非公開情報の取扱いについては、銀行等がその与信業務や決済業務を通じ、預金者や債務者に関する情報を継続的かつ総合的に保有する立場にあり、安易な流用による契約者保護上の問題を生じやすい状況に鑑み、銀行等による保険商品の販売の実施にあたり保護措置が講じられているもの。その取扱いについては、銀行等による保険商品の販売の実施状況を踏まえつつ、保険契約者等の保護の観点から検討を行う必要がある。 なお、検討に際しては、個人情報の保護に関する法律をも踏まえるとしても、本措置がとくに銀行等による保険商品の販売との関係において設けられている趣旨に鑑みると、ただちに廃止されるべきものとは考えがたいところである。		z0300013	金融庁	銀行等の保険募集に係る「非公開情報保護措置」の撤廃又は即時明確化	5015	50150002	11	都銀懇話会	2	保険募集における非公開情報保護措置の撤廃	非公開情報保護措置については、個人情報保護法に一体化する方向で見直しを行い、保険業法施行規則の規定は撤廃する		銀行が保険を販売する際のみ適用される規制であり妥当性がない(銀行以外の代理店、例えば証券会社等は対象外)。銀行が保険以外の商品を販売する場合は対象外)。現状、非公開情報の範囲は明確ではなく、銀行が保険募集を行う際には、非公開情報利用の事前同意を得ることが必須。しかし、募集、商品説明等を行う前に事前同意を取得することは他に例がないこともあり、顧客の理解を得るのが難しい		
保険業法施行規則第211条第1項第2号(及び、同条の2第1項第2号、同条の3第1項第2号)	銀行等がその行う業務に関し知り得た顧客に関する非公開情報が保険募集に利用されることについて、事前に顧客の書面その他の適切な方法による同意を求めている。	bおよびc	Ⅲ	非公開情報の取扱いについては、銀行等がその与信業務や決済業務を通じ、預金者や債務者に関する情報を継続的かつ総合的に保有する立場にあり、安易な流用による契約者保護上の問題を生じやすい状況に鑑み、銀行等による保険商品の販売の実施にあたり保護措置が講じられているもの。その取扱いについては、銀行等による保険商品の販売の実施状況を踏まえつつ、保険契約者等の保護の観点から検討を行う必要がある。 なお、検討に際しては、個人情報の保護に関する法律をも踏まえるとしても、本措置がとくに銀行等による保険商品の販売との関係において設けられている趣旨に鑑みると、ただちに廃止されるべきものとは考えがたいところである。		z0300013	金融庁	銀行等の保険募集に係る「非公開情報保護措置」の撤廃又は即時明確化	5028	50280004	11	社団法人全国地方銀行協会	4	保険募集における非公開情報保護措置の廃止	保険募集における非公開情報保護措置を廃止する。		銀行が保険募集を行う際には、銀行業務に際し知り得た顧客に関する非公開情報の利用につき、顧客の事前同意を得る必要があるが、他の金融商品についてはこうした制約がないにもかかわらず、保険商品の説明等を行う場合のみこうした事前同意を得ることは、顧客にとって分かりづらく理解を得にくい。また、このことが銀行業務において積みあげた顧客のストック情報を活用した有効な保険商品の提案等を困難にしている面がある。 また、平成17年4月より「個人情報の保護に関する法律」が全面施行されることに伴い、個人情報取扱事業者たる銀行には、個人情報の利用目的を特定する(個人情報保護法第15条)とともに、顧客に対しその利用目的を通知・公表、明示する(同法第16条)ことが求められるほか、利用目的達成のために必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合には顧客の同意が必要とされている(同法第16条)ため、顧客情報の不当な利用は排除できると考えられ、保険業法上の非公開情報保護措置は廃止すべきである。		
保険業法施行規則第211条第1項第2号(及び、同条の2第1項第2号、同条の3第1項第2号)	銀行等がその行う業務に関し知り得た顧客に関する非公開情報が保険募集に利用されることについて、事前に顧客の書面その他の適切な方法による同意を求めている。	bおよびc	Ⅲ	非公開情報の取扱いについては、銀行等がその与信業務や決済業務を通じ、預金者や債務者に関する情報を継続的かつ総合的に保有する立場にあり、安易な流用による契約者保護上の問題を生じやすい状況に鑑み、銀行等による保険商品の販売の実施にあたり保護措置が講じられているもの。その取扱いについては、銀行等による保険商品の販売の実施状況を踏まえつつ、保険契約者等の保護の観点から検討を行う必要がある。 なお、検討に際しては、個人情報の保護に関する法律をも踏まえるとしても、本措置がとくに銀行等による保険商品の販売との関係において設けられている趣旨に鑑みると、ただちに廃止されるべきものとは考えがたいところである。		z0300013	金融庁	銀行等の保険募集に係る「非公開情報保護措置」の撤廃又は即時明確化	5059	50590001	11	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	1	保険募集における非公開情報保護措置の撤廃	(保険業法による規制の撤廃事項)預金取扱い金融機関を対象に講じられている非公開情報保護措置を撤廃する。	会員・顧客の情報を活用することができれば、会員・顧客のライフプランに応じた、より適切な保険募集が可能となる。		個人情報保護法の施行後においては、非公開情報と個人情報を分ける意味が薄れる。すなわち、個人情報保護法等の定めにしたがい、取得する個人情報の利用目的を顧客に通知・公表することで、顧客の情報が保険募集もしくは他の業務に利用されることは明らかなものとなる。非公開情報保護措置では、原則として書面への明示的な同意(すなわち署名等)が必要とされているが、署名等がなされた当該書面は個人情報を含む媒体となるので、別途個人情報を保護するための手当てが必要になるという悪循環が発生する可能性がある。	新規



「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
保険業法施行規則第211条第1項第2号(及び、同条の2第1項第2号、同条の3第1項第2号)	銀行等がその行う業務に関し知り得た顧客に関する非公開情報が保険募集に利用されることについて、事前に顧客の書面その他の適切な方法による同意を求めている。	bおよびc	Ⅲ	非公開情報の取扱いについては、銀行等がその与信業務や決済業務を通じ、預金者や債務者に関する情報を継続的かつ総合的に保有する立場にあり、安易な流用による契約者保護上の問題を生じやすい状況に鑑み、銀行等による保険商品の販売の実施にあたり保護措置が講じられているもの。その取扱いについては、銀行等による保険商品の販売の実施状況を踏まえつつ、保険契約者等の保護の観点から検討を行う必要がある。 なお、検討に際しては、個人情報の保護に関する法律をも踏まえるとしても、本措置がとくに銀行等による保険商品の販売との関係において設けられている趣旨に鑑みると、ただちに廃止されるべきものとは考えがたいところである。		z0300013	金融庁	銀行等の保険募集に係る「非公開情報保護措置」の撤廃又は即時明確化	5063	50630002	11	在日米国商工会議所(ACCJ)	2	銀行の保険募集に係る「非公開情報保護措置」の撤廃	「非公開情報保護措置」により、銀行等が知り得た顧客情報を有効活用した保険募集をすることが妨げられていることから、撤廃すべきである。		銀行等による保険募集については、保険業法に基づきその適正な募集と契約者保護が図られることに加え、保険の購入が当該銀行との他の取引に影響しないことの明示など銀行等がその優越的地位を行使したいわゆる圧力募集等の弊害防止措置がすでに講じられている。加えて、当該規制により、銀行等がその行う業務(保険募集に係るものを除く)に際し知り得た顧客に関する非公開情報を保険募集に利用することにつき事前に当該顧客から書面による同意を取得しなければ、銀行等は保険募集を行うことができない。  かかる規制は圧力募集等の弊害防止という規制の趣旨に照らして過度の規制となっている。もしも銀行等の金融商品販売に圧力募集等の弊害があるのであれば、銀行等が保険以外の金融商品を販売する場合にも同様の非公開情報保護措置が義務付けられるべきであるが、保険以外の金融商品の販売につきそうした規制は存在しない。	
保険業法施行規則第211条第1項第2号(及び、同条の2第1項第2号、同条の3第1項第2号)	銀行等がその行う業務に関し知り得た顧客に関する非公開情報が保険募集に利用されることについて、事前に顧客の書面その他の適切な方法による同意を求めている。	bおよびc	Ⅲ	非公開情報の取扱いについては、銀行等がその与信業務や決済業務を通じ、預金者や債務者に関する情報を継続的かつ総合的に保有する立場にあり、安易な流用による契約者保護上の問題を生じやすい状況に鑑み、銀行等による保険商品の販売の実施にあたり保護措置が講じられているもの。その取扱いについては、銀行等による保険商品の販売の実施状況を踏まえつつ、保険契約者等の保護の観点から検討を行う必要がある。 なお、検討に際しては、個人情報の保護に関する法律をも踏まえるとしても、本措置がとくに銀行等による保険商品の販売との関係において設けられている趣旨に鑑みると、ただちに廃止されるべきものとは考えがたいところである。		z0300013	金融庁	銀行等の保険募集に係る「非公開情報保護措置」の撤廃又は即時明確化	5063	50630003	11	在日米国商工会議所(ACCJ)	3	銀行等の保険募集に係る「非公開情報保護措置」の即時明確化	万が一、当該規制の撤廃が遅れる場合は、金融庁は事務ガイドライン等において規制内容を、以下のとおり、直ちに明確にすべきである。 1. 保険募集に利用されるべき発生するおそれの高い「非公開情報」を具体的に例示すること。又、顧客の氏名・性別・年齢・住所・電話番号・Eメールなどは銀行等の「特別の情報」ではなく、銀行等が保険募集に利用し得る情報であることを明確にすること。 2. 同意取得方法について、銀行等がその取引に伴い得た顧客情報を保険募集に利用することを明示し、顧客がかかる利用を望まないこととの意思表示をしたときにこれに反する方法も「その他の適切な方法による同意」に該当することを明確にすること。 3. 銀行等における保険商品の販売方法がこれまでの対面販売から郵送・電話・ウェブなど他の方法に拡大することが予想されることから、販売方法ごとの弊害発生の可能性に基づいた同意取得方法・時期につき明示すること。 4. 本措置につき、文書による開示と説明を行い、第一回目の保険販売が終了するまでに当該顧客からの同意を取得することが、「その他の適切な方法」のひとつに該当することを明確にすること。		個人・顧客の権利利益の保護は個人・顧客情報の有用性とのバランスの上で図られるべき(個人情報の保護に関する法律第1条参照)ところ。当該「非公開情報保護措置」においては、非公開情報の範囲や同意取得時期・方法が明確でないため、銀行は顧客氏名・住所等を含めて非公開情報として事前の同意取得につき厳格な対応をしており、その結果、この非公開情報保護措置が銀行の保険販売におけるその顧客情報の有効利用にとって過度の障害となっている。金融庁は、「契約者保護の観点から当該措置が講じられておりその観点から検討を行うことが必要」と回答しているものの、一定の期限内で具体的な検討を行い結論を出すべきである。金融庁が「非公開情報」の範囲を示さないこと等から当該ルールが不明確になっているだけでなく、「顧客の預金、為替取引、資金の振り入れ等にかかる情報その他の特別の情報」と定義されている「非公開情報」に名前や住所等の個人情報すべてが含まれるという解釈を金融庁が示している結果、不当な過剰規制となっている。	
保険業法施行規則第211条第1項第2号(及び、同条の2第1項第2号、同条の3第1項第2号)	銀行等がその行う業務に関し知り得た顧客に関する非公開情報が保険募集に利用されることについて、事前に顧客の書面その他の適切な方法による同意を求めている。	bおよびc	Ⅲ	非公開情報の取扱いについては、銀行等がその与信業務や決済業務を通じ、預金者や債務者に関する情報を継続的かつ総合的に保有する立場にあり、安易な流用による契約者保護上の問題を生じやすい状況に鑑み、銀行等による保険商品の販売の実施にあたり保護措置が講じられているもの。その取扱いについては、銀行等による保険商品の販売の実施状況を踏まえつつ、保険契約者等の保護の観点から検討を行う必要がある。 なお、検討に際しては、個人情報の保護に関する法律をも踏まえるとしても、本措置がとくに銀行等による保険商品の販売との関係において設けられている趣旨に鑑みると、ただちに廃止されるべきものとは考えがたいところである。		z0300013	金融庁	銀行等の保険募集に係る「非公開情報保護措置」の撤廃又は即時明確化	5075	50750001	11	外国損害保険協会(FNLIA)	1	銀行等の保険募集に係る「非公開情報保護措置」の撤廃	「非公開情報保護措置」により銀行等が知り得た顧客に関する情報を有効活用した保険募集が妨げられているので、これを撤廃する。		銀行等による保険募集は保険業法により適正な募集と契約者保護が図られている。又、銀行等による保険の募集が当該銀行等との他の取引に影響を及ぼさない様いわゆる圧力募集等の弊害防止措置が講じられている。 更に、銀行等がその行う業務に際して知り得た顧客に関する非公開情報を保険募集に利用する場合は、事前に当該顧客の書面その他の適切な方法による同意を求めている。 しかるに「非公開情報保護措置」は、保険募集についてのみ講じられる措置であり銀行等が営む業務全体に関してはこの様な規制は存在していない。 金融庁は、「契約者保護の観点から当該措置が講じられておりその観点から検討を行うことが必要」と回答しているものの、一定の期限内で具体的な検討を行い結論を出すことを目指しているとは理解できない。 金融庁が「非公開情報」の範囲を示さないこと等から当該ルールが不明確になっているだけでなく、「顧客の預金、為替取引、資金の振り入れ等にかかる情報その他の特別の情報」と定義されている「非公開情報」に名前や住所等の個人情報すべてが含まれるという解釈を金融庁が示している結果、不当な過剰規制となっている。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
保険業法施行規則第211条第1項第2号(及び、同条の2第1項第2号、同条の3第1項第2号)	銀行等が行う業務に関し知り得た顧客に関する非公開情報が保険募集に利用されることについて、事前に顧客の書面その他の適切な方法による同意を求めている。	bおよびc	III	非公開情報の取扱いについては、銀行等がその与信業務や決済業務を通じ、預金者や債権者に関する情報を継続的かつ総合的に保有する立場にあり、安易な流用による契約者保護上の問題を生じやすい状況に鑑み、銀行等による保険商品の販売の実施にあたり保護措置が講じられているもの。その取扱いについては、銀行等による保険商品の販売の実施状況を踏まえつつ、保険契約者等の保護の観点から検討を行う必要がある。 なお、検討に際しては、個人情報の保護に関する法律をも踏まえるとしても、本措置がとくに銀行等による保険商品の販売との関係において設けられている趣旨に鑑みると、ただちに廃止されるべきものとは考えがたいところである。		z0300013	金融庁	銀行等の保険募集に係る「非公開情報保護措置」の撤廃又は即時明確化	5075	50750002	11	外国損害保険協会(FNLIA)	2	銀行等の保険募集に係る「非公開情報保護措置」の即時明確化	金融庁は本措置に係る内容を事務ガイドライン等で明確化する必要がある。 具体的には、 1. 保険募集に利用される弊害が発生する恐れの高い非公開情報を具体的に例示すること。 2. 顧客の氏名・性別・年齢・住所・電話番号・E-メールアドレス等の非金融非健康情報は、銀行等の「特別の情報」ではないことを確認すること。 3. 銀行等の保険募集が対面募集だけでなく、郵便・電話・インターネット等他の募集方法に拡大することも考えられるので、募集方法毎の顧客同意取得方法それにその時期を明確にすること。 4. 本措置につき、文書による開示と説明を行い、第一回目保険販売が終了するまでに当該顧客からの同意を取得することが、「その他の適切な方法」のひとつであることを確認すること。		個人情報保護法では「個人情報の有用性に配慮しつつ個人の権利利益を保護すること」としているが「非公開情報保護措置」は非公開情報の特定、同意取得の時期、その方法が厳格に規定されていない。 したがって銀行等は顧客の氏名・住所等をも非公開情報としており、その結果銀行等の保険募集における顧客情報の有効利用が阻害されている。	
信託業法 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	信託代理店については、兼営法施行規則第7条の2の2により銀行等の金融機関が規定されている。	a	I	「信託業のあり方に関する中間報告書」(金融審議会第二部会報告(15.7.28))において、信託契約の取次ぎのみを行う者については、その範囲を幅広く認める方向で検討を行うことが適当とされ、また、信託業務の適格性を監督当局において判断することが適当とされたところである。この報告を踏まえ、信託業法案を第159回通常国会に提出し同国会において閉会中審査案件とされたところであるが、第161回臨時国会において成立した。		z0300014	金融庁	信託代理店における信託併営業業務の取扱禁止業務の撤廃	5007	50070003	11	社団法人第二地方銀行協会	3	信託代理店における信託併営業業務の取扱禁止業務の撤廃	信託代理店の取扱業務に不動産媒介業務や遺言執行業務を認める。	信託代理店において、遺言執行業務を取扱うことができれば、地域における遺言信託へのニーズに応えることができる。 また、不動産の売買・賃借の媒介・代理等の不動産関連業務が信託代理店に解禁されれば、不動産を含めた資産に関する総合的なコンサルティングサービスの提供が可能になる。		
銀行法第10条第2項、第11条、投資顧問業法第4条	有価証券に係る投資顧問業は、銀行法第10条第2項の付随業務に規定されていないため、銀行は投資顧問業を営むことができない。	b	I	銀行については、利益相反の防止、経営の健全性の確保及び取引の公正性確保等の観点から、株式の売買の取次ぎ業務等の証券業を行うことが制限されているところであるが、銀行が助言業務を行うことを可能とした場合、書面取次ぎとあわせ、証券業に類似する行為が可能となるおそれがあることを踏まえれば実施は困難である。 しかし、銀行等への証券仲介業務を解禁する証券取引法の改正が12月1日から施行されたことを踏まえ、本件についてはこれらの定着状況を見極めながら検討を行う。		z0300015	金融庁	銀行による投資顧問業務の解禁	5007	50070004	11	社団法人第二地方銀行協会	4	銀行による投資顧問業務の解禁	銀行本体による投資顧問業務を解禁してほしい。	現在の投資信託は、直接金融でありながら、証券会社・信託銀行・投資顧問会社・銀行など中間マージンが大きく、コストが割高である。直接金融発展の観点から、規制緩和の努力が必要であると考えられる。		

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
銀行法第10条第2項、第11条、投資顧問業法第4条	有価証券に係る投資顧問業は、銀行法第10条第2項の付随業務に規定されていないため、銀行は投資顧問業を営むことができない。	b	I	銀行については、利益相反の防止、経営の健全性の確保及び取引の公正性確保等の観点から、株式の売買の取次ぎ業務等の証券業を行うことが制限されているところであるが、銀行が助言業務を行うことを可能とした場合、書面取次ぎとあわせ、証券業に類似する行為が可能となるおそれがあることを踏まえれば実施は困難である。 しかし、銀行等への証券仲介業務を解禁する証券取引法の改正が12月1日から施行されたことを踏まえ、本件についてはこれらの定着状況を見極めながら検討を行う。		z0300015	金融庁	銀行による投資顧問業務の解禁	5028	50280006	11	社団法人全国地方銀行協会	6	投資顧問業法における投資助言業務の解禁	顧客の有価証券投資に係る助言業務を普通銀行本体にも認める。			信託兼営金融機関については、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則」の改正により、平成16年4月1日付で投資助言業務および投資一任業務が解禁されている。 「各官庁における検討状況」における記述・銀行については、利益相反の防止、経営の健全性の確保及び取引の公正性の確保等の観点から、株式の売買の取次ぎ業務等の証券業を行うことが制限されているところであるが、銀行が助言業務を行うことを可能とした場合、書面取次ぎとあわせ、証券業と類似する行為が可能となるおそれがあることを踏まえれば、実施は困難である。しかし、銀行への証券仲介業務を解禁する証券取引法の改正が平成16年通常国会において行われ、平成16年12月1日に施行されることを踏まえ、これらの措置の定着状況を見極めながら検討を行う。
銀行法第12条、第16条の2	銀行は、銀行法第12条に基づき固有業務、その他付随業務及び担保付社債信託法その他の法律により営む業務以外の業務を営むことができない。また、銀行法第16条に規定されている以外の会社を子会社としてはならないとされている。	b	I	銀行の業務範囲は、銀行の経営の健全性確保の観点から他業禁止が課せられていることを踏まえ、銀行業務との関連性、必要性について慎重に検討する。		z0300016	金融庁	ビジネスマッチング業務等に係る地域金融機関本体及びその子会社への不動産仲介業務の一部解禁	5007	50070005	11	社団法人第二地方銀行協会	5	ビジネスマッチング業務等に係る地域金融機関本体及びその子会社への不動産仲介業務の一部解禁	地域銀行において、ビジネスマッチング業務や不良債権処理に関連する範囲で、不動産仲介業務を行うことを認めてほしい。			ビジネス・マッチング業務や不良債権処理等から派生して、不動産絡みの案件が生じていること、従前から、預貸業務(住宅ローン等を含む)においても、同業務から派生して、不動産関係の相談を受ける機会があること、等から、不動産売買・仲介業務の取扱が可能になれば、リレーションシップバンキングの機能強化に役立ち、顧客に対して総合的な充実したサービスを提供することができる。
特定融資枠契約に関する法律第2条	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が①資本金が5億円以上又は負債総額が200億円以上の株式会社(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第1条の2第1項)、②資本金が3億円を超える株式会社、③特定債権等譲渡業者(特定債権等に係る事業の規制に関する法律第2条第5項)、④特定目的会社(資産の流動化に関する法律第2条第3項)等である場合に限定される。	b	I	法務省及び金融庁としては、現時点で、直ちに中小企業等に借主の範囲を拡大することは時期尚早であると判断しているが、借主の範囲の拡大に関する検討については、今後も、引き続き行う方針である。 コミットメントライン契約については、需要創出型の新たな金融サービスであり、借主が利用し始めるまでその利便性を実感するものであるとする指摘があるが、平成15年に実施した借り手側のニーズ調査によれば、借主の範囲の拡大について中小企業等の中にも顕著な要望があり、また、地方公共団体に関してはコミットメントライン契約を利用したいとのニーズがほとんどないという結果であった。実際に平成15年改正で借主の範囲に拡大された中小企業の利便状況は低調であった。これらの事実を踏まえ、一定の融資枠が手数料なしに設定される借主側取引等の従来の借入方法に加え、実際に融資を受けた場合の利息の返済に手数料の発生が必要となるコミットメントライン契約を利用したいという現実的なニーズが中小企業等の借主側どの程度あるのかについては慎重に評価していく必要があると思われる。 また、経済的弱者である中小企業等に借主の範囲を拡大すれば、中小企業等が締結するコミットメントライン契約に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」による制限が及ばなくなる結果となり、手数料名目に合法的に高金利を請求されるおそれがあり、このようなおそれがある以上、いかに中小企業等に対する高金利貸付の抑制策の効果等を見極めることなく、現時点において、直ちに経済的弱者である中小企業や地方公共団体等に借主の範囲を拡大するよう改正を行うことは時期尚早ではないと考える。 このため、法務省及び金融庁としては、今後の検討においては、借主の範囲の拡大の是非について、高金利貸付の抑制策の効果等の評価やニーズの把握等を行うつつ、慎重に判断していく必要があるとされているものである。		z0300017	金融庁、法務省	コミットメントライン契約適用対象の拡大	5007	50070006	11	社団法人第二地方銀行協会	6	コミットメントライン契約適用対象の拡大	コミットメントライン契約の適用対象を拡大し、中小企業(資本金3億円以下)のほか地方公共団体・特別法に定められた地方公団等を加える。			コミットメントライン契約は中小企業等にとっても有益な資金調達手段であり、借主の対象に中小企業等を追加し、資金調達手段の多様化を図ることが必要である。



「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」Ⅲ-2-2(3)	・銀行は、銀行法第10条から12条までにおいて業務の範囲を規定しており、他の業務を行うことができない。 ・中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-2(3)において、銀行法第10条第2項に規定するその他付随業務の範囲にあるかどうかの判断にあつての要件を明確化している。	d	-	「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」Ⅲ-2-2(1)において、「銀行が、従来から固有業務と一体となって実施することを認められてきたコンサルティング業務、M&Aに関する業務、事務受託業務については、取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化の観点から、固有業務と切り離してこれらの業務を行う場合も「その他の付随業務」に該当する」ことを明らかにしており、これに該当する場合には行うことが可能である。		z0300018	金融庁	銀行の「その他の付随業務」の更なる緩和	5007	50070007	11	社団法人第二地方銀行協会	7	銀行の「その他の付随業務」の更なる緩和	その他の付随業務については、これまで緩和されてきているが、更に、顧客からの委託に応じて「金融経済の調査・研究」を行うこと、ISO、プライベートシールド等の認証希望先をコンサルティング会社への紹介し、成功した場合にコンサルティング会社から手数料を得ることを認めてほしい。		取引先のニーズに応え、銀行業務を通して培った人材の有効活用を可能とし、銀行の手数料収入の増強が図られるとともに、顧客の認証取得ニーズに応えることのできるほか、コンサルティング会社にとってもコースの発掘が可能となる。	
「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」Ⅲ-2-2(3)	「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」Ⅲ-2-2(3)において、営業用不動産を賃貸する場合の要件の明確化を図っている。	d	Ⅳ	「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」Ⅲ-2-2(3)において、営業用不動産を賃貸する場合の要件の明確化を図っており、当該要件に合致する営業用不動産の有効活用は、その他の付随業務として認められることを明らかにしている。		z0300019	金融庁	営業用不動産の有効活用に関する規制緩和の徹底	5007	50070008	11	社団法人第二地方銀行協会	8	リストラにより生じた遊休不動産等の有効活用の自由化	リストラ等により、営業用不動産であったものが業務の用に供されなくなった場合に、第三者への賃貸等を行うこと、老朽化した店舗を建て替える場合、特に都市部においては市場環境により建物規模を決定するのが一般的であり、銀行利用以外を賃貸することにより、収益向上につながる。また、駐車場の一部をコインパークとして賃貸することにより不法駐車を防止し、銀行にとっても収益向上につながる。当該業務により、銀行の固有業務が影響を受け、顧客に対するサービス低下や預金者の資産や取引者の安全を害する事態は生じないこと、第三者に利用を認めることにより、地域の活性化にも結びつくこと。		以下の理由による。 銀行が固有業務を遂行する中で正当に生じた余力を将来にわたり活用するのは企業活動として当然の行為であり、収益基盤の強化にも結びつくこと 老朽化した店舗を建て替える場合、特に都市部においては市場環境により建物規模を決定するのが一般的であり、銀行利用以外を賃貸することにより、収益向上につながる。また、駐車場の一部をコインパークとして賃貸することにより不法駐車を防止し、銀行にとっても収益向上につながる。当該業務により、銀行の固有業務が影響を受け、顧客に対するサービス低下や預金者の資産や取引者の安全を害する事態は生じないこと 第三者に利用を認めることにより、地域の活性化にも結びつくこと。	
「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」Ⅲ-2-2(3)	「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」Ⅲ-2-2(3)において、営業用不動産を賃貸する場合の要件の明確化を図っている。	d	Ⅳ	「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」Ⅲ-2-2(3)において、営業用不動産を賃貸する場合の要件の明確化を図っており、当該要件に合致する営業用不動産の有効活用は、その他の付随業務として認められることを明らかにしている。		z0300019	金融庁	営業用不動産の有効活用に関する規制緩和の徹底	5037	50370007	11	社団法人全国信用組合中央協会	7	営業用不動産の有効活用に関する規制緩和の徹底	営業用不動産の有効活用については、原則自由である旨、運用上徹底する。		平成15年6月に事務ガイドラインが公表されたが、財務局では営業用不動産の取扱いについては、旧事務連絡ベースでの指導が依然として行われている。店舗の廃止等により生じた遊休不動産を賃貸することが営業用不動産の有効活用に該当するかどうかの基準が不明確である。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」Ⅲ-2-2(3)	「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」Ⅲ-2-2(3)において、営業用不動産を賃貸する場合の要件の明確化を図っている。	d	Ⅳ	「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」Ⅲ-2-2(3)において、営業用不動産を賃貸する場合の要件の明確化を図っており、当該要件に合致する営業用不動産の有効活用は、その他の付随業務として認められることを明らかにしている。		z0300019	金融庁	営業用不動産の有効活用に関する規制緩和の徹底	5059	50590030	11	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	30	事業用不動産の有効活用に関する規制緩和の徹底(他業禁止の判断基準の明確化)	(信用金庫法の運用の明確化)事業用不動産の有効活用の運用を明確化する。	事業用不動産の有効活用については原則自由であることとし、他業禁止規制の範囲を明確にする。	監督指針で明確化しているとするが、類似の事例にもかかわらず、財務局によって運用が異なる等、必ずしも明確化しているとは言えない。	継続
銀行法第15条、同法施行規則第16条、第35条第1項第7号	銀行の営業時間は、午前9時から午後3時までとされている。ただし、その営業所の「所在地又は設置場所等の特殊事情」により、異なる営業時間とする必要がある場合には、当該営業所について営業時間を変更することができる。	a	Ⅲ	為替取引や当座預金業務を行っていないなど利用者利便を損なわず決済システムに支障がないと認められる営業所にかかる営業時間の規制については緩和することとし、その具体的な内容について16年度中に検討を行い、措置する。		z0300020	金融庁	店舗の営業時間に係る規制の撤廃もしくは届出の簡素化	5007	50070010	11	社団法人第二地方銀行協会	10	店舗の営業時間に係る規制の撤廃もしくは届出の簡素化	店舗の営業時間の規制(午前9時から午後3時まで)を撤廃するか、もしくは営業時間を変更する場合の届出を事後届出へ移行する。	店舗の営業時間の規制(午前9時から午後3時まで)を撤廃するか、もしくは営業時間を変更する場合の届出を事後届出へ移行する。	以下のような現状を踏まえると、現行の画一的な営業時間規制を行っていかねばならない必然性は薄まってきており、今後は各行の自己責任において、顧客のニーズ、利便性の確保を踏まえた店舗運営を行うことで特に問題ないものと考えられる。 ・現行の店舗の営業時間の規制は、窓口業務を想定したものであり、銀行業務の多様化や機械化、インターネットバンキング、コンビニATMの登場により、従来の窓口業務を想定した営業時間の概念は陳腐化している。 ・インストアランチなどでは、出店先であるスーパーマーケット等の店舗の開店時間(例えば午前10時)に合わせて営業を開始する事例も増えている。 ・最小限の人員による小型店舗の場合、営業時間を地域特性に合わせた時間帯に絞り込むことで、防犯上、労務管理上の負担が軽減される。 また、個別事情を勘案して営業所ごとの規制緩和とした場合、顧客への周知等の措置を徹底したうえで、届出を事後とすることで事務負担の軽減と店舗運営の機動性確保を図っていただきたい。	
保険業法 第300条第1項第9号、同施行規則 第234条第1項第2号、平成10年大蔵省告示第238号(平成10年6月8日)、金融庁事務ガイドライン(第二分冊 保険会社関係)2-2(6)	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集が一部の保険商品を除き禁止されている。	b	Ⅲ	構成員契約規制のあり方については、規制改革・民間開放推進3か年計画において「金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得るべく、引き続き検討を進める。」とされているところであり、金融審議会等の場において引き続き検討を行う。		z0300021	金融庁	生命保険の構成員契約規制の廃止	5007	50070011	11	社団法人第二地方銀行協会	11	生命保険の構成員契約規制の廃止	生命保険の構成員契約規制を廃止する。	生命保険の構成員契約規制を廃止する。	構成員契約規制は、生命保険会社と募集代理店契約を締結した企業が優越的な地位の濫用や圧力募集を行うことを防止することを目的として設けられているものであるが、実態に係らず事前かつ一律に募集を禁止しているため、顧客の申し出による場合にも保険の販売ができず、顧客利便性の観点で問題である。 また、生命保険を募集する際、顧客勤務先の確認が必要であり、これが実務上の負担となっている。 損害保険や第三分野商品には構成員契約規制はなく、生命保険だけ規制する理由はないと考えられる。 銀行による保険募集については、圧力募集防止のための弊害防止措置が検討されており、構成員契約規制は二重規制になる。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
保険業法 第300条第1項第9号、同施行規則 第234条第1項第2号、平成10年大蔵省告示第238号(平成10年6月8日)、金融庁事務ガイドライン(第二分冊 保険会社関係)2-2(6)	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集が一部の保険商品を除き禁止されている。	b	Ⅲ	構成員契約規制のあり方については、規制改革・民間開放推進3か年計画において「金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得るべく、引き続き検討を進める。」とされているところであり、金融審議会等の場において引き続き検討を行う。		z0300021	金融庁	生命保険の構成員契約規制の廃止	5015	50150001	11	都銀懇話会	1	生命保険の募集に関わる構成員契約規制の撤廃	生命保険の募集に関わる構成員契約規制を撤廃する		構成員契約規制は、実態に係らず、事前かつ一律に保険の募集を禁止する過剰規制。形式基準のため、顧客申出による場合も保険の販売が出来ず、顧客利便性の観点で問題。また、顧客動向の特定が困難なケースも多いなど(同名企業の存在等)、実務上の負担大。さらに、損害保険や第三分野商品では規制がなく、生命保険だけに適用される規制であり、妥当性に欠く	
保険業法 第300条第1項第9号、同施行規則 第234条第1項第2号、平成10年大蔵省告示第238号(平成10年6月8日)、金融庁事務ガイドライン(第二分冊 保険会社関係)2-2(6)	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集が一部の保険商品を除き禁止されている。	b	Ⅲ	構成員契約規制のあり方については、規制改革・民間開放推進3か年計画において「金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得るべく、引き続き検討を進める。」とされているところであり、金融審議会等の場において引き続き検討を行う。		z0300021	金融庁	生命保険の構成員契約規制の廃止	5028	50280003	11	社団法人全国地方銀行協会	3	生命保険の募集に係る構成員契約規制の廃止	生命保険の募集に係る構成員契約規制を廃止する。		現状、生命保険募集人(銀行等)と「密接な関係」を有する法人の役員員に対しては、当該役員員が自らの意思で保険商品の購入を銀行等に申し出た場合であっても、銀行等は当該商品の説明すらできないことになっている。本規制は顧客利便を著しく損ない、銀行等における生命保険販売の実質的な障壁ともなっている。 加えて、本規制により、銀行等が顧客に対して生命保険の募集を行う際には、商品内容やリスク等の説明を行う前に、まず顧客の勤務先を確認しなければならぬが、個人情報取扱いに関する関心が高まる中、このような不自然な確認事務を行うことは、顧客の側に無用な混乱と不信感を惹起する結果となりかねない。 このような過度な規制を廃止することにより、顧客利便の向上、銀行等の収益機会の拡大、事務負担(特定関係法人の確認に係る事務)の軽減等を図ることができると考えられる。	「3か年計画」における記述 ・行政改革委員会の意見を最大限尊重し、金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得るべく、引き続き検討を進める。 「各官庁における検討状況」における記述 ・構成員契約規制のあり方については、3か年計画において「金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得るべく、引き続き検討を進める」とされているところであり、金融審議会等の場において引き続き検討を行う。
保険業法 第300条第1項第9号、同施行規則 第234条第1項第2号、平成10年大蔵省告示第238号(平成10年6月8日)、金融庁事務ガイドライン(第二分冊 保険会社関係)2-2(6)	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集が一部の保険商品を除き禁止されている。	b	Ⅲ	構成員契約規制のあり方については、規制改革・民間開放推進3か年計画において「金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得るべく、引き続き検討を進める。」とされているところであり、金融審議会等の場において引き続き検討を行う。		z0300021	金融庁	生命保険の構成員契約規制の廃止	5029	50290001	11	東京海上日動火災保険株式会社	1	生命保険の構成員契約規制の廃止	規制を撤廃していただきたい。	これまで実質的に制限を受けていた法人代理店による構成員契約の取扱が可能となることで消費者利益の向上を図ることが出来る。また、保険会社や募集代理店においても事務精査ロード等の削減による効率化を図ることが出来る。	現在、企業代理店においては生命保険取扱を認めているにも関わらず、この構成員の生命保険募集については一律禁止となっており、構成員からの生命保険の照会を受けた場合、ライフプランに合わせた保険設計などの十分な対応を行うことが出来ず、顧客対応として問題がある(消費者利益の向上に待る)状況にある。	



「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
保険業法 第300条第1項第9号、同施行規則 第234条第1項第2号、平成10年大蔵省告示第238号(平成10年6月8日)、金融庁事務ガイドライン(第二分冊 保険会社関係)2-2(6)	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集が一部の保険商品を除き禁止されている。	b	Ⅲ	構成員契約規制のあり方については、規制改革・民間開放推進3か年計画において「金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得るべく、引き続き検討を進める。」とされているところであり、金融審議会等の場において引き続き検討を行う。		z0300021	金融庁	生命保険の構成員契約規制の廃止	5037	50370015	11	社団法人全国信用組合中央協会	15	生命保険の構成員契約規制の廃止	生命保険の募集において、法人募集代理店の役員・従業員又は当該法人募集代理店と密接な関係を有する法人の役員若しくは使用人に対する募集禁止の規制(構成員契約規制)を廃止すること。		法人募集代理店として生命保険の募集を行う際に障害となっている。	
保険業法 第300条第1項第9号、同施行規則 第234条第1項第2号、平成10年大蔵省告示第238号(平成10年6月8日)、金融庁事務ガイドライン(第二分冊 保険会社関係)2-2(6)	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集が一部の保険商品を除き禁止されている。	b	Ⅲ	構成員契約規制のあり方については、規制改革・民間開放推進3か年計画において「金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得るべく、引き続き検討を進める。」とされているところであり、金融審議会等の場において引き続き検討を行う。		z0300021	金融庁	生命保険の構成員契約規制の廃止	5059	50590022	11	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	22	生命保険の構成員契約規制等の撤廃	(保険業法の規制の撤廃)生命保険の構成員契約規制を撤廃する。	業務上の地位等を不当に利用するなどの圧力募集を未然に防止する観点で設けられている生命保険の構成員契約規制については信用金庫への適用を除外する。	信用金庫における保険募集は、通常の生命保険募集人と異なり、非公開情報保護措置、優越的地位を利用した募集禁止、他の金融取引への影響の排除など、事前に様々な行為規制が保険業法等で適用されており、業務上の地位等を不当に利用する等の圧力募集を未然に防止する措置が既にとられている。	継続
保険業法 第300条第1項第9号、同施行規則 第234条第1項第2号、平成10年大蔵省告示第238号(平成10年6月8日)、金融庁事務ガイドライン(第二分冊 保険会社関係)2-2(6)	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集が一部の保険商品を除き禁止されている。	b	Ⅲ	構成員契約規制のあり方については、規制改革・民間開放推進3か年計画において「金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得るべく、引き続き検討を進める。」とされているところであり、金融審議会等の場において引き続き検討を行う。		z0300021	金融庁	生命保険の構成員契約規制の廃止	5086	50860012	11	社団法人リース事業協会	12	生命保険募集人が使用人に対して行なう保険契約の申込をさせる行為の規制の見直し	法人である生命保険募集人又は保険仲立人が使用人に対して生命保険契約の申込みをさせる行為をすることを可能にすることを要望する。		構成員契約規制については、1997年12月に行政改革委員会が内閣総理大臣に提出した最終意見の中で「圧力募集の防止措置として過剰規制である。販売チャネルについて消費者の選択を狭めるものである。法的根拠が明確でない。したがって、構成員契約規制は妥当ではなく、廃止すべきである」と指摘されていた。本年6月、同要望に対して金融庁から「構成員契約規制のあり方については、規制改革・民間開放推進3か年計画において「金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得るべく、引き続き検討を進める。」とされているところであり、検討の方向性及びスケジュール(結論時期)を示すことは困難であるが、前回回答のとおり、引き続き検討を行う。」との回答が示された。早急な見直しを期待する。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)	
保険業法 第300条第1項第9号、同施行規則 第234条第1項第2号、平成10年大蔵省告示第238号(平成10年6月8日)、金融庁事務ガイドライン(第二分冊 保険会社関係)2-2(6)	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集が一部の保険商品を除き禁止されている。	b	Ⅲ	構成員契約規制のあり方については、規制改革・民間開放推進3か年計画において「金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得るべく、引き続き検討を進める。」とされているところであり、金融審議会等の場において引き続き検討を行う。		z0300021	金融庁	生命保険の構成員契約規制の廃止	5092	50920012	11	オリックス株式会社	12	生命保険募集人が使用人に対して行う保険契約の申込をさせる行為の規制の見直し	法人である生命保険募集人又は保険仲立人が使用人に対して生命保険契約の申込みをさせる行為をすることを可能にすることを要望する。		構成員契約規制については、1997年12月に行政改革委員会が内閣総理大臣に提出した最終意見の中で「圧力募集の防止措置として過剰規制である。販売チャネルについて消費者の選択を狭めるものである。法的根拠が明確でない。したがって、構成員契約規制は妥当ではなく、廃止すべきであると考え。」と指摘されていた。本年6月、同要望に対して金融庁から「構成員契約規制のあり方については、規制改革・民間開放推進3か年計画において『金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得るべく、引き続き検討を進める。』とされているところであり、検討の方向性及びスケジュール(結論時期)を示すことは困難であるが、前回回答のとおり、引き続き検討を行う。」との回答が示された。早急な見直しを期待する。		
保険業法 第300条第1項第9号、同施行規則 第234条第1項第2号、平成10年大蔵省告示第238号(平成10年6月8日)、金融庁事務ガイドライン(第二分冊 保険会社関係)2-2(6)	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集が一部の保険商品を除き禁止されている。	b	Ⅲ	構成員契約規制のあり方については、規制改革・民間開放推進3か年計画において「金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得るべく、引き続き検討を進める。」とされているところであり、金融審議会等の場において引き続き検討を行う。		z0300021	金融庁	生命保険の構成員契約規制の廃止	5094	50940010	11	ソニー株式会社	10	生命保険の構成員契約規制の廃止	生命保険の構成員契約規制を早期に廃止すべきである。		当該規制は、従業員等への圧力販売を防止するための措置として講じられているものであるが、行政改革委員会「最終意見」(平成9年12月)では、「今後、保険業法において、消費者の意見を踏まえつつ、「圧力募集」に対処する他の実効性のある透明なルールを検討するとともに、構成員契約規制の撤廃の可否を含めた検討を行うべく、引き続き検討を進める。」と述べられている。また、「規制改革推進3か年計画(改訂)」(平成14年3月29日閣議決定)では、金融審議会において引き続き検討を進めることとされているのに加え、平成16年3月19日に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画」でも平成16年において、「結論を得るべく、引き続き検討を進める。」とされている。	募集代理店が自社ないしグループ企業の従業員に保険を販売する際には常に圧力募集が行われるというわけではない。むしろ、かかる販売自体を制限することは、競争原理に反することといえる。かかる圧力募集は、商品に関する説明義務や優越的地位の濫用禁止等にかかる規制の適用ならびに、例えば公益通報者保護制度等のチェック機能の利用等により、防止可能と思われる。	
銀行法第20条、第57条	銀行は、銀行法第20条及び第57条の規定に基づき、貸借対照表等及び損益計算書を日刊新聞紙に掲載することにより公告しなければならない。	b	I	商法における決算公告の方法を踏まえ、銀行の決算公告について電磁的方法を可能とするため、具体的な内容について検討を行う。		z0300022	金融庁	電磁的方法による決算公告の許容	5007	50070012	11	社団法人第二地方銀行協会	12	電磁的方法による決算公告の許容	銀行も電磁的方法による決算公告が可能になるよう、銀行法上の手当てを行う。		インターネットの普及により、商法が改正されたことに鑑みれば、銀行だけ制約を設ける理由はないと考える。		

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
確定拠出年金運営管理機関に関する命令	営業職員による運用管理業務(運用の方法にかかる情報提供)と運用商品の販売等の事務兼務は認められていない。	c	Ⅲ	営業職員による運用管理業務と運用商品の販売等の事務の兼務については、運営管理業務の中立性確保の必要性の観点から、認めることはできない。		z0300023	厚生労働省、金融庁	確定拠出年金における運用管理業務の範囲の縮小	5007	50070013	11	社団法人第二地方銀行協会	13	確定拠出年金における運用管理業務の範囲の縮小	運用方法に係る情報提供業務は、運用管理業務に該当しないこととする。		運用方法に係る情報提供業務が運用関連業務に該当しないこととなれば、営業職員が確定拠出年金の概要および各運用商品の説明を行うことができ、効率的な営業活動が可能となる。これにより確定拠出年金の加入者がより増加し、制度もより広まること期待できる。	
確定拠出年金運営管理機関に関する命令	営業職員による運用管理業務(運用の方法にかかる情報提供)と運用商品の販売等の事務兼務は認められていない。	c	Ⅲ	営業職員による運用管理業務と運用商品の販売等の事務の兼務については、運営管理業務の中立性確保の必要性の観点から、認めることはできない。		z0300023	金融庁、厚生労働省	運用関連業務と運用商品の販売等の事務の兼務禁止ルールの廃止	5028	50280010	11	社団法人全国地方銀行協会	10	運用関連業務と運用商品の販売等の事務の兼務禁止ルールの廃止	運用関連業務(運用の方法に係る情報提供)と運用商品の販売等の事務の兼務禁止ルールを廃止する。		自行が運営管理機関である場合、提示商品の内容に関する加入者からの照会に対応できず、加入者に不信感を抱かせることに繋がりがかねない。本規制が撤廃されれば、確定拠出年金制度の概要や各運用商品に関する説明から販売事務まで、一担当が一貫して取り扱うことが可能となり、顧客利便の向上にも資する。加えて、大手金融機関に比して人的余力に乏しい地域金融機関においては、より柔軟な組織運営・業務展開が可能となり、確定拠出年金制度のさらなる普及に寄与できると考えられる。	「各省庁における検討状況」における記述・営業職員による運用管理業務と運用商品の販売等の事務の兼務について、運営管理業務の中立性確保の必要性の観点から認めることはできない。
確定拠出年金運営管理機関に関する命令	営業職員による運用管理業務(運用の方法にかかる情報提供)と運用商品の販売等の事務兼務は認められていない。	c	Ⅲ	営業職員による運用管理業務と運用商品の販売等の事務の兼務については、運営管理業務の中立性確保の必要性の観点から、認めることはできない。		z0300023	金融庁、厚生労働省	確定拠出年金制度における営業職員による運用関連業務の兼務禁止の撤廃	5037	50370018	11	社団法人全国信用組合中央協会	18	確定拠出年金制度における営業職員による運用関連業務の兼務禁止の撤廃	営業職員による運用管理業務(運用の方法に係る情報提供)と運用商品の販売等の事務の兼務禁止を撤廃すること。		営業職員による運用管理業務(運用の方法に係る情報提供)と運用商品の販売等の事務の兼務が禁止されているため、加入者の利益が阻害されている。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
確定拠出年金運営管理機関に関する命令	営業職員による運用管理業務(運用の方法にかかる情報提供)と運用商品の販売等の事務業務は認められていない。	c	Ⅲ	営業職員による運用管理業務と運用商品の販売等の事務の兼務については、運営管理業務の中立性確保の必要性の観点から、認めることはできない。		z0300023	金融庁、厚生労働省	確定拠出年金運営管理業務にかかる金融商品営業担当者による兼務禁止の緩和	5059	50590041	11	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	41	確定拠出年金運営管理業務にかかる金融商品営業担当者による兼務禁止の緩和	(確定拠出年金法の規制の緩和)右記同様	金融機関の金融商品営業担当者について、確定拠出年金運営管理業務のうち運用関連業務の兼務禁止を緩和する。兼務禁止の緩和に際しては、営業担当者が加入者に対して中立的な立場で運用関連業務を行うことを前提とする。	確定拠出年金業務を取り扱う金融機関の体制整備において、本兼務禁止措置の緩和は、確定拠出年金の普及に資するものと考えられる。	継続
確定拠出年金運営管理機関に関する命令	営業職員による運用管理業務(運用の方法にかかる情報提供)と運用商品の販売等の事務業務は認められていない。	c	Ⅲ	営業職員による運用管理業務と運用商品の販売等の事務の兼務については、運営管理業務の中立性確保の必要性の観点から、認めることはできない。		z0300023	金融庁、厚生労働省	確定拠出年金の運用関連業務と運用商品の販売等の兼業ルールの廃止等	5107	51070007	21	農林中央金庫	7	確定拠出年金制度における規制緩和	確定拠出年金運営管理機関登録事務の簡素化 金融商品営業と運営管理業務の兼務禁止ルールの見直し		協同組織金融機関など非常勤役員が多い業態の法人については、登録変更にかかる事務負担が非常に大きいことから、非常勤役員や業務担当役員のみ登録とする等、非常勤役員の住所、兼職先などの軽微な事項については登録事項から除外する等、登録にかかる事務の簡素化を要望する。 体制整備上、専門の運営管理業務担当者の配置は負担が大きく、このため加入者への全国均等なサービス展開の阻害要因となっており、金融商品営業業者であっても運営管理業務を行いうるよう兼務禁止ルールの見直しを要望する。	
本人確認法施行規則第4条	施行規則4条では、本人確認書類は、印鑑登録証明書、健康保険証、国民年金手帳、運転免許証のほか、官公庁から発行され、又は発給された書類で、当該本人の氏名、住居及び生年月日が記載があるものが要件となっている。	c	Ⅲ	本人確認の厳格化や実効性を確保する観点から、官公庁以外の者の発行する書類を本人確認書類とすることはできない。		z0300024	金融庁	銀行取引における本人確認書類の緩和	5007	50070014	11	社団法人第二地方銀行協会	14	銀行取引における本人確認書類の緩和	金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律施行規則第4条第1項第1号のへでは、写真付書類は官公庁が発行・発給したものに限定されているが、書類の発行体を以下のように緩和してほしい。 独立行政法人が発行した写真付書類を、本人確認書類として認めてほしい。 学校法人や私企業のうち、地域における知名度が高く、金融機関が適当であると判断した企業等の社員証や学生証についても本人確認書類として認めてほしい。	写真付書類は、本人以外の第三者による使用が難しいことから、発行体を緩和することで、本人確認作業の円滑化が図れる。		



「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
銀行法第16条、 銀行法施行規則 第17条	銀行法第16条の規定により、 銀行は、一営業日以内で速やかに再開されることが確実に見込まれる場合を除き、天災等で営業所又はその代理店の営業所において臨時にその業務の全部又は一部を休止するときは、直ちにその旨を、日刊新聞紙により公告し、店頭に掲示しなければならない。	b	I	公告は、銀行の臨時休業を一般公衆へ周知徹底するものであり、これを廃止することは措置困難であるが、電磁的方法によることを可能とするため、具体的な内容について検討を行う。		z0300025	金融庁	天災等により短期間臨時休業した場合の公告の廃止	5007	50070015	11	社団法人第二地方銀行協会	15	天災等により短期間臨時休業した場合の公告の廃止	天災等により短期間（例えば1週間）臨時休業した場合についての公告を廃止する。		臨時休業するのは、風水害、地震等の場合が考えられるが、そうした混乱時に公告の手配まですることは負担が大きい。	
・銀行法第十条 第二項第一号、 同法施行規則第 十七条の三第二 項第三号 ・平成10年金融 監督庁・大蔵省 告示第9号(銀行 法施行規則第 十七条の三第二 項第三号及び第 三十五号の規定 に基づく銀行等 の子会社が営む ことのできる業 務等から除かれ る業務等)を定 める件) ・中小・地域金 融機関向けの総 合的な監督指針 Ⅲ-2-7-1 (3)①信用保証 業務	・銀行の子会社等は、債務保証業務のうち、事業者に対する事業の用に供する資金に関するものについては、営むことが認められていない。	b	III	住宅ローン等消費者ローンについては、画一的かつ大量の処理が可能であり、関連会社による集中的処理を行うことが効率的であること等から、銀行の子会社が同ローンに係る信用保証業務を行っている。 銀行の子会社が事業性ローンに係る信用保証業務を行うことについて、銀行経営の健全性の観点から検討を行う。		z0300026	金融庁	銀行の子会社等における法人向け債務保証業務の解禁	5007	50070018	11	社団法人第二地方銀行協会	18	信用保証業務を営む子会社の業務範囲の拡大	信用保証業務を営む銀行の子会社が事業性ローンに係る信用保証を行うことを可能とする。		事業性ローンに係る信用保証が追加されれば、銀行が行う担保・個人保証に依存しない事業性ローンについて、債権回収管理上分離して扱うことが可能となり貸出商品組成の自由度が増大し、地域の中小零細企業に柔軟性のある保証サービスを提供できる。	
・銀行法第十条 第二項第一号、 同法施行規則第 十七条の三第二 項第三号 ・平成10年金融 監督庁・大蔵省 告示第9号(銀行 法施行規則第 十七条の三第二 項第三号及び第 三十五号の規定 に基づく銀行等 の子会社が営む ことのできる業 務等から除かれ る業務等)を定 める件) ・中小・地域金 融機関向けの総 合的な監督指針 Ⅲ-2-7-1 (3)①信用保証 業務	・銀行の子会社等は、債務保証業務のうち、事業者に対する事業の用に供する資金に関するものについては、営むことが認められていない。	b	III	住宅ローン等消費者ローンについては、画一的かつ大量の処理が可能であり、関連会社による集中的処理を行うことが効率的であること等から、銀行の子会社が同ローンに係る信用保証業務を行っている。 銀行の子会社が事業性ローンに係る信用保証業務を行うことについて、銀行経営の健全性の観点から検討を行う。		z0300026	金融庁	銀行の子会社等における法人向け債務保証業務の解禁	5015	50150008	11	都銀懇話会	8	子会社等による法人向け債権への保証業務の解禁	銀行等の子会社が営むことのできる業務として『債務の保証のうち、事業者に対する事業の用に供する資金に関するもの』を認める		現在、金融機関は個人事業者や中小企業事業者の資金ニーズに積極的に応えるべく、資金供給チャネルや貸出商品の多様化に懸命に努めているところ。グループ内の保証会社も含まれた信用保証業務の活用が解禁されれば、柔軟かつ迅速な商品設計、金融サービスの提供に貢献し、個人事業者や中小企業事業者を中心に資金調達の円滑化に繋がる	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
・銀行法第十条第二項第一号、同法施行規則第十七条の第三第二項第三号 ・平成10年金融監督庁・大蔵省告示第9号(銀行法施行規則第十七条の第三第二項第三号及び第三十五号の規定に基づく銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件) ・中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-7-1(3)①信用保証業務	・銀行の子会社等は、債務保証業務のうち、事業者に対する事業の用に供する資金に関するものについては、営むことが認められていない。	b	Ⅲ	住宅ローン等消費者ローンについては、画一的かつ大量の処理が可能であり、関連会社による集中的処理を行うことが効率的であること等から、銀行の子会社が同ローンに係る信用保証業務を行っている。 銀行の子会社が事業性ローンに係る信用保証業務を行うことについて、銀行経営の健全性の観点から検討を行う。		z0300026	金融庁	銀行の子会社等における法人向け債務保証業務の解禁	5028	50280020	11	社団法人全国地方銀行協会	20	銀行の子会社等における法人向け債権の保証業務の解禁	銀行の子会社の業務として、事業者に対する事業の用に供する資金に関する債務の保証業務を解禁する。		新たな中小企業金融への取組みの強化が求められている中、保証会社の活用は不可欠であると考えられる。銀行の子会社等に事業性ローンの保証業務が解禁されれば、地域の中小・零細企業に対し、地域性等を踏まえたより柔軟性のある保証サービスを提供することができる。	「3か年計画」における記述 ・銀行の子会社が事業性ローンに係る信用保証業務を行うこと及び保証業務を行う銀行の子会社が保証業務以外の業務も兼業できるようにすることについて、銀行経営の健全性の観点から検討を行う。 「各官庁における検討状況」における記述 ・住宅ローン等消費者ローンについては、画一的かつ大量の処理が可能であり、関連会社による集中的処理を行うことが効率的であること等から、銀行の子会社が同ローンに係る信用保証業務を行っている。銀行の子会社が事業性ローンに係る信用保証業務を行うこと及び保証業務を行う銀行の子会社が保証業務以外の業務も兼業できるようにすることについて、銀行経営の健全性の観点から検討を行う。
・銀行法施行規則第17条の3第1項第24号 ・「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」Ⅲ-2-7-2	自己競落会社の競落対象物件は、親銀行等の貸出等に係る担保物件、すなわち当該物件の競落により親銀行等に配当が見込まれる物件に限定されている。	b	Ⅳ	自己競落による競落の仕組みの検討(競落対象物件の拡大)については、「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)において、「銀行の他業禁止規定や自己競落会社が担保不動産を取得するのは親銀行が債権を回収するために真に必要な場合であって競落人が他に見出せない場合に限定されとの規制の趣旨を踏まえたうえで、不動産市場への影響も十分勘案しつつ、銀行等の財務の健全性確保の観点等に留意して、競落対象物件の範囲を親会社に配当の見込まれるものだけでなく、子会社・関係会社に配当の見込まれるものにも拡大することを検討する。」(平成16年度検討)とされたところであり、現在、検討を行っているところ。		z0300027	金融庁	自己競落会社の対象物件等に係る規制の緩和	5007	50070019	11	社団法人第二地方銀行協会	19	自己競落会社の対象物件等に係る規制の緩和	親銀行の貸出金等に係る担保物件だけではなく、子会社・関連会社の担保物件も可とする。		銀行グループとしての債権回収の円滑化に資すると考えられる。	
・銀行法施行規則第17条の3第1項第24号 ・「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」Ⅲ-2-7-2	自己競落会社の競落対象物件は、親銀行等の貸出等に係る担保物件、すなわち当該物件の競落により親銀行等に配当が見込まれる物件に限定されている。	b	Ⅳ	自己競落による競落の仕組みの検討(競落対象物件の拡大)については、「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)において、「銀行の他業禁止規定や自己競落会社が担保不動産を取得するのは親銀行が債権を回収するために真に必要な場合であって競落人が他に見出せない場合に限定されとの規制の趣旨を踏まえたうえで、不動産市場への影響も十分勘案しつつ、銀行等の財務の健全性確保の観点等に留意して、競落対象物件の範囲を親会社に配当の見込まれるものだけでなく、子会社・関係会社に配当の見込まれるものにも拡大することを検討する。」(平成16年度検討)とされたところであり、現在、検討を行っているところ。		z0300027	金融庁	自己競落会社の対象物件等に係る規制の緩和	5015	50150018	11	都銀懇話会	18	自己競落会社の対象物件等に係る規制緩和	競落対象物件の拡大し、親会社に配当のあるものだけでなく、子会社、関係会社に配当のあるものも可とする		不良債権の処理は、銀行本体のみならず、グループ全体にとって喫緊の課題。本規制緩和は、関係会社の不良債権処理を促進する上で極めて有効。その実効性を確保するためには、競落対象物件の拡大を実現することが不可欠	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
銀行法施行規則第17条の3第1項第24号・「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」Ⅲ-2-7-2	自己競落会社の競落対象物件は、親銀行等の貸出等に係る担保物件、すなわち当該物件の競落により親銀行等に配当が見込まれる物件に限定されている。	b	Ⅲ Ⅳ	自己競落による競落の仕組みの検討(競落対象物件の拡大)については、「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)において、「銀行の他業禁止規定や自己競落会社が担保不動産を取得するのは親銀行が債権を回収するために真に必要な場合であって競落人が他に見出せない場合に限定されるとの規制の趣旨を踏まえつつ、不動産市場への影響も十分勘案しつつ、銀行等の財務の健全性確保の観点等に留意して、競落対象物件の範囲を親会社に配当の見込まれるものだけでなく、子会社・関係会社に配当の見込まれるものにも拡大することを検討する。」(平成16年度検討)とされたところであり、現在、検討を行っているところ。		z0300027	金融庁	自己競落会社の対象物件に係る規制の緩和	5028	502800021	11	社団法人全国地方銀行協会	21	自己競落会社の競落対象物件に係る規制の緩和	自己競落会社の競落対象物件の範囲を拡大する。		現状、競落対象物件は競落により親銀行に配当がある物件に限定されているが、不良債権処理は銀行グループ全体で取り組むべき課題であり、子会社等に配当がある物件にまで対象範囲を拡大すべきである。	「3か年計画」における記述・銀行の他業禁止規定や自己競落会社が担保不動産を取得するのは親銀行が債権を回収するために真に必要な場合であって競落人が他に見出せない場合に限定されるとの規制の趣旨を踏まえつつ、不動産市場への影響も十分勘案しつつ、銀行等の財務の健全性確保の観点等に留意して、競落対象物件の範囲を親会社に配当の見込まれるものだけでなく、子会社・関係会社に配当の見込まれるものにも拡大することを検討する。 「各官庁における検討状況」における記述・3か年計画において「平成16年度検討」とされたことを踏まえ、顕在、検討を行っているところ。
銀行法第16条の2第1項第8号、銀行法施行規則第17条の2第6項、平成14年金融庁告示第34号(平成14年3月29日)	銀行グループ会社が営む従属業務については収入依存度規制が課せられているため、従属業務会社が複数の銀行の関連会社となること(複数銀行による関連会社の共同設立)は実質的に困難。	b	I	「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)において、「共同従属会社の設立については、銀行の経営効率化の必要性を踏まえ、銀行の他業禁止規定と本来、銀行業からみれば他業である従属業務の在り方等を踏まえつつ検討を行う。」とされていることを踏まえ、銀行の他業禁止の趣旨等を踏まえて引き続き検討を行う。		z0300028	金融庁	複数銀行による従属業務会社の共同設立の容認	5007	50070020	11	社団法人第二地方銀行協会	20	複数銀行による従属業務会社の共同設立の容認	銀行法施行規則第17条の3第1項第1号～第21号に定める業務について、当該銀行及びその子会社の収入依存度規制を緩和し、共同設立を容易にする。		複数銀行による従属子会社の共同設立ができれば、銀行の経営の効率化を図ることができる。	
銀行法第16条の2、銀行法施行規則第17条の3第1項、平成14年金融庁告示第34号(平成14年3月29日)	従属業務を営む会社は、当該銀行及びその子会社からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこととされている。	b	I	「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)において、「銀行子会社が行う集配金業務等に係る収入依存度規制の撤廃等を認めるか否かについては、銀行の経営効率化の必要性を踏まえ、銀行の他業禁止規定と、本来、銀行業から見れば他業である従属業務の在り方等を踏まえつつ検討を行う。」とされているところであり、銀行の他業禁止の趣旨等を踏まえて引き続き検討を行う。		z0300029	金融庁	銀行子会社が行う集配金業務等に係る収入依存度の撤廃	5007	50070021	11	社団法人第二地方銀行協会	21	銀行子会社が行う集配金業務等に係る収入依存度の撤廃	銀行法施行規則第17条の3第1項第19号～第21号に定める業務(現金・小切手輸送業務、集配業務、有価証券の受け渡し業務)について、当該銀行及びその子会社の収入依存度規制を撤廃し、集配金業務等の受託を容易にする。		集配金業務は顧客からのアウトソースニーズが高い業務であり、銀行が収入依存度に縛られることなく集配金業務を受託できれば、顧客利便性の向上を図りつつ、銀行経営の効率化を図ることができる。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
銀行法施行規則 第9条の3第2 項、第10条、平 成11年金融監 督庁告示第10 号第2条(平成1 1年4月1日)	銀行の代理店において営む業 務は、預金、貸付、為替取引、 債務の保証又は手形の引受 け、国・地方公共団体・会社等 の金銭の取納その他金銭に係 る事務の取扱、有価証券、貴 金属その他の物品の保護預り 及び両替に限られている。	a	I III	「規制改革・民間開放推進3か 年計画」(平成16年3月19日閣 議決定)において、「銀行代理店 制度については、金融機関の健 全性及び決済システムに与える影 響等の観点から踏まえつつ、資本 関係規制等制度の見直しを行う こととし、平成16年度中に検討 を行い、措置する。」とされてい ることを踏まえ、検討を行い、措 置する。		z0300030	金融庁	銀行子会社における代理店の取扱可 能業務の拡大	5007	50070022	11	社団法人第二地方銀行協会	22	銀行子会社における代理店の取扱可 能業務の拡大	銀行子会社における代理店の取扱可能な 業務に保険の販売、投資信託の販売を追加する。		代理店の業務制限が緩和されれば、多様 な顧客のニーズに対応できる。	
保険業法第277 条、同規則第21 4条、事務ガイド ライン2-3	生命保険募集人登録において、 申請者の住民票の抄本又はこ れに代わる書類を登録申請書 に添付することとされている。 なお、住民票の抄本等について は、原本の提出を求めている が、運転免許証等については、 その写し(コピー)で可としている ところ。	c	-	募集人の生年月日及び本人の 存否の確認を行うため、住民票 の抄本又はこれに代わる書類を 登録申請書に添付することを不 要とするは困難である。 なお、原本の提出が困難な運転 免許証、健康保険証、旅券(バ スポート)等については、その写 し(コピー)の提出で可としてい るところ。		z0300031	金融庁	生命保険募集人登録の簡素化	5007	50070026	11	社団法人第二地方銀行協会	26	生命保険募集人登録の簡素化	生命保険募集人登録に際して、登録申請 者の住民票またはこれに代わる書類の提 出について、その写しでも可とする。		生命保険募集人登録に際して、登録申請 者の住民票等を提出することは、登録対 象者および登録金融機関双方にとって事 務負担が大きく、簡素化してほしい。	
保険業法第277 条、同規則第21 4条、事務ガイド ライン2-3	生命保険募集人登録において、 申請者の住民票の抄本又はこ れに代わる書類を登録申請書 に添付することとされている。 なお、住民票の抄本等について は、原本の提出を求めている が、運転免許証等については、 その写し(コピー)で可としている ところ。	c	-	募集人の生年月日及び本人の 存否の確認を行うため、住民票 の抄本又はこれに代わる書類を 登録申請書に添付することを不 要とするは困難である。 なお、原本の提出が困難な運転 免許証、健康保険証、旅券(バ スポート)等については、その写 し(コピー)の提出で可としてい るところ。		z0300031	金融庁	生命保険募集人登録の簡素化	5037	50370014	11	社団法人全国信用組合中央協 会	14	生命保険募集人登録の簡素化	生命保険募集人登録に際して、登録申請 者の住民票又はこれに代わる書類の提出 を不要とする。		登録対象者、登録金融機関双方にとって 事務負担が大きい。	



「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
確定拠出年金法	運営管理機関の登録及び登録事項の変更際は、役員の住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出する事になっている。	c	Ⅲ	運営管理機関の登録申請手続(添付書類)・登録事項の簡素化、変更届出期間の延長については、適正な運営の監督及び加入者保護を担保する観点から認めることはできない。		z0300032	厚生労働省、金融庁	確定拠出年金の手続の簡素化	5007	50070027	11	社団法人第二地方銀行協会	27	確定拠出年金運営管理機関登録申請の簡素化	登録申請手続における「役員の住民票の抄本又はこれに代わる書類」について、その写しでも可とする。		確定拠出年金運営管理機関の登録・変更の事務処理の簡素化・迅速化が実現する。	
確定拠出年金法	運営管理機関の登録事項の変更届出は、2週間以内に行う。	c	Ⅰ	運営管理機関の登録申請手続(添付書類)・登録事項の簡素化、変更届出期間の延長については、適正な運営の監督及び加入者保護を担保する観点から認めることはできない。		z0300032	金融庁、厚生労働省	確定拠出年金の手続の簡素化	5028	50280023	11	社団法人全国地方銀行協会	23	確定拠出年金制度における運営管理機関登録事項の変更に係る期限の緩和	運営管理機関の登録事項に変更があったときは、その日から2週間以内に届け出なければならないとの期間制限を緩和する。		変更時より2週間以内に届け出ること は時間的にタイトな場合もあるため、本 期間制限を緩和(例えば、変更の都度届 け出を行うのではなく、定期的に年1- 2回の基準日時点における情報を届け出 れば可とする等)すべきである。現状、 役員の氏名及び住所等、頻繁に変更が生 じ得る事項については、とりわけ登録事 項を管理する事務負担が大きくなってい る。	「各官庁における検討 状況」における記述 ・運用管理機関の登録事 項の変更届け出期間の延 長については、適正な運 営の監督を担保する観点 から、認めることはでき ない。
確定拠出年金法	運営管理機関は、登録事項に変更が合った時は、その日から2週間以内に主務大臣に届出なければならない。	c	Ⅰ	運営管理機関の登録申請手続(添付書類)・登録事項の簡素化、変更届出期間の延長については、適正な運営の監督及び加入者保護を担保する観点から認めることはできない。		z0300032	金融庁、厚生労働省	確定拠出年金の手続の簡素化	5037	50370021	11	社団法人全国信用組合中央協会	21	運営管理機関登録に係る変更届提出対象事項の緩和	軽微な変更事項については、年1回等の 変更届出書提出とする。		変更届出書提出対象事項の変更有無の管 理事務負担が大きいため。 企業または加入者等の運営管理機関の選 定等に及ぼす影響が少ないと認められる 事項(非常勤役員の変更、資本金額の少 額変更等)については、加入者保護の観 点からも、変更の都度届け出る必要性は 低いと考えられるため。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
確定拠出年金法	運営管理機関の登録の際は、役員の氏名、住所、兼務に関する事項その他必要な事項を提出しなければならない。	○	I III	運営管理機関の登録申請手続(添付書類)・登録事項の簡素化、変更届出期間の延長については、適正な運営の監督及び加入者保護を担保する観点から認めることはできない。		z0300032	金融庁、厚生労働省	確定拠出年金の手続の簡素化	5107	51070007	11	農林中央金庫	7	確定拠出年金制度における規制緩和	確定拠出年金運営管理機関登録事務の簡素化 金融商品営業と運営管理業務の兼務禁止ルールの見直し		協同組織金融機関など非常勤役員が多い業態の法人については、登録変更にかかる事務負担が非常に大きいことから、常勤役員や兼務担当役員のみでの登録とする、非常勤役員の住所、兼職先などの軽微な事項については登録事項から除外する等、登録にかかる事務の簡素化を要望する。 体制整備上、専門の運営管理業務担当者の配置は負担が大きく、このため加入者への全国均等なサービス展開の阻害要因となっており、金融商品営業者であっても運営管理業務を行うよう兼務禁止ルールの見直しを要望する。	
確定拠出年金法	運営管理機関の登録事項の変更届出は、2週間以内に行う。	○	I	運営管理機関の登録申請手続(添付書類)・登録事項の簡素化、変更届出期間の延長については、適正な運営の監督及び加入者保護を担保する観点から認めることはできない。		z0300032	金融庁、厚生労働省	確定拠出年金の手続の簡素化	5107	51070012	11	全国農協中央会・農林中央金庫	12	確定拠出年金制度における運営管理機関の登録事項の変更に関する期限の緩和	確定拠出年金運営管理機関の登録事項に変更があったときは、その日から2週間以内に届け出なければならない期間制限を緩和する。		役員が変更となった場合については登記簿謄本、住民票、履歴書等が、出資の総額が変更となった場合については登記簿謄本を添付書類として期限内に提出する必要があるが、取得に手間がかかる上、期限が短いことから事務負担が大きくなっている。	
金融先物取引法第63条、金融先物取引法施行規則第15条第1項第3号	金融先物取引業者の役員又は重要な使用人に変更があった場合の届出に際し、新たな役員又は重要な使用人が成年後見人に該当しない旨の官公署の証明書の提出や、履歴書に本人の署名押印を行うことが規定されている。	○	III	金融先物取引業者を営む者の業務の適正な運営を確保するために現行の規定を維持する必要がある。		z0300033	金融庁	金融先物取引業に係る役員等の変更時の手続の簡素化	5007	50070028	11	社団法人第二地方銀行協会	28	金融先物取引業に係る役員等の変更時の手続の簡素化	履歴書について、本人の署名押印を省略し、また、成年後見人に該当しない旨の証明書は廃止する。		銀行法第7条の2において、銀行の常務に従事する取締役は、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者でなければならないとされており、銀行の取締役に業者不適格者が就任することは考えられない。 事務手続の簡素化を図る。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
ア.組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(以下「法」という。)第54条第1項及び疑わしい取引の届出の方法等に関する命令(総理府令・法務省令第1号)第1条並びに「イ.「タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出について(要請)」(行政指導)」	ア.タリバーン関係者の金融取引については、「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等に処罰に関する法律」等で処罰対象になる資金である可能性が極めて高いため、リストに追加がある都度関係団体を通じて要請文書により法に基づく「疑わしい取引の届出」を求めている。イ. さらに、法に基づく届出対象取引の有無にかかわらず、各金融機関における調査状況を把握するための調査表を、法に基づく届出とは別様式で提出するよう、文書による行政指導として求めている。	ア.外為法に基づく報告と法に基づく届出様式の統一については、イ.法に基づく届出をインターネット経由で行うことについては、行政指導による調査表の提出については、廃止を含めた簡素化について、	法上の措置は必要としない。	ア.法に基づく届出は、外為関係に加え国内の口座保有や送金も対象。また、マネロン犯罪捜査のため捜査機関が利用。このような外為法とは異なる制度趣旨に基づいて現在の様式が定められているため、外為法に基づく報告との様式の統一はできない。イ.電子申請・届出システムでの法に基づく届出は既に可能。ウ.届出制度の定着を踏まえ、金融機関の負担を配慮し、調査表の提出の廃止を含めた簡素化について早急に検討。		z0300034	金融庁、財務省	タリバーン関係者等の取引調査報告の一本化・電子化	5007	50070029	11	社団法人第二地方銀行協会	29	タリバーン関係者等の取引調査報告の一本化・電子化	報告先・報告様式を一本化するが、電磁的方法(インターネット)による報告を可能にする。		財務省に対する「資本取引の状況に関する特別の報告」と金融庁に対する「タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出」がほぼ同じ内容になっている。これを一本化することにより、事務の軽減になる。	
証券取引法第65条の2第5項において準用する同法第30条第1項金融機関の証券業務に関する内閣府令第12条	・営業所の位置変更があった場合には、位置変更をした営業所の名称、新所在地、旧所在地、変更年月日を届出。	c	-	登録金融機関の証券業務について、問題が生じた場合に備え、営業所の名称及び所在地を把握しておくことは投資者保護上最低限必要であり、監督を行う上で当該届出を不要とすることはできない。 ※証券会社についても営業所の所在地について同様の届出が必要である。		z0300035	金融庁	証券業務を営む営業所に係る届出事項の簡素化	5007	50070030	11	社団法人第二地方銀行協会	30	証券業務を営む営業所に係る届出事項の簡素化	証券業務を営む営業所に関して「位置の変更」があった場合の届出を不要とし、証券業の登録申請書5面(証券業務を営む本店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地)において、営業所又は事務所の所在地の記載を不要とする。		証券業務を営む営業所の「位置の変更」の届出は提出頻度が高く、事務負担が大きい。また、当局が個々の「証券業務を営む営業所の位置」まで把握する必要はないと考える。	
労働金庫法施行令第3条第1号	本人名義の預金を担保として貸し付けることは認められているが、第三者名義の預金を担保として貸し付けることは認められていない。	b	II	○ 労働金庫は、会員の相互扶助を基本とする協同組織金融機関であることから、員外貸付については、例外的に本来業務を妨げない範囲内で認められているものである。 ○ このことにより、第三者の預金を担保とした員外融資を検討するに当たっては、労働金庫の協同組織金融機関としての位置付けを踏まえつつ、第三者の預金を担保とした員外融資について、実体上どの程度ニーズがあるのかを検証した上での検討を行っていく必要があると考えている。		z0300036	厚生労働省、金融庁	労働金庫の「員外融資」範囲の拡大	5013	50130001	11	社団法人 全国労働金庫協会	1	労働金庫の「員外融資」範囲の拡大	会員以外のものに対する資金の貸付けの範囲に、第三者の預金を担保とした融資を追加されたい。 なお、現在は本人名義の預金を担保とした融資のみが認められている。		労働金庫にあっては、会員に対する資金の貸付け等の本来的な業務の遂行を妨げない範囲で、員外融資を行うことができる(労働金庫法第58条第4項、労働金庫法施行令第3条)が、その一つとして本人名義預金を担保とする融資がある。労働金庫にはその社会的役割として、様々な社会貢献活動が求められているところであり、環境・介護その他社会貢献に資するNPO等への事業資金の融資を認められているところであるが、労働金庫が融資を行うための担保預金を提供するなどの形で、それらを支援したいという多数の意向が福祉団体等から寄せられている。 これらの社会貢献の実現を支援するためにも、労働金庫が第三者の預金を担保とした員外融資を可能とする改訂改正が必要である。	員外融資に係る規制緩和要望について

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第2条の2、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第2条の2第1項	信託代理店については、兼営法施行規則第7条の2の2により銀行等の金融機関が規定されている。	a	I	「信託業のあり方に関する中間報告書」(金融審議会第二部報告(15.7.28))において、信託契約の取次ぎのみを行う者については、その範囲を幅広く認める方向で検討を行うことが適当とされ、また、信託業務の委託については、委託を受ける者の適格性を監督当局において判断することが適当とされたところである。この報告を踏まえ、信託業法案を第159回通常国会に提出し同国会において閉会中審査案件とされたところであるが、第161回臨時国会において成立した。		z0300037	金融庁	都銀等による信託業務に関わる規制緩和	5015	50150004	11	都銀懇話会	4	都銀等による信託業務に関わる規制緩和	信託業法案成立後、遺言信託業務の解禁を早期に措置するとともに、不動産売買の媒介、貸借の媒介・代理等の不動産関連業務等を、都銀本体、信託銀行子会社、信託代理店に解禁する		都銀本体、信託銀行子会社および信託代理店に対して、併営業務の一部を制限することの理論的根拠は不明確。顧客財産の総合運用管理サービスの充実を通じた顧客利便性の一段の向上のためには、遺言信託業務の早期解禁に加えて、不動産関連業務を含めた信託業務の解禁が不可欠	
銀行法第16条の2第1項各号、銀行法施行規則第17条の3、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(Ⅲ-2-7-1(3)③)	銀行の子会社が行う投資信託及び投資法人に関する法律第2条第17項に規定する投資資産運用の範囲は、同法第34条の10第1項2号に規定する不動産の管理業務に限定しており、不動産等の投資に関し助言を行う業務は含んでいない。	b	Ⅲ	銀行子会社が行う投信法施行令第38条に規定する不動産等特定資産に係る投資に関し助言を行う業務を子会社の業務範囲に追加することについては、業務の特殊性、投資家保護の観点から、銀行業務との関連性、その必要性等について慎重に検討を行う。		z0300038	金融庁	不動産投資顧問業者等の資産運用アドバイザー業者の銀行による子会社化の解禁	5015	50150005	11	都銀懇話会	5	不動産投資顧問業者等の資産運用アドバイザー業者の銀行による子会社化の解禁	投資信託及び投資法人に関する法律施行令(以下「投信法施行令」という)第38条に定める「特定資産に係る投資に関し助言を行う業務」の銀行の子会社の業務範囲への追加		金融資産に対する総合的な運用アドバイザー業務は15年度に銀行に解禁されたが、金融資産とそれ以外の資産を総合的に考慮して運用を行う投資家も相応に多いと考えられることから、金融資産に限らない総合的な資産運用アドバイザーを銀行の子会社が行うことにより、顧客利便性を高めるべきと思われる	
①証券会社の行為規制等に関する内閣府令第12条第1項第2号、②証券取引法第32条第1項、同条第2項、③同内閣府令第12条第1項第7号、④同内閣府令第12条第1項第8号	①親会社が発行する有価証券について、その引受けが制限されている。 ②証券会社の役員による親会社等又は子銀行等の役職員の兼業は不可。 ③非公開情報の授受に係る顧客の同意確認は「書面による同意」が必要。 ④親銀行等又は子銀行等との電子情報処理組織の共用は、当該電子情報処理組織が当該証券会社とその親銀行等又は子銀行等との間で「情報の伝達が行えないように措置されているもの」を除き不可。	bおよびc		①今年度中に検討・結論 ②証券法第65条で金融機関による証券業務が原則として禁止されていることを踏まえて設けられている規定であり、措置困難。 ③現行法上、内部管理が厳格に行われているなど公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないとして承認を受けた場合には、当該規制が適用されないこととなっている。現行規制は顧客の非公開情報の重要性を踏まえた適切なものと考えており、措置困難。 ④③と同様の理由から当該規定の廃止については措置困難。		z0300039	金融庁	証券子会社との弊害防止措置の更なる緩和	5015	50150006	11	都銀懇話会	6	証券子会社との弊害防止措置の更なる緩和	証券会社の行為規制等に関する内閣府令第12条第1項第2号における適用除外となる有価証券に、「上場・登録株券」を加える、証券会社の役員と親銀行等又は子銀行等の役員の兼任を、親銀行等又は子銀行等および証券会社の取締役、執行役員、監査役及びそれらに準ずるものそれぞれについて過半数未満まで可とする、非公開情報の授受に係る内閣府令の廃止、電子情報処理組織の共有に係る内閣府令の廃止		上場・登録株券は市場で株価が形成され、発行者には事業年度毎の有価証券報告書の作成が義務付けられることで、格付が付与されている有価証券と同様に引受審査等における客観性も担保されている。本規制は、金融持株会社の活用等によりグループ経営を推進する際の人的資源の効率配分やグループ経営の枠組み構築の妨げになっている。本規制の趣旨は、インサイダー取引規制や金融機関の守秘義務、チャイニーズウォールの設定で対応可能。金融機関の自己責任を重視するとの観点から、過剰な規制は撤廃すべき	



「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
銀行法施行規則第9条の3第2項、第10条、平成11年金融監督庁告示第10号第2条(平成11年4月1日)	・銀行の代理店において営む業務は、預金、貸付、為替取引、債務の保証又は手形の引受け、国・地方公共団体・会社等の金銭の取納その他金銭に係る事務の取扱い、有価証券、貴金属その他の物品の保護預り及び両替に限られている。 ・銀行の業務の全部又は一部を代理する者は、金融機関を除く法人にあっては、委任銀行の100%出資子会社又は当該銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社でなければならない。	a	I III	「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)において、「銀行代理店制度については、金融機関の健全性及び決済システムに与える影響等の観点を踏まえつつ、資本関係規制等制度の見直しを行うこととし、平成16年度中に検討を行い、措置する。」とされていることを踏まえ、検討を行い、措置する。		z0300040	金融庁	代理店に係る規制緩和	5015	50150007	11	都銀懇話会	7	代理店に係る規制緩和	法人代理店における100%出資規制の撤廃、並びに代理店の取扱い可能な業務の銀行法第10条、11条、12条に定める業務全般への拡大		代理店は顧客ニーズを満たしつつ、ローコストオペレーションを可能とする有人拠点であり、その活用は有用。しかし、代理業務の制限によって多様な顧客ニーズへの対応が不十分なほか、法人代理店については、出資規制によって機動的な設置が困難。これらの規制撤廃により、顧客ニーズを充足する代理店の機動的な設置及び組織的な管理が可能となり、顧客利便性が向上	
前払式証券の規制に関する法律第2条第1項第1号、同第3条	前払式証券は、対価を得て発行される金額等が記載(記録)された証券等で、対価の弁済等に使用できるものであり、当該前払式証券の発行者は前払式証券法の規制を受ける。	c	-	前払式証券の発行を行う銀行等を前払式証券法の適用除外とすれば、他の発行者との間で競争条件の上での不平等な取扱いを行うこととなり、基本的には、イコールフットリングを維持すべきであると考えます。 また、銀行等が発行する前払式証券について、前払式証券規制法の適用除外とすることは、前受金の保全措置が講じられないおそれがあり、購入者等の利益の保護の観点からも適用除外は困難である。		z0300041	金融庁	銀行等が取り扱う電子マネーのプリカ法適用除外	5015	50150009	11	都銀懇話会	9	銀行等が取り扱う電子マネーのプリカ法適用除外	銀行等が発行体となる電子マネー(オフラインデビットにおける電子カードを含む)につき、「前払式証券の規制等に関する法律」(プリカ法)の適用除外とする		プリカ法の立法趣旨は利用者の保護であり、発行保証金の供託を義務付けること等により、前払式証券の発行の倒産への備えや、悪意を持って発行資金を売却しようとする事業者を排除することを企図している。一方、銀行等による電子マネーの発行は、銀行法上の「業務」として位置付けられており、発行者たる銀行には種々の監督規制が課せられている。斯かる観点を踏まえれば、銀行等に対してプリカ法を適用する必要性は乏しく、適用除外とすべきである	
特定融資枠契約に関する法律第2条	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が①資本金が5億円以上又は負債総額が200億円以上の株式会社(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第1条の2第1項)、②資本金が3億円を超える株式会社、③特定債権等譲受業者(特定債権等に係る事業の規制に関する法律第2条第5項)、④特定目的会社(資産の流動化に関する法律第2条第3項)等である場合に限定される。	b	I	法務省及び金融庁としては、現時点で、直ちに中小企業等に借主の範囲を拡大することは時期尚早であると判断しているが、借主の範囲の拡大に関する検討については、今後も、引き続き行う方針である。 コミットメントライン契約については、需要創出型の新たな金融サービスであり、借主が利用して初めてその利便性を享受するものであるとする指摘があるが、平成15年に実施した借り手のニーズ調査によれば、借主の範囲の拡大について中小企業等の中にも顕著な要望があり、また、地方公共団体に関してはコミットメントライン契約を利用したいとのニーズがほとんどないという結果であった。実際に平成15年改正で借主の範囲に拡大された中小企業の利便状況は低調であった。これらの事実を踏まえ考え、一定の融資枠が手数料なしに設定される借主超過取引等の従来の借入方法に加え、実際に融資を受けた場合の利息の返済に手数料の支払が必要となるコミットメントライン契約を利用したいという現実的なニーズが中小企業等の借主側への程度あるのかについては慎重に評価していく必要があると思われる。 また、経済的弱者である中小企業等に借主の範囲を拡大すれば、中小企業等が締結するコミットメントライン契約に係る手数料が利息制限法及び出資法上の制限率による制限が及ばなくなる結果となって、手数料名目に合法的に高金利を請求されるおそれがあり、このようなおそれがある以上、いかなる場合でも高金利を請求する高金利貸付問題の発生等を受容することなく、現時点において、直ちに経済的弱者である中小企業や地方公共団体等に借主の範囲を拡大するという改正を行うことは慎重ではないと考えます。 このため、法務省及び金融庁としては、今後の検討においては、借主の範囲の拡大の是非について、高金利貸付問題の発生等のリスクやニーズの把握等を行うつつ、慎重に判断していく必要があるとされているものである。		z0300042	金融庁、法務省	コミットメントライン契約の適用対象範囲の拡大	5015	50150010	11	都銀懇話会	10	コミットメント・ラインの対象企業の拡大	コミットメント・ライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上のみなし利息の適用除外となる借主の対象を拡大し、中小企業(資本金3億円以下等)等に加え、以下のような借主を追加する。地方公共団体、独立行政法人、学校法人、医療法人、共済組合、消費生活協同組合、市街地再開発組合、特別目的会社	コミットメント・ライン(特定融資枠契約)は、既に制度が導入されている大企業等のみならず、中小企業等にとっても有益な資金調達手段であり、経済的弱者保護という本法の当初の趣旨は首肯できるものの、現環境下においては、借主の範囲に中小企業等を一律に排除していることは適切ではない。借主の対象に中小企業等を追加し、資金調達手段の多様化を図ることが必要である		

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
特定融資枠契約に関する法律第2条	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が「利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が①資本金が5億円以上又は負債総額が200億円以上の株式会社(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第1条の2第1項)、②資本金が3億円を超える株式会社、③特定債権等譲渡業者(特定債権等に関する事業の規制に関する法律第2条第5項)、④特定目的会社(資産の流動化に関する法律第2条第3項)等である場合に限定される。	b	I	法務省及び金融庁としては、現時点で、直ちに中小企業等に借主の範囲を拡大することは時期尚早であると判断しているが、借主の範囲の拡大の是非に関する検討については、今後も、引き続き行方方針である。コミットメントライン契約については、需要創出型の新たな金融サービスであり、借主が利用して初めてその利便性を実感するものであると指摘があるが、平成15年に実施した借り手側のニーズ調査によれば、借主の範囲の拡大について中小企業等の中にも重要な意見があり、また、地方公共団体に関してはコミットメントライン契約を利用したいという現実的なニーズが中小企業等の借主側との程度あるのかについては慎重に見極めていく必要があると思われる。また、経済的弱者である中小企業等に借主の範囲を拡大すれば、中小企業等が締結するコミットメントライン契約に係る手数料に利息制限法及び出資法の上乗利率による制限が及ばなくなる結果となって、手数料名目に合法的に高金利を請求されるおそれがあり、このようなおそれがある以上、いかなるや金融対策法等の高金利貸付問題対策の効果を発揮することなく、現時点において、直ちに経済的弱者である中小企業や地方公共団体等に借主の範囲を拡大するという改正を行うことは相宜ではないと考ええる。このため、法務省及び金融庁としては、今後の検討においては、借主の範囲の拡大の是非について、高金利貸付問題対策の効果を高めつつ、ニーズの把握等を行いつつ、慎重に判断していく必要があるとしているものである。		z0300042	法務省、金融庁	コミットメントライン契約の適用対象範囲の拡大	5028	50280014	11	社団法人全国地方銀行協会	14	コミットメントライン契約適用対象のさらなる拡大	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)の適用対象を拡大し、a. 中小企業(資本金3億円以下等)、b. 地方公共団体、地方公社、独立行政法人等、をその範囲に含める。	平成13年6月の法改正により、それまで商法特例法上の大会社に限定されていた対象企業等に、資本の額が3億円を超える株式会社、証券取引法の規定による監査証明を受けなければならない株式会社、特定債権等譲渡業者、特定目的会社及び登録投資法人等が加えられたが、より幅広い中小企業への金融の円滑化を図り、中小企業経営の安定と銀行の収益機会の拡大に資する観点からは、さらなる適用対象の拡大が必要である。また、地方公共団体等の資金需要に対しより安定的・機動的に対応していくためには、こうした先も適用対象に含めるべきである。	「3か年計画」における記述 ・経済的弱者の保護という利息制限法及び出資法の趣旨を踏まえつつ、コミットメントライン契約を利用できる借主の範囲について検討し、結論を得る。 「各官庁における検討状況」における記述 ・法務省および金融庁としては、現時点で、直ちに中小企業等に借主の範囲を拡大することは時期尚早であると判断しているが、借主の範囲の拡大の是非に関する検討については、高金利貸付問題対策の効果等の見極めやニーズの把握等を行いつつ、慎重に判断していく予定である。	
特定融資枠契約に関する法律第2条	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が①資本金が5億円以上又は負債総額が200億円以上の株式会社(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第1条の2第1項)、②資本金が3億円を超える株式会社、③特定債権等譲渡業者(特定債権等に関する事業の規制に関する法律第2条第5項)、④特定目的会社(資産の流動化に関する法律第2条第3項)等である場合に限定される。	b	I	法務省及び金融庁としては、現時点で、直ちに中小企業等に借主の範囲を拡大することは時期尚早であると判断しているが、借主の範囲の拡大の是非に関する検討については、今後も、引き続き行方方針である。コミットメントライン契約については、需要創出型の新たな金融サービスであり、借主が利用して初めてその利便性を実感するものであると指摘があるが、平成15年に実施した借り手側のニーズ調査によれば、借主の範囲の拡大について中小企業等の中にも重要な意見があり、また、地方公共団体に関してはコミットメントライン契約を利用したいという現実的なニーズが中小企業等の借主側との程度あるのかについては慎重に見極めていく必要があると思われる。また、経済的弱者である中小企業等に借主の範囲を拡大すれば、中小企業等が締結するコミットメントライン契約に係る手数料に利息制限法及び出資法の上乗利率による制限が及ばなくなる結果となって、手数料名目に合法的に高金利を請求されるおそれがあり、このようなおそれがある以上、いかなるや金融対策法等の高金利貸付問題対策の効果を発揮することなく、現時点において、直ちに経済的弱者である中小企業や地方公共団体等に借主の範囲を拡大するという改正を行うことは相宜ではないと考ええる。このため、法務省及び金融庁としては、今後の検討においては、借主の範囲の拡大の是非について、高金利貸付問題対策の効果を高めつつ、ニーズの把握等を行いつつ、慎重に判断していく必要があるとしているものである。		z0300042	金融庁、法務省	コミットメントライン契約の適用対象範囲の拡大	5037	50370010	11	社団法人全国信用組合中央協会	10	コミットメントライン契約の適用対象企業の拡大	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)の適用対象を拡大し、中小企業(資本金3億円以下等)、地方公共団体や特別法で定められた地方公社等をその範囲に含めること。	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)の適用対象を拡大し、資金調達手段の多様化を図ることが必要である。		
特定融資枠契約に関する法律第2条	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が①資本金が5億円以上又は負債総額が200億円以上の株式会社(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第1条の2第1項)、②資本金が3億円を超える株式会社、③特定債権等譲渡業者(特定債権等に関する事業の規制に関する法律第2条第5項)、④特定目的会社(資産の流動化に関する法律第2条第3項)等である場合に限定される。	b	I	法務省及び金融庁としては、現時点で、直ちに中小企業等に借主の範囲を拡大することは時期尚早であると判断しているが、借主の範囲の拡大の是非に関する検討については、今後も、引き続き行方方針である。コミットメントライン契約については、需要創出型の新たな金融サービスであり、借主が利用して初めてその利便性を実感するものであると指摘があるが、平成15年に実施した借り手側のニーズ調査によれば、借主の範囲の拡大について中小企業等の中にも重要な意見があり、また、地方公共団体に関してはコミットメントライン契約を利用したいという現実的なニーズが中小企業等の借主側との程度あるのかについては慎重に見極めていく必要があると思われる。また、経済的弱者である中小企業等に借主の範囲を拡大すれば、中小企業等が締結するコミットメントライン契約に係る手数料に利息制限法及び出資法の上乗利率による制限が及ばなくなる結果となって、手数料名目に合法的に高金利を請求されるおそれがあり、このようなおそれがある以上、いかなるや金融対策法等の高金利貸付問題対策の効果を発揮することなく、現時点において、直ちに経済的弱者である中小企業や地方公共団体等に借主の範囲を拡大するという改正を行うことは相宜ではないと考ええる。このため、法務省及び金融庁としては、今後の検討においては、借主の範囲の拡大の是非について、高金利貸付問題対策の効果を高めつつ、ニーズの把握等を行いつつ、慎重に判断していく必要があるとしているものである。		z0300042	金融庁、法務省	コミットメントライン契約の適用対象範囲の拡大	5059	50590026	11	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	26	コミットメントライン契約の適用対象企業の拡大	(特定融資枠契約法の規制の緩和)対象企業を拡大する。	コミットメントライン契約(特例融資枠契約)の適用対象を拡大し、中小企業(資本金3億円以下等)、地方公共団体や特別法で定められた地方公社等をその範囲に含める。	コミットメントライン契約(特例融資枠契約)の適用対象を拡大することにより、中小企業の資金調達の多様化が図られる。	継続

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
特定融資枠契約に関する法律第2条	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が「利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が①資本金が5億円以上又は負債総額が200億円以上の株式会社(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第1条の2第1項)、②資本金が3億円を超える株式会社、③特定債権等譲渡業者(特定債権等に関する法律第2条第5項)、④特定目的会社(資産の流動化に関する法律第2条第3項)等である場合に限定される。	b	I	<p>法務省及び金融庁としては、現時点で、既に中小企業等に借主の範囲を拡大することは時期尚早であると判断しているが、借主の範囲の拡大の是非に関する検討については、今後も、引き続き行う方針である。</p> <p>コミットメントライン契約については、需要創出型の新たな金融サービスであり、借主が利用して初めてその利便性を享受するものであるとする旨であるが、平成15年に実施した借り手側のニーズ調査によれば、借主の範囲の拡大について中小企業等の中にも重要な意見があり、また、地方公共団体に限ってはコミットメントライン契約を利用したいというニーズが顕著な傾向があることが、実際に平成13年改正で借主の範囲に加えられた中堅企業の利用状況も踏まえ、これらの事実を踏まえ、一定の融資枠が手数料なしに設定される旨の融資枠の導入の導入方法に加えて、実際に融資を受けた場合の利息のほかに手数料の支払が必要となるコミットメントライン契約を利用しないという実質的なニーズが中小企業等の借主側との懸念があるのかについては慎重に見極めていく必要があると認識している。</p> <p>また、経済的弱者である中小企業等に借主の範囲を拡大すれば、中小企業等が締結するコミットメントライン契約に係る手数料に利息制限法及び出資法の上乗利率による影響が及び得る結果として、手数料名目で不当に高金利を請求されるおそれがあり、このようなおそれがある以上、いわゆる「金融対策法」等の高金利貸付け問題対策の効果を高めることと、同時に、貸主側において、貸主が経済的弱者である中小企業や地方公共団体等に借主の範囲を拡大するよう改正を行うことは相違はないと考える。</p> <p>このため、法務省及び金融庁としては、今後の検討においては、借主の範囲の拡大の是非について、高金利貸付け問題対策の効果等の見極めやニーズの把握等を行うにつれ、慎重に判断していく必要があるとしているものである。</p>		z0300042	金融庁、法務省	コミットメントライン契約の適用対象範囲の拡大	5107	51070009	11	全国農協中央会・農林中央金庫	9	コミットメントライン契約の適用対象範囲の拡大	<p>コミットメントライン契約に係る手数料が利息制限法及び出資法上のみなし利息の適用除外となるのは、借主が資本金5億円以上又は負債総額が200億円以上の大会社、資本金3億円以上の株式会社、特定債権等譲渡目的会社、特定目的会社等に限定されている。</p> <p>コミットメントライン契約の適用対象を拡大することにより、中小企業、地方公共団体等の資金調達の安定的・機動的な対応が可能となる。</p>			
(商法第306条、租税特別措置法第41条の12)	普通銀行の社債は、商法に基づいて発行されるものであり、長期信用銀行が発行する金融債について認められている売出発行が認められていない。	b	I	<p>普通銀行の社債発行の在り方について、実務におけるニーズ等を踏まえ、引き続き検討を行う。</p>		z0300043	金融庁	銀行社債の商品性改善	5015	50150011	11	都銀懇話会	11	銀行社債の商品性改善	銀行社債の商品性の改善(売出発行を認める、割引発行を可能とするための税制優遇に係る規定の整備)		<p>平成11年10月1日に普通銀行による普通社債の発行が解禁されたが、長信銀等が発行する金融債と普通社債との間で商品性の違いが存在し、店頭で発行代り金と引き換えに、即、券面が受け取れるという利用者利便の観点から、普通社債について売出発行を認めるなど商品性の改善が望まれる。これは、個人金融資産の運用多様化にも資する。</p>	
						z0300044	金融庁、法務省	債権流動化における債権譲渡禁止特約の対外効の制限	5015	50150012	11	都銀懇話会	12	債権流動化における債権譲渡禁止特約の対外効の制限	<p>売掛債権等の一定の種類の特約債権に限定し、かつ「信託業法」又は「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業者に対する信託が譲り受ける場合、特定目的会社及び「証券取引法施行令第17条の2第2項第3号及び同条第3項に規定する有価証券を定める内閣府令」に定める有価証券を発行する法人並びにそれに準ずる外国の法人が譲り受ける場合、金融機関(を除く)が譲り受ける場合に限り、譲渡禁止特約の対外効を制限する</p>		<p>譲受人を信託業者等一定の免許業者等に限定することにより、原債権者の保護という商法の趣旨は維持可能。一方、現在の譲渡禁止特約の対外効は、原債権者の資金調達を妨げる要因となっているなど弊害が多い。譲渡禁止特約つき債権も、最高裁判例で既に差押及び転付命令の対象と認められている点と照らし合わせれば、より広く原債権者の資金調達のために活用されるべきである。我が国の債権譲渡関連法を国際的な趨勢に適合させることにより、我が国の債権流動化市場の拡大を図ることができる</p>	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
信託法第1条 資産の流動化に関する法律第31条の2	自己の財産について、自ら受託者として信託を設定することを「信託宣言」をいう。信託法第1条において、信託とは「他人をして」財産の管理・処分をさせる行為であると定義している。資産の流動化に関する法律第3編において、信託を利用した流動化の制度について定めている。	c	I	特定目的会社を用いた資産の流動化における信託宣言の創設については、当該制度は特定の会社形態の場合についてのみ適用するといった仕組みとされていないため、特定持分信託にのみ単独で特別措置を設けることは困難。法務省において、平成17年度中に信託法の全面的な改正について関係法案を国会に提出することを旨として作業を行っていく予定であり、信託宣言の制度の創設の可否についても、その中で検討されるものと承知。		z0300045	金融庁、法務省	資産流動化に際しての信託宣言の許容	5015	50150013	11	都銀懇話会	13	資産流動化に際しての信託宣言の許容	信託法第1条に第2項を新設し、「別途法に定めのある場合には自己を一定の目的に従い財産の管理又は処分を為さしむることを得」と規定する		貸出債権等の流動化における債務者の抵抗感の払拭により、貸出債権等の流動化の促進が期待でき、金融市場の活性化に資する	
資産の流動化に関する法律第150条の6、同施行規則第41条	特定目的会社の借入先は、「銀行」及び「適格機関投資家」に制限されている。	c	III	特定目的会社は、原則として軽々流通する有価証券の発行により資金調達を行うという基本スキームに基づくものであり、税制上の優遇もこのようなスキームを前提に認められている。仮にW-SPCによる借入れを特定目的会社の資金調達手段として追加することとする場合は、税制上の優遇の前提となる現行のスキームの性格を根本的に見直すことにつながるものであり、措置困難である。		z0300046	金融庁	特定目的会社による特定目的借入れの借入先の拡大	5015	50150014	11	都銀懇話会	14	特定目的会社による特定目的借入れの借入先の拡大	特定目的会社による特定目的借入れの借入先として、特定目的会社及び「証券取引法施行令第17条の2第2項第3号及び同条第3項に規定する有価証券を定める内閣府令」に定める有価証券を発行する法人(以下、「特別目的会社」という)並びにそれに準ずる外国の法人を加える		証券化手法の進展に伴い、資産を譲受した法人に対して供与した貸出金を複数兼ねて特別目的会社に譲渡し、当該特別目的会社が当該複数の貸出金を裏付資産として証券を発行する例が増加(以下「W-SPC方式」という)。ところが、こうした場合、国内では特定目的借入れの借入先が銀行及び適格機関投資家に限定されているため、上記のようなW-SPC方式を行うのは困難。W-SPC方式は小規模資産の流動化を行うに適した方式であり、中堅・中小企業向け金融の一手法とすることが可能	
貸金業の規制等に関する法律第24条第2項	貸金業規制法第24条第2項では、貸金業者の貸付けに係る債権を譲り受けた者は、当該債権の債務者に対し、譲り受けた債権の内容を明らかにする書面を遅滞なく交付しなければならない。	b	※(措置の概要参照)	いわゆる「ヤミ金融問題」を契機とした貸金業規制法及び出資法の一部改正法が平成16年1月1日に施行されたところ。貸金業制度の在り方については、同法附則において施行後3年を旨として検討を加え、必要な見直しを行うこととなっている。  ※措置の内容については、上記検討を踏まえて決まるものであり、現時点では未定。		z0300047	金融庁	貸金業規制法に基づく債権譲渡通知義務の緩和	5015	50150015	11	都銀懇話会	15	貸金業規制法に基づく書面交付義務に係る規制緩和(1)	金融機関等が債権流動化を目的として譲受人になるなど、債務者保護に適切な配慮がなされている場合、預金保険法第2条に定める金融機関から会社分割等によって設立された子会社が保有する「会社分割の際に当該金融機関から承継した債権」及び「当該債権の債務者に対する会社分割等の後に発生した債権」を譲渡する場合、において、貸金業者の貸金債権譲渡契約における債権譲受人の債務者に対する通知義務を不要とする扱い		本規制は、債務者の周知しないところから不良業者等に債権が譲渡されるリスクから債務者を保護するためのものであり、その趣旨は首肯できるものであるが、一方で、債権譲受人にとって手続が煩雑であることから、多大な人的負担・システム負担がかかっており、貸出債権の流動化を行う際の大きな障害となっている。わが国の貸出債権流動化市場発展のためにも重要。	



「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
貸金業の規制等に関する法律第24条第2項	貸金業規制法第24条第2項では、貸金業者の貸付けに係る債権を譲り受けた者は、当該債権の債務者に対し、譲り受けた債権の内容を明らかにする書面を遅滞なく交付しなければならない。	b	※(措置の概要参照)	いわゆる「ヤミ金融問題」を契機とした貸金業規制法及び出資法の一部改正法が平成16年1月1日に施行されたところ。貸金業制度の在り方については、同法附則において施行後3年を目途として検討を加え、必要な見直しを行うこととなっている。 ※措置の内容については、上記検討を踏まえて決まるものであり、現時点では未定。		z0300047	金融庁	貸金業規制法に基づく債権譲渡通知義務の緩和	5056	50560161	11	(社)日本経済団体連合会	161	貸金業規制法に基づく債権譲渡通知義務の緩和【新規】	兼営認可を受けた金融機関などが債権流動化を目的として譲受人になるなど、債務者保護に適切な配慮がなされている場合、貸金業者から貸金債権を譲り受けた者の書面交付義務を不要とすべきである。		債権譲受人の書面交付に要するコスト削減につながる。また、貸金業者の資金調達の円滑化に資する。	貸金業規制法に基づき、貸金業者から貸金債権を譲り受けた者は、当該債権の債務者に対し、譲り受けた債権の内容を明らかにする書面を交付しなければならない。
貸金業の規制等に関する法律第24条第2項	貸金業規制法第24条第2項では、貸金業者の貸付けに係る債権を譲り受けた者は、当該債権の債務者に対し、譲り受けた債権の内容を明らかにする書面を遅滞なく交付しなければならない。	b	※(措置の概要参照)	いわゆる「ヤミ金融問題」を契機とした貸金業規制法及び出資法の一部改正法が平成16年1月1日に施行されたところ。貸金業制度の在り方については、同法附則において施行後3年を目途として検討を加え、必要な見直しを行うこととなっている。 ※措置の内容については、上記検討を踏まえて決まるものであり、現時点では未定。		z0300047	金融庁	貸金業規制法に基づく債権譲渡通知義務の緩和	5107	51070006	11	農林中央金庫	6	ノンバンクの貸金債権譲渡時における債務者への通知要件の緩和	債務者保護に適切な配慮がなされている場合において、貸金業による貸金債権譲渡時における債権譲受人の債務者への通知を不要とする扱い。(貸金業法第17条の債権譲受人への準用の適用除外)		本規制は、債務者の関知しないところで不良業者等に債権が譲渡されるリスクから債務者を保護するためのものであり、その趣旨は皆背できるものである。一方で債務者保護を図りつつ、貸金債権売買市場の活性化を促すためには、債務者保護に適切な配慮がなされている場合に通知を不要とすることが考えられる。 具体的には、譲受人が兼営認可を受けた金融機関である場合や譲受人である特別目的会社が一定以上の格付けを有する有価証券を発行する場合については、通知を不要とするよう要望する。	
貸金業の規制等に関する法律第17条、第18条、第24条第2項	貸金業規制法第17条では契約締結時における債務者・保証人に対する貸金業者の書面交付義務を、第18条第1項では債務弁済時における債務者・保証人に対する貸金業者の書面交付義務を、それぞれ規定している。 第24条第2項では、貸金業者の貸付けに係る債権を譲り受けた者は、当該債権の債務者に対し、譲り受けた債権の内容を明らかにする書面を遅滞なく交付しなければならない。	b	※(措置の概要参照)	いわゆる「ヤミ金融問題」を契機とした貸金業規制法及び出資法の一部改正法が平成16年1月1日に施行されたところ。貸金業制度の在り方については、同法附則において施行後3年を目途として検討を加え、必要な見直しを行うこととなっている。 ※措置の内容については、上記検討を踏まえて決まるものであり、現時点では未定。		z0300048	金融庁	貸金業規制法に基づく書面交付の電子化	5015	50150016	11	都銀懇話会	16	貸金業規正法に基づく書面交付義務に係る規制緩和(2)	債権者と債務者の双方が合意する場合に電子手法の活用による債務者への通知を認めたとしても、債務者保護の観点で問題はない。加えて、電子手法の活用による機動的な対応を可能とすることで、顧客利便性の向上にも資する。わが国の個人向け金融市場が大きく変化の中で、消費者金融市場に対するニーズは拡大している。銀行はその閉鎖会社などで「インターネットなどの情報通信機を用いた電磁的方法」による通知を認める		債権者と債務者の双方の合意がある場合、貸金業者につき、書面交付の代わりに電子手法の活用による債務者への通知を認めたとしても、債務者保護の観点で問題はない。加えて、電子手法の活用による機動的な対応を可能とすることで、顧客利便性の向上にも資する。わが国の個人向け金融市場が大きく変化の中で、消費者金融市場に対するニーズは拡大している。銀行はその閉鎖会社などで「インターネットなどの情報通信機を用いた電磁的方法」による通知を認める	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
貸金業の規制等に関する法律第17条、第18条、第24条第2項	貸金業規制法第17条では契約締結時における債務者・保証人に対する貸金業者の書面交付義務を、第18条第1項では債務弁済時における債務者・保証人に対する貸金業者の書面交付義務を、それぞれ規定している。 第24条第2項では、貸金業者の貸付けに係る債権を譲り受けた者は、当該債権の債務者に対し、譲り受けた債権の内容を明らかにする書面を遅滞なく交付しなければならない。	b	※(措置の概要参照)	いわゆる「ヤミ金融問題」を契機とした貸金業規制法及び出資法の一部改正法が平成16年1月1日に施行されたところ。 貸金業制度の在り方については、同法附則において施行後3年を目途として検討を加え、必要な見直しを行うこととなっている。 ※措置の内容については、上記検討を踏まえて決まるものであり、現時点では未定。		z0300048	金融庁	貸金業規制法に基づく書面交付の電子化	5056	50560137	11	(社)日本経済団体連合会	137	貸金業規制法に基づく書面交付の電子化	貸金業者等と債務者・保証人の双方が合意する場合、書面交付の代わりに、電子メール等の電子的手段を用いることを認めるべきである。		双方の合意を前提条件とすれば、書面交付の代わりに電子メール等の電子的手段を用いても、債務者・保証人の保護に支障が生じるとは考えにくい。これに関し、「e-Japan重点計画-2004」(平成16年6月15日「IT戦略本部決定」)では、「2006年末までに、貸付契約締結時及び債務弁済時における貸金業者から債務者等への書面交付の電子化について、貸金業制度の在り方の検討を踏まえて検討し、結論を得る」とあり、「『全国規模の規制改革・民間開放要望』に対する各官庁の取組状況について」(平成16年9月13日「内閣府規制改革・民間開放推進室」)においては、「貸金業制度の在り方については、平成16年1月1日に施行された新貸金業規制法附則において、施行後3年を目途として、新貸金業規制法の施行の状況、貸金業者の実態等を勘案して検討を加え、必要な見直しを行うこととなっている」とされているが、貸金業者の業務効率改善と消費者の利便性向上を考慮し、検討を前倒しで行い、早期に必要な見直しを行うべきである。 なお、「貸金業に係る実態調査結果」(平成15年11月13日「金融庁」)において、「本調査結果につきましては、今後の制度の企画・立案等の参考とさせていただきます」とあるが、調査結果に基づく検討の内容、およびその結果を公表すべきである。	貸金業者は、貸付契約等を締結した時および、債権の全部または一部について弁済を受けた時は、所定の事項を記載した書面を債務者等に交付しなければならない。 また、貸金業者から貸付け債権を譲り受けた者も、同様の書面を債務者等に交付しなければならない。
貸金業の規制等に関する法律第17条、第18条、第24条第2項	貸金業規制法第17条では契約締結時における債務者・保証人に対する貸金業者の書面交付義務を、第18条第1項では債務弁済時における債務者・保証人に対する貸金業者の書面交付義務を、それぞれ規定している。 第24条第2項では、貸金業者の貸付けに係る債権を譲り受けた者は、当該債権の債務者に対し、譲り受けた債権の内容を明らかにする書面を遅滞なく交付しなければならない。	b	※(措置の概要参照)	いわゆる「ヤミ金融問題」を契機とした貸金業規制法及び出資法の一部改正法が平成16年1月1日に施行されたところ。 貸金業制度の在り方については、同法附則において施行後3年を目途として検討を加え、必要な見直しを行うこととなっている。 ※措置の内容については、上記検討を踏まえて決まるものであり、現時点では未定。		z0300048	金融庁	貸金業規制法に基づく書面交付の電子化	5086	50860006	11	社団法人リース事業協会	6	貸金業規制法の法定書面の電子化	貸金業規制法17条書面、18条書面の電子受送信を可能とするよう要望する。	貸金業規制法43条のみなし弁済規定の適用を受ける手段が多様化する。	資金需要者に資金借入れに関する簡易性・利便性や秘匿性のニーズが強く、自宅宛の郵便物は無断で送付できないことが多い。顧客が提携ATMをご利用された場合、別途書面を郵送する必要が生じている。	
貸金業の規制等に関する法律第17条、第18条、第24条第2項	貸金業規制法第17条では契約締結時における債務者・保証人に対する貸金業者の書面交付義務を、第18条第1項では債務弁済時における債務者・保証人に対する貸金業者の書面交付義務を、それぞれ規定している。 第24条第2項では、貸金業者の貸付けに係る債権を譲り受けた者は、当該債権の債務者に対し、譲り受けた債権の内容を明らかにする書面を遅滞なく交付しなければならない。	b	※(措置の概要参照)	いわゆる「ヤミ金融問題」を契機とした貸金業規制法及び出資法の一部改正法が平成16年1月1日に施行されたところ。 貸金業制度の在り方については、同法附則において施行後3年を目途として検討を加え、必要な見直しを行うこととなっている。 ※措置の内容については、上記検討を踏まえて決まるものであり、現時点では未定。		z0300048	金融庁	貸金業規制法に基づく書面交付の電子化	5092	50920006	11	オリックス株式会社	6	貸金業規制法の法定書面の電子化	貸金業規制法17条書面、18条書面の電子受送信を可能とするよう要望する。	貸金業規制法43条のみなし弁済規定の適用を受ける手段が多様化する。	資金需要者に資金借入れに関する簡易性・利便性や秘匿性のニーズが強く、自宅宛の郵便物は無断で送付できないことが多い。顧客が提携ATMをご利用された場合、別途書面を郵送する必要が生じている。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
貸金業の規制等に関する法律第17条、第18条、第24条第2項	貸金業規制法第17条では契約締結時における債務者・保証人に対する貸金業者の書面交付義務を、第18条第1項では債務弁済時における債務者・保証人に対する貸金業者の書面交付義務を、それぞれ規定している。 第24条第2項では、貸金業者の貸付けに係る債権を譲り受けた者は、当該債権の債務者に対し、譲り受けた債権の内容を明らかにする書面を遅滞なく交付しなければならない。	b	※(措置の概要参照)	いわゆる「ヤミ金融問題」を契機とした貸金業規制法及び出資法の一部改正法が平成16年1月1日に施行されたところ。貸金業制度の在り方については、同法附則において施行後3年を目途として検討を加え、必要な見直しを行うこととなっている。 ※措置の内容については、上記検討を踏まえて決まるものであり、現時点では未定。		z0300048	金融庁	貸金業規制法に基づく書面交付の電子化	5122	51220017	11	米国	17	IT分野:電子商取引を妨げる規制の撤廃	対面および書面取引要件といった電子商取引を阻害する既存の法律および規制や、その他電子商取引やオンライン・サービスの発展を妨げている障壁を除去する。現在、電子通知および電子取引が禁止されている分野において、電子通知や電子取引が可能となるよう必要に応じ法律や規制を改正する。 貸金業法の下、電子通知を許可する。		「e-Japan重点計画 2004」(重点計画2004)は電子商取引の促進が日本の優先課題であることを明らかにしている。日本は、民間および公的部門での手続のオンライン化に向けて大幅な前進を図ったが、法的あるいはその他の規制障壁のため、ITの潜在的な力をいまだ十二分に活用できていない。重点計画 2004は、構造改革の推進が、日本経済の健全性を取り戻すための一つの鍵であり、e-Japan戦略11の重要な柱であることを確認すると同時に、政府が自由かつ公正な競争の促進を通じて民間部門を適切に支援すべきことを明確にしている。こうした政策と目標にそって、日本政府が以下の措置を講ずることを米国は要請する。	
銀行法第16条の3、銀行法施行規則第17条の6、(独占禁止法第11条)	銀行又はその子会社は、国内の会社の議決権については、合算して、その基準議決権数(当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の五を乗じて得た議決権の数)を超える議決権を取得し、又は保有してはならないとしている。例外として、保有する優先株の普通株への転換について、銀行による請求を除いて普通株転換後の議決権の保有が認められることとなっている。	b	I III	銀行等による一般事業会社の議決権の取得については、銀行経営の健全性確保の観点から銀行に他業禁止が課せられている趣旨の徹底を図るとともに、銀行の子会社の範囲制限が逸脱されることを回避するために、その制限を設けている。この場合の例外として、優先株の普通株への転換(銀行の請求による場合を除く。)による議決権の取得が認められているが、銀行の請求による場合についても、議決権取得制限の趣旨及び独占禁止法との関係を踏まえ、検討を行う。		z0300049	金融庁、公正取引委員会	銀行による優先株の保有規制の緩和	5015	50150017	11	都銀懇話会	17	銀行による優先株の保有規制の緩和	銀行法、独占禁止法の5%ルールの例外として規定されている、「優先株の普通株への転換」について、「銀行による請求による場合」も、銀行が「転換後の処分計画」を策定し、それについて事前の承認・認可を受けた場合は、計画期間中の一定の議決権保有比率までの保有を可能とする		銀行の請求により優先株を普通株に転換しようとしても、現行規制で15%を超えて普通株への転換ができないため優先株の機動的な処理が不可能。優先株の処理に関わる機動的な運営が実現すれば、優先株を活用した事業再生がより進展しやすくなる。また、売却に関わる計画の提出・認可を義務付けることで、事業支配や一定の取引分野の競争制限を行う意図は排除可能。	
銀行法第16条の2、銀行法施行規則第17条の3第1項、平成14年金融庁告示34号(平成14年3月29日)	従属業務を営む会社は、当該銀行及びその子会社からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこととされている。	b	I	「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)において、「銀行子会社が行う集配金業務等に係る収入依存度規制の撤廃等を認めるか否かについては、銀行の経営効率化の必要性を踏まえ、銀行の他業禁止規定と、本来、銀行業から見れば他業である従属業務の在り方を踏まえつつ検討を行う。」とされていることを踏まえ、銀行の他業禁止の趣旨等を踏まえて引き続き検討を行う。		z0300051	金融庁	従属業務を営む子会社の収入依存度規制の緩和(1)	5015	50150022	11	都銀懇話会	22	従属業務を営む子会社の収入依存度規制の緩和(1)	銀行法施行規則第17条の3第1項第19号-第21号に定める業務(現金・小切手等輸送業務、集配業務、有価証券の受け渡し業務)について、当該銀行及びその子会社の収入依存度規制を撤廃		集配金業務は、銀行業務の遂行に必要な業務であるが、アウトソースニーズが高い業務である。また、金融機関によっては、既存インフラの余剰能力を活用しビジネスとしての展開を図れる業務であり、積極的にインソースするニーズがある。当該銀行及びその子会社からの収入に頼られることなく集配金業務を柔軟に委託・受託できることにより、顧客利便性の向上を図りつつ銀行経営の効率化を図ることができる	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
銀行法第16条の2、銀行法施行規則第17条の3第1項、平成14年金融庁告示34号(平成14年3月29日)	従属業務を営む会社は、当該銀行及びその子会社からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこととされている。	b	I	「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)において、「銀行子会社が行う集配金業務等に係る収入依存度規制の撤廃等を認めるか否かについては、銀行の経営効率化の必要性を踏まえ、銀行の他業禁止規定と、本来、銀行業から見れば他業である従属業務の在り方を踏まえつつ検討を行う。」とされていることを踏まえ、従属業務を営むことに係る収入依存度規制の在り方について具体的な検討を行う。		z0300052	金融庁	従属業務を営む子会社の収入依存度規制の緩和(2)	5015	50150023	11	都銀懇話会	23	従属業務を営む子会社の収入依存度規制の緩和(2)	銀行持株会社(又はその子会社)のために従属業務を営む会社で、主として銀行以外のために従属業務を行う会社について、「銀行若しくは長期信用銀行又は銀行業を営む外国の会社のいずれかからの収入があること」の要件を撤廃		銀行持株会社又はその子会社のために従属業務を営む会社については、銀行からの収入依存度規制を撤廃しても、銀行グループとの一体性は確保可能。銀行持株会社(又はその子会社)のために従属業務を営む会社で、主として銀行以外の会社のために従属業務を行う会社であっても、銀行から何らかの収入があることが必要となるため、グループ全体としての業務運営において非効率な契約ノ業務が発生	
証券取引法第32条第5項、第6項、証券取引法施行令第15条の2、第15条の4第1項、第2項、証券会社に関する内閣府令第16条第3項、第19条第3項	証券取引法における「子法人等」の範囲は、当該証券会社が密接な関係を有する一定の者と合算したときに、議決権を過半数保有又は役員を過半数占有しているかどうかにより決められる。	a		証券取引法における「子法人等」等の定義のあり方については、親子関係に係る規制の趣旨を踏まえて検討を行ってきたところ、証券取引法施行令の規定を踏まえ、証券会社に関する内閣府令第16条第3項及び第19条第3項を改正し、「役員又は使用人並びにこれらであった者」の範囲に限定を設けたところである。		z0300053	金融庁	証券取引法における「子法人等」等の定義の改正	5015	50150024	11	都銀懇話会	24	証券取引法等における「子法人等」等の定義の改正	証券取引法における「親法人等」「子法人等」の定義を、財務諸表等規則、銀行法等における「親会社」「子会社」の定義と同一にする。主要株主の定義を銀行法の定義と同一にする。証券会社に関する内閣府令第16条及び第19条を、証券取引法施行令の内容に合わせる		証券取引法と銀行法上の「親法人等」あるいは「子法人等」の定義、また「主要株主」の定義が異なることにより、金融機関の管理並びに届出事務が大きな負担となっている。	
証券取引法第32条第5項、第6項、証券取引法施行令第15条の2、第15条の4第1項、第2項、証券会社に関する内閣府令第16条第3項、第19条第3項	証券取引法における「子法人等」の範囲は、当該証券会社が密接な関係を有する一定の者と合算したときに、議決権を過半数保有又は役員を過半数占有しているかどうかにより決められる。	a		証券取引法における「子法人等」等の定義のあり方については、親子関係に係る規制の趣旨を踏まえて検討を行ってきたところ、証券取引法施行令の規定を踏まえ、証券会社に関する内閣府令第16条第3項及び第19条第3項を改正し、「役員又は使用人並びにこれらであった者」の範囲に限定を設けたところである。		z0300053	金融庁	証券取引法における「子法人等」等の定義の改正	5107	51070005	11	農林中央金庫	5	証券取引法における「子法人等」「親法人等」の定義の改正	証券取引法上の「子法人等」「親法人等」の定義を財務諸表等規則における定義と同一にする。		財務諸表等規則における「子会社」は、支配力基準に基づいて定義されている一方で、証券取引法における「子法人等」は「証券会社が過半数の株式を所有していること、その他の当該証券会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者」と規定されているほか、「親法人等」についても政令で10%以上の株式を保有しているもの(主要株主)とするなど、支配力基準に基づいていない。このため、証券取引法の規定により実質的に支配力・影響力のない先であっても、「子法人等」「親法人等」に定義される結果、同法に基づく届出事務負担は過大なものとなっており、証券取引法上の「子法人等」「親法人等」の定義を財務諸表における定義と同一にするよう要望する。	



「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
銀行法第20条、第57条	銀行は、銀行法第20条及び第57条の規定に基づき、貸借対照表及び損益計算書を日刊新聞紙に掲載することにより広告しなければならない。	b	I	商法における決算公告の方法を踏まえ、銀行の決算公告について電磁的方法を可能とするため、具体的な内容について検討を行う。		z0300054	金融庁	電磁的方法による決算公告の許容	5015	50150025	11	都銀懇話会	25	電磁的方法による決算公告の許容	電磁的方法による決算公告の許容		わが国のIT戦略の基本理念を定めた、いわゆるIT基本法が平成13年1月に施行され、ITの積極的活用について、国全体が取り組んでいる中、銀行のみ電磁的方法による決算公告が認められないことは、その方向性にあつていないものであり、銀行にも電磁的方法による決算公告を行うことを認めるべきである。また、銀行にとって、決算公告の合理化にも資するものである	
証券取引法第64条の6第3項	証券会社や登録金融機関は、取引の勧誘等を行う役員及び使用人について外務員登録を行うこととなっている。	c	-	外務員登録は、当該外務員の行為の効果が帰属する法的主体を明確化する観点から当該外務員の使用者が行うこととなり、登録主体が変われば外務員登録を再度行う必要が生じるため、措置困難。		z0300055	金融庁	証券外務員登録の簡素化	5015	50150026	11	都銀懇話会	26	証券外務員登録の簡素化	銀行持株会社の子会社である銀行間異動においては、出向・転籍を問わず、外務員登録の維持を可能とする(抹消及び新規登録申請手続を不要とする)		金融グループ内で機動的な人材配置を行っていく中で、銀行持株会社の子会社である銀行間異動は、今後ますます増加していく見込みであり、日数に拘わらず証券業務に従事し支障が生じる(証券外務員としての業務を行えない期間が発生する)状況は、早期に改善されるべきである	
銀行法第53条、銀行法施行規則第35条	銀行の子会社、関連会社の設立等については届出を行う必要があるが、当該会社が銀行持株会社の子会社、関連会社にも該当する場合には、銀行と銀行持株会社がそれぞれ届出を行う。	b	-	銀行と銀行持株会社が同一の子会社、関連会社については重複して行う届出については、事務の簡素化の観点から、運用面の見直しを検討する。		z0300056	金融庁	銀行持株会社及び銀行による届出手続きの簡素化	5015	50150027	11	都銀懇話会	27	銀行持株会社及び銀行による届出手続きの簡素化	銀行持株会社及び銀行による届出手続きの簡素化		子会社・関連会社の設立等の事由に対して、銀行持株会社と銀行が各々届出を行うのは、二重作業が多く非効率で、実務的な負担が大きい。届出手続きについては原則一本化を図るべきである	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)	
商品投資に係る事業の規制に関する法律	事務ガイドラインにより、商品投資以外の投資として金融商品を組入れる場合の組入れ割合を定めている。	b	IV	商品投資に係る事業の規制に関する法律第2条第1項に規定する商品投資により運用する金額の合計が、運用財産の総額の2分の1を超える場合における金融商品の組み入れ比率制限を撤廃するとともに、顧客へのディスクロージャーを拡充するための関連規定を整備することについて、総合規制改革会議の指摘を踏まえて行う投資者保護法制のあり方についての検討の動向を踏まえつつ、結論を得る。		z0300057	金融庁、農林水産省、経済産業省	商品投資以外の投資に関する運用規制の撤廃	5019	50190001	11	日本商品投資顧問協会(会長 牛嶋英博)	1	商品投資以外の投資に関する運用規制の撤廃	商品投資に係る事業の規制に関する法律第2条第1項に規定する商品投資により運用する金額が、運用財産の総額の1/2超となる場合において金融商品を投資対象として組み入れることが可能となっているが、この商品ファンドの従たる部分である「商品投資以外の投資」に関する運用規制の撤廃を要望する。	投資対象をより自由にそして機動的に選べるようになり、相関性の低いものを組み合わせることにより、商品ファンドの安定運用の道が開かれ、投資家の期待する収益の安定性に寄与することにつながるようになる。	本件は「規制改革推進3か年計画等のフォローアップ結果(平成15年5月内閣府公表)」において、「平成15年度早期に措置する」旨を踏まえて、速やかな対応を要望する。		
信託業法 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	信託代理店については、兼営法施行規則第7条の2の2により銀行等の金融機関が規定されている。	a	I	「信託業のあり方に関する中間報告書」(金融審議会第二部会報告(15.7.28))において、信託契約の取次ぎのみを行う者については、その範囲を幅広く認める方向で検討を行うことが適当とされ、また、信託業務の委託については、委託を受ける者の適格性を監督当局において判断することが適当とされたところである。この報告を踏まえ、信託業法案を第159回通常国会に提出し同国会において閉会中審査案件とされたところであるが、第161回臨時国会において成立した。		z0300058	金融庁	普通銀行本体及び信託代理店における信託併営業の取扱い解禁	5028	50280005	11	社団法人全国地方銀行協会	5	普通銀行本体及び信託代理店における信託併営業の取扱い解禁	普通銀行本体及び信託代理店における遺言信託、不動産関連業務等の信託併営業の取扱いを解禁する。	併営業については、次のとおり地域における顧客ニーズが高まっており、地域金融機関に必要な機能として解禁が望まれる。普通銀行本体での信託業務の取扱いが認められることになったにもかかわらず、併営業については引続き専業信託銀行のみ認められることとする理由は特になく考えられ、また、大都市圏を除く地方では、専業信託銀行の店舗数が非常に少なく、信託サービスの提供に差し支えが生じていることから、顧客が地方銀行に寄せる期待には大きいものがある。 a. 遺言信託 遺言信託は、高齢化・核家族化の進展により、その機能が社会的に認知され、相続・資産運用相談業務に不可欠となっている。生前の資産管理から死亡後の財産処分までの一連の管理処分機能が、地域に根ざした地域金融機関に求められており、シルバースペースのよりきめ細かいサービスの提供が実現できる。 b. 不動産関連業務 リバースモーゲージや遺産整理業務等において不動産の処分等を実施することで、個人資産に占める割合の高い不動産から納税資金や借入返済金等を捻出することが可能となる。また、法人取引においても、不動産に関する総合的なコンサルティングサービスの提供が可能となる。 少なくとも、金融審議会金融分科会第二部会の報告「信託業のあり方に関する中間報告書」(平成15年7月28日)において触れられた、遺言関連業務を取り扱う者の範囲の拡大、および当該業務に係る取次業務の容認については早急に措置すべきである。	「金融機関の信託業務等の兼営等に関する法律」の改正(平成14年2月施行)により、普通銀行本体での信託業務の取扱いが認められたが、不動産の売買・貸借の媒介・代理等の不動産関連業務、遺言執行・遺産整理業務等の取扱いは引き続き認められていない。また、処分型不動産信託の取扱いについては、不動産の流動化に資するものに限るとともに、信託された不動産の処分は天災その他やむを得ない場合を除き1年間禁止することとされている。「各官庁における検討状況」における記述 ・信託業法案において、現在、金融機関のみが信託業務の取扱い手となっているが、金融機関以外の者による信託業務の参入を可能とするとともに、これに伴い受益者保護等のための所要のルールを整備する、現在、金銭等に限定されている受託可能財産の範囲を拡大し、知的財産権を含め財産権一般の信託を可能とする。ことを基本的な内容としている。		
銀行法 第15条、 同施行規則 第16条、第35条第1項第7号	銀行の営業時間は、午前9時から午後3時までとされている。ただし、その営業所の「所在地又は設置場所等の特殊事情」により、異なる営業時間とする必要がある場合には、当該営業所について営業時間を変更することができる。	a	III	為替取引や当座預金業務を行っていないなど利用者利便を損なわず決済システムに支障がないと認められる営業所にかかる営業時間の規制については緩和することとし、その具体的な内容については16年度中に検討を行い、措置することとする。		z0300059	金融庁	店舗の営業時間規制(午前9時～午後3時)の緩和	5028	50280015	11	社団法人全国地方銀行協会	15	店舗の営業時間規制(午前9時～午後3時)の緩和	店舗の営業時間規制(午前9時から午後3時まで)を緩和する。	店舗の営業時間規制(午前9時から午後3時まで)を緩和する。	現行規制によれば、銀行は平日の午前9時から午後3時まで原則として必ず窓口を開けておかなければならない。しかし、銀行の各店舗における時間帯毎の来店客数は、各店舗の立地条件や顧客層の違い等により多様なものとなっている中、顧客利便の維持・向上及び銀行経営の効率化の両面からより柔軟な店舗運営の形態が求められており、営業時間についても、各店の自己責任に基づき地域の顧客ニーズに応じた機動的な設定が可能となるようにすべきである。もっとも、店舗の営業時間については、その所在地又は設置場所の特殊事情により異なる営業時間を設定することができるものとされているが(銀行法施行規則第16条第3項)、これについては特殊事情として認められる事情の範囲が明確でなく、実際の運用においては限定的に取り扱われている。午前中のみ、あるいは夕刻以降のみ営業する店舗等、当該地域の顧客ニーズにきめ細かく対応した営業形態も可能となるよう、より柔軟な制度運用が図られるべきである。 例えば、小規模・少数の店舗においては、昼の休憩時間帯に営業面、防犯面で支障が生じるが、昼食休憩時間帯に窓口を閉鎖できれば、交代要員の確保が不要となり、最小限の人員による窓口営業が可能となる。これにより、従来は人員確保が難しく無人化せざるを得なかった店舗も、有人店舗として存続させることが可能となり、無人化する場合と比べ顧客利便の維持・向上に資することができる(なお、窓口閉鎖中は必ずATMコーナーを開けておくなど、資金決済に係る顧客利便の維持には十分配慮するものとする)。	「3か年計画」における記述 ・為替取引や当座預金業務を行ってならず、ATMの設置による代替措置が確保されている等、利用者利便を損なわず決済システムに支障がないと考えられる出張所に係る休日や営業時間の規制については緩和することとし、その具体的な内容については平成16年度中に検討を行い、措置する。 「各官庁における検討状況」における記述 ・小規模・少数の営業所も含めた営業所を検討の対象としたうえで、為替取引や当座預金業務を行わず決済システムに支障がないと考えられる営業所に係る営業時間の規制については平成16年度中に検討を行い、措置する。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
銀行法第16条の2第1項8号、銀行法施行規則第17条の2第6項、平成14年金融庁告示第34号(平成14年3月29日)	銀行グループ会社が営む従属業務については収入依存度規制が課せられているため、従属業務会社が複数の銀行の関連会社となること(複数銀行による関連会社の共同設立)は実質的に困難。	b	I	「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)において、「共同従属会社の設立については、銀行の経営効率化の必要性を踏まえ、銀行の他業禁止規定と本来、銀行業からみれば他業である従属業務のあり方を踏まえつつ検討を行う。」とされていることを踏まえ、銀行の他業禁止の趣旨等を踏まえて引き続き検討を行う。		z0300060	金融庁	複数銀行による従属業務会社の共同設立の解禁	5028	50280016	11	社団法人全国地方銀行協会	16	複数銀行による従属業務会社の共同設立の解禁	収入依存度規制を緩和し、複数の銀行による従属業務会社の設立を可能とする。		銀行のグループ会社が営む従属業務については収入依存度規制(銀行及びその子会社等より50%以上)が課されているため、従属業務会社が複数の銀行の関連会社となること(複数銀行による関連会社の共同設立)は実質的に困難となっており、平成14年4月より、従属業務会社に係る出資比率規制(銀行の100%子会社に限る)が廃止され、銀行と一般事業会社による従属業務会社の共同設立は可能となったにもかかわらず、複数の銀行による共同設立ができないことは合理性を欠くため、独占禁止法第11条ガイドライン(収入依存度規制について「原則として50%以上」と規定)と平仄を合わせて、複数の銀行が従属業務を営む会社を共同で設立するか否かについては、銀行経営の効率化等の必要性を踏まえつつ、従属業務のあり方等具体的な内容について、平成16年度中に検討を開始する予定。	「3か年計画」における記述 ・共同従属会社の設立については、銀行の経営効率化の必要性を踏まえ、銀行の他業禁止規定と、本来、銀行業からみれば他業である従属業務のあり方を踏まえつつ検討を行う。 各官庁における検討状況における記述 ・従属業務そのものは銀行業務からみれば他業であるが、経営の効率化等を図る観点から、収入依存度規制を課すことにより、主として当該銀行のために営む会社を子会社とすることを認めているものである。したがって、複数の銀行が従属業務を営む会社を共同で設立するか否かについては、銀行経営の効率化等の必要性を踏まえつつ、従属業務のあり方等具体的な内容について、平成16年度中に検討を開始する予定。
銀行法施行規則第9条の3第2項、第10条、平成11年金融監督庁告示第10号第2条(平成11年4月1日)、平成14年金融庁告示第33号(平成14年3月29日)	・銀行の代理店において営む代理業務は、預金、貸付、為替取引、債務の保証又は手形の引受け、国・地方公共団体・会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い、有価証券、貴金属その他の物品の保護預り及び両替に限られている。 ・法人代理店は、銀行の100%出資法人又は当該銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社でなければならない。	a	I III	「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)において、「銀行代理店制度については、金融機関の健全性及び決済システムに与える影響等の観点から、資本関係規制等制度の見直しを行うこととし、平成16年度中に検討を行い、措置する。」とされていることを踏まえ、検討を行い、措置する。		z0300061	金融庁	代理店に係る規制の緩和	5028	50280017	11	社団法人全国地方銀行協会	17	代理店に係る規制の緩和	代理店について、a.業務範囲の拡大、b.100%出資規制の緩和(法人代理店)、の措置を講じる。		a. に関しては、現状、銀行の代理店において営むことのできる代理業務は固有業務(3業務)のほか4業務に限定されているが、地域の顧客ニーズに由来以上にきめ細かく対応していくうえで代理店は有効な有人拠点になり得ると考えられるため、その積極的な活用を促す観点から、代理店の業務範囲を銀行法第10条、第11条、第12条に定める業務全般に拡大すべきである。 b. に関しては、法人代理店の機動的な関係規制等制度の見直しを行うこととし、平成16年度中に検討を行い、措置する。 「各官庁における検討状況」における記述 ・金融機関の健全性及び決済システムに与える影響等の観点から、資本関係規制等制度の見直しを行うこととし、平成16年度中に検討を行い、措置する。	銀行の代理店において営むことのできる代理業務は、預金、貸付、為替取引、債務の保証又は手形の引受け、国・地方公共団体・会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い、有価証券、貴金属その他の物品の保護預り及び両替に限定されている。また、法人代理店は、銀行の100%出資法人又は当該銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社でなければならない。「3か年計画」における記述 ・銀行代理店制度については、金融機関の健全性及び決済システムに与える影響等の観点から、資本関係規制等制度の見直しを行うこととし、平成16年度中に検討を行い、措置する。
銀行法第20条、第57条	銀行は、銀行法第20条及び第57条の規定に基づき、貸借対照表及び損益計算書を日刊新聞紙に掲載することにより広告しなければならない。	b	I	商法における決算公告の方法を踏まえ、銀行の決算公告について電磁的方法を可能とするため、具体的な内容について検討を行う。		z0300062	金融庁	電磁的方法による決算公告の解禁	5028	50280022	11	社団法人全国地方銀行協会	22	電磁的方法による決算公告の解禁	銀行にも電磁的方法による決算公告(ホームページへの掲載)を解禁する。		平成13年10月の商法改正により、決算公告については、従来の日刊紙への掲載による方法のほか電磁的方法も認められたが(商法第283条第5項)、銀行については、銀行法第57条の規定により日刊紙への掲載による方法しか認められていない。多くの一般事業法人が電磁的方法による決算公告を行い、経費削減等の効率化を進めている中、これが銀行にだけ認められないことは合理性を欠く。また利用者側からしてみても、常にホームページ上で過去5年分の銀行の決算公告を閲覧できるようになるため、利便性が増すものと期待される。	「各官庁における検討状況」における記述 ・商法改正により新たに電子公告制度が導入されることを踏まえつつ、銀行の決算公告について、平成16年度中に具体的な内容の検討を開始する予定。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)	
資産の流動化に関する法律第150条の2	特定目的会社の取締役又は使用人が、当該特定目的会社の発行する資産対応証券の募集等を行うことは禁止されている。	c	I	本規制は、発行証券の担保となる資産の取得が行われる見込みのないまま証券が発行されるという詐欺的行為を防止するため、特定目的会社の取締役等による募集を禁止し、第三者たる証券会社等による証券募集を義務付けることにより、スクリーニング機能の作用を期待しているものであり、投資家保護の観点から維持すべき。		z0300063	金融庁	資産対応証券の募集取扱い要件の緩和	5031	50310001	11	社団法人不動産証券化協会	1	資産対応証券の募集取扱い要件の緩和	資産対応証券の発行時において、特定資産の譲渡人が資産対応証券の募集をする制度を利用できない場合、且つ私募の場合に限り特定目的会社の取締役又は使用人が資産対応証券の募集等ができるようにしてほしい。		資産対応証券は証券取引法上の有価証券であり、原則、証券業者による募集・販売等が義務付けられている。例外的に特定資産の譲渡人が届出後に募集等を行う場合のみ、証券取引法の適用除外となっている。しかし、特定資産の譲渡人が必ずしも特定目的会社の設立発起人ではないため、特定資産の譲渡人が資産対応証券の募集をする制度を利用できないことがある。証券取引法では自己募集が認められている。それと同様に、一般投資家への影響が低いと思われる「私募」の場合に限り、特定目的会社の取締役又は使用人が、資産対応証券の発行時において資産対応証券の募集等ができるようになれば、結果、事業の促進とコストの削減につながり、より一層投資家利益に資することとなる。		
信託法58条、資産の流動化に関する法律第31条の2	信託法第58条は、受益者が信託利益の全部を享受する場合で、かつ、やむをえない事情があるときは、受益者又は利害関係人の請求により、裁判所は信託を解除できると規定している。	b	I	法務省において、平成17年度中に信託法の改正について関係法案を国会に提出することを予定であると承知しており、特定持分信託に関して信託法58条の特例を設けるか否かについては、当該改正作業の動向を踏まえつつ検討する。		z0300064	金融庁	特定持分信託の信託法58条から適用除外を明確化	5031	50310002	11	社団法人不動産証券化協会	2	特定持分信託の信託法58条から適用除外を明確化	資産流動化法の特定持分信託に関わる法文において、信託法58条の適用が除外されることを法文上明らかにするか、あるいは、当局の解釈を一般に対して明確化することを要望する。		特定持分信託は、その制度主旨上、当然の要請として、信託契約は解除できないものとするのが求められ、法文上も「委託者または受益者が、信託期間中に解除を行わないこと」という条件を付すことが求められている。ただし、信託契約書にこのような条件を入れたとしても、信託法58条の適用があるかどうかは明らかでなく、制度主旨が十分に活かされていない。そのため実務上は、信託法58条の適用を避けるために、受益者を複数にするという、制度主旨からすれば、およそ本質的でない手当てを求められることも多く、徒にスキームを煩雑化させている。		
信託法58条、資産の流動化に関する法律第31条の2	信託法第58条は、受益者が信託利益の全部を享受する場合で、かつ、やむをえない事情があるときは、受益者又は利害関係人の請求により、裁判所は信託を解除できると規定している。	b	I	法務省において、平成17年度中に信託法の改正について関係法案を国会に提出することを予定であると承知しており、特定持分信託に関して信託法58条の特例を設けるか否かについては、当該改正作業の動向を踏まえつつ検討する。		z0300064	金融庁	特定持分信託の信託法58条からの適用除外【新規】	5056	50560154	11	(社)日本経済団体連合会	154	特定持分信託の信託法58条からの適用除外【新規】	資産流動化法の特定持分信託に関わる法文において、信託法58条の適用が除外されることを明記すべきである。		実務上、信託法58条の適用を避けるために、受益者を複数にするという、制度趣旨からすれば、およそ本質的でない手当てを求められることも多く、徒にスキームを煩雑化させている。	資産流動化法の特定持分信託は、その制度趣旨上、投資家が不測の損害を被ることを予防する観点から、当然の要請として、信託契約を解除できないものとするのが求められ、法文上も「委託者または受益者が、信託期間中に解除を行わないこと」という条件を付すことが求められている。ただし、信託契約書にこのような条件を入れたとしても、信託法58条の適用があるかどうかは明らかでなく、制度趣旨が十分に活かされていない。信託法58条の適用によって信託の解除が可能とする意見があり、格付の評価が難しくなっている。	



「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
担保付社債信託法第2条	担保付社債信託法において、社債に物上担保を付する場合はその社債を発行する会社と信託会社との信託契約に従い社債を発行する旨の規定がある。	c	I	担保付社債信託法は、社債権者の保護等の観点から広く社債に物的担保を付することとする場合の規制を定めたものであり、特定の会社形態の場合について規制を適用除外する仕組みとはされておらず、特定会社についてのみ一部適用除外とすることは困難である。		z0300065	金融庁、法務省	特定社債に関する担保付社債信託法の一部適用除外	5031	50310003	11	社団法人不動産証券化協会	3	特定社債に関する担保付社債信託法の一部適用除外	特定社債について、担保付社債信託法の一部適用除外とすることができるように要望する。		特定目的借入に担保をつけると、特定社債にも担保をつけざるを得なくなる場合が多い。この場合、担保付社債信託法が適用となる。その際、以下の規程が適用され社債権者の保護が行われる結果、柔軟な担保処分の仕組みを求める社債権者の利益にかえって反することとなっている。社債権者の保護及び平等の原則の趣旨は理解できるが、特定社債について、社債権者の利益を守り、資産流動化法の活用を推進するため、当座貸付の利息のもと、資産流動化計画に規定すること等一定の要件を満たす場合に、以下の規程を適用除外とすることができるように要望する。「平等な担保利益の享受」(担保法第71条)「転讓・流質契約の禁止」(担保法第73条)「担保の変更」(担保法第75条)「担保権の順位の譲渡または放棄」(担保法第75条の2)「担保権の実行」(担保法第82条)	
投資信託及び投資法人に関する法律第67条第1項第16号、第139条の2 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第103条第7号	投資法人の資金調達手段は、投資証券及び投資法人債の発行、銀行等からの借入れがある。	b	I ~ III	現状において投資法人の資金調達手段として、借入金及び投資法人債の発行が認められており、借入制限もなく、規約に限度額さえ記載すれば機動的かつ柔軟に投資法人債の発行を行うことができる。CPの発行に関し必要な措置について検討を開始する。		z0300066	金融庁	投資法人の資金調達手段の多様化	5031	50310004	11	社団法人不動産証券化協会	4	投資法人の資金調達手段の多様化	投資法人が発行できる債券として、投資法人債に加え、CPの発行を可能とすることを要望する。		投資法人の資金ニーズに柔軟に対応することができるように、資金調達手段としてCPを加える。短期資金の調達にあたり、CPであれば現状の借入に比べ調達コストが低いことから利益が向上し、ひいては投資家の利益につながるため、8月の2次回答にあった、「調達コスト等についての再調査」について、実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。実施した調査内容の公表を行った上、一般の借入金よりもCPの方が有利と判明した場合には、CPの発行が可能になるよう早期にご対応いただきたい。	
投資信託及び投資法人に関する法律第67条第1項第16号、第139条の2 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第103条第7号	投資法人の資金調達手段は、投資証券及び投資法人債の発行、銀行等からの借入れがある。	b	I ~ III	現状において投資法人の資金調達手段として、借入金及び投資法人債の発行が認められており、借入制限もなく、規約に限度額さえ記載すれば機動的かつ柔軟に投資法人債の発行を行うことができる。CPの発行に関し必要な措置について検討を開始する。		z0300066	金融庁	投資法人の資金調達手段の多様化	5056	50560155	11	(社)日本経済団体連合会	155	投資法人の資金調達手段の多様化	投資法人が発行できる債券として、投資法人債に加え、CP等の発行を可能とすべきである。		超短期の資金調達についてはCPが調達コストの点で一般借入に比べ低く、これが認められることにより資金調達コストの低下につながることも、投資家への配当原資の増加となり、ひいては投資家の利益につながる。また、資金調達にあたっての期間のマッチングという意味からも望ましい。	投資法人の資金調達手段は、借入れ及び投資法人債に限られており、超短期の資金を必要とする場合、調達期間とマッチせず、調達コストが高くなってしまふ。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
投資信託及び投資法人に関する法律第140条	投資法人の規約を変更するには、投資主総会の決議を必要とする。	c	-	規約は投資法人の根本規則であり投資法人の基本的事項が定められたものであることから、規約を変更する場合において、投資法人の最高意思決定機関たる投資主総会の決議により、投資主の意思を反映させる手続きを踏むことは、必要と考えられる。		z0300067	金融庁	投資法人の規約変更手続の緩和	5031	50310005	11	社団法人不動産証券化協会	5	投資法人の規約変更手続の緩和	租税特別措置法等において、投資法人の規約への変更が必要となる場合においても、投資法人が規約へ記載しなければならない租税特別措置法等で定められている要件を既に満たしている場合には、暫定措置として次期投資主総会までの間は官報等へその旨を掲載するか、投資主への通知をする事で済むよう要望する。		投資法人の規約変更は、投資主総会の承認を要し、租税法等の改正が行われた場合に機動的な規約変更が出来ないため。	
投資信託及び投資法人に関する法律第140条	投資法人の規約を変更するには、投資主総会の決議を必要とする。	c	-	規約は投資法人の根本規則であり投資法人の基本的事項が定められたものであることから、規約を変更する場合において、投資法人の最高意思決定機関たる投資主総会の決議により、投資主の意思を反映させる手続きを踏むことは、必要と考えられる。		z0300067	金融庁	投資法人の規約変更手続の緩和【新規】	5056	50560157	11	(社)日本経済団体連合会	157	投資法人の規約変更手続の緩和【新規】	規約に予め、租税特別措置法の適用を受ければ投資家にとって有利であることが明確な場合に官報への掲載により規約を変更できる旨、盛り込んでいる場合については、投資主総会を省略できるようにすべきである。		投資法人の規約変更は投資主総会の承認を要するため、租税の優遇措置など投資主に有利なことが明確であるにもかかわらず、租税法等の改正が行われた場合に機動的な規約変更ができない。	租税特別措置法の改正において、投資法人が優遇措置を受ける要件として規約への記載が求められる場合があるが、規約の変更には投資主総会の承認が必要となる。
証券取引法第27条の23第1項	上場株券等の保有者でその保有割合が100分の5を超えるものは、大量保有報告書を5日以内に内閣総理大臣に提出しなければならない。	b	I	投資証券について大量保有報告制度を導入し、大量保有者の情報を開示することは、市場の公正性、透明性は確保される反面、新たに投資証券の大量保有者に報告義務を課すことになり、投資に係るコストを増大させるため、投資証券の流通性を阻害することが考えられることから、投資証券の発行者や保有者などの関係者から意見を聴取するとともに、金融審議会での導入の可否について、十分な検討が必要であり、今後の検討スケジュールについて示すことは困難。 なお、公開買付制度と大量保有報告制度の趣旨は異なるものであり、投資証券が大量保有報告制度の対象となっていないことが公開買付制度に影響を及ぼすとは考えられない。		z0300068	金融庁	大量保有報告制度の導入	5031	50310006	11	社団法人不動産証券化協会	6	大量保有報告制度の導入	一般の株式等と同様に、証券取引法に規定する大量保有報告制度（5%ルール）を投資法人の投資証券にも適用されるよう要望する。		証券取引法で大量保有の5%保有者は大量保有報告書を提出しなければならない（証券取引法第27条の23）、と規定されており、その会社は比較的早く大量保有者の保有割合等を把握することができる。しかし、対象となる有価証券の範囲に投資法人の投資証券が含まれていないために、現状では投資法人の投資証券の大量保有者は期末まで判明しない。今後、投資証券が公開買付制度の対象に追加される予定であり、投資法人及び投資主が早期に大量保有者を把握しておくことにより投資口の市場価格や市場における需給関係への影響を事前に予想できるため。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)	
協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づく信用協同組合及び信用協同組合連合会の自己資本比率基準(大蔵省告示第192号平成9.7.31)第四条第一項	補完的項目のうち、一般貸倒引当金については、第1条の算式の分母の0.625パーセントを限度として算入することができるものとする。	c	Ⅲ	自己資本比率は、国際統一基準行は8%以上、国内基準行は4%以上とされており、貸倒引当金の分子への繰入限度についても同様、国内基準行は国際統一基準行の1/2の0.625%とされているものである。金融機関の健全性確保の重要性等に鑑みれば、貸倒引当金の分子への繰入限度額のみを国際統一基準行並みに引き上げることは困難。		z0300069	金融庁	自己資本比率算出の際の貸倒引当金の繰入限度額の引上げ	5037	50370001	11	社団法人全国信用組合中央協会	1	自己資本比率算出の際の貸倒引当金の繰入限度額の引上げ	貸倒引当金について、自己資本算出上の分子(自己資本額)算入割合を国際統一基準行と同レベル(1.25%)まで緩和すること。		貸倒引当金の計上は国内基準、国際統一基準にかかわらず企業会計に基づき計上することとされ、また金融検査でコアの償却・引当基準が厳格化されたことにより、貸倒引当金が従来より増加している。		
信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(大蔵省告示第62号平成5.3.31)第四条	補完的項目のうち、一般貸倒引当金については、第1条の算式の分母の0.625パーセントを限度として算入することができるものとする。	c	Ⅲ	自己資本比率は、国際統一基準行は8%以上、国内基準行は4%以上とされており、貸倒引当金の分子への繰入限度についても同様、国内基準行は国際統一基準行の1/2の0.625%とされているものである。金融機関の健全性確保の重要性等に鑑みれば、貸倒引当金の分子への繰入限度額のみを国際統一基準行並みに引き上げることは困難。		z0300069	金融庁	自己資本比率算出の際の貸倒引当金の繰入限度額の引上げ	5059	50590010	11	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	10	自己資本比率算出の際の貸倒引当金の繰入限度額の引上げ	(信用金庫法による規制の緩和)右記同様	自己資本算出上の算入割合を国際統一基準行と同レベル(1.25%)まで緩和する。		償却・引当基準が国際統一基準金融機関と同一であること、また、1988年のBIS合意では、「一般貸倒引当金は、...特定の資産に充てられず、かつ、特定の資産における評価額の減少を反映していない場合は、これらの準備金は自己資本としての適格性を有しており、...」となっていることから、自己資本算出上の算入割合を国際統一基準行と同レベル(1.25%)まで緩和する。	継続
協金法第2条第3項	協金法第2条第3項においては、信用組合の自己資本の額(出資の額及び準備金)は、外部負債の3%以上でなければならないことが規定されている。	b	Ⅰ	協同組合による金融事業に関する法律の当該規定は、同法の制定時以来規定されているものであり、銀行等に対する自己資本比率規制(早期是正措置)が法令化された後も存続しているものである。 本件については、金融機関の経営の健全性確保、信用組合における当該規制の意義等の観点から、当該規定の廃止の可否を検討する。		z0300070	金融庁	協金法第2条第3項に基づく「自己資本率規制」の廃止	5037	50370002	11	社団法人全国信用組合中央協会	2	協金法第2条第3項に基づく「自己資本率規制」の廃止	金融機関の健全性の確保の観点から、金融機関には資産に対する自己資本の額が4%以上(国際基準を採用する金融機関は8%以上)とする統一された「自己資本比率規制」がある。取って二重に規制する必要性はないため、これを廃止すること。		信用組合の場合、協金法第6条第1項による銀行法第14条の2の準用により「自己資本比率規制」が適用され、また、この「自己資本比率」は他の金融機関と同様、ディスクロージャー誌に掲載し、広く預金者等に周知することが法律で義務付けられている。一方、「自己資本率規制」は、信用組合にのみ規定されているが、その目的は信用組合の健全性の確保にあるとされ、「自己資本比率規制」と同じであり、二重の規制となっている。		

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
中小企業等協同組合法第61条	信用組合は、組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。	b	I	中小企業等協同組合法及び信用金庫法における脱退会員・組合員の持分の取扱い、それぞれ信用組合及び信用金庫の協同組織金融機関としての性格の相違等を前提に定められており、単に持分の取扱いのみならず組織や業務内容等のあり方にも関係する問題であることを踏まえ、慎重な検討が必要である。		z0300071	金融庁	脱退組合員の出資持分の一時取得について	5037	50370003	11	社団法人全国信用組合中央協会	3	脱退組合員の出資持分の一時取得について	信用組合においても組合員の脱退（自由脱退）に際し、当該組合員の出資金を譲り受ける者がいない場合、信用金庫と同様に、一時的にその出資金を譲り受けることができるようにすること。		組合員の出資金を信用組合が取得することは、脱退者の一時取得を含め、中小企業等協同組合法第61条により禁止されている。信用金庫においても、持分の取得は原則禁止されているが、自由脱退の場合に限り、定款で定める範囲内で、一時取得が認められている。	
協金法第5条の4第1項、第7項	理事は事業(業務)報告書を通常総(代)会に提出し、その承認を求めなければならない。 (注)銀行(株式会社)については、商法第283条により、総会の招集通知に決算関係書類等の謄本を添付すること及び貸借対照表又はその要旨を公告することとされている。信用金庫、信用組合については、このような規定がなく、これに代えて事業(業務)報告書等の決算関係書類を通常総会に提出し、その承認を受けることとなっている。	b	I	株式会社の営業報告書は定期総会への報告事項とされているが、協同組織金融機関における営業報告書に相当する事業報告書は通常総会での承認事項とされている。事業報告書は事業の概況や金庫の現状を示した書類であり、内容的には営業報告書に類似したものとして商法並みの取扱いとすることも考えられるが、一方で承認された貸借対照表等の公告義務がないなど商法と異なる枠組みも採られている。したがって、会員の権利保護等の観点から、検討が必要である。		z0300072	金融庁	事業(業務)報告書の総(代)会への報告の廃止	5037	50370004	11	社団法人全国信用組合中央協会	4	事業報告書の総(代)会承認制の廃止	商法上の株式会社と同様に、事業報告書の総(代)会承認を不要とし、報告事項とすること。(商法第281条では、営業報告書を作成し取締役会の承認を受けることが規定されており、さらに第283条において総会に報告することが定められている)		事業報告書は、商法上の会社の営業報告書と同様に信用組合の事業運営に関する事実を記載するものであり、承認を要するものではない。	
信用金庫法第37条第7項	理事は事業(業務)報告書を通常総(代)会に提出し、その承認を求めなければならない。 (注)銀行(株式会社)については、商法第283条により、総会の招集通知に決算関係書類等の謄本を添付すること及び貸借対照表又はその要旨を公告することとされている。信用金庫、信用組合については、このような規定がなく、これに代えて事業(業務)報告書等の決算関係書類を通常総会に提出し、その承認を受けることとなっている。	b	I	株式会社の営業報告書は定期総会への報告事項とされているが、協同組織金融機関における営業報告書に相当する事業報告書は通常総会での承認事項とされている。事業報告書は事業の概況や金庫の現状を示した書類であり、内容的には営業報告書に類似したものとして商法並みの取扱いとすることも考えられるが、一方で承認された貸借対照表等の公告義務がないなど商法と異なる枠組みも採られている。したがって、会員の権利保護等の観点から、検討が必要である。		z0300072	金融庁	事業(業務)報告書の総(代)会への報告の廃止	5059	50590012	11	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	12	業務報告書の総(代)会承認制の廃止	(信用金庫法の規制の撤廃)総(代)会承認となっている業務報告書を報告事項とする。	信金法で定める業務報告書を総代会の報告事項とする。	貸借対照表等の公告義務がないことが報告事項とできない理由に挙げられている。しかし、信用金庫法では銀行法と同様に、貸借対照表等については法定開示項目として開示することとなり、商法で義務付けられている公告義務と同等の効果がある。	継続



「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
協金法第5条の4第1項、第7項	理事は附属明細書を通常総(代)会に提出し、その内容を報告しなければならない。 (注)銀行(株式会社)については、商法第283条により、総会の招集通知に決算関係書類等の謄本を添付すること及び貸借対照表又はその要旨を公告することとされている。信用金庫、信用組合については、このような規定がなく、これに代えて事業(業務)報告書等の決算関係書類(附属明細書を含む。)を通常総会に提出し、その承認を受けることとなっている。	b	I	株式会社では、総会の招集通知に決算関係書類等の謄本を添付すること、貸借対照表又はその要旨を公告することとされているが、協同組織金融機関にはこのような規定がなく、これに代わるものとして附属明細書を通常総会へ報告することとなっている。なお、本制度は平成13年の銀行法等の改正により、総(代)会での承認から報告に緩和されたところであり、更なる緩和の可能性について、会員の権利保護等の観点から検討が必要である。		z0300073	金融庁	附属明細書の総(代)会への報告の廃止	5037	50370005	11	社団法人全国信用組合中央協会	5	附属明細書の総(代)会への報告の廃止	商法上の株式会社と同様に、附属明細書の総(代)会への報告を不要とすること。		商法第281条では、附属明細書を作成し取締役会の承認を受けることが規定されているが、同第283条では総会報告事項として定められていない。	
協金法第5条の4第1項、第7項	理事は附属明細書を通常総(代)会に提出し、その内容を報告しなければならない。 (注)銀行(株式会社)については、商法第283条により、総会の招集通知に決算関係書類等の謄本を添付すること及び貸借対照表又はその要旨を公告することとされている。信用金庫、信用組合については、このような規定がなく、これに代えて事業(業務)報告書等の決算関係書類(附属明細書を含む。)を通常総会に提出し、その承認を受けることとなっている。	b	I	株式会社では、総会の招集通知に決算関係書類等の謄本を添付すること、貸借対照表又はその要旨を公告することとされているが、協同組織金融機関にはこのような規定がなく、これに代わるものとして附属明細書を通常総会へ報告することとなっている。なお、本制度は平成13年の銀行法等の改正により、総(代)会での承認から報告に緩和されたところであり、更なる緩和の可能性について、会員の権利保護等の観点から検討が必要である。		z0300073	金融庁	附属明細書の総(代)会報告の廃止	5059	50590013	11	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	13	附属明細書の総(代)会報告の廃止	(信用金庫法の規制の撤廃)附属明細書を総(代)会の報告対象計算書類から除く。	株式会社の附属明細書の取扱い、商法第281条で取締役会の承認事項とし、同法第283条では定時総会の承認・報告の対象とはなっていない。そこで、信用金庫においても株式会社と同様の取扱いとする。	信用金庫は、商法特例法で定める「大会社」と同様に、会計士監査、常任監事の設置といった同じ組織構造を法的に義務付けられているとともに、決算承認手続においても何ら変わりがない。このように、附属明細書の取扱いにあたって、信用金庫と株式会社とで異なる積極的理由はなく、また協同組織性からも導くことができないものである。	継続
中企法第33条	定款において、主たる事務所だけでなく、従たる事務所も絶対記載事項となっている。	b	I	協同組織金融機関の定款においては、会員等の相互扶助等を目的とする金融機関としての特性から、商法よりも具体的な記載事項が要求されている。従たる事務所についての記載は、会員が利用する施設を定める意味で、会員資格、地区等と並んで協同組織における基本的事項とされてきたものであり、商法と同様の取扱いとすることについては、定款自治の観点から慎重な検討が必要である。		z0300074	金融庁	定款への従たる事務所の記載の廃止	5037	50370006	11	社団法人全国信用組合中央協会	6	定款への従たる事務所の記載の廃止	商法第166条第1項第8号と同様に主たる事務所のみ記載とすること。		中企法第33条では、事務所の所在地について定款の絶対必要事項として規定されているが、商法第166条第1項第8号では主たる事務所のみ記載とされている。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
中企法第33条	定款において、主たる事務所だけでなく、従たる事務所も絶対記載事項となっている。	b	I	協同組織金融機関の定款においては、会員等の相互扶助等を目的とする金融機関としての特性から、商法よりも具体的な記載事項が要求されている。従たる事務所についての記載は、会員が利用する施設を定める意味で、会員資格、地区等と並んで協同組織における基本的事項とされてきたものであり、商法と同様の取扱いとすることについては、定款自治の観点から慎重な検討が必要である。		z0300074	金融庁	定款への従たる事務所の記載の廃止	5059	50590029	11	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	29	定款への従たる事務所の記載の廃止	(信用金庫法の規制の撤廃)定款の絶対的記載事項を見直す。	信用金庫の本店(主たる事務所)のみを、定款の絶対的記載事項とする。	事務所を定款の絶対的記載事項とするのは、会員による自治によって事務所を設定すべきであるとの趣旨である。しかし、市場原理に基づく監督行政が行われるようになった現在では、出店、廃店、統合を迅速にすめることができない等、これまでの法益を守ることによる弊害が生じてきている。また、絶対的の記載事項とせずとも、会員をメンバーシップとする協同組織である限り、実質的に会員のニーズを無視した店舗政策はあり得ない。したがって店舗政策は、会員から経営陣に委託している範囲内で経営の自由度を高めたほうが、会員のニーズにそって経営ができるものとする。	継続
協金法施行規則第8条、第16条第1項第7号、第16条第4項	信用組合は、その事務所(代理店の事務所を含む)の所在地又は設置場所の特殊事情により、「午前9時から午後3時」と異なる業務取扱時間とする必要がある場合(午前9時から午後3時が確保されている場合を除く)、当該事務所について業務時間変更の届出を行ったうえで時間の変更を行う。	b	III	業務取扱時間は協金法施行規則により午前9時から午後3時と規定され、この時間を確保することができる営業時間の延長等については届出の必要はない。 施行規則により規定される午前9時から午後3時については、利用者の利便などから最低限確保する趣旨をもって定められ、その時間帯の営業を確保できない場合、営業時間の変更を店頭において掲示することとされており、利用者への周知状況など監督当局として事前に把握する必要があるが、銀行の店舗の営業時間規制の見直しを踏まえ、今後検討を行うこととする。		z0300075	金融庁	業務取扱時間変更届出の簡素化	5037	50370008	11	社団法人全国信用組合中央協会	8	業務取扱時間変更届出の簡素化	インストアブランチなど出店先の営業時間の変更に伴う業務取扱時間変更届出については、届出不要、もしくは半期ごとの一括届出の対象とすること。		インストアブランチなど出店先の営業時間の変更に伴う業務取扱時間の変更に対応できるようにするため。	
協金法第3条第1項第8号	信用組合は、内閣総理大臣の設立の認可を受けようとするときは、申請書に業務方法書を添付して提出しなければならない。業務の種類又は方法を変更しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。	b	I	業務方法書は、信用組合が実際に行う業務についての基本的な内容を定めたものであり、監督の手段として必要なものであるが、協同組織金融機関の特性等に留意しつつ、業務方法書のあり方について検討する。		z0300076	金融庁	業務方法書の廃止	5037	50370009	11	社団法人全国信用組合中央協会	9	業務方法書の廃止	業務方法書は、規制監督の手段として協同組織金融機関に限り設けられた制度である。金融機関に対する規制監督のあり方が、各金融機関の自己責任原則の観点から、事前調整型から事後監視型に移行した現状にあって、業務方法書を存続させる必要性は乏しいため、これを廃止すること。		業務方法書は、規制監督の手段として協同組織金融機関に限り設けられた制度である。金融機関に対する規制監督のあり方が、各金融機関の自己責任原則の観点から、事前調整型から事後監視型に移行した現状にあって、業務方法書を存続させる必要性は乏しいため。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
信用金庫法第31条	信用金庫は、内閣総理大臣の設立の認可を受けようとするときは、申請書に業務方法書を添付して提出しなければならない。業務の種類又は方法を変更しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。	b	I	業務方法書は、信用金庫が実際に行う業務についての基本的な内容を定めたものであり、監督の手段として必要なものであるが、協同組織金融機関の特性等に留意しつつ、業務方法書のあり方について検討する。		z0300077	金融庁	業務方法書の廃止	5059	50590044	11	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	44	業務方法書の廃止	(信金法の規制の撤廃)信用金庫法で定める業務方法書を廃止する。	信用金庫法で定める業務方法書を廃止する。	業務方法書は、規制監督の手段として協同組織金融機関に限り設けられている制度である。また、金融機関に対する規制監督のあり方が、各金融機関の自己責任原則の観点から、当局指導型から事後監視型に移行しているなかにおいて、現状では業務方法書を廃止する必要性は乏しいため、これを廃止する。	継続
中企法第9条の9 中企法施行令第8条	全国信用協同組合連合会における会員以外の者に対する貸付限度は、中小企業等協同組合法施行令において規定されているが、他の協同組織金融機関の連合会である信金中央金庫及び全国労働金庫連合会は、それぞれの根拠法令である信用金庫法施行令及び労働金庫法施行令では規定されておらず、「業務方法書」の「業務の方法」にそれぞれの経営実態等に照らし合わせて定めている。	b	I	信用協同組合連合会は、他の協同組織金融機関である信用金庫や労働金庫のように当該金庫を会員として組織する連合会という形態をとっておらず、会員たる組合の種類がいかんにかかわらず、連合会自体の事業として金融事業のみを行う連合会という法的枠組みとなっており、立法の経緯や他の協同組織連合会への影響等に留意しつつ、慎重な検討が必要である。		z0300078	金融庁	全国信用協同組合連合会の会員以外の者に対する貸付限度にかかる規定の変更	5037	50370011	11	社団法人全国信用組合中央協会	11	全国信用協同組合連合会の会員以外の者に対する貸付限度にかかる規定の変更	全国信用協同組合連合会の会員以外の者に対する貸付限度の定めを根拠法である中小企業等協同組合法の規定から削除する。	全国信用協同組合連合会の会員以外の者に対する貸付限度の定めを根拠法である中小企業等協同組合法の規定から削除する。	全国信用協同組合連合会における会員以外の者に対する貸付限度は、根拠法である中小企業等協同組合法において規定されているものの、他の系統中央金融機関である信金中央金庫および労働金庫連合会は、それぞれの根拠法である信用金庫法、労働金庫法に規定されておらず、「業務方法書」の「業務の方法」にそれぞれの経営実態等に照らし合わせて定められている。	
中小企業等協同組合法第9条の9、中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令1条の2	全国信用協同組合連合会の会員のための保証は認められているが、会員以外の者に対する保証は認められていない。	b	III	全国信用協同組合連合会の会員以外の者に対する債務保証又は手形の引受けの取扱いについては、全国信用協同組合連合会の経営の健全性の実態や当該業務に対するニーズ、他の協同組織金融機関の連合会の業務を横並びなどを把握しながら慎重な検討を行う。		z0300079	金融庁	全国信用協同組合連合会の会員以外の者に対する債務保証又は手形の引受けの取扱い	5037	50370012	11	社団法人全国信用組合中央協会	12	全国信用協同組合連合会の会員以外の者に対する債務保証又は手形の引受けの取扱い	全国信用協同組合連合会の会員以外の者に対する債務保証又は手形の引受けの定めを「中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令」の規定に追加する。	全国信用協同組合連合会の会員以外の者に対する債務保証又は手形の引受けの定めを「中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令」の規定に追加する。	中小企業等協同組合法において、全国信用協同組合連合会の会員以外の者に対する資金の貸付、手形の引受けについては、会員に対する資金の貸付等を妨げない限度において行わなければならない。また、これを行う場合、当期の認可が必要であり、全国信用協同組合連合会の会員以外の者に対する貸付先は、国、公共法人、公益法人、証券取引所に上場されている株式会社などが認められている。債務の保証、手形の引受けは、会員のためやその内閣府令(国民生活金融公庫等の業務の代理として行う債務の保証、外国為替取引に伴って行う債務の保証又は手形の引受け、子会社に対する債務の保証又は手形の引受け)で定められているものの、会員以外の者に対する貸付として認可されている先への債務の保証又は手形の引受けは認められていない。これに対して、他の系統中央機関である信金中央金庫においては、会員以外の者に対する貸付として認可されている先に対しても債務保証等が可能となっている。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
中小企業等協同組合法	中小企業等協同組合法第9条の2第1項3号の規定等に基づき、協同組合等が行う共済契約については、信用組合の窓口で募集の取扱いをすることはできない。	c	I	事業協同組合が行う共済事業については、原則会員に対し行うものであり、会員以外の第三者に共済商品の募集行為は認められていない。このことから、そもそも募集することができない商品に対し、信用組合の窓口で共済商品は取り扱うことはできない。		z0300080	金融庁	中小企業等協同組合法を設立根拠とする組合が行う共済商品を窓口で取扱うことについて	5037	50370016	11	社団法人全国信用組合中央協会	16	中小企業等協同組合法を設立根拠とする組合が行う共済商品を窓口で取扱うことについて	中小企業等協同組合法第9条の2第1項3号の規定等に基づき、協同組合等が行う共済契約について、信用組合の窓口で募集の取扱いができるようにすること。		協同組合等が行う生命共済等の共済事業は、これと類似する保険が、保険業法により信用組合において販売できるにも拘らず、信用組合が生命共済等共済商品を窓口で取扱うことができないため。	
協金法第3条第2項	信用組合が証券取引法第65条の2に定める証券業務を行うとする場合には、協金法第3条第2項に基づき業務の内容及び方法を定めて、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。また、当該認可を受けた業務の内容及び方法を変更しようとするときも同様とされている。(注)証券取引法においては、平成10年6月に上記業務は認可制から登録制に変更となった。	b	I	銀行においては平成13年に当該業務内容方法書及びその認可を廃止していることから、信用金庫についても取扱いを検討する必要がある。 なお、検討に当たっては、当該業務によるリスクが協同組織金融機関の業務の健全性に与える影響及び当該業務の内容確認についての監督上の必要性等を勘案する必要がある。		z0300081	金融庁	協金法(信金法)に基づく業務内容方法書の廃止	5037	50370017	11	社団法人全国信用組合中央協会	17	協金法に基づく業務内容方法書の廃止	協金法上の業務内容方法書を独立させて存在させる必要は乏しいので、これを廃止すること。		証券業務に関する業務内容方法書には、協金法に基づく業務内容方法書と証券取引法に基づく業務内容方法書の2種類があり、前者の内容は後者の内容に含まれている。	
信用金庫法第53条第9項、第11項	信用金庫が証券取引法第65条の2に定める証券業務を行うとする場合には、信用金庫法第53条第6項に基づき業務の内容及び方法を定めて、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。また、当該認可を受けた業務の内容及び方法を変更しようとするときも同様とされている。(注)証券取引法においては、平成10年6月に上記業務は認可制から登録制に変更となった。	b	I	銀行においては平成13年に当該業務内容方法書及びその認可を廃止していることから、信用金庫についても取扱いを検討する必要がある。 なお、検討に当たっては、当該業務によるリスクが協同組織金融機関の業務の健全性に与える影響及び当該業務の内容確認についての監督上の必要性等を勘案する必要がある。		z0300081	金融庁	協金法(信金法)に基づく業務内容方法書の廃止	5059	50590034	11	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	34	信用金庫法に基づく証券業務に関する業務内容方法書の廃止		信用金庫が国債等の募集の取扱い業務の認可又は有価証券に係る引受け、募集若しくは売出しの取扱い、売買その他の業務の認可を受けようとするときに、当該業務の内容及び方法を記載した書類(簿)の内容は含まれていることから、信用金庫法に基づく業務内容方法書を存置させる必要性はない。	信用金庫が国債等の募集の取扱い業務の認可又は有価証券に係る引受け、募集若しくは売出しの取扱い、売買その他の業務の認可を受けようとするときに、当該業務の内容及び方法を記載した書類(簿)の内容は含まれていることから、信用金庫法に基づく業務内容方法書を存置させる必要性はない。	継続



「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
協金法第6条で 準用する銀行法 第21条 協金法施行規則 第12条の2から 第12条の4 金融再生法第6 条、第7条 金融再生委員会 規則第2条から 第6条	協金法に基づくリスク管理債権 (貸出金のみ)と、金融再生法に 基づく資産査定の対象債権(総 与信)の両者を当局宛報告・開 示している。	c	-	リスク管理債権は米国SEC基 準と同様の基準に従って分類さ れ、時系列でも比較的長い期間 把握可能なものであるが、金 融再生法開示債権は、「金融再 生プログラム」における主要行 の不良債権比率の半減(14年 3月末(8.4%)からの半減)目 標の基準となっており、これを元 に、各般の取組みが進められて いるところである。 両者の差異は縮小しているもの の、現在、本年度末までの不良 債権問題の終結を目指してより 強固な金融システムの構築に 向けて取り組んでいるところで あり、充実したディスクロー ジャーは欠かせないととの観点か ら現時点での措置は困難。		z0300082	金融庁	協金法に基づくリスク管理債権の開示 と金融再生法に基づく資産査定の開示 の一本化	5037	50370022	11	社団法人全国信用組合中央協 会	22	協金法に基づくリスク管理債権の開示 と金融再生法に基づく資産査定の開示 の一本化	協金法に基づくリスク管理債権の開示と 金融再生法に基づく資産査定の開示を一 本化すること。		協金法に基づくリスク管理債権と、金融 再生法に基づく資産査定とは、開示の 対象となる債権とその開示基準が異なっ ており、事務上煩雑であるとともに、わ かりにくい開示内容となっている。	
証券取引法第3 4条第1項	証券会社は、第2条第8項各号 に掲げる業務のほか、第34条 第1項に掲げる業務その他の証 券業に付随する業務を営むこと ができる。	a		顧客の株式配当金の代理受領 業務を証券会社の付随業務とし て解釈する。(注)証券会社がそ の顧客の配当金を代理して受 領する範囲に限る(違う会社の 顧客については不可)。		z0300083	金融庁	証券会社口座における株式配当金の 受領について	5038	50380001	11	日本証券業協会	1	証券会社口座における株式配当金の 受領について	証券会社の顧客が、証券会社の口座にお いて株式配当金が受け取ることができる よう、「顧客の株式配当金の代理受領業 務」を証券会社が営むことのできる業務 として位置付けて欲しい。		上場会社の株主が株式配当金の受取り場 所として銀行口座を指定し、当該銀行口 座を経由して銀行に開設する証券会社の 口座に当該株式配当金に係る金銭が入金 されるスキームについては認められてい る。 しかしながら、「株式配当金」を証券会 社で受領できるかどうか証券取引法上明 確になっていないため、このスキームに おける証券会社の顧客口座で受領する金 銭は、発行会社から支払われる「株式配 当金」としてではなく、株式や投資信託 購入のために証券会社の銀行口座に入金 される金銭と同様のもの(=有価証券の 売買に伴う前受金)として取り扱われ ている。 公社債の元金や証券投資信託の収益 分配金については、従来より証券会社の 兼業業務として認められ(別紙1参 照)、現在も証券取引法第34条の証券会 社の付随業務「その他証券業に付随する 業務」(別紙2参照)として解釈され、 有価証券の購入を前提とすることなく、 顧客の証券会社の口座でそれぞれ「元利 金」や「収益分配金」として受領でき ること、 外国株式に係る配当金につい ては顧客の証券会社口座で受領できる(別 紙3参照)ことからすると、国内株式に かかる配当金を同様に取り扱ったとして も投資家保護上問題になるとは考えられ ず、顧客の利便性向上に資するものと思 える。	・別紙1:「証券会社、 証券投資信託委託会社及 び証券投資顧問業者等の 監督等にあって留意事 項について」(「事務ガ イドライン」) ・別紙2:証券取引法 (抜粋) ・別紙3:「一般投資家 による外国証券投資の自 由化について」参考:株 式配当金自動受取サー ビスの概要 ・参考:「株主配当金自 動受取サービス」の概要
・人事院規則8- 14 ・15.5.1人企-345 人事院事務総局 人材局企画課長 通知「非常勤職 員の適切な採用 について」	ハローワークやホームページ、 また必要に応じ新聞を活用し募 集を行っている。			非常勤職員の採用にあたって は、人事院規則等に基づき、ハ ローワークやホームページ、ま た必要に応じ新聞を活用し募集 を行うなど、非常に厳しい予算 の制約の中、費用対効果を勘 案しつつ適正に対応している。		z0300084	全庁	非常勤公務員採用の際の民間求人情 報事業者の活用	5044	50440016	11	社団法人全国求人情報協会	16	非常勤公務員採用の際の民間求人情 報事業者の活用	非常勤公務員の求人について、求職者に 対し広く募集機会を知らせるために、す でに相当の実績がある求人メディアの活 用を図る。人員の採用部署に最適な募集 採用費用を算定し、求人情報メディア の活用を図る一方で、適正な求人情報メ ディアを選別するための規程や業者登録 制度を整備する。		民間の求人情報事業者が拡大・一般化する 中で、これを利用する求職者に公務員の 求人情報を提供することは、今まで以上 により公平な就職機会の拡大につなご う。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
銀行法第16条の3、銀行法施行規則第17条の6、(独占禁止法第11条)	銀行又はその子会社は、国内の会社の議決権については、合算して、その基準議決権数(当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の五を乗じて得た議決権の数)を超える議決権を取得し、又は保有してはならないとしている。	c	I III	銀行の子会社であるベンチャーキャピタルによるベンチャービジネス企業の議決権取得については、議決権取得制限の対象外としている。また、有限責任投資事業組合の議決権については有限責任組合員が議決権を行使できる場合等を除き、議決権取得制限の対象外としている。しかしながら、銀行等による一般事業会社の議決権の取得については、銀行経営の健全性確保の観点から銀行に他業禁止が課せられている趣旨の徹底を図るとともに、銀行の子会社の範囲制限が逸脱されることを回避するために制限を設けている趣旨を踏まえ、銀行との資本関係により、ベンチャーキャピタル及び有限責任組合を当該制限の適用外とすることは困難である。		z0300085	金融庁、公正取引委員会	銀行子会社VCについては、独禁法、銀行法ともに5%ルールの対象外とする。	5047	50470002	11	日本ベンチャーキャピタル協会	2	銀行子会社VCについては、独禁法、銀行法ともに5%ルールの対象外とする。	銀行法並びに独占禁止法で制限されている国内の会社の議決権の取得及び保有の制限(いわゆる5%ルール)について銀行子会社VC及び銀行子会社がCPとなっている有限責任組合は当該制限の適用外とする。	銀行子会社VCについては、銀行との資本関係により右記法令の制限に該当するケースが考えられ機動的な投資に制限が課される虞があるため。		
証券取引法第166条、第167条会社関係者等の特定有価証券等の取引規制に関する内閣府令第6条、第8条	確定拠出年金制度において自社株のみを投資対象とするファンドを定期的に購入する場合は、インサイダー規制の適用除外とされていない。	b	III	インサイダー取引規制のあり方については、投資家、発行者、市場関係者及び規制当局等の意見を踏まえ、法制面の論点を中心に慎重に検討する必要がある。金融審議会第一部会においては、投資サービス法案については、審議が進められており、要望事項についても、今後の金融審議会第一部会における審議の中で検討を行っていく予定		z0300086	金融庁	確定拠出年金における自社株ファンドのインサイダー規制の適用除外	5056	50560044	11	(社)日本経済団体連合会	44	確定拠出年金における自社株ファンドのインサイダー規制の適用除外	確定拠出年金制度において、自社株のみを投資対象とするファンドを運用商品として選択し、それが一定の計画に従って継続的に行われる場合は、証券取引法第166条第6項第8号及び同第167条第5項第8号に該当するものとして、いわゆるインサイダー規制の適用除外とすべきである。 2004年度中に結論を得るとされている金融審議会での検討を可能な限り前倒しすべきである。	確定拠出年金制度を採用している企業においては、自社株ファンドを運用商品の選択に加えたいという要望がある。しかし現行では、持ち株会や株式累積投資においてインサイダー規制の適用除外となっているものが、確定拠出年金制度を利用すると適用除外の対象となっていない。 インサイダー規制の適用除外が明確となれば、証券市場の活性化にも資するものと予想される。	確定拠出年金制度において自社株のみを投資対象とするファンドを定期的に購入する場合、インサイダー規制の適用除外にはなっていない。	
銀行法施行規則第9条の3第2項、第10条、平成11年金融監督庁告示第10号第2条(平成11年4月1日)、平成14年金融庁告示第33号(平成14年3月29日)	銀行の代理店において営む代理業務は、預金、貸付、為替取引、債務の保証又は手形の引受け、国・地方公共団体・会社等の金銭の取納その他金銭に係る事務の取扱、有価証券、貴金属その他の物品の保護預り及び両替に限られている。	a	I III	「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)において、「銀行代理店制度については、金融機関の健全性や決済システムに与える影響等の観点を踏まえつつ、資本関係規制等制度の見直しを行うこととし、平成16年度中に検討を行い、措置する。」とされていることを踏まえ、検討を行い、措置する。		z0300087	金融庁	貸付の代理、媒介業務を行う銀行代理店の事業法人への設置【新規】	5056	50560141	11	(社)日本経済団体連合会	141	貸付の代理、媒介業務を行う銀行代理店の事業法人への設置【新規】	金融機関及び保険会社以外の法人が、銀行の代理店として資金の貸付の代理(又は媒介)業務を行う場合については、專業規制を緩和すべきである。	ハウスメーカー等に対して、住宅購入(予定)者より、住宅ローンの相談がなされる事例等が多数存在するところであるが、銀行法施行規則に定める銀行の代理店の專業規制により、当該法人を銀行代理店とすることができず、顧客のニーズに迅速に対応できない。資金の貸付の代理(又は媒介)業務を行う場合について、銀行の代理店の專業規制を緩和することにより、顧客のニーズに迅速に対応することが可能となり、顧客の利便性の向上に大いに資する。 なお、当該代理店において、金銭等の取扱いを禁止することで、兼業による弊害は防止し得るものと考えられる。	金融機関以外の法人が銀行の代理店となる場合には、銀行法施行規則第9条の3第10号ハ(及び第10条)において、「代理業務を専ら営む法人であること」が求められている。なお、2004年4月1日付の銀行法施行規則の改正により、保険会社が銀行の代理店として資金の貸付の代理業務を行う場合には、当該專業規制が緩和されたところである。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
投資信託及び投資法人に関する法律	投資信託及び投資法人に関する法律には、投資信託の統合手続きに関する規定はない。	b	I	投資信託の統合については、集団投資スキームにおけるガバナンス機能の強化や投資者保護等に留意しつつ、検討する必要がある。		z0300088	金融庁	投資信託及び投資法人に関する法律における投資信託の統合を可能とするための規定の新設【新規】	5056	50560142	11	(社)日本経済団体連合会	142	投資信託及び投資法人に関する法律における投資信託の統合を可能とするための規定の新設【新規】	投資信託の統合を可能とするため、その基本理念、手続き等について、投信法に規定を新設すべきである。		同様の運用方針を有し、資産規模をある程度有しているような他のファンドと統合する手続きが法制化されれば、迅速に統合を行うことが可能となりコスト削減につながることも、受益者に新たな選択肢を提供する機会が出来る。先進主要国においてファンド統合は一般的になっており、会社型ファンドが主流のアメリカはもとより契約型ファンドが主体のイギリスにおいても統合は頻りに行われている。欧州大陸においても従来から統合が可能であったルクセンブルク、フランスに続いてドイツでも、改正法(2003年8月公表、2004年春に施行)において統合が可能になった。例えばイギリスでは、ファンドを償還させるよりも他のファンドとの統合について監督官庁から促されるケースもあり、「経済的理由(economic reason, economic scale)」が投資家のため、運用会社のためになると支持されている。	現行の投信法には投資信託の統合手続きに関する規定がないため、ファンドの資産規模が縮小し当初の目的を達成できなくなる。現行に、投資主総会の決議を経て信託期間を変更することにより繰上げ償還を行うほか手段がない。
投資信託及び投資法人に関する法律第5条	投資信託の受益権は、均等に分割され、受益者は、信託の元本の償還及び収益の分配に関して、受益権の口数に応じて均等の権利を有する。	c	-	投資信託は、投資者の資金を集合して運用し、その成果を投資者に分配する仕組みであり、投資者間の公平性を確保する観点から、措置困難。		z0300089	金融庁	複数受益証券の発行の容認【新規】	5056	50560143	11	(社)日本経済団体連合会	143	複数受益証券の発行の容認【新規】	複数受益証券の発行を可能とすべきである。		投資家のニーズが多様化し、様々な信託報酬体系の投資信託が開発されている。現状では、信託報酬体系の異なるものについては、別個に投資信託を設定する必要があるが、株式会社の種類株式のように、同一の投資信託であっても信託報酬が異なる種類の受益証券を発行することが可能となれば、目論見書の統一化等様々な費用削減が可能となる。	投資信託及び投資法人に関する法律において「委託者指図型投資信託の受益権は、均等に分割し、その分割された受益権は、受益証券をもって表示しなければならない。」(第5条第1項)、「委託者指図型投資信託の受益者は、信託の元本の償還及び収益の分配に関して、受益者の口数に応じて均等の権利を有するものとする。」(第5条第3項)と規定されている。このため、一つの投資信託において信託報酬が異なる受益証券(複数受益証券)を発行することができない。
	売掛債権担保融資保証制度を利用する場合に、譲渡禁止特約の部分解除を実施。	b	-	平成17年度からの債権譲渡禁止特約の部分解除に向け、そのリスク等を引き続き検討中。		z0300090	全庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る債権譲渡禁止特約の解除【新規】	5056	50560144	11	(社)日本経済団体連合会	144	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る債権譲渡禁止特約の解除【新規】	すべての国の機関及び地方自治体において、速やかに債権譲渡禁止特約を解除すべきである。		債権譲渡禁止特約が資産流動化の過格要件の障害となっている。このような状況を改善するため、経済産業省などの一部の国の機関においては、既に債権譲渡禁止特約の解除が行われている。	国の機関及び地方自治体向け金銭債権については、譲渡禁止特約が付されているため、当該金銭債権の証券化等を行うことができない。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
	売掛債権担保融資保証制度を利用する場合に、譲渡禁止特約の部分解除を実施。	b	-	平成17年度からの債権譲渡禁止特約の部分解除に向け、そのリスク等を引き続き検討中。		z0300091	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	5086	50860034	11	社団法人リース事業協会	34	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各省庁及び地方自治体において、統一かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。		本年6月に同要望を提出したが、各省庁の対応が異なり、統一の対応が求められる。	
金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律	貸金業者等は、内閣総理大臣の登録を受けなければ、社債の発行その他の方法による貸付資金の受入れをすることができない。	c	I	本法制定前は、出資法において、貸金業者等が「社債名義」を使って預金まがいの勧誘を行うことを防ぐため、貸金業者等が貸付資金に充てる目的で社債等を発行することが禁止されていたところ、本法の制定により社債の購入者等の保護を図りつつ解禁するに至ったものである。以上の経緯を踏まえ、社債の購入者等の保護に資する観点から、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律を廃止することは困難である。		z0300092	金融庁	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律の廃止	5056	50560146	11	(社)日本経済団体連合会	146	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律の廃止【新規】	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律により貸金業者のみに課せられている社債発行の登録手続を廃止し、証券取引法により、貸付債権を保有する発行会社に対して一律的な制度を構築すべきである。		貸金業者が社債を発行する際は、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律による規制を受ける。	
金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律	貸金業者等は、内閣総理大臣の登録を受けなければ、社債の発行その他の方法による貸付資金の受入れをすることができない。	c	I	本法制定前は、出資法において、貸金業者等が「社債名義」を使って預金まがいの勧誘を行うことを防ぐため、貸金業者等が貸付資金に充てる目的で社債等を発行することが禁止されていたところ、本法の制定により社債の購入者等の保護を図りつつ解禁するに至ったものである。以上の経緯を踏まえ、社債の購入者等の保護に資する観点から、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律を廃止することは困難である。		z0300092	金融庁	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律の廃止	5086	50860003	11	社団法人リース事業協会	3	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律の廃止	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律により貸金業者のみに課せられている社債発行の登録手続を廃止し、証券取引法により、貸付債権を保有する発行会社に対して一律的な制度を構築することを要望する。		貸付債権のリスクは他の事業会社が行う業として行うものではない貸付においても内在するリスクであり、金融業者の貸付業務に固有なものではない。したがって、規制の目的が投資家保護にあるのであれば、貸金業規制法に規定する貸金業者等のみを規制の対象とする合理的な理由はない。本年6月、同要望に対して、金融庁から「本法制定前は、出資法において、貸金業者等が「社債名義」を使って預金まがいの勧誘を行うことを防ぐため、貸金業者等が貸付資金に充てる目的で社債等を発行することが禁止されていたところ、本法の制定により社債の購入者等の保護を図りつつ解禁するに至ったものである。以上の経緯を踏まえ、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律を廃止することは困難である。」と従前と同様の回答がされた。平成9年5月「ノンバンクに関する懇談会」報告書 5.(2)「デイトレードの強化」には、「社債を含む有価証券に係る投資家保護は、証券取引法によるデイトレードや公正取引ルールによるが基本」としてあり、さらに「社債発行ノンバンクに対するデイトレードの義務づけについては、本来、証券取引法で行うべきではあるが、…当面、暫定的に、貸金業規正法等の他の法令で手当てするのでもよいのではないか、との意見があった。」と「当面、暫定的に」と明記されている。上記措置困難の回答は、報告書の内容に反するものであり、遺憾な回答である。すでに法施行から5年が経過しており、見直しの時期となっている。	



「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律	貸金業者等は、内閣総理大臣の登録を受けなければ、社債の発行その他の方法による貸付資金の受入れをすることができない。	c	I	本法制定前は、出資法において、貸金業者等が「社債名義」を使って預金まがいの勧誘を行うことを防ぐため、貸金業者等が貸付資金に充てる目的で社債等を発行することが禁止されていたところ、本法の制定により社債の購入者等の保護を図りつつ解禁するに至ったものである。以上の経緯を踏まえ、社債の購入者等の保護に資する観点から、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律を廃止することは困難である。		z0300093	金融庁	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律の廃止	5092	50920003	11	オリックス株式会社	3	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律の廃止	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律により貸金業者のみに課せられている社債発行の登録手続を廃止し、証券取引法により、貸付債権を保有する発行会社に対して一律的な制度を構築することを要望する。		貸付債権のリスクは他の事業会社が行う業として行うものではない貸付においても内在するリスクであり、金融業者の貸付業務に固有なものではない。したがって、規制の目的が投資家保護にあるのであれば、貸金業規制法に規定する貸金業者等のみを規制の対象とする合理的な理由はない。本年6月、同要望に対して、金融庁から「本法制定前は、出資法において、貸金業者等が「社債名義」を使って預金まがいの勧誘を行うことを防ぐため、貸金業者等が貸付資金に充てる目的で社債等を発行することが禁止されていたところ、本法の制定により社債の購入者等の保護を図りつつ解禁するに至ったものである。以上の経緯を踏まえ、社債の購入者等の保護に資する観点から、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律を廃止することは困難である。」と従前と同様の回答が示された。平成9年5月「ノンバンクに関する懇談会」報告書(5)、「(2)「デッドウェイトの強化」には、「社債を含む有価証券に係る投資家保護は、証券取引法によるデッドウェイトや公正取引ルールによるのが基本」としており、さらに「社債発行ノンバンクに対するデッドウェイトの義務づけについては、本来、証券取引法で行うべきではあるが、…<省略>…当面、暫定的に、貸金業規正法その他の法令で手当てするでもよいのではないか、との意見があった。」と「当面、暫定的」と明記されている。上記措置困難の回答は、報告書の内容に反するものであり、遺憾な回答である。すでに法施行から5年が経過しており、見直しの時期となっている。	
資産の流動化に関する法律第150条の6、同法施行規則第41条	特定目的会社の借入先は、「銀行」及び「適格機関投資家」に制限されている。	b	III	特定目的借入は、他の特定資産取得のための資金調達手段(特定社債、優先出資等の証券発行)と異なり、証取法が適用されない等、より高度なリスク判断・管理能力を要するものとなっていることから、その対象を適格機関投資家に制限しているもの。 適格機関投資家については15年4月にその範囲を拡大する規制緩和が行われ、有価証券報告書を提出している内国会社(貸金業者も含まれる)で貸借対照表上の「有価証券」投資有価証券の合計が100億円以上(従来は500億円以上)のものも適格機関投資家に含まれることとされ、特定目的会社の特定目的借入に応じることが可能となっている。 零細な個人業者が少なくない等の貸金業者実態に鑑みれば、特定目的借入先として必要なリスク判断・管理能力を備えていない者も含まれており、引き続き規制は必要。上記適格機関投資家に関する規制緩和を踏まえた上でのニーズについて十分調査した上で、16年度中に検討・結論		z0300093	金融庁	資産流動化法の特定目的会社の借入先制限の緩和	5056	50560147	11	(社)日本経済団体連合会	147	資産流動化法の特定目的会社の借入先制限の緩和	特定目的会社の借入先に、貸金業規制法に基づく貸金業者を追加すべきである。		業として貸付を行う者に対して、投資家と同様の措置により保護を与える合理的な根拠はない。貸金業者にとっては、事業機会の拡大に繋がるメリットがある。「規制改革・民間開放推進3か年計画」(2004年3月)においては、「貸金業者等による特定目的会社への貸付に対するニーズについて調査を行い、結論を得る(平成16年度中に検討・結論)」とされた。また、金融庁からは、「…適格機関投資家に関する規制緩和を踏まえた上でのニーズについて十分調査した上で、16年度中に検討・結論」との回答が示されている(2004年8月)。	資産流動化法の特定目的会社の借入先は、銀行及び適格機関投資家に制限されている。
資産の流動化に関する法律第150条の6、同法施行規則第41条	特定目的会社の借入先は、「銀行」及び「適格機関投資家」に制限されている。	b	III	特定目的借入は、他の特定資産取得のための資金調達手段(特定社債、優先出資等の証券発行)と異なり、証取法が適用されない等、より高度なリスク判断・管理能力を要するものとなっていることから、その対象を適格機関投資家に制限しているもの。 適格機関投資家については15年4月にその範囲を拡大する規制緩和が行われ、有価証券報告書を提出している内国会社(貸金業者も含まれる)で貸借対照表上の「有価証券」投資有価証券の合計が100億円以上(従来は500億円以上)のものも適格機関投資家に含まれることとされ、特定目的会社の特定目的借入に応じることが可能となっている。 零細な個人業者が少なくない等の貸金業者実態に鑑みれば、特定目的借入先として必要なリスク判断・管理能力を備えていない者も含まれており、引き続き規制は必要。上記適格機関投資家に関する規制緩和を踏まえた上でのニーズについて十分調査した上で、16年度中に検討・結論		z0300093	金融庁	特定目的会社の借入先制限の緩和	5086	50860018	11	社団法人リース事業協会	18	特定目的会社の借入先制限の緩和	S P Cの借入先について貸金業規制法に基づく貸金業者などを追加する措置が講じられることを要望する。	プレーヤーの増加により、資産流動化が促進される。特に不良債権処理に貢献するものと思われる。		

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
資産の流動化に関する法律第150条の6、同法施行規則第41条	特定目的会社の借入先は、「銀行」及び「適格機関投資家」に制限されている。	b	Ⅲ	<p>特定目的借入は、他の特定資産取得のための資金調達手段(特定社債、優先出資等の証券発行)と異なり、証取法が適用されない等、より高度なリスク判断・管理能力を要するものとなっていることから、その対象を適格機関投資家に制限しているもの。</p> <p>適格機関投資家については15年4月にその範囲を拡大する規制緩和が行われ、有価証券報告書を提出している内国会社(貸金業者も含まれる)で貸借対照表上の「有価証券」投資有価証券の合計が100億円以上(従来は500億円以上)のものも適格機関投資家に含まれることとされ、特定目的会社の特定目的借入に応じることが可能となっている。</p> <p>零細な個人業者が少なくない等の貸金業者実態に鑑みれば、特定目的借入先として必要なリスク判断・管理能力を備えていない者も含まれており、引き続き規制は必要。上記適格機関投資家に関する規制緩和を踏まえた上でのニーズについて十分調査した上で、16年度中に検討・結論。</p>		z0300093	金融庁	特定目的会社の借入先制限の緩和	5092	50920018	11	オリックス株式会社	18	特定目的会社の借入先制限の緩和	S P Cの借入先について貸金業規制法に基づく貸金業者などを追加する措置が講じられることを要望する。	プレーヤーの増加により、資産流動化が促進される。特に不良債権処理に貢献するものと思われる。	S P Cに対して貸付を行う者に対して投資者保護措置と同様の保護を与える根拠はない。むしろ貸金業者にとっては事業機会の拡大に繋がるメリットがある。本年6月、同要望に対して金融庁から「特定目的借入は、他の特定資産取得のための資金調達手段(特定社債、優先出資等の証券発行)と異なり、証取法が適用されない等、より高度なリスク判断・管理能力を要するものとなっていることから、その対象を適格機関投資家に制限しているもの。適格機関投資家については15年4月にその範囲を拡大する規制緩和が行われ、有価証券報告書を提出している内国会社(貸金業者も含まれる)で貸借対照表上の「有価証券」「投資有価証券」の合計が100億円以上(従来は500億円以上)のものも適格機関投資家に含まれることとされ、特定目的会社の特定目的借入に応じることが可能となっている。零細な個人業者が少なくない等の貸金業者実態に鑑みれば、特定目的借入先として必要なリスク判断・管理能力を備えていない者も含まれており、引き続き規制は必要。上記適格機関投資家に関する規制緩和を踏まえた上でのニーズについて十分調査した上で、16年度中に検討・結論。	
貸金業の規制等に関する法律	貸金業規制法は、全ての貸金業者に対し、資金需要者等の属性や規模の如何に関わらず、一律に適用される。	b	※(措置の概要参照)	<p>いわゆる「ヤミ金融問題」を契機とした貸金業規制法及び出資法の一部改正法が平成16年1月1日に施行されたところ。貸金業制度の在り方については、同法附則において施行後3年を目途として検討を加え、必要な見直しを行うこととなっている。</p> <p>※措置の内容については、上記検討を踏まえて決まるものであり、現時点では未定。</p>		z0300094	金融庁	貸金業規制法の抜本的見直し	5056	50560152	11	(社)日本経済団体連合会	152	貸金業規制法の抜本的見直し【新規】	貸金業制度のあり方の見直しについて、早急に検討のための審議の場を設定すべきである。		2003年8月に改正された貸金業規制法附則第12条第1項において、施行後3年を目途とする貸金業制度のあり方の見直しが規定されている。	貸金業者が貸金業務を行う際、貸金業規制法の規制が課される。
貸金業の規制等に関する法律	貸金業規制法は、全ての貸金業者に対し、資金需要者等の属性や規模の如何に関わらず、一律に適用される。	b	※(措置の概要参照)	<p>いわゆる「ヤミ金融問題」を契機とした貸金業規制法及び出資法の一部改正法が平成16年1月1日に施行されたところ。貸金業制度の在り方については、同法附則において施行後3年を目途として検討を加え、必要な見直しを行うこととなっている。</p> <p>※措置の内容については、上記検討を踏まえて決まるものであり、現時点では未定。</p>		z0300094	金融庁	貸金業規制法の抜本的見直し	5086	50860005	11	社団法人リース事業協会	5	貸金業規制法の抜本的見直し等	昨年8月改正の貸金業法附則第12条第1項に規定された施行後3年を目途とする貸金業制度のあり方の見直しについて、早急に検討のための審議の場を設定することを要望する。銀行等のエージェンツに対し、銀行法等の法令により、より厳格な業務に対する監督が行われている場合には、単に参加貸付人として参加する貸金業者に対する監督を課す必要性は認められない。また、参加貸付人は原則として借入人と接触することは想定されていないため、貸金業規制法の規定の一部を遵守することは困難である。貸金業者間の貸金取引については、宅地建物取引業法(第78条第2項)に倣い、貸金業規制法の適用除外とすべきである。		昨年8月改正の貸金業法附則第12条第1項に規定された施行後3年を目途とする貸金業制度のあり方の見直しについて、早急に検討のための審議の場を設定することを要望する。銀行等のエージェンツに対し、銀行法等の法令により、より厳格な業務に対する監督が行われている場合には、単に参加貸付人として参加する貸金業者に対する監督を課す必要性は認められない。また、参加貸付人は原則として借入人と接触することは想定されていないため、貸金業規制法の規定の一部を遵守することは困難である。貸金業者間の貸金取引については、宅地建物取引業法(第78条第2項)に倣い、貸金業規制法の適用除外とすべきである。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
貸金業の規制等に関する法律	貸金業規制法は、全ての貸金業者に対し、資金需要者等の属性や規模の如何に関わらず、一律に適用される。	b	※(措置の概要参照)	いわゆる「ヤミ金融問題」を契機とした貸金業規制法及び出資法の一部改正法が平成16年1月1日に施行されたところ。貸金業制度の在り方については、同法附則において施行後3年を目途として検討を加え、必要な見直しを行うこととなっている。 ※措置の内容については、上記検討を踏まえて決まるものであり、現時点では未定。		z0300094	金融庁	貸金業規制法の抜本的見直し	5092	50920005	11	オリックス株式会社	5	貸金業規制法の抜本的見直し	昨年8月改正の貸金業法附則第12条第1項に規定された施行後3年を目途とする貸金業制度のあり方の見直しについて、早急に検討のための審議の場を設定することを要望する。		昨年8月改正の貸金業法附則第12条第1項に規定された施行後3年を目途とする貸金業制度のあり方の見直しについて、早急に検討のための審議の場を設定することを要望する。	
資産の流動化に関する法律第150条の2	特定目的会社の取締役又は使用人が、当該特定目的会社の発行する資産対応証券の募集等を行うことは禁止されている。	c	I	本規制は、発行証券の担保となる資産の取得が行われる見込みのないまま証券が発行されるという詐欺的行為を防止するため、特定目的会社の取締役等による募集を禁止し、第三者たる証券会社等による証券募集を義務付けることにより、スクリーニング機能の作用を期待しているものであり、投資家保護の観点から維持すべき。		z0300095	金融庁	資産対応証券の募集取扱要件の緩和	5056	50560153	11	(社)日本経済団体連合会	153	資産対応証券の募集取扱要件の緩和	資産対応証券の発行時において、特定資産の譲渡人(オリジネーター)が自ら資産対応証券の募集等を行わない場合には、特定目的会社の取締役又は使用人が資産対応証券の募集等を可能とすべきである。		特定目的会社の取締役又は使用人が、当該資産対応証券の発行時において、資産対応証券の募集等ができれば、事業の促進とコストの削減につながり、より一層投資家利益に資することとなる。2004年8月の金融庁の回答においては、「本規制は、発行証券の担保となる資産の取得が行われる見込みのないまま証券が発行されるという詐欺的行為を防止するため、特定目的会社の取締役等による募集を禁止し、第三者たる証券会社等による証券募集を義務付けることにより、スクリーニング機能の作用を期待しているものであり、投資家保護の観点から維持すべき」とされている。しかし、特定目的会社の取締役又は使用人は資産対応証券を募集できない。	特定目的会社の資産対応証券は証券取引法上の有価証券であり、原則、証券業者による募集・販売等が義務付けられている。例外的に特定資産の譲渡人が届出後に募集等を行う場合のみ、証券取引法の適用除外となっている。しかし、特定目的会社の取締役又は使用人は資産対応証券を募集できない。
資産の流動化に関する法律第3条第3項第3号、同施行規則第7条、	特定目的会社が開発により特定資産を取得する場合は、業務開始届出書の添付書類の一つとして当該開発に係る契約書として請負契約書の提出が実務上求められる。	c	III	開発型流動化案件の場合も、開発工事の結果、SPCが取得することになる資産(建物等)の権利・義務関係、仕様等について確定して、それが確実にSPCに取得されることが確保されていることが、投資家保護の観点から必要であり、これを証拠とする書類として「工事請負契約」の提出を求めているところ。一般に、プロジェクトマネジメント契約書と呼ばれる書面は、当該プロジェクトの概要を大枠で契約したものにすぎず、「工事請負契約」の代用として法施行規則第7条1項2号の「開発により特定資産を取得する場合は、当該開発にかかる契約またはその予約」と認めることは、投資家の保護に欠け、適当でない。		z0300097	金融庁	資産流動化法における業務開始届出時の添付書類の簡素化	5056	50560158	11	(社)日本経済団体連合会	158	資産流動化法における業務開始届出時の添付書類の簡素化	特定目的会社において土地を取得し不動産開発を行う「開発型証券化」を行う場合、締結済みの工事請負契約に代えて、プロジェクトマネジメント契約書等の請負契約に準ずる契約書の添付を認めるべきである。		特定目的会社において開発型証券化を行う場合、特定目的会社による土地取得前に、建築確認を経て予定建築物が確定し、工事請負契約の締結を完了することは困難な場合が多く、開発型証券化の阻害要因になっている。投資家による出資の時期を、例えば、土地相当額については特定目的会社による土地の取得後、建築工事費相当額については請負契約締結後などとするれば、投資家保護も図られると考える。 また、「規制改革推進3か年計画(再改定)」(2003年3月閣議決定)においても、「資産流動化を促進する観点から、資産流動化計画書、業務開始届出に係る添付書類の弾力化・簡略化を図ることについて所望の措置を講ずるとともに、引き続き検討する」(2003年度中検討)とされている。	資産流動化法に基づく特定目的会社において、土地を取得し、不動産開発を行う場合、特定目的会社の業務開始届出の添付書類として、締結済みの工事請負契約書が必要とされている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
投資信託及び投資法人に関する法律第194条 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第142条	登録投資法人は、同一の法人の発行済株式総数の2分の1を超える株式を取得してはならない。	c	-	投資法人による他の法人の支配を禁止したものであり、措置困難。		z0300098	金融庁	投資法人による同一法人の株式取得制限の緩和【新規】	5056	50560159	11	(社)日本経済団体連合会	159	投資法人による同一法人の株式取得制限の緩和【新規】	投資法人による同一法人の発行済株式の取得制限を緩和すべきである。		投資法人にとって、投資の選択肢が拡大する。また、流動化ビークルにとって、ニーズのある投資家に対して証券化商品の発行を拡大することが可能となり、より円滑な資産流動化にもつながる。	投資法人は、同一法人の発行済株式総数の2分の1を超える株式を取得することができない。
貸金業の規制等に関する法律第18条	貸金業規制法第18条第1項では債務弁済時における債務者・保証人に対する貸金業者の書面交付義務を規定している。	b	※(措置の概要参照)	いわゆる「ヤミ金融問題」を契機とした貸金業規制法及び出資法の一部改正法が平成16年1月1日に施行されたところ。貸金業制度の在り方については、同法附則において施行後3年を目途として検討を加え、必要な見直しを行うこととなっている。  ※措置の内容については、上記検討を踏まえて決まるものであり、現時点では未定。		z0300099	金融庁	貸金業規制法に基づく受取証書交付義務の見直し【新規】	5056	50560160	11	(社)日本経済団体連合会	160	貸金業規制法に基づく受取証書交付義務の見直し【新規】	弁済をした者の請求があった場合に限り受取証書の交付義務を負う弁済として、コンビニエンスストアでの弁済を付け加えるべきである。		コンビニエンスストアでの弁済は、債務者にとって利便性が高い。また、コンビニエンスストアでは公共料金の入金も一般的に行われており、弁済をした者の請求があった場合に受取証書を交付することとしても、問題は無いと考える。	貸金業者は債務者から弁済を受けた場合、債務者に対して受取証書を交付する必要がある。ただし、預金又は貯金の口座に対する払い込みその他内閣府令で定める方法により弁済を受ける場合は、当該弁済をした者の請求があった場合に限り、交付義務を負うこととされている。
保険業法第98条、同施行規則第51条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第7条の2の2	保険会社は、付随業務として他の金融業を行う者の業務代理等を行うことができることとされており、その具体的内容は保険業法施行規則第51条に規定されている。また、信託代理店については、兼営法施行規則第7条の2の2により銀行等の金融機関が規定されている。	b	Ⅲ	保険会社については、業務の健全性の維持の観点から他業が禁止されているものであり、保険会社の付随業務として信託業務の代理等を加えることについては、保険会社の業務との関連性・親近性等を踏まえた検討が必要である。		z0300100	金融庁	保険会社本体による信託業務の代理又は事務代行の解禁	5056	50560162	11	(社)日本経済団体連合会	162	保険会社本体による信託業務の代理又は事務代行の解禁	保険会社の付随業務として、既に銀行等で行われている信託業務（現行信託業法に規定する併營業務を含む）の代理や事務の代行を行うことを認めるべきである。		保険会社が顧客に対して信託商品の提示を行えることとなれば、顧客利便性の向上、保険会社のエクセスクャパシティ活用の観点から極めて有効である。生命保険会社では、他の金融機関と共同してマスタートラスト業務等を行う信託銀行を設立しているケースがあるが、マスタートラスト業務等の代理を保険会社に認めることにより、当該信託銀行の顧客基盤拡充や経営効率化、保険会社の経営資源の有効活用が促進される。なお、銀行等においては信託業務の代理が可能とされており、かかる点との公平性を図る必要がある。また、金融審議会「信託業のあり方に関する中間報告書（平成15年7月28日）」では、信託契約の取次ぎを行う者の範囲を幅広く認めることが適切とされている。	保険会社が行うことのできる業務として、他の金融業を行う者の業務の代理や事務の代行が認められる施行規則では、信託業務の代理や事務の代行は認められていない。



「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
保険業法第98条、同施行規則第51条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第7条の2の2	保険会社は、付随業務として他の金融業を行う者の業務代理等を行うことができることとされており、その具体的内容は保険業法施行規則第51条に規定されている。また、信託代理店については、兼営法施行規則第7条の2の2により銀行等の金融機関が規定されている。	b	III	保険会社については、業務の健全性の維持の観点から他業が禁止されているものであり、保険会社の付随業務として信託業務の代理等を加えることについては、保険会社の業務との関連性・親近性等を踏まえた検討が必要である。		z0300100	金融庁	保険会社本体による信託業務の代理又は事務代行の解禁	5085	50850001	11	生命保険協会	1	保険会社本体による信託業務(現行信託業法に規定する併業業務を含む)の代理又は事務代行の解禁	保険会社の付随業務として、既に銀行等で行われている信託業務の代理や事務の代行を行うことを認める。		保険会社が顧客に対して信託商品の提示を行えることとなれば、顧客利便性の向上、保険会社のエクセスマカビリティ活用観点から極めて有効である。生命保険会社では、他の金融機関と共同してマスタートラスト業務等を行う信託銀行を設立しているケースがあるが、マスタートラスト業務等の代理を保険会社に認めることにより、当該信託銀行の顧客基盤拡充や経営効率化、保険会社の経営資源の有効活用が促進される。なお、銀行等においては信託業務の代理が可能とされており、かかる点との公平性を図る必要がある。また、金融審議会「信託業のあり方に関する中間報告書(H15.7.28)」では、信託契約の取次ぎを行う者の範囲を幅広く認めることが適切とされている。	
保険業法第106条、第271条の22、同施行規則第56条の2、第210条の7事務ガイドライン1-8-1(2)⑥	保険会社の子会社が行うことのできる業務に、不動産投資顧問業務は認められていない。	c	-	不動産投資顧問業務を保険会社の子会社等とすることについては、保険業との親近性が認められがたいことから、慎重な検討が必要。		z0300101	金融庁	保険会社の子会社による不動産投資顧問業務の解禁	5056	50560163	11	(社)日本経済団体連合会	163	保険会社の子会社による不動産投資顧問業務の解禁	保険会社の子会社の業務及び、保険持株会社傘下子会社で承認を受けずに行うことのできる業務として不動産投資顧問業務を認めるべきである。		投資家のニーズが有価証券に係る投資顧問業務に限らず、不動産に係る投資顧問業務にまで多様化する中で、賃貸のみならず売買取引まで含めた不動産投資に係るノウハウを有する生命保険会社が、子会社で承認を受けずに行うことのできる業務(特に年金基金等を想定)に提供するサービスの充実が図られる(保険持株会社の傘下で承認された実績がある)。	保険会社の子会社の業務及び、保険持株会社傘下子会社で承認を受けずに行うことのできる業務の中に、不動産投資顧問業務が含まれていない。
保険業法第106条、第271条の22、同施行規則第56条の2、第210条の7事務ガイドライン1-8-1(2)⑥	保険会社の子会社が行うことのできる業務に、不動産投資顧問業務は認められていない。	c	-	不動産投資顧問業務を保険会社の子会社等とすることについては、保険業との親近性が認められがたいこと等から、慎重な検討が必要。		z0300101	金融庁	保険会社の子会社による不動産投資顧問業務の解禁	5085	50850002	11	生命保険協会	2	保険会社の子会社による不動産投資顧問業務の解禁	保険会社の子会社で行うことのできる業務及び保険持株会社傘下子会社で承認を受けずに行うことのできる業務として不動産投資顧問業務を認める。		投資家のニーズが有価証券に係る投資顧問業務に限らず、不動産に係る投資顧問業務にまで多様化する中で、生命保険会社はオフィスビル・商業施設等の長期保有・賃貸のみならず売買取引まで含めた不動産投資に係るノウハウを有している。さらに不動産投資顧問業務は、既に保険会社の子会社に解禁されている不動産投資信託委託業務と投資家のために不動産運用業務を行うという点において親近性を有している。以上を踏まえれば、保険会社の業務と不動産投資顧問業務は関連性・親近性を有しており、子会社において不動産投資顧問業務を行うことにより、投資家(特に年金基金等を想定)に提供するサービスの充実が図られる(保険持株会社の傘下で承認された実績がある)。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
保険業法第106条、金融庁告示第38号、事務ガイドライン1-8-1(1)(3)①	保険会社が、従属業務を営む会社を子会社とする場合には、当該会社は、主として当該保険会社又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限るものとされ、「主として」の基準は、保険会社及びその子会社からの収入の額の合計額が総収入の額に占める割合(収入依存度)が、50%を下回らないものとされている。	b	I III	規制改革・民間開放推進3か年計画において「複数の保険会社で共同保有する場合のみ収入依存度規制を緩和することについて、事業の大半が自己と関係ない者からの収入となる他業子会社を持つことになる場合には他業禁止の趣旨やリスク管理の観点からの検討が必要であり、また、保険会社と保険会社以外の会社で共同保有する場合との差異を設けることが適切かという点についても整理が必要である。したがって、どのような場合において保険会社の他業禁止の趣旨等の面から実質的に問題がないかということ踏まえた上で、複数の保険会社による従属業務子会社等の保有を可能とすることについて検討する。」とされているところであり、保険会社の他業禁止の趣旨等を踏まえて引き続き検討を行う。		z0300102	金融庁	複数の保険会社による従属業務子会社等の保有を可能とする収入依存度規制の見直し	5056	50560164	11	(社)日本経済団体連合会	164	従属業務を営む保険会社の子会社等における従属業務に係る収入依存度規制の緩和	従属業務を営む保険会社の子会社等に係る収入依存度規制を緩和し、複数の保険会社や金融機関の共同出資による従属業務会社の設立、保有を認めるべきである。		従属業務を営む子会社等に係る全額出資規制が撤廃されたため、複数の保険会社等が共同出資を行う形で従属業務を営む子会社等を保有することが想定されるようになった。しかしながら、これら複数の出資保険会社等の各々について、50%以上の収入依存度規制を満たすことは不可能であり、実際に共同出資により従属業務を営む子会社等を保有することはできない。なお、保険会社や金融機関以外の会社との共同出資による従属業務を営む子会社等の設立、保有が実際に可能である一方で、保険会社や金融機関との共同出資が認められていないのは、規制の均衡を失している。	保険会社の子会社等において従属業務を営む場合は、当該従属業務については、親保険会社等からの収入額が総収入の50%を下回らないこととされている(収入依存度規制)。
保険業法第106条、金融庁告示第38号、事務ガイドライン1-8-1(1)(3)①	保険会社が、従属業務を営む会社を子会社とする場合には、当該会社は、主として当該保険会社又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限るものとされ、「主として」の基準は、保険会社及びその子会社からの収入の額の合計額が総収入の額に占める割合(収入依存度)が、50%を下回らないものとされている。	b	I III	規制改革・民間開放推進3か年計画において「複数の保険会社で共同保有する場合のみ収入依存度規制を緩和することについて、事業の大半が自己と関係ない者からの収入となる他業子会社を持つことになる場合には他業禁止の趣旨やリスク管理の観点からの検討が必要であり、また、保険会社と保険会社以外の会社で共同保有する場合との差異を設けることが適切かという点についても整理が必要である。したがって、どのような場合において保険会社の他業禁止の趣旨等の面から実質的に問題がないかということ踏まえた上で、複数の保険会社による従属業務子会社等の保有を可能とすることについて検討する。」とされているところであり、保険会社の他業禁止の趣旨等を踏まえて引き続き検討を行う。		z0300102	金融庁	複数の保険会社による従属業務子会社等の保有を可能とする収入依存度規制の見直し	5085	50850003	11	生命保険協会	3	従属業務を営む保険会社の子会社等における従属業務に係る収入依存度規制の緩和	従属業務を営む保険会社の子会社等に係る収入依存度規制を緩和し、複数の保険会社や金融機関の共同出資による従属業務会社の設立、保有を認める。		従属業務を営む子会社等に係る全額出資規制が撤廃されたため、複数の保険会社等が共同出資を行う形で従属業務を営む子会社等を保有することが想定される。しかしながら、これら複数の出資保険会社等の各々について、50%以上の収入依存度規制を満たすことは不可能であり、実際に共同出資により従属業務を営む子会社等を保有することはできない。なお、保険会社や金融機関以外の会社との共同出資による従属業務を営む子会社等の設立、保有が実際に可能である一方で、保険会社や金融機関との共同出資が認められていないのは、規制の均衡を失している。	
保険業法第118条	保険会社が経営破たんした場合、一般勘定、特別勘定とも同等に取り扱われる。	b	I	特別勘定で運用される資産については、一般勘定との財産的性格の相違や保険会社における負債性の相違から、リスク遮断の厳格化を前提とした上で保険関係請求権の倒産隔離の措置を講ずることについて、検討を行う。		z0300103	金融庁	保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全の見直し	5056	50560165	11	(社)日本経済団体連合会	165	保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全	特別勘定については、その財産的性格の相違、保険会社における負債性の相違から、100%の保全が行われるよう、保険業法等に必要な手当てを行うべきである。		特別勘定の責任準備金の価額は財産の価額の時価評価額とされ、資産の運用リスクが契約者に帰属するため、特別勘定は生命保険会社の経営破綻の原因とはなりにくい。我が国においては、特別勘定のように投資者のリスクテイクを前提とした商品については、信用リスクの所在を明確にするため、一定の分別管理がなされていることを要件として破綻リスクの遮断が図られている。よって、生命保険会社が経営破綻に至った場合に、例えば信託と同程度の分別管理を行う等、特別勘定に属する資産が他の資産から特定可能な状態で管理されているときには、特別勘定の責任準備金の削減を行わないことが妥当と思われる。	生命保険会社が経営破綻した場合、現行では、一般勘定、特別勘定とも同等に責任準備金の削減が行われることになっている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
保険業法第118条	保険会社が経営破たんした場合、一般勘定、特別勘定とも同等に取り扱われる。	b	I	特別勘定で運用される資産については、一般勘定との財産的性格の相違や保険会社における負債性の相違から、リスク遮断の厳格化を前提とした上で保険関係請求権の倒産隔離の措置を講ずることについて、検討を行う。		z0300103	金融庁	保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全の見直し	5059	50590023	11	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	23	保険会社破綻時の特別勘定の保全	(保険業法の規制の撤廃)特別勘定の保全措置を設ける。	保険会社が経営破綻した場合に、特別勘定については100%保全する。	保険会社が経営破綻した場合、一般勘定と特別勘定とも同等に取扱われているが、特別勘定については、その資産が一般勘定とは明確に分離しており、個々に独立した運用がされている。	継続
保険業法第118条	保険会社が経営破たんした場合、一般勘定、特別勘定とも同等に取り扱われる。	b	I	特別勘定で運用される資産については、一般勘定との財産的性格の相違や保険会社における負債性の相違から、リスク遮断の厳格化を前提とした上で保険関係請求権の倒産隔離の措置を講ずることについて、検討を行う。		z0300103	金融庁	保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全の見直し	5085	50850004	11	生命保険協会	4	保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全	特別勘定については、その財産的性格の相違、保険会社における負債性の相違から、100%の保全が行われるよう、保険業法等に必要な手当てを行う。	特別勘定の責任準備金の価額は財産の価額の時価評価額とされ、資産の運用リスクが契約者に帰属するため、特別勘定は生命保険会社の経営破綻の原因とはなりにくい。我が国においては、特別勘定のように投資者のリスクテイクを前提とした商品については、信用リスクの所在を明確にするため、一定の分別管理がなされていることを要件として破綻リスクの遮断が図られている。よって、生命保険会社が経営破綻に至った場合に、例えば信託と同程度の分別管理を行う等、特別勘定に属する資産が他の資産から特定可能な状態で管理されているときには、特別勘定の責任準備金の削減を行わないことが妥当と思われる。		
保険業法第98条、同施行規則第51条	保険会社は、付随業務として他の金融業を行う者の業務代理等を行うことができるとされており、その具体的内容は保険業法施行規則第51条に規定されている。	c	-	保険会社については、業務の健全性の維持の観点から他業が禁止されているものであり、保険会社の付随業務として投信販売契約締結の代理等を加えることについては、保険会社の業務との関連性・親近性等にかんがみ、対応することは困難である。 なお、保険会社の付随業務とは、固有業務に付随する業務をいうものであるところ(保険業法第98条第1項柱書)、投資信託の販売等は固有業務ではなく、法定他業であるにとどまる。 また、一般に、委託者たる地位と受託者たる地位とは、資格ないし適性、義務、責任等の点において異なるものであることに留意する必要がある。		z0300104	金融庁	保険会社本体による投資信託販売契約締結の代理もしくは媒介の解禁	5056	50560166	11	(社)日本経済団体連合会	166	保険会社本体による投資信託販売契約締結の代理もしくは媒介の解禁【新規】	保険会社の付随業務として、系列投信会社等における投信販売契約(投資信託委託業者が証券会社または登録金融機関との間で締結する「投資信託受益証券の募集・販売の取扱い等に関する契約」)締結の代理もしくは媒介を行うことを認めるべきである。 生命保険各社においては、グループ内の投信会社を活用した資産運用の高度化・効率化が図られているが、本体での投信販売契約締結の代理もしくは媒介が実現することにより、一層の顧客基盤の拡充と当該投信会社の経営効率化が促進される。	保険会社が行うことのできる業務として、他の金融業を行う者の業務の代理や事務の代行が認められているが、その詳細を定める施行規則では、投信販売契約(投資信託委託業者が証券会社または登録金融機関との間で締結する「投資信託受益証券の募集・販売の取扱い等に関する契約」)締結の代理もしくは媒介は認められていない。		

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
保険業法第98条、同施行規則第51条	保険会社は、付随業務として他の金融業を行う者の業務代理等を行うことができることとされており、その具体的内容は保険業法施行規則第51条に規定されている。	○	-	保険会社については、業務の健全性の維持の観点から他業が禁止されているものであり、保険会社の付随業務として投信販売契約締結の代理等を加えることについては、保険会社の業務との関連性・親近性等にかんがみ、対応することは困難である。なお、保険会社の付随業務とは、固有業務に付随する業務をいうものであるところ（保険業法第98条第1項柱書）、投資信託の販売等は固有業務ではなく、法定他業であるにとどまる。また、一般に、委託者たる地位と受託者たる地位とは、資格ないし適性、義務、責任等の点において異なるものであることに留意する必要がある。		z0300104	金融庁	保険会社本体による投資信託販売契約締結の代理もしくは媒介の解禁	5085	50850007	11	生命保険協会	7	保険会社本体による投信販売契約締結の代理もしくは媒介の解禁	保険会社の付随業務として、系列投信会社等における投信販売契約（投資信託委託業者が証券会社または登録金融機関との間で締結する「投資信託受益証券の募集・販売の取扱い等に関する契約」）締結の代理もしくは媒介を行うことを認める。		保険会社は、登録金融機関として投資信託委託業者と投信販売契約を締結し、投資信託の募集・販売等を行っており、投資信託の募集・販売の取扱い等のノウハウを十分に有していることから、投信販売契約の締結の代理もしくは媒介を行うことは保険会社の業務と関連性・親近性を有している。保険会社がその顧客である証券会社や登録金融機関に対し系列投信会社等の投信商品を提示できることとなれば、顧客利便性の向上、保険会社のエクセスクャパシティ活用の観点から極めて有効であり、一層の顧客基盤の拡充と当該投信会社の経営効率化が促進される。	
投資顧問業法第2条	投資顧問契約の締結の勧誘を業として行うことは法令上明記されていない。	○	-	顧客勧誘行為の代理、代行については、投資顧問契約（投資一任契約）は、投資信託等の金融商品の販売と異なり、投資顧問業者と契約をしようとする者が相対で契約者の投資意向等を踏まえ、当該契約者のための投資助言（資産運用）を行い契約を締結するという、いわばオーダーメイド型の資産運用契約であることを踏まえると、第三者が当該投資顧問契約（投資一任契約）の勧誘行為の代理、代行を行うことはなじまないと考えられる。なお、投資顧問業者が行う勧誘の際には損失の負担等を行うことを約することを禁止している。		z0300105	金融庁	保険会社本体による投資顧問契約等の締結の勧誘（投資顧問業法上の観点）	5056	50560167	11	(社)日本経済団体連合会	167	保険会社本体による投資顧問契約等の締結の勧誘【新規】	保険会社本体で、系列投資顧問会社等に係る投資顧問契約等の顧客の勧誘を行うことを認めるべきである。		現在、保険会社は、投資顧問契約等について顧客の紹介を行うことは可能であるが、顧客のニーズに対してより能動的に対応する観点から、顧客の勧誘を行えることとすることが有効である。企業年金市場における保険会社の顧客を中心として、投資顧問会社の商品に対する潜在的ニーズがあり、保険会社が顧客に対して投資顧問契約等の勧誘を行えることとなれば、顧客利便性の向上、保険会社のエクセスクャパシティ活用の観点から極めて有効である。	保険会社本体で、投資顧問契約又は投資一任契約の締結に関して、顧客の紹介を行うことは可能であるが、顧客の勧誘を行うことはできない。
投資顧問業法第2条	投資顧問契約の締結の勧誘を業として行うことは法令上明記されていない。	○	-	顧客勧誘行為の代理、代行については、投資顧問契約（投資一任契約）は、投資信託等の金融商品の販売と異なり、投資顧問業者と契約をしようとする者が相対で契約者の投資意向等を踏まえ、当該契約者のための投資助言（資産運用）を行い契約を締結するという、いわばオーダーメイド型の資産運用契約であることを踏まえると、第三者が当該投資顧問契約（投資一任契約）の勧誘行為の代理、代行を行うことはなじまないと考えられる。なお、投資顧問業者が行う勧誘の際には損失の負担等を行うことを約することを禁止している。		z0300105	金融庁	保険会社本体による投資顧問契約等の締結の勧誘（投資顧問業法上の観点）	5085	50850008	11	生命保険協会	8	保険会社本体による投資顧問契約等の締結の勧誘	保険会社本体で、系列投資顧問会社等に係る投資顧問契約等の顧客の勧誘を行うことを認める。		顧客ニーズ・保険会社の経営の効率性企業年金市場における保険会社の顧客を中心として、投資顧問会社の商品に対する潜在的ニーズがあり、保険会社が顧客に対して投資顧問契約等の勧誘を行えることとなれば、顧客利便性の向上、保険会社のエクセスクャパシティ活用の観点から極めて有効である。投資顧問業法上の観点 金融市場におけるリスクマネーの必要性が増えらる中、投資顧問契約等に係る顧客ニーズの高まりを考えれば、顧客と投資顧問業者との間で当該契約の締結を代理・媒介する行為を、新たに独立した業として認めることは意義が大きいと考えられる。保険会社がかかる業務を行う際には、保険会社を当該業者として監督当局の認可又は登録に係らしめ、所要の行為規制、監督規制を適用することすれば、保険会社が行う当該行為が同法に抵触することはないと考えられる。保険業法上の観点 現在、保険会社は、投資顧問契約等について顧客の紹介を行うことは可能であり、顧客のニーズにより能動的に対応する観点からその勧誘を行える事としても、保険会社の業務範囲の中に現在行える業務と異なるものが混入する訳ではない。また、信託銀行による投資助言業務・投資一任業務の本体兼営が可能とされた中、信託銀行と同様に企業年金受託機関として投資顧問業者との親近性を有する保険会社について、投資顧問契約等の締結の勧誘を認めることは、規制の均衡という観点からも妥当なものと考えられる。	



「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
保険業法第98条、同施行規則第51条	保険会社は、付随業務として他の金融業を行う者の業務代理等を行うことができることとされており、その具体的内容は保険業法施行規則第51条に規定されている。	○	-	保険会社については、業務の健全性の維持の観点から他業が禁止されているものであり、保険会社の付随業務として投資顧問契約等の締結の勧誘を加えることについては、保険会社の業務との関連性・親近性等にかんがみ、対応することは困難である。		z0300106	金融庁	保険会社本体による投資顧問契約等の締結の勧誘(保険業法上の観点)	5056	50560167	21	(社)日本経済団体連合会	167	保険会社本体による投資顧問契約等の締結の勧誘【新規】	保険会社本体で、系列投資顧問会社等に係る投資顧問契約等の顧客の勧誘を行うことを認めるべきである。		現在、保険会社は、投資顧問契約等について顧客の紹介を行うことは可能であるが、顧客のニーズに対してより能動的に対応する観点から、顧客の勧誘を行うこととすることが有効である。 企業年金市場における保険会社の顧客を中心として、投資顧問会社の商品に対する潜在的ニーズがあり、保険会社が顧客に対して投資顧問契約等の勧誘を行うこととなれば、顧客利便性の向上、保険会社のエクセスマネジメント活用の観点から極めて有効である。	保険会社本体で、投資顧問契約又は投資一任契約の締結に関して、顧客の紹介を行うことは可能であるが、顧客の勧誘を行うことはできない。
保険業法第98条、同施行規則第51条	保険会社は、付随業務として他の金融業を行う者の業務代理等を行うことができることとされており、その具体的内容は保険業法施行規則第51条に規定されている。	○	-	保険会社については、業務の健全性の維持の観点から他業が禁止されているものであり、保険会社の付随業務として投資顧問契約等の締結の勧誘を加えることについては、保険会社の業務との関連性・親近性等にかんがみ、対応することは困難である。		z0300106	金融庁	保険会社本体による投資顧問契約等の締結の勧誘(保険業法上の観点)	5085	50850008	21	生命保険協会	8	保険会社本体による投資顧問契約等の締結の勧誘	保険会社本体で、系列投資顧問会社等に係る投資顧問契約等の顧客の勧誘を行うことを認める。		顧客ニーズ・保険会社の経営の効率性企業年金市場における保険会社の顧客を中心として、投資顧問会社の商品に対する潜在的ニーズがあり、保険会社が顧客に対して投資顧問契約等の勧誘を行うこととなれば、顧客利便性の向上、保険会社のエクセスマネジメント活用の観点から極めて有効である。 投資顧問業法上の観点 金融市場におけるリスクマネーの必要性が増えられ、投資顧問契約等に係る顧客ニーズの高まりを考えると、顧客と投資顧問業者との間で当該契約の締結を代理・媒介する行為を、新たに独立した業務として認めることは意義が大きいと考えられる。保険会社がかかる業務を行う際には、保険会社を当該業者として監督当局の認可又は登録に係らしめ、所定の行為規制、監督規制を適用することすれば、保険会社が行う当該行為が同法に抵触することはないと考えられる。 保険業法上の観点 現在、保険会社は、投資顧問契約等について顧客の紹介を行うことは可能であり、顧客のニーズにより能動的に対応する観点からその勧誘を行うべきとしても、保険会社の業務範囲の中に現在行える業務と異質のものが混入する訳ではない。また、信託銀行による投資助言業務・投資一任業務の本体兼営が可能とされた中、信託銀行と同様に企業年金受託機関として投資顧問業との親近性を有する保険会社について、投資顧問契約等の締結の勧誘を認めることは、規制の均衡という観点からも妥当なものと考えられる。	
保険業法第98条①、100条、106条、同施行規則第51条、56条②、56条の2②、③	保険会社の子会社「証券仲介専門会社」が行うことができる業務(保険業法第106条第1項第5号の2及び同施行規則第56条第2項(同項第4号に基づく56条の2の金融関連業務を含む))に、証券仲介業者支援業務は認められていない。	○	-	保険業法第106条は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するため保険会社に他業が禁止されている趣旨を踏まえ、保険会社本体の業務との関連性、親近性等の観点から、保険会社の子会社の業務範囲を規定しているところである。 証券仲介業に保険会社の業務との関連性等が認められるとしても、それは有価証券の売買の媒介等の本質的部分について関連性等を判断したものであり、単なる書類の取次等の周辺の業務のみについて、保険会社の業務との関連性等を認めることは困難である。同様に上記周辺業務のみをもって「金融関連業務」であると認めることも困難である。 なお、一般に、委託者たる地位と受託者たる地位とは、資格ないし適性、義務、責任等の点において異なるものであることに留意する必要がある。		z0300107	金融庁	保険会社による証券仲介業者への事務支援等	5056	50560168	11	(社)日本経済団体連合会	168	保険会社の子会社による証券仲介業者への事務支援【新規】	保険会社の子会社である証券仲介業者が、他の証券仲介業者の事務支援を行うことを認めるべきである。		2004年4月から証券仲介業者制度が創設され、一般事業会社である損保代理店が証券仲介業を営むことが可能となった。また、保険会社は子会社形態で、証券仲介業を営むことが可能となった。しかし、保険会社の子会社の業務の範囲には、証券仲介業者の事務支援が含まれていない。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
保険業法第98条①、100条、106条、同施行規則第51条、56条②、56条の2②、③	保険会社の子会社「証券仲介専門会社」が行うことができる業務(保険業法第106条第1項第5号の2及び同施行規則第56条第2項(同項第4号に基づく56条の2の金融関連業務を含む))に、証券仲介業者支援業務は認められていない。	c	-	<p>保険業法第106条は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するため保険会社に他業が禁止されている趣旨を踏まえ、保険会社本体の業務との関連性、親近性等の観点から、保険会社の子会社の業務範囲を規定しているところである。</p> <p>証券仲介業に保険会社の業務との関連性等が認められるとしても、それは有価証券の売買の媒介等の本質的部分について関連性等を判断したものであり、単なる書類の取次等の周辺の業務のみについて、保険会社の業務との関連性等を認めることは困難である。同様に上記周辺業務のみをもって「金融関連業務」であると認めることも困難である。</p> <p>なお、一般に、委託者たる地位と受託者たる地位とは、資格ないし適性、義務、責任等の点において異なるものであることに留意する必要がある。</p>		z0300107	金融庁	保険会社による証券仲介業者への事務支援等	5056	50560169	11	(社)日本経済団体連合会	169	保険会社本体による証券仲介業者への事務支援【新規】	保険会社本体が証券仲介業者の事務支援を行うことを認めるべきである。		保険会社本体が、損保代理店が証券仲介業務を営む際の相談・支援を行うことが可能となれば、証券仲介業者の普及促進、損保代理店の経営の効率化に資する。	2004年12月から保険会社は登録金融機関として証券仲介業を営むことが可能となる。しかし、他が保険会社本体で、証券仲介業者に対する事務支援を行うことができない。
保険業法第98条①、100条、106条、同施行規則第51条、56条②、56条の2②、③	保険会社の子会社「証券仲介専門会社」が行うことができる業務(保険業法第106条第1項第5号の2及び同施行規則第56条第2項(同項第4号に基づく56条の2の金融関連業務を含む))に、証券仲介業者支援業務は認められていない。	c	-	<p>保険業法第106条は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するため保険会社に他業が禁止されている趣旨を踏まえ、保険会社本体の業務との関連性、親近性等の観点から、保険会社の子会社の業務範囲を規定しているところである。</p> <p>証券仲介業に保険会社の業務との関連性等が認められるとしても、それは有価証券の売買の媒介等の本質的部分について関連性等を判断したものであり、単なる書類の取次等の周辺の業務のみについて、保険会社の業務との関連性等を認めることは困難である。同様に上記周辺業務のみをもって「金融関連業務」であると認めることも困難である。</p> <p>なお、一般に、委託者たる地位と受託者たる地位とは、資格ないし適性、義務、責任等の点において異なるものであることに留意する必要がある。</p>		z0300107	金融庁	保険会社による証券仲介業者への事務支援等	5056	50560170	11	(社)日本経済団体連合会	170	保険会社の代理代行を行う子会社による証券仲介業務の実施【新規】	「保険業に係る業務の代理又は事務の代行」を営む保険会社の子会社が、証券仲介業務を兼営することを認める措置を、保険会社が証券仲介業を営むことが可能となる2004年12月に合わせて、講じらるべきである。		既に保険会社がある「業務の代理又は事務の代行」を営む保険会社の子会社が、証券仲介業務を兼営することにより、子会社等を小規模な単位に分けることなく、顧客利便の向上及び保険会社経営の効率化を図ることができる。また、証券仲介業者の普及促進に資する。	2004年12月から保険会社は登録金融機関として証券仲介業を営むことが可能となる。しかし、他が保険会社本体で、証券仲介業者に対する事務支援を行うことができない。
保険業法第98条①、100条、106条、同施行規則第51条、56条②、56条の2②、③	保険会社の子会社「証券仲介専門会社」が行うことができる業務(保険業法第106条第1項第5号の2及び同施行規則第56条第2項(同項第4号に基づく56条の2の金融関連業務を含む))に、証券仲介業者支援業務は認められていない。	c	-	<p>保険業法第106条は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するため保険会社に他業が禁止されている趣旨を踏まえ、保険会社本体の業務との関連性、親近性等の観点から、保険会社の子会社の業務範囲を規定しているところである。</p> <p>証券仲介業に保険会社の業務との関連性等が認められるとしても、それは有価証券の売買の媒介等の本質的部分について関連性等を判断したものであり、単なる書類の取次等の周辺の業務のみについて、保険会社の業務との関連性等を認めることは困難である。同様に上記周辺業務のみをもって「金融関連業務」であると認めることも困難である。</p> <p>なお、一般に、委託者たる地位と受託者たる地位とは、資格ないし適性、義務、責任等の点において異なるものであることに留意する必要がある。</p>		z0300107	金融庁	保険会社による証券仲介業者への事務支援等	5060	50600001	11	(社)日本損害保険協会	1	保険会社による証券仲介業者への事務支援等	<p>保険会社の子会社「証券仲介専門会社」による証券仲介業者支援業務を認めていただきたい(証券仲介業者及び証券会社からの業務・事務の事務支援業務も追加していただきたい)</p> <p>保険会社本体による証券仲介業者への事務支援業務を認めていただきたい(証券仲介業者及び証券会社からの業務・事務の代理・代行を認めていただきたい)</p> <p>今般の証券取引法の改正により保険会社に解禁されることとなった証券仲介業について、当該改正法施行までに「保険業に係る業務の代理又は事務の代行」を営む保険会社の子会社等の兼営可能業務として認めていただきたい。</p>	<p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険会社子会社あるいは本体による証券仲介業を営む損保代理店の事務サポート</li> <li>・「業務の代理又は事務の代行」子会社等による証券仲介業の兼営</li> </ul> <p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・証券仲介業者の普及促進</li> <li>・会社経営の効率化</li> </ul>	<p>&lt; について &gt;</p> <p>・04年4月から証券仲介業者制度が創設され、一般事業会社は本場で、金融機関は子会社形態で、証券仲介業を営むことが可能となった。損保会社は子会社を認めて自ら証券仲介業を営むことができるが、本場で一般事業会社である代理店を認めた保険会社は先行しているため、損保代理店が証券仲介業者を営む場合の相談・支援を行うことが待たれる。しかしながら、損保会社の子会社は兼営できる業務範囲が限られており、実質可能な金融関連業務の範囲に証券仲介業者の事務支援業務が含まれていない。</p> <p>・子会社形態ではなく本場で証券仲介業者への相談・支援を行うことを考えられる。04年12月から損保会社は登録金融機関として証券仲介業を営むことが可能となるため、損保会社本体で損保代理店への相談・支援を行う方が効率的とも考えられる。しかしながら、損保会社は他業禁止の規定により当該業務は兼営できない。</p> <p>・これらの具体的内容としては、( )資格取得・商品知識講座に併発する支援、( )申込書等の取次ぎ・高検査、( )事務のシステム化の支援、( )登録決定後補償の補助、( )業務推進活動への支援などの実施を想定している。保険会社と有価証券という異なる対象となる商品に違いはあるものの、業務を特化した場合、損保でも保険会社が損保代理店に対して実施している内容であり、保険業務との関連性はあるものと見られる。(保険業務を行う中で、実施することが可能である)</p> <p>&lt; について &gt;</p> <p>・1999国会において「証券取引法等の一部を改正する法律」が成立し、本年12月より保険会社本体で証券仲介業が解禁されることとなったが、既に保険会社がある「業務の代理又は事務の代行」子会社等が当該業務を兼営することによって子会社等を小規模な単位に分けることなく顧客利便の向上及び保険会社経営の効率化を図ることが出来る。</p>	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
保険業法第98条第2項、同法施行規則第51条の2	保険会社が他の保険会社その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行を行おうとするときは、認可を受けなければならない。	c	-	保険会社が、付随業務として、他の保険会社その他金融業を行う者の業務代理等を行おうとするときの認可においては、当該認可の申請をした保険会社が、業務代理等に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況、当該業務代理等の運営に係る体制等に照らし、当該業務代理等を的確、公正かつ効率的に遂行することができるか認められるかどうか等について審査しているものである。一定の条件を満たすグループ会社間において、ある会社がある業務代理等について上記要件を満たしていること認められたからといって、グループ内の別の会社が、同様に上記要件を満たしていると認めることはできず、あくまでも個別に判断することが不可欠であるため、ご要望に対応することは困難である。		z0300108	金融庁	一定の条件を満たすグループ会社間での「保険会社の業務の代理、事務の代行」を追加する場合の届出制への移行【新規】	5056	50560171	11	(社)日本経済団体連合会	171	一定の条件を満たすグループ会社間での「保険会社の業務の代理、事務の代行」を追加する場合の届出制への移行【新規】	一定の条件を満たすグループ会社(親子会社、持株会社の傘下の保険会社を含む。以下「グループ会社」という。)間であれば、一定の範囲(グループ(持株会社を含む)内の会社間において既に認められている業務・事務の範囲)を定め、業務の代理・事務の代行を、認可制から届出制とすべきである。			現在、保険会社が他の保険会社(外国保険業者を含む)その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行(内閣府令で定めるものに限る。)を行う場合は、その内容を定めて、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。
保険業法127条1項、同法第271条の32第1項、同規則第210条の14	保険会社が他に特段の定めがある事項以外の事項に係る定款の変更をしたときは届出が必要。保険主要株主が定款を変更した場合には届出が必要。	d	-	「具体的要望内容」欄の「既に主要株主規制以外で届出を行っている場合」がどのようなものであるか詳細が明らかではないが、「規制改革・民間開放集中受付月間」において提出された全国規模の規制改革・民間開放要望への対応方針(平成16年9月10日)において「(保険会社としての定款変更の届出)と(他の保険会社の)主要株主としての定款変更の届出」を同時に行う場合、当該届出を行う保険会社からの要望があれば、届出の趣旨を明確にした上で重複する提出書類について一組の提出で可とするよう運用上の対応を行うこととする。」として、措置済みである。		z0300109	金融庁	主要株主規制の整理・緩和①【新規】	5056	50560172	11	(社)日本経済団体連合会	172	主要株主規制の整理・緩和①【新規】	既に主要株主規制以外で届出を行っている場合には、主要株主規制のもとでの届出を免除すべきである。			2002年4月の銀行法等の改正により主要株主規制が順次導入されたが、既存の規制との関係が未整理となっている。保険会社等の業法の規制を受ける会社は、他の保険会社等の主要株主である場合、所要の変更を行ったときには、自ら、業法の規定に基づき必要な届出を行うほか、別途、他の保険会社等の主要株主としても届け出が求められている。
証券取引法第28条の4第2項、同法第33条の2	証券会社の株主で、主要株主(原則100分の20以上の議決権を保有している株主)となった者は、対象議決権保有届出書を遅滞なく内閣総理大臣に提出しなければならない	a	II	証券取引法施行令を改正により、これまで企業グループ全体で「みなし主要株主」とされた者のうち、自己又は自己の被支配会社が議決権を保有しない者については、主要株主の範囲から除外するよう措置を行った。		z0300110	金融庁	主要株主規制の整理・緩和②【新規】	5056	50560173	11	(社)日本経済団体連合会	173	主要株主規制の整理・緩和②【新規】	銀行、保険会社等、既に業法上監督当局の規制を受ける業種については、証券取引法上の主要株主規制の対象外とするが、規制の対象を親会社である銀行、保険会社本体のみとすべきである。			2002年4月の銀行法等の改正により主要株主規制が順次導入されたが、既存の規制との関係が未整理となっている。主要株主規制は、銀行法、保険業法、証券取引法に見られるが、うち、証券取引法は、主要株主と特別の関係のある者についても「みなし主要株主」とし、規制の対象は他の2法と比べても幅広く、ひいては非なるものとなっている。例えば、銀行や保険会社がグループ内の傘下に証券会社があると、グループ内の各社も証券取引法上の「みなし主要株主」として規制の対象となる。



「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
企業内容等の開示に関する内閣府令(第三号様式)	有価証券報告書の提出会社が、株式交換又は株式移転による完全親会社として最近2事業年度を経過していない場合には、当該株式交換又は株式移転による完全子会社となった会社(当該完全親会社の連結子会社となった会社を除く。)の最近2事業年度に係る財務諸表(連結財務諸表を作成している場合には最近2連結会計年度に係る連結財務諸表)を有価証券報告書の「財務諸表等」の「その他」に記載することになっている。	c	-	有価証券報告書等の提出会社が株式交換又は株式移転により非公開会社を完全子会社化した場合、当該提出会社の連結財務諸表(最近2連結会計年度)は、当該完全子会社の同期間の財務情報を加味して理解する必要がある。 そのためには、当該完全子会社となった会社の最近2事業年度分の財務情報を財務諸表形式で有価証券報告書に記載する必要があり、当該完全子会社となる会社の最終の貸借対照表及び損益計算書に記載するのみでは、比較可能性の観点からは、不十分であると考えられる。 なお、当該情報は、提出会社の「財務諸表等」の「その他」に参考情報として記載を求めているものであり、投資者にとって紛らわしいとは考えられず、また、監査証明を受ける必要はない。		z0300111	金融庁	株式交換等により完全子会社になった非上場会社に関する財務諸表開示の見直し【新規】	5056	50560175	11	(社)日本経済団体連合会	175	株式交換等により完全子会社になった非上場会社に関する財務諸表開示の見直し【新規】	株式交換または株式移転の対象により、非公開会社を完全子会社化した場合は、完全子会社の最近2事業年度の財務諸表(最近2連結会計年度に係る連結財務諸表)の作成を不要とし、完全子会社の最終の貸借対照表と損益計算書(商法354 四、六)を記載すれば足りるとすべきである。	現在、株式交換により完全子会社となった会社については、最近2事業年度の連結財務諸表(最近2連結会計年度に係る連結財務諸表)を作成のうえ、親会社の有価証券報告書の所定欄に記載しているが、数ページにわたるため、投資家からの批判が寄せられており、投資家にとって必要性の低い開示情報となっている。 一方、企業からすれば、完全子会社となった会社が非上場会社である場合、勘定科目等の項目を組み替えたものを過去に遡って算出のうえ、別途監査証明を受けたりする必要があり、当該財務諸表の開示に莫大な手間コストをかけている。(5人月くらい要するともいわれる。)したがって、完全子会社となった会社の最終の貸借対照表と損益計算書を記載すれば投資家保護の点からも十分にあり、コストの点からも望ましい。	株式交換又は株式移転による完全親会社として、2事業年度を経過していない場合には、当該株式交換又は株式移転による完全子会社となった会社(当該完全親会社の連結子会社であった場合を除く。)の最近2事業年度に係る財務諸表(連結財務諸表を作成している場合には最近2連結会計年度に係る連結財務諸表)を「2 財務諸表等」の「(3)その他」に記載しなければならない。	
証券取引法施行令第1条の4第3項、証券取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第3条の3第2項	発行会社の完全子会社の取締役、執行役、監査役及び従業員(以下「取締役等」という。)に対するストックオプションの付与は勧誘の相手方の人数の計算に含まれないが、当該完全子会社が議決権を100%保有する子会社(発行会社からみて孫会社)の取締役等は勧誘の相手方の人数の計算に含まれることになる。	b	Ⅲ	発行会社の完全子会社の100%子会社の取締役、執行役、監査役及び使用人を勧誘の相手方の人数の計算から除外することについては、これらの者による当該発行会社に係る情報の把握の容易さや、ストックオプション付与に係る実務の円滑化等を総合的に勘案して、慎重に検討する必要がある。		z0300112	金融庁	孫会社の役員に対するストックオプションの付与にかかる規制緩和【新規】	5056	50560176	11	(社)日本経済団体連合会	176	孫会社の役員に対するストックオプションの付与にかかる規制緩和【新規】	親持株会社が100%持つ中間持株会社が存在し、その中間持株会社100%保有する子会社(親会社から見ると孫会社)の取締役、執行役、監査役および使用人にストックオプションを付与した場合も、勧誘の相手方の人数の計算に含めないこととすべきである。	親持株会社が100%所有する中間持株会社が100%保有している子会社は、親会社が実質上100%所有しているといえる。したがって、このような孫会社については、完全子会社の場合と同様に、勧誘の相手方の人数の計算に含めないこととすべきである。	現状では、ストックオプションの付与対象者が、「発行会社」および「その完全子会社」の取締役、執行役、監査役および使用人に限定されている場合は、勧誘の相手方の人数に含めないこととなっている。	
証券取引法第4条第1項及び第2項、第5条第1項、法23条の3	短期社債を含む有価証券を公募により発行する会社は、有価証券届出書又は発行登録書を利用する会社は、利用適格要件(継続開示要件及び周知性要件)を満たさなければならないとされている。	c	-	投資者保護を図るためには、有価証券届出書、有価証券報告書等により有価証券の発行者の財務内容、事業内容等を正確、公平かつ適時に開示し、それを基礎として投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与えることが必要である。 「親会社が債務の保証を行う」とは、投資判断における一つの重要な要素ではあるが、資金調達をしようとする発行会社の財務内容、事業内容等は投資判断を行うための極めて基本的な情報であり、投資者保護の観点から、発行会社の企業情報を開示しなくてもよいということは考えられない。		z0300113	金融庁	金融子会社発行の短期社債に関する発行登録制度の利用適格条件の見直し【新規】	5056	50560178	11	(社)日本経済団体連合会	178	金融子会社発行の短期社債に関する発行登録制度の利用適格条件の見直し【新規】	企業グループ内の金融子会社が発行する短期社債について、商法上の連結対象(有価証券報告書提出大会社)である親会社が保証を行う場合は、継続開示要件を満たしていなくても、発行登録制度を利用できるようにすべきである。	親会社が保証している有価証券は、親会社も含めたグループで資力、返済能力、デフォルトの可能性等を判断すべきである。したがって、商法上の連結対象(有価証券報告書提出大会社)である親会社が保証を行っている金融子会社の発行する短期社債については、グループ全体では継続開示要件を満たしていることから、発行登録制度の利用を認めることが制度の趣旨に当たっている。 昨今の連結ベースでの決算・企業情報開示、金融業務の金融専門子会社化の流れにも沿っている。	短期社債は、日々発行するという商品特性上、募集には発行登録制度の利用が不可欠であるが、発行者自らが継続開示(1年間以上継続して有価証券報告書提出)を行っていない場合は発行登録制度を利用することができない。 グループ内金融子会社は、親会社の株式保有比率が高く、自ら継続開示要件を満たしていない場合があるが、このとき発行登録制度が利用できず、結果として短期社債の発行ができない状況となっている。	



「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
証券取引法第23条の6、第23条の7 「企業内容等の開示に関する留意事項について」23の7-1	発行登録の効力は、発行予定期間が終了したとき及び発行登録取下届出書を提出したときに失効することになっており、募集・売出しの条件決定から払込みまでの募集・売出し期間が発行予定期間の前後にまたがるような募集・売出しを行うことは、次の発行登録の発行予定期間が連続する場合であっても認められていない。	c d(措置の概要)を参照)	-	発行登録は将来の発行限度額や発行予定期間等をあらかじめ投資者に開示する制度であり、次の発行登録の発行予定期間が連続する場合であっても、前後の発行予定期間にまたがって募集・売出しが行われることは制度の枠組みそのものを変更することになり、適切ではないものと考えられる。 また、発行登録者は、いつでも任意に発行登録を取り下げることができることとされており、現行の制度においても、取下げと次の発行登録を適宜組合わせて行うことにより、募集・売出しの日程に影響がないよう次の発行登録の効力を発生させることが可能である。		z0300114	金融庁	発行登録制度の発行予定期間に関する見直し【新規】	5056	50560179	11	(社)日本経済団体連合会	179	発行登録制度の発行予定期間に関する見直し【新規】	発行登録制度に関して、発行予定期間が連続している(前の発行予定期間終了後、即、次の発行予定期間がスタートすること)を条件として、募集・売出しの条件決定から払込みが前後の発行予定期間にまたがることも認めるべきである。		発行登録制度に関して、前後の発行予定期間の連続性を条件として、募集・売出しの条件決定から払込みが前後の発行予定期間にまたがることを認められると、発行予定期間の終了を意図することなく、自由なタイミングで条件決定をすることができ、市中金利の動向を睨んだ機動的な資金調達が可能となる。募集・売出しの条件決定から払込みまでは長くても1ヵ月程度であり、条件決定が発行予定期間内に行われている以上、たまたま払込みが当該発行予定期間を過ぎてなされても、発行登録制度の趣旨は失われない。更に、前後の発行予定期間の連続性を条件とすることにより、募集・売出しに関する何らかの行為が未登録期間に行われるということも防止できる。イギリスやアメリカの発行登録制度も本要望と同様の仕組みとなっており、資金調達における日本市場の不利な状況を解消する必要がある。	発行登録制度は、届け出た発行予定期間内に、各募集・売出しの条件決定から払込みまでを終わらなければならない仕組みとなっている(証券法23の6、23の7)。したがって、発行予定期間終了近くになると、払込日が期間内に収まるように日程調整する結果、条件決定期間が限定されてしまい、金利動向を睨んだ機動的な条件決定ができない。
証券取引法第163条、第164条 上場会社等の役員及び主要株主の当該上場会社等の特定有価証券の売買に関する内閣府令第4条、第5条	現先取引のうち買戻条件付売買のみが役員及び主要株主の売買報告義務及び利益の返還請求の適用除外とされており、売戻先は適用除外とされていない。	b	Ⅲ	インサイダー取引規制のあり方については、投資家、発行者、市場関係者及び規制当局等の意見を踏まえ、法制面の論点を中心に慎重に検討する必要がある。金融審議会第一部会においては、投資サービス法案については、審議が進められており、要望事項についても、今後の金融審議会第一部会における審議の中で検討を行っていく予定		z0300115	金融庁	現先取引にかかる売買規制の適用除外	5056	50560180	11	(社)日本経済団体連合会	180	現先取引にかかる売買規制の適用除外	売戻先だけでなく、買戻先についても適用除外とすべきである。		資金の調達と運用は密接に結びついており、現先取引においても売戻先と買戻先の片方のみが行われることは、実務上想定され得ない。売戻先が適用除外となっている以上、買戻先についても適用除外とすべきである。	現在、現先取引については、売戻先だけが、証券法163、164条の適用除外として認められている(上場会社証券売買令4条9号、5条)。
証券取引法第2条第3項、証券取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第4条	適格機関投資家の範囲は、内閣府令で列挙される金融機関等に加え、平成15年3月及び6月の改正により、有価証券報告書提出会社で有価証券等の保有額100億円以上の事業会社、ベンチャーキャピタル会社、厚生年金基金又は一定の非居住者で金融庁長官に届出を行った者等について、適格機関投資家の範囲を拡大している。 また、平成16年11月に、適格機関投資家に係る届出期間を原稿の年1回(7月)から年2回(7月及び1月)とするとともに、適格機関投資家である期間を現行の1年間から2年間とするための所要の措置を行っている。	c	-	個人投資者を「適格機関投資家」の範囲に加えることについては、平成14年12月の金融審議会第一部会報告において、「従来の適格機関投資家である金融機関等への対応と個人投資家への対応は大きく異なることなどを考慮し、当分の間は、ベンチャーキャピタル会社等への拡大の実情を評価することとし、現時点において、個人投資家を適格機関投資家の範囲に加えることは時期尚早と考えられる」とされたところである。 まず、ベンチャーキャピタル会社等への拡大について、実情を評価することが先決であるが、昨年度から導入されたものであり、今後の実績を考慮し、また、米国での現状を踏まえながら評価する必要があるため、個人投資家について適格機関投資家の範囲に加えることは措置困難。		z0300116	金融庁	適格機関投資家の範囲拡大	5056	50560181	11	(社)日本経済団体連合会	181	適格機関投資家の範囲拡大	事業会社について、上記の金額制限を、たとえば5億円程度とすることを検討すべきである。 また、個人投資家についても、資力に一定の制限(例：投資資産1億円以上)をつけた上で、届出を行ったものについては適格機関投資家を付与すべきである。		わが国資本市場の一層の発展と経済活性化のためには、様々なニーズに対応した金融商品の開発と普及が不可欠であり、投資家の専門的知識をベースに機動的・迅速に募集できる私募市場の拡大がその鍵を握っている。私募市場の投資家としては、従来の金融機関では積極的なリスクテイクに限界があることから、資力とその意志ある事業会社、個人投資家を増やして市場の厚みにつながる。	現在、適格機関投資家は銀行等の金融機関や一部の事業会社に限定されている。このうち、事業会社については、以前は貸借対照表の「有価証券」及び「投資有価証券」の金額が100億円以上のもので金融庁長官に届出を行ったものとされている(定義府令4(二十一))。また、個人投資家は、適格機関投資家(有価証券)に対する投資に係る専門的知識を有する者として内閣府令に定めるもの(法3(一))として、認められていない。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
社債等の振替に関する法律第6章	現行信託法には、信託受益権の譲渡及び有価証券化に関する規定は存在しない。投資信託又は外国投資信託の受益権、貸付信託の受益権、特定目的信託の受益権は、いずれも有価証券化の規定があり、かつ、振替の対象となっているが、それ以外の信託受益権は、有価証券化の規定はなく、かつ、振替の対象ともなっていない。	b	I	現在、法制審議会に信託法の見直しに関する専門部会を設置し、具体的な調査審議を進め、平成17年度中に信託法の改正についての関係法案を国会に提出することを目途として作業を行っているところである。信託受益権の有価証券化及びそれに伴う関係法律の規定の整備については、現行法制下における種々の問題点の把握や分析に努めている段階であり、現時点では検討の方向性は未定であるが、いずれも法制審議会における審議の内容を踏まえて上記の関係法案提出までには所要の結論を明らかにする予定である。		z0300117	金融庁、法務省	一般の信託受益権を振替制度の対象とすること	5056	50560182	21	(社)日本経済団体連合会	182	信託受益権の振替制度の利用可能化【新規】	一般の信託受益権について、口座簿の記載により権利が定まり、振替により権利移転できるように法制度を整えるべきである。		近年、住宅ローンの証券化商品(RMBS)は顕著に増えており(03年度は前年度の倍以上、04年度も半期にして既に前年度水準を上回っており9月末時点で8000億円強)、その大半が一般の信託受益権方式によるものである。この市場を更に拡大するには、流通市場の拡大が不可欠である(注)。しかしながら、発行市場の盛況と比較して、流通市場は未だ未成熟である。その理由の1つとして、一般の信託受益権の譲渡手続の煩雑さが指摘されている。一般の信託受益権についても、振替制度を導入することにより、流通市場の厚みが増し、それによる発行市場の更なる拡大が期待できる。なお、現行法制下で振替制度の対象となっている特定目的信託方式の信託受益権は、流動化計画の届出、税にかかわる導管性、信託自体のガバナンス条件等制約条件が多く、住宅ローンの証券化における利用は皆無に近い。(注)住宅ローンは一般に長期のものであり、投資家は長期固定金利のリスクを回避する傾向があることから、「売」によって投資資金を回収できる方法が整備される必要がある。	民法上は資産流動化法に定める特定目的信託の受益権は、社債等振替法の適用の対象となっているが(社振法125)、一般の信託受益権は、証券法第2条第1項に定める「みなし有価証券」であつても、社債等振替法の対象となっていない。一般の信託受益権の譲渡は、民法上は指名債権譲渡として取り扱われるため、通常は、売買当事者間で受益権譲渡契約を取り交わし、債務者(信託の受託者)の異議なき承諾により對抗要件を取得して(民法467)、権利の移転を行っており、大変煩雑な手続となっている。
投資信託及び投資法人に関する法律第33条、第58条、第59条、第220条	受益証券等の発行者は外国投資信託、外国投資証券の募集の取扱い等が行われる場合に、あらかじめ金融庁長官に届け出なければならない。	c	-	外国投資信託等についても国内での販売が行われる場合には、投資者保護の観点から、国内投資信託等に係る投資信託約款等の当局への届出、販売の差止め命令等と同様の措置を講じる必要がある。当局への届出は、契約の当事者であり、運用に対して責任を負う発行者が行うことが必要であるが、販売会社が外国投資信託等の日本における代理人となつて当局への届出を行うことで、取扱いが可能となると考えられる。		z0300118	金融庁	外国で上場されている「外国投資信託」、「外国投信証券」の国内販売における規制緩和	5056	50560183	11	(社)日本経済団体連合会	183	外国で上場されている「外国投資信託」、「外国投信証券」の国内販売における規制緩和	外国で上場されている「外国投資信託」、「外国投資証券」については、国内投資家の注文を取次ぐ責任を負う国内販売業者が販売の届出を行わせる方法を選択肢として導入すべきである。併せて、発行者による運用報告書に代えて、国内販売業者が投資家保護に必要な事項のディスクロージャーを行うことを可能とすべきである。		外国で上場されている「外国投資信託」、「外国投信証券」の中には、国内で募集・売出が行われていなくても、国内投資家の購入希望の多い商品があるが、「外国投資信託」、「外国投信証券」の発行者が事前届出義務や「運用報告書」の作成義務を履行していない場合には、投資家は当該商品を国内で購入することができず、投資家ニーズに十分に答えられていないのが実情である。左記に提案する方法によつても、投資家保護は十分図られ、また、監督当局による事情把握も可能である。投資信託よりも一般的にリスクが高い外国株式については、国内で募集・売出が行われていなければ、その販売取次ぎを行うにあたり、発行者に届出義務や運用報告書作成義務は課せられていないことと比較しても、本規定は不合理である。	「外国投資信託」、「外国投資証券」を国内販売する場合、外国の発行者に、事前届出義務(投信法33.59)、「運用報告書」の交付義務(投信法58.220)が課せられている。
証券取引法第166条 会社関係者等の有価証券の取引規制に関する内閣府令第1条の2	新株発行に関しては、発行価額の総額が1億円未満の場合には、軽微基準に該当するが、発行株式数に対する割合については軽微基準は設けられていない。	b	III	インサイダー取引規制のあり方については、投資家、発行者、市場関係者及び規制当局等の意見を踏まえ、法制面の論点を中心に慎重に検討する必要がある。金融審議会第一部会においては、投資サービス法案について審議が進められており、要望事項についても、今後の金融審議会第一部会における審議の中で検討を行っていく予定		z0300119	金融庁	新株発行に係る軽微基準の見直し【新規】	5056	50560184	11	(社)日本経済団体連合会	184	新株発行に係る軽微基準の見直し【新規】	公開買付に係る重要事実の軽微基準も踏まえ、年間に発行する新株が、発行済株式総数の一定割合(例えば、2.5%未満)であれば、重要事実にあたらぬとすべきである。		新株発行が株価に影響を与えるのは、議決権の希釈化等が生じるためであり、資本金の規模の大小と無関係に発行価額の総額を基準とすることは合理的ではない。因みに、公開買付の軽微基準は年間の買集め株数が発行済み株式数の2.5%未満とされており、これを株式供給関連の情報についての軽微基準と位置付けることも可能と考えられる。	現行法上、新株発行に關しては、発行価額の総額が1億円未満の場合には、軽微基準に該当し、重要事実にあたらぬとされている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
証券取引法第166条	自己株式の取得・処分に関しては軽微基準が設けられていない。	b	Ⅲ	インサイダー取引規制のあり方については、投資家、発行者、市場関係者及び規制当局等の意見を踏まえ、法制面の論点を中心に慎重に検討する必要がある。金融審議会第一部会においては、投資サービス法案については、投資サービス法案について審議が進められており、要望事項についても、今後の金融審議会第一部会における審議の中で検討を行っていく予定		z0300120	金融庁	自己株式の取得・処分に係る軽微基準の創設【新規】	5056	50560185	11	(社)日本経済団体連合会	185	自己株式の取得・処分に係る軽微基準の創設【新規】	自己株式の取得・処分に係る軽微基準を設けるべきである(例えば、発行済株式総数の2.5%)。		自己株式の処分と類似の性格を有する新株発行については軽微基準が設けられていることと比べ、均衡を失っており、これにより、発行体による株主への利益還元が制約されているとともに、資本政策の機動的な展開が阻害されている。	現行法上、自己株式の取得・処分に係る軽微基準が設けられていない。
証券取引法第166条	子会社の解散に関しては、軽微基準が設けられていない。	b	Ⅲ	インサイダー取引規制のあり方については、投資家、発行者、市場関係者及び規制当局等の意見を踏まえ、法制面の論点を中心に慎重に検討する必要がある。金融審議会第一部会においては、投資サービス法案については、投資サービス法案について審議が進められており、要望事項についても、今後の金融審議会第一部会における審議の中で検討を行っていく予定		z0300121	金融庁	子会社の解散に係る軽微基準の創設【新規】	5056	50560186	11	(社)日本経済団体連合会	186	子会社の解散に係る軽微基準の創設【新規】	営業または事業の全部又は一部の休止又は廃止と同様、当該子会社の解散により減少する連結ベースの売上高が、解散後3事業年度にわたり、当該子会社解散前の事業年度の連結ベースの売上高の一定割合(例えば、10%未満)であると見込まれる場合には、重要事実にあたりないとすべきである。		営業または事業の全部又は一部の休止又は廃止について軽微基準が設けられていることと比べ、均衡を失っており、また、結果として、機動的な事業の再編が阻害されている。	現行法上、子会社の解散に関しては、軽微基準が設けられていない。
証券取引法第166条 会社関係者等の有価証券の取引規制に関する内閣府令第4条の4	子会社等の業績予想の変動については、軽微基準に該当しない限り、親会社の会社関係者にとっての重要事実とされている。	b	Ⅲ	インサイダー取引規制のあり方については、投資家、発行者、市場関係者及び規制当局等の意見を踏まえ、法制面の論点を中心に慎重に検討する必要がある。金融審議会第一部会においては、投資サービス法案については、投資サービス法案について審議が進められており、要望事項についても、今後の金融審議会第一部会における審議の中で検討を行っていく予定		z0300122	金融庁	上場子会社等の業績予想の変動の重要事実からの削除【新規】	5056	50560187	11	(社)日本経済団体連合会	187	上場子会社等の業績予想の変動の重要事実からの削除【新規】	上場子会社等の業績予想の変動については、親会社側にとっての重要事実から削除すべきである。		親会社にとって重要でない小さな上場子会社であっても、当該子会社にとって大きな業績予想の変動であれば、すべて親会社側の重要事実となることとなり、合理的ではない。親会社の属する企業集団の業績予想等の変動は親会社の会社関係者にとって引き続き重要事実であり、特段の弊害はない。	現行法上、上場子会社等の業績予想の変動については、軽微基準に該当しない限り、親会社の会社関係者にとっての重要事実とされている。また、当該軽微基準は、当該子会社単体ベースで設定されている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
証券取引法第166条 会社関係者等の有価証券の取引規制に関する内閣府令第6条	①知る前計画に基づく株式売買については、一部適用除外となっているが②投資顧問会社、信託銀行、証券会社等に運用を委託している株式売買③取引先持株会による株式売買は適用除外とされていない。	b	Ⅲ	インサイダー取引規制のあり方については、投資家、発行者、市場関係者及び規制当局等の意見を踏まえ、法制面の論点を中心に慎重に検討する必要がある。金融審議会第一部会においては、投資サービス法案については、投資サービス法案については、今後の金融審議会第一部会における審議の中で検討を行っていく予定		z0300123	金融庁	インサイダー取引規制に関するセーフハーバーの拡大【新規】	5056	50560188	11	(社)日本経済団体連合会	188	インサイダー取引規制に関するセーフハーバーの拡大【新規】	重要事実の存在や、その発生を知る前に作成した計画(「知る前計画」)に基づく株式売買(継続的な売買でない売買を含む)、投資顧問会社、信託銀行、証券会社等に運用を委託している株式売買、取引先持株会による株式の買入れも、セーフハーバー(適用除外取引)に追加すべきである。		適用除外となっている役員・従業員持株会による取扱いと同様に、恣意が入る余地がない取引であることが明確な場合には、インサイダー取引規制の適用除外とするのが合理的である。	現行法上、インサイダー取引規制に係る適用除外取引は、内閣府令で限定列挙されている。
信託業法 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	信託代理店については、兼営法施行規則第7条の2の2により銀行等の金融機関が規定されている。	a	Ⅰ	「信託業のあり方に関する中間報告書」(金融審議会第二部会報告(15.7.28))において、信託契約の取次ぎのみを行う者については、その範囲を幅広く認める方向で検討を行うことが適当とされ、また、信託業務の委託については、委託を受ける者の適格性を監督当局において判断することが適当とされたところである。この報告を踏まえ、信託業法案を第159回通常国会に提出し同国会において閉会中審査案件とされたが、第161回臨時国会において成立。		z0300125	金融庁	信託業務の拡大	5059	50590002	11	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	2	信託業務の拡大	(信託兼営法による規制の撤廃) 信託代理店(信金本体の場合も同様。以下同じ。)の取扱い業務として、遺言関連については早期実施、不動産関連業務は解禁する。	信託業務の取り扱い拡大により、地域の顧客起点のビジネスとして、会員・顧客に応じた最適なバランスシートづくりが可能となる。	信用金庫の会員・顧客には高齢者が比較的多く、信託代理店となっている信用金庫では、会員・顧客から遺言関連業務の取扱いニーズが高くなっている。また信用金庫では、金融商品の多様化を受け顧客のライフステージにあった最適なバランスシートづくりを基本としている。そこで、不動産関連業務(遺言関連に係る不動産関連業務も含む)の取扱いが可能とならなければ、こうしたサービス提供が完結しない。	新規
・信用金庫法第54条の15第1項第1号イ、信用金庫法施行規則第10条の5第2項第3号 ・平成10年金融監督庁・大蔵省告示第11号(信用金庫法施行規則第十條の五第二項第三号及び第三十五号の規定に基づく信用金庫又は信用金庫連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件) ・中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-7-1(3)①信用保証業務	・信用金庫の子会社等は、債務保証業務のうち、事業者に対する事業の用に供する資金に関するものについては、営むことが認められていない。	b	Ⅲ	住宅ローン等消費者ローンについては、画一的かつ大量の処理が可能であり、関連会社による集中的処理を行うことが効率的であることから、信用金庫の子会社が同ローンに係る信用保証業務を行っている。信用金庫の子会社が事業性ローンに係る信用保証業務を行うことについて、信用金庫経営の健全性の観点から検討を行う。		z0300126	金融庁	信用金庫の子会社等による信用保証業務の拡大	5059	50590003	11	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	3	信用金庫の子会社等による信用保証業務の拡大	(信用金庫法による規制の撤廃) 信用金庫の子会社等で信用保証業務を営む会社の事業範囲について、事業性資金に係る保証業務を解禁する。	現在の監督指針では、子会社等による信用保証業務は、原則として住宅ローン等消費者ローンに限定されている。しかし、リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラムの要にもなっている中小企業金融(個人事業主も含む)の再生を図るためには、他の保証機関との連携だけでなく、自金庫のグループ会社である信用保証会社の経営資源も有効に活用した、担保・保証に過度に依存しない融資の仕組みを開発することができる。	新規	



「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
信用金庫法第54条の15第8項、告示第16号(平成16年3月31日)	従属業務を行う子会社は親である金庫あるいは子会社からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が50%以上でなければならない。	b	IV	従属業務そのものは信用金庫の業務からみれば他業であるが、経営の効率化等を図る観点から、収入依存度規制を課すことにより、主として当該信用金庫のために営む会社を子会社とすることを認めているものである。したがって、複数の金庫等が従属業務を営む会社を共同で設立するか否かについては、信用金庫の経営の効率化等の必要性を踏まえつつ、また、銀行においても同様の規制が課せられていることから、その検討状況を踏まえつつ、検討を行う。		z0300127	金融庁	従属業務における収入依存度規制の緩和	5059	50590004	11	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	4	従属業務における収入依存度規制の緩和	(信用金庫法による規制の緩和) 親金庫からの50%収入依存度規制を緩和する。	例えば、一の信用金庫の従属業務子会社が近隣の信用金庫の従属業務を引き受ける場合等、信用金庫同士、会員中小企業等との協働事業として従属業務を営むことができるようになる。	信用金庫同士、会員中小企業等との協働事業として、従属業務子会社による協働事業、親金庫・子会社一体によるより効果的な地域貢献ができるようになる。	新規
信用金庫法施行令第8条	本人名義の預金を担保として貸し付けることは認められているが、第三者名義の預金を担保として貸し付けることは認められていない。	b	II	○ 信用金庫は、会員の相互扶助を基本とする協同組織金融機関であることから、員外貸付については、例外的に本来業務を妨げない範囲内で認められているものである。 ○ このことにより、第三者の預金を担保とした員外融資を検討するに当たっては、信用金庫の協同組織金融機関としての位置付けを踏まえつつ、第三者の預金を担保とした員外融資について、実体上どの程度ニーズがあるのかを検証した上での検討を行っていく必要があると考えている。		z0300128	金融庁	預積金を担保にした員外貸出の拡大	5059	50590005	11	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	5	預積金を担保にした員外貸出の拡大	(信用金庫法による規制の緩和) 員外貸出のなかに、第三者名義預金を担保にした資金の貸付を含める。	協働組織性を阻害しない範囲内(会員への貸出に支障が出ない範囲内)で、会員以外の者に対する貸出ができるようにすることによって、地域金融機関としての役割も果たし、持続可能性のある地域社会づくりに向けて、広く貢献できるようにする。	地域社会では現在、NPO法人やワーカーズ・コレクティブ等様々な形態のソーシャル・ベンチャー(市民活動)が礎となり、地域社会の課題解決に向けて自発的に取り組み、実績を出している。そしてこうしたソーシャル・ベンチャーは、共通の認識を持った者同士が資金を持ち寄り、事業を運営する場合が多くなってきている。そこで、ソーシャル・ベンチャーの代表者(会員以外の者)が、自己の預金以外に、運営に共感するその他の会員以外の者が持っている預金を担保に信用金庫から借入することができるようになれば、信用金庫の経営支援、ネットワークの活用等も含めた事業支援が可能となってくる。なお、この場合であっても、信用金庫法施行令第8条第2項の規制がかかるため、会員への業務遂行を妨げるものではない。	新規
信用金庫法上に定めがない。	普通銀行、保険会社、ノンバンクにおいても社債(劣後債を含む。)の発行が認められているが、信用金庫においては、業法に規定がなく、発行することができない。	b	I	協同組織金融機関は会員からの自己資本調達为原则であること、すでに外部からの資本調達手段として優先出資が制度化されていること、及び協同組織であることから各種政策支援措置が講じられていること等に留意しつつ、そのニーズも踏まえ、慎重に検討する必要がある。		z0300129	金融庁	劣後債の発行	5059	50590007	11	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	7	劣後債の発行	(信用金庫法による規制の撤廃) 自己資本の充実策として、社債の一種である劣後債の発行を認める。	劣後債は、資金の出し手との相対交渉によって決まる劣後ローンに比べて流動性が高く、投資家も投資しやすい。また、環境変化に対応した資金調達手段の多様な観点から、将来的には普通社債の発行を視野に入れた法整備を図る。社債の発行は、信用金庫の協同組織性を阻害するものではなく、資本調達力及び資金供給力をさらに高めるものである。	信用金庫の自己資本充実策としては、普通出資、優先出資、劣後ローンの3種類がある。現行のBIS規制のみならず、2006年度末から適用を予定している新BIS規制においては、リスクバツフレームとしての自己資本を起点としたマネジメントが重視される傾向にある。そこで、協同組織制度の根幹に抵触しない範囲で、資本充実手段の多様化に向けた環境整備を図る必要がある。これにより、信用金庫の資本政策がより柔軟になり、会員向け金融サービスがより充実できるようになる。	継続

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
信用金庫法第16条、第17条、第21条	会員の脱退(自由脱退)に際し、当該会員の出資持分を譲り受ける者がいない場合は、金庫は出資総口数の100分の5に相当する持分を限度に、一時的にその出資金を譲り受けることができる。譲り受けた持分は速やかに処分(会員等への譲渡)しなければならない。	b	I	信用金庫における出資持分の消却制度の導入については、信用金庫の資本維持、協同組織の特性、及び持分の消却の必要性等について慎重な検討が必要である。 (注)金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成15年1月1日施行)においては、合併及び営業全部の譲受けに伴い信用金庫が会員から譲り受けた持分について、一定の要件のもとに期間を定めて消却できる措置を講じたところであり、その実施状況も勘案する必要がある。		z0300130	金融庁	普通出資の消却	5059	50590008	11	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	8	普通出資の消却	(信用金庫法による規制の撤廃)普通出資の消却制度は、協同組織の相互互助の機能をより高め、信用金庫法に手当てを行う。	「金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法」で一部手当てされたが、組織再編成に限らず、商法第212条、第213条の趣旨を準用し、普通出資金の消却ができるよう、信用金庫法に手当てを行う。	信用金庫は、会員による相互互助を基本とした協同組織金融機関である。したがって信用金庫の資本政策上、普通出資の増強が必要となる場合には会員に増口を依頼することとなる。しかしその後、資本が充実し剰余金がある場合には、それを増口に応じた会員に返却する(消却)ことは、会員の自益権を害するものではなく、また協同組織の運営上もあらゆる選択肢である。また、会員は口数にかかわらず1個の自益権を有していることから、上記ケース以外の場合においても、剰余金の範囲内でかつ健全性が中長期的にも維持できる範囲内で、普通出資の消却が可能となれば、信用金庫の資本政策の選択肢も広がることとなる。	継続
信用金庫法第57条	信用金庫における剰余金の配当は金銭に限られている。	b	I	信用金庫等の協同組織の会員・組合員は中小・零細企業者や個人であり、その剰余金は金銭により会員に還元されるのが基本であることから、配当を出資により行い、内部留保することについては、慎重な検討が必要と考えられる。		z0300131	金融庁	出資による配当の導入	5059	50590009	11	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	9	出資による配当の導入	(信用金庫法の規制の緩和)現金配当のほか、出資による配当も選択できるようにする。	総(代)会の決議で出資による配当を可能とする。	信用金庫は、会員による相互互助を基本とした協同組織金融機関である。したがって、会員による自治に基づき、総(代)会の決議において、現金配当のほか出資による配当ができるようになれば、会員による自治がより強固なものとなる。	継続
信用金庫法第17条	信用金庫法上、「会員たる資格の喪失」、「死亡又は解散」、「破産」、「除名」、「持分の全部の喪失」など、法定脱退自由は個別に列挙されている。	b	I	法定脱退は、法律で定められた一定の事由が発生したことにより、会員の意思にかかわらず信用金庫法上当然に脱退の効果が発生するものであり、その事由の拡大については、どのような具体的なケースを想定するか等を踏まえ、会員の権利保護等の観点からも慎重に検討する必要がある。		z0300132	金融庁	会員の法定脱退事由の拡大	5059	50590011	11	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	11	会員の法定脱退事由の拡大	(信用金庫法の規制の緩和)協同組織の原点である「会員による自治」を活かした特記とする。	会員の法定脱退事由に「定款に定める事由の発生」を追加する。	信用金庫は、会員による自治に基づいて運営されている協同組織金融機関である。したがって、総(代)会決議によって定められる定款に会員の法定脱退事由を定めることは、協同組織の本質と整合性がある。また、現行の法定脱退事由では「破産」のみを規定していることから、民事再生法等再建型倒産法則を活用して再起を図る場合、引き続き会員として残ることとなる。この場合でも法定脱退とすれば借入金を減らすことができるようになる。なお民事再生法決定後は、改めて会員になることで資金調達に支障が生じなくなる。	継続

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
信用金庫法第36条	会員及び金庫の債権者は、正当な理由がある限り何時でも理事に対し、総会、理事会の議事録及び会員名簿の書類の閲覧又は謄本を求めることができる。	c	I	信用金庫は出資者を会員とする協同組織金融機関であり、会員の議事録閲覧権は会員の共益権(経営に参与する目的とする権利)の一つと解されている。会員は株主と異なり、金庫の事業を利用するために出資が必要であり、また、株式と異なり出資の譲渡には制限が付されていることなどから、議事録の閲覧又は謄写のような会員としての権利行使は十分に保護される必要がある。さらに、制度上、正当な理由があればこれを拒むことも可能であること等を踏まえると措置困難である。		z0300133	金融庁	会員及び債権者による理事会議事録閲覧・謄写請求権の制限	5059	50590014	11	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	14	会員及び債権者による理事会議事録閲覧・謄写請求権の制限	(信用金庫法の規制の撤廃) 会員及び債権者による理事会議事録の閲覧・謄写請求手続きについて、公的機関の関与を設ける。	会員及び債権者による理事会議事録の閲覧・謄写請求については、裁判所の許可を必要とする。	理事会は最終的な業務執行機関であり、ここでは、金庫の経営にかかわる重大な秘密事項も検討される。しかし、正当な理由の判断基準について判例上確立されていないことから、現状の法制度では、金庫は理事会で重要事項を討議せず、常務会等の法定外機関で実質的な決定をする等ガバナンス機能を弱める可能性がある。また、裁判所の許可制度にすることにより、会員等による権利濫用的な閲覧請求が防止できる。なお指摘がありました「株式と異なり出資の譲渡には制限が付されていること」が措置困難の理由に挙げられているが、信金法第16条で、株式と同じ自由譲渡性がある。	継続
信用金庫法第12条、第47条	総会における議決権の行使について、書面及び電磁的方法による行使を認める規定はない。(注)株式会社においては、平成13年の商法改正により①代理人による議決権の行使、②総会に出席しない株主の書面による議決権行使、③電磁的方法による議決権の行使が行なえるようになった。	b	I	協同組織金融機関についても、具体的な内容について検討を行う。		z0300134	金融庁	信用金庫における書面または電磁的方法による議決権の行使	5059	50590015	11	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	15	信用金庫における書面または電磁的方法による議決権の行使	(信用金庫法の規制緩和) 右記同様	信用金庫及び信用金庫連合会の会員についても、信用組合や株式会社と同様に電磁的方法で議決権が行使できるようにする。	信用組合では、中小企業等協同組合法第55条により、総会に代えて総代会を設けることができるようになっている。また、同法第11条第3項では、定款の定めるところにより、書面に代えて、電磁的方法により議決権を行使できるようになっている。	継続
信用金庫法第23条、第36条、第37条、第39条	・ 発起人は、金庫の定款を作成し、これに署名しなければならない。また理事は、定款を各事務所に備え置かなければならない。 ・ 理事は、事業年度ごとに業務報告書等を作成し、理事会の承認を受けなければならない。また、理事は通常総会の会日の2週間前から、業務報告書等を5年間主たる事務所に、その謄本を3年間従たる事務所に備えて置かなければならない。 ・ これらについては、電磁的方法によることはできない。 (注)株式会社においては、商法改正により定款や計算書類を電磁的記録をもって作成することができることとなり、定款に対する署名も電磁的署名により行うことが可能になった。また、定款や計算書類を電磁的方法で作成した場合には、電磁的記録を備え置き交付することができることとなった。	a	I	信用金庫における計算書類・定款・理事会の議事録・会員名簿の電磁的方法による対応については、「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」(平成16年12月1日公布、平成17年4月1日施行予定)により対応予定。		z0300135	金融庁	信用金庫における計算書類・定款・理事会の議事録・会員名簿の電磁的方法による対応	5059	50590016	11	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	16	信用金庫における計算書類・定款・理事会の議事録・会員名簿の電磁的方法による対応	(信用金庫法による規制の緩和) 右記同様	信用金庫及び信用金庫連合会についても、株式会社と同様に、電磁的記録の作成をもって商業帳簿等の作成に代えることができるようにする。	信用金庫法上必要とされる書類の作成を電磁的方法によることができるようになるれば、信用金庫等の書類作成費及び管理費等のコスト削減にもつながる。	継続

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)	
協同組織金融機関の優先出資に関する法律	協同組織金融機関が発行する優先出資については、1口に満たない優先出資の制度が認められていない。	b	I	商法における株式会社の端株制度が会社法制の現代化による商法改正により廃止となる予定であるため、改正内容を見極めつつ、慎重に検討する必要がある。		z0300136	金融庁	協同組織金融機関が発行する優先出資に係る1口に満たない優先出資制度の創設	5059	50590017	11	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	17	協同組織金融機関が発行する優先出資に係る1口に満たない優先出資制度の創設	(優先出資法の規制の撤廃)右記同様	協同組織金融機関が発行する優先出資について、1口に満たない優先出資の制度がないため、優先出資の分割を実施するにつき支障を生ずるおそれがある。なお、会社法制の現代化のための商法改正により、端株制度が廃止され、単元株制度に一本化された場合には、優先出資について単元株に相当する制度の創設を検討すべきである。		継続	
協同組織金融機関の優先出資に関する法律	協同組織金融機関の優先出資の発行価額等については、その都度主務大臣の認可を受けなければならない。 協同組織金融機関は、払込期日の2週間前までに、発行価額等を公告し、又は普通出資者及び優先出資者に通知しなければならない。	b	I	商法と同様の規定を優先出資に関して導入することについては、発行手続の短縮化の必要性等、実務におけるニーズを十分把握した上で慎重に検討する必要がある。		z0300137	金融庁	商法第280条ノ2第5項および同法第280条ノ3ノ2の優先出資への準用	5059	50590018	11	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	18	商法第280条ノ2第5項および同法第280条ノ3ノ2の優先出資への準用	(優先出資法の規制の緩和)右記同様	協同組織金融機関の優先出資発行に係る決定事項および公告・通知事項のうち発行価額については、市場価格がある株式を公正な価額で発行する場合には、具体的な発行価額まで決定・公告等をする必要はなく、その決定の方法を定めれば足りることとされた。これらの規定が優先出資の発行にも準用されることとなれば、発行価額の決定から払込みまでの期間を相当短縮して、その期間内の価格変動リスクを軽減することができる。現在行われている公募増資の実務では、ブックビルディング方式により発行価額を決定する旨を定める方法で短縮した発行スケジュールを採用することが一般的になっている。		継続	
協同組織金融機関の優先出資に関する法律	協同組織金融機関が発行する優先出資については、新優先出資予約権の発行が認められていない。	b	I	株式会社の新株予約権は、ストックオプションの付与、新株予約権付社債の発行等により会社の資金調達手段を多様化する等の観点から導入されたものである。協同組織金融機関の優先出資は、協同組織性を踏まえつつ普通出資を補充するものとして導入された制度であることから、新たに優先出資予約権の制度を導入することについては、実務におけるニーズを十分把握した上で、慎重に検討すべきと考えられる。		z0300138	金融庁	新優先出資予約権および新優先出資予約権付債券の発行解禁	5059	50590019	11	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	19	新優先出資予約権および新優先出資予約権付債券の発行解禁	(優先出資法の規制の撤廃)右記同様	協同組織金融機関が発行する優先出資に、株式会社が発行する新株予約権および新株予約権付社債に相当する制度を導入する。	株式会社については、従来から転換社債および新株引受権付社債の発行が認められ、また、平成14年4月からは新株予約権の発行が解禁されている。協同組織金融機関についても、新優先出資予約権および新優先出資予約権付債券の発行を解禁することにより、資金調達手段の多様化を図ることができる。		継続



「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
保険業法第2条、第275条等	現行の保険募集制度では、損害保険を募集する損害保険代理店は損害保険会社と直接代理店委託契約を結ぶ必要がある。	c	-	保険会社から直接の委託を受けない代理店を認めることは、保険募集秩序の維持等の観点から困難である。なお、現行法の下でも、代理店に他の代理店の教育・指導・統括等を行わせることにより、当該地域の保険契約関連業務の効率化を図ることは可能となっている。		z0300139	金融庁	保険募集の総代理店制度の創設	5059	50590021	11	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	21	保険募集の総代理店制度の創設	(保険業法の規制の撤廃) 総代理店制度を創設する。	保険会社との委託契約を受け、保険会社の固有業務である保険の引受け以外の代理店管理等の業務を外部委託する総代理店制度を創設する。	保険会社の代理店は、保険会社との直接委託契約以外認められていない。	継続
信用金庫法施行令第8条第1項第2号、大蔵省告示第71号(昭43.6.1)	卒業生金融の取扱いは、次のとおりとなっている。 会員であった期間が3年以上5年未満 脱退の時から5年間 会員であった期間が5年以上 脱退の時から10年間	c	II	卒業生金融制度は、会員が会員資格の範囲を超えて規模が大きくなった法人等に対して、協同組織性を踏まえ、一定の期間に限り、例外的に取引の継続を認めている信用金庫独自の特別措置である。これを恒久化することは、信用金庫の協同組織性を否定することにもつながりかねない重要な問題であり、措置困難である。		z0300140	金融庁	卒業生金融制度の見直し	5059	50590024	11	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	24	卒業生金融制度の見直し	(信用金庫法の規制の緩和) 右記同様	会員であった者が会員たる資格を有しなくなったことにより脱退した者(卒業生)が金庫との取引を望む場合には、総貸出の100分の20に相当する金額の範囲内で運用できるよう所要の措置を講ずる。	中小企業から中堅・大企業にまで成長した卒業生は地域経済の中核的存在であり、地域内の会員企業の育成や仕事の創造等地域社会で果たすべき役割は大きいものと考えられる。総貸出の100分の20の範囲内であれば、卒業生との取引関係を継続しても、会員への金融サービスの遂行を妨げるものではないし、地域内資金循環を通じた地域の内発的発展に貢献できるものと考えられる。	継続
信用金庫法施行規則第16条の2第1項第2号	信金中央金庫代理貸付に係る債務保証は、信用金庫法第89条において準用する銀行法第13条により、大口信用供与規制の対象となっている。 なお、国民生活金融公庫等の公的金融期間の代理貸付に係る保証については、信用金庫法施行規則第16条の2により大口信用供与規制の対象から除外されている。 (注)大口信用供与規制に係る信用供与額から「法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の業務の代理に付随してされる債務の保証の額」を控除する。(信用金庫法施行規則第16条の2)	c	III	公的機関(国民生活金融公庫等)の代理貸付に係る債務保証が大口信用供与規制の対象外とされているのは、これらの機関が中小企業金融の円滑化等に係る国の施策の一翼を担っていることから、政策的な観点より特例として認められているものであり、措置困難である。		z0300141	金融庁	信用金庫の債務保証に係る大口信用供与規制の緩和	5059	50590025	11	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	25	信用金庫の債務保証に係る大口信用供与規制の緩和	(信用金庫法の規制の緩和) 信金中央金庫代理貸付制度における信用金庫の債務保証分を大口信用供与規制の対象から除外する。	信金中央金庫代理貸付に係る債務保証について、大口信用供与規制の対象から除外する。	信金中央金庫代理貸付制度は、系統金融機関特有の制度である。そしてこの仕組みでは、信金中央金庫と信用金庫とによる二重の審査及び途中管理により、信用リスクの縮減効果が高いものとなっている。	継続

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
信用金庫法 第53条、第54条 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 2-2(3)	・信用金庫及び信用金庫連合会は、信用金庫法第53条及び第54条において業務の範囲を規定しており、他の業務を行うことができない。 ・中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-2(3)において、信用金庫法第53条第3項及び第54条第4項に規定するその他付随業務の範囲にあるかどうかの判断にあたっての要件を明確化している	d	-	・電子認証業務については、原則として固有業務との関連性ないし親近性が認められることから、付随業務に該当すると考えられる。具体的な業務が付随業務に該当するかどうかは個別に判断する必要があり、一般的に示すことは困難であるが、法令解釈の照会やノーアクションレター制度の活用等により、解釈の公表を含めた対応が可能。		z0300142	金融庁	電子認証業務の「その他の付随業務」への該当可能性の明確化	5059	50590027	11	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	27	電子認証業務の「その他の付随業務」への該当可能性の明確化	(信用金庫法の規制の緩和) 右記同様	電子認証業務が付随業務に該当すること、および固有業務と切り離して電子認証業務を行うことを明確化する。	電子認証業務は、金融機関の固有業務との関連性および親近性が高く、金融機関が当該業務を行うことについて問題はないものと考えられる。また、金融機関がよりセキュアかつ信頼性の高いサービスを提供することにより、電子的な方法による決済その他の電子取引等の利用者利便に資する。 電子認証業務が付随業務に該当することの明確化にあたっては、当該業務への参入を阻害しないようする観点から、ノーアクションレターによる個別対応ではなく、必要に応じ当該業務に係る留意点等を示す等の方法を検討すべきである。	継続
信用金庫法第53条第2項、信用金庫法施行令第8条	員外貸出先として認められている者は次のとおりである。 ・預金担保貸付 ・卒業生金融 ・小口貸付 ・地方公共団体への貸付け ・雇用・能力開発機構等への貸付け ・地方住宅供給公社等への貸付け ・金融機関への貸付け	b	Ⅱ	PFI事業は民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行うものであり、選定事業者は公共性の高い事業を営む者であると考えられる。信用金庫が地方経済の活性化に貢献することが求められている中、選定事業者が大企業の集合体となる場合もあることに留意しつつ、協同組織性の観点から具体的な内容について検討する。		z0300143	金融庁	員外貸出先の拡充	5059	50590028	11	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	28	員外貸出先の拡充	(信用金庫法の規制の緩和) 地公体事業に準ずるPFI事業に係る貸出を員外貸出として認める。	PFI法上の「選定事業者」を信金法施行令第8条による員外貸出先の一に追加する。	民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行うため、平成11年に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(いわゆる「PFI法」)が制定された。このように、PFI法の枠組みで創設される「選定事業者」は極めて公共性の高い事業を営む者であること、地域経済の活性化に貢献するとうりリージョンシップ(バンキング)の趣旨に沿うものであること、さらには会員に対する業務の遂行を妨げるものでもないことから、「選定事業者」への貸出については、地方公共団体や地方住宅供給公社	継続
信金法施行規則第14条第1項第20号、第14条第3項、第18条	信用金庫は、その事務所(代理店の事務所を含む)の所在地又は設置場所の特殊事情により、「午前9時から午後3時」と異なる業務取扱時間とする必要がある場合(午前9時から午後3時が確保されている場合を除く)、当該事務所について業務時間変更の届出を行ったうえで時間の変更を行う。	b	Ⅲ	業務取扱時間は信用金庫法施行規則により午前9時から午後3時と規定され、この時間を確保することができる営業時間の延長等については届出の必要はない。 施行規則により規定される午前9時から午後3時については、利用者の利便などから最低限確保する趣旨をもって定められ、その時間帯の営業を確保できない場合、営業時間の変更を店頭において掲示することとされており、利用者への周知状況など監督当局として事前に把握する必要があるが、銀行の店舗の営業時間規制の見直しを踏まえ、今後検討を行うこととする。		z0300144	金融庁	業務取扱時間変更届出の簡素化	5059	50590031	11	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	31	業務取扱時間変更届出の簡素化	(信用金庫法の規制の緩和) 右記同様	インストアブランチなど出店先の営業時間の変更に伴う業務取扱時間変更届出の不要、もしくは半期ごとの一括届出の対象とする。	インストアブランチなど出店先の営業時間の変更に伴う業務取扱時間の変更に対応するため。	継続

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
銀行法施行規則第9条の3第2項、第10条、平成11年金融監督庁告示第10号第2条(平成11年4月1日)、平成14年金融庁告示第33号(平成14年3月29日)	・法人代理店は、銀行の100%出資法人又は当該銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社でなければならない。	a	I III	「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)において、「銀行代理店制度については、金融機関の健全性や決済システムに与える影響等の観点から踏まえつつ、資本関係規制等制度の見直しを行うこととし、平成16年度中に検討を行い、措置する。」とされていることを踏まえ、検討を行い、措置する。		z0300145	金融庁	法人代理店の100%出資規制の緩和	5059	50590032	11	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	32	法人代理店の100%出資規制の緩和	(信用法の規制の緩和)法人代理店の有効活用が図れるようにする。	法人代理店に対する100%出資規制を緩和する。	現在信用金庫の法人代理店は、代理業務を委任する金庫が100%出資する法人でなくてはならない。そのため他の地域金融機関や一般事業会社、あるいは委任金庫を退職した職員と共同出資することにより代理店をもつことが不可能である。	継続
銀行法施行規則第9条の3第2項、第10条、平成11年金融監督庁告示第10号第2条(平成11年4月1日)、平成14年金融庁告示第33号(平成14年3月29日)	・銀行の代理店において営む代理業務は、預金、貸付、為替取引、債務の保証又は手形の引受け、国・地方公共団体・会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱、有価証券、貴金属その他の物品の保護預り及び両替に限られている。	a	I III	「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)において、「銀行代理店制度については、金融機関の健全性や決済システムに与える影響等の観点から踏まえつつ、資本関係規制等制度の見直しを行うこととし、平成16年度中に検討を行い、措置する。」とされていることを踏まえ、検討を行い、措置する。		z0300146	金融庁	代理店業務の拡大	5059	50590033	11	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	33	代理店業務の拡大	(信用金庫法の規制の緩和)右記同様	信用金庫の代理店として行うことができる業務の範囲を、現行規制よりも拡大し、代理店の展開が柔軟にできるようにする。	「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」の趣旨に鑑み、地域のお客様・会員への更なる利便性の提供と収益力の確保を両立させていくためには、従来の枠組みを超えた柔軟な店舗戦略が不可欠となっている。そのひとつが、店舗戦略における代理店の有効活用である。	継続
金融庁「事務ガイドライン(証券会社等関係)」5-2(1)(H16.12.1改正により(2)から(1)に番号変更)	・「国債証券等のディーリング業務全般(受注、売買及び受渡し)を営む金融機関の営業所等にあつては、当該業務に係る組織、業務分掌及び職務権限は、投資目的(特定取引勘定を設けている金融機関については特定取引勘定以外の勘定で行う場合。以下同じ。)の売買業務等及び融資業務等から明確に分離、独立し、かつ、担当職員は投資目的の売買業務等及び融資業務と兼任していないこと」とされている。	c	-	証券取引法第65条等の規定は、銀行等の金融機関の業務と証券業務の兼営による利益相反や、企業に対して過度の影響力を有することの防止等の観点から設けられているものである。 銀行等の金融機関からの登録申請に係る留意事項を定めた事務ガイドライン5-2(1)は、銀行等の金融機関が法第65条の2に基づき証券業務の登録を行う場合の登録拒否要件のひとつである法第28条の4第1項第12号「第65条の2第1項の登録に係る業務を適切に遂行するに足りる人的構成を有しないもの」の具体的な基準として国債証券等のディーリング業務担当職員が投資目的の売買業務等及び融資業務を兼任することを禁止しているものであり、銀行等の金融機関の業務と証券業務の兼営による利益相反の防止等の観点から廃止もしくは緩和の措置は困難である。 なお、当該ガイドラインは国債証券等のディーリング業務と投資目的の国債証券等の売買及び融資業務との間の職員の兼任を禁止しているものであり、その他の業務等との間の職員の兼任は禁止されていない。 ※「金融機関」とは金融機関の証券業務に関する内閣府令第2条第1項に定められた「金融機関」をいう。		z0300147	金融庁	登録等証券業務(公共債ディーリング業務)の本部担当職員の専任制の廃止又は緩和	5059	50590035	11	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	35	登録等証券業務(公共債ディーリング業務)の本部担当職員の専任制の廃止又は緩和	右記同様	公共債ディーリング業務に係る組織、業務分掌及び職務権限について投資目的の売買業務及び融資業務からの分離、独立を不要とし、また、担当職員についても投資目的の売買業務及び融資業務との兼任を可能とする。	信用金庫の多くは本部部門の人員を縮小しており、経営の効率性などの観点から必ずしも専任者を配置しなければならない必要性は乏しい。	継続

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)	
投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第36条の2 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第32条の2	投資信託委託業者が投資信託の受益証券を販売する際において、顧客に対する目論見書等の電子的交付が認められ、目論見書についてはその提供があったときから5年間、投資信託約款等については最終取引日以後5年間記載事項を消去し又は変更することができないものとされている。	c	-	有価証券の発行者等が、資金調達を行う上で、投資者に対し必ず説明しなければならない企業情報等が目論見書に盛り込まれており、説明義務を果たす上で、その目論見書を発行者等自らが管理することは当然のことである。 要望者の実務的ニーズの観点からは、前回述べたとおり、目論見書の5年間の改ざん防止等に関して、個々の投資者から当該目論見書の閲覧請求があった場合には、当該目論見書の情報を電子メールにより送信する方法、その情報を印刷したものを郵送する方法等によることのできるよう、平成16年11月に措置したところであり、この措置は本要望に十分に応えるものであると考える。		z0300148	金融庁	投資信託の目論見書等の電子交付における投資者の利便性向上及び提供者の実務負担軽減	5059	50590036	11	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	36	投資信託の目論見書等の電子交付における投資者の利便性向上及び提供者の実務負担軽減	右記同様		最終取引日以後5年間の目論見書等の改ざん防止を交付者が直接的に担保するのではなく、正当な目論見書を監督当局が確保することによって担保するよう制度の変更を行う。	現在の規制は投資家の手元で目論見書が保管できることを究極的には求め、ウェブサイト閲覧による場合には、目論見書等が改ざんされない状態を交付者が担保することを義務づけている。そこで、正当な目論見書を監督当局に電子交付し、それが投資家の閲覧に供される制度に改めることになれば、投資家保護が確保されるとともに、交付者の実務負担が軽減されることとなる。	継続
証券取引法第21項、証券先物取引等に関する内閣府令第1条	証券取引法においては株券を対象とする株価指数先物取引のみが認められている。先物取引の対象となる有価証券の銘柄数、各銘柄及び当該有価証券種類全体の流動性、当該指数の流動性及び操作可能性、現物市場への影響等の観点から検討することが必要であり、現状、株価指数が適当とされていることによるものである。 我が国の代表的な株価指数先物商品としては、大阪証券取引所の日経平均株価先物(東証一部上場の普通株式のうちの225銘柄を対象とする。)及び東京証券取引所のTOPIX先物(東証一部上場普通株式の全銘柄を対象とする。)がある。 (注)協同組織金融機関の優先出資証券は、平成5年に制定された「協同組織金融機関の優先出資に関する法律」に基づき発行され、平成12年12月に信金中央金庫1銘柄が東証一部市場に上場されている。	b	Ⅲ	現在、有価証券市場において取引されている株価指数先物取引は、現物株券の銘柄数、流動性、価格の操作可能性等の観点から証券取引所の上場普通株式を対象としているが、優先株式は含まれていない。 また、海外の主要な取引所においても、先物取引の対象となる株価指数に株券以外の種類の有価証券を含めている事例は認められていない。 協同組織金融機関の優先出資証券は、株券とは有価証券の種類が異なることから、先物取引の対象となる株価指数に含めることが適当かどうかについては、株券との性質の相違点、取引の実態、流動性等の検討が必要である。 しかし、協同組織金融機関の自己資本の充実のために発行されるものである点は株式会社における株式と同様であるため、関係法令の改正を検討することとしたい。	-	z0300149	金融庁	有価証券指数先物取引の対象有価証券の範囲拡大	5059	50590037	11	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	37	有価証券指数先物取引の対象有価証券の範囲拡大	右記同様		株価指数先物取引の対象有価証券に協同組織金融機関の発行する優先出資証券を加える。	投資家による有価証券投資の対象は多様化が進んでいることから、株券以外の有価証券についても有価証券指数の対象として認めることが望ましい。	継続
信金法第89条で準用する銀行法第21条 信金法施行規則第20条の2から第20条の4 金融再生法第6条、第7条 金融再生委員会規則第2条から第6条	信金法に基づくリスク管理債権(貸出金のみ)と、金融再生法に基づく資産査定の対象債権(総与信)の両者を当局宛報告・開示している。	c	-	リスク管理債権は米国SEC基準と同様の基準に従って分類され、時系列でも比較的長い期間把握可能なものであるが、金融再生法開示債権は、「金融再生プログラム」における主要行の不良債権比率の半減(14年3月末(8.5%)からの半減)目標の基準となっており、これを元に、各般の取組みが進められているところである。 両者の差異は縮小しているものの、現在、本年度末までの不良債権問題の終結を目指してより強固な金融システムの構築に向けて取り組んでいるところであり、充実したディスクロージャーは欠かせないとの観点から現時点での…b		z0300150	金融庁	信金法に基づくリスク管理債権の開示と金融再生法に基づく資産査定の開示の一本化	5059	50590043	11	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	43	信金法に基づくリスク管理債権の開示と金融再生法に基づく資産査定の開示の一本化	(各法で定められている情報開示の一本化)情報開示を一本化する。	信金法に基づくリスク管理債権の開示を廃止し、金融再生法に基づく資産査定の開示を一本化する。	信金法に基づくリスク管理債権と、金融再生法に基づく資産査定とは、開示の対象となる債権とその開示基準が異なっており、事務上煩雑であるとともに、顧客にとってわかりにくい開示内容となっている。	継続	



「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
信用金庫法第33条	信用金庫を代表する理事並びに信用金庫の常務に従事する役員及び支配人その他の職員は、他の信用金庫もしくは法人の常務に従事し、又は事業を営んではならない。ただし、内閣総理大臣の認可を受けたときは、この限りでない。	b	I	兼職兼業規制は、信用金庫の常務に従事する役員に対し職務専念義務を課したものであるが、実務におけるニーズ、他の協同組織金融機関との整合性に留意しつつ、具体的な内容について検討する。		z0300151	金融庁	一般職員の兼業・兼職制限の廃止	5059	50590046	11	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	46	一般職員の兼業・兼職制限の廃止	(信金法の規制の撤廃)一般職員について兼業及び兼職の制限を廃止する。	一般職員について兼業及び兼職の制限を廃止する。	信用組合では、協同組合による金融事業に関する法律第5条の2で、代表理事と常務役員が兼職・兼業禁止の対象となっている。また、銀行では、銀行法第7条で、常務取締役が対象となっている。このように、預金取扱金融機関のうち一般職員の兼業及び兼職の制限が課せられているのは、信用金庫及び信用金庫連合会(以下「金庫」という。)だけであるが、金庫についてのみ厳格な規制を課す理由はなく、一般職員の兼業及び兼職の制限を廃止する。	継続
信用金庫法第53条第3項第7号、大蔵省告示第47号(平成5.3.31)、銀行法第10条第2項第8号、銀行法施行規則第13条	信用金庫法第53条第3項第7号において、信用金庫が受託できる「業務の代理」は、大蔵省告示第47号により国民生活金融公庫等が定められており、信用金庫を含めた民間金融機関は対象外となっている。	b	I	信用金庫においては、業務の代理を付随業務の1つの業務として認められているが、指定された一部の機関(国民生活金融公庫等)に限られている。当該業務の拡充については、実務におけるニーズや相互扶助を目的とした金融機関の特性からくる地区制限、員外制限等の取扱いについて留意しつつ、措置する方向で検討を行う。		z0300152	金融庁	「業務の代理」先の拡充	5059	50590048	11	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	48	「業務の代理」先の拡充	(信金法の規制の緩和)業務の代理先に金融機関を加える。	協同組織としての地区制限の趣旨に反しない範囲で、信用金庫が民間金融機関の業務の代理をできるようにする。	信用金庫が他の信用金庫等民間金融機関の代理ができるようになれば、現在一部の信用金庫で取扱われている預金の取次ぎ事務が簡略化され、顧客利便にも資するようになる	継続
保険業法271の3①、同法271の4①、証取法27の25	保険議決権大量保有者は、総株主の議決権の5%超の議決権を保有したとき、またその後、議決権保有割合が1%以上増減したときなどは保険会社等の議決権保有に係る届出書の変更報告書を提出しなければならない。	c	-	保険議決権保有に係る届出書の提出や保険議決権保有届出書に関する変更報告書の提出は、保険契約者保護の観点から、所管大臣が把握しておく必要があるとされているものであり、保険会社の行為により生じた議決権保有割合の変更であっても、その必要性自体には何ら変わりがなく、届出事由から除外することは困難。		z0300153	金融庁	保険議決権大量保有者の「変更報告書」提出事由の簡素化	5060	50600002	11	(社)日本損害保険協会	2	保険議決権大量保有者の「変更報告書」提出事由の簡素化	保険議決権大量保有者が提出を行う「変更報告書」の届出事由から、保険会社が自社株を購入した場合を除き除外したい。(あるいは届出の猶予期間を設定していただきたい)	変更の都度提出する「変更報告書」届出事務の効率化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険会社の議決権の5%超の議決権を保有する者(保険議決権大量保有者)は、議決権保有割合の変化した場合には、5日以内に「変更報告書」を提出しなければならないとされているが、保険会社が自社株を購入した場合の割合変更については、保険議決権大量保有者にとって5日以内での把握、対応が困難である。</li> <li>・一方、証券取引法の「株券等の大量保有の状況に関する開示(5%ルール)」では、変更報告書の提出は「保有株券等の総数の増加又は減少を伴わない場合を除く」とあり、株券の発行やある会社の行為により生じた議決権保有割合の変更事由にまで届出義務は課されていない。</li> <li>・保険業法と証券取引法とでは5%保有に係る規制の趣旨、目的が異なるという点は理解できるが、自社株を取得した保険会社に保険議決権大量保有者への通知義務課税を課せられてはならない。また、株主総会の招集通知を受けるか有価証券報告書などを確認する以外に、実際に保険議決権大量保有者が自社株取得後の保有割合を把握できる法的根拠はない。そもそも、保険会社による自社株取得の場合で、それ程大きな割合変更が生じる事態はあまり想定されないものであるから、仮に1%を超える割合変更であったとしても本件について行政が行うべき監視の必要性は少ないものと考ええる。</li> <li>・また、株主権の行使や人的関係により保険会社経営に実質的影響を及ぼし得る株主を当局がチェックするという保険業法の趣旨からすれば、5%超の議決権を保有しているという事実が既に届出されているのであるから、当局が行うべき株主の株式取得後の保有割合のチェックについては、証券取引法が規定する「株権の買戻し」よりも緊急性が低いとは考えにくい。</li> <li>・については、保険議決権大量保有者の保有株券の総数が増加・減少しない場合の保有割合変更については届出義務の免除をお願いしたい。(少なくとも、保険会社の行為による保有割合変更については届出猶予期間を設定するなどの配慮をお願いしたい)</li> </ul>	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
保険業法施行規則第26条、第63条	金融庁長官の承認等により金銭を他の勘定に振り替える場合を除き、積立勘定に属する財産を一般勘定等に振り替えることは認められていない。	○	-	積立勘定は、公正かつ衡平な剰余金の分配をするために、保険期間の満了後満期返戻金を支払う旨を約した保険契約に係る責任準備金の金額に相当する財産の全部又は一部をその他の財産と分別して運用するための勘定である。積立勘定については、その安定的な運用が求められており、保険業の免許申請に際しては、積立勘定を設ける場合においては、その属する財産の種類及び評価の方法を記載し、内閣総理大臣は、その属する財産の運用に係る体制が適正であるかどうかを審査しなければならないとされ、また、積立勘定とその他の勘定間の振替についても、極めて限定的に金銭の振替のみが認められているところである。したがって、積立勘定の安全な運営の観点等から、ご要望に対応することは困難である。		z0300154	金融庁	積立勘定における株式の代物弁済	5060	50600003	11	(社)日本損害保険協会	3	積立勘定における株式の代物弁済	<p>保険会社は、金融庁長官の承認により金銭を他の勘定に振り替える場合を除き、財産の勘定間振り替えを行うことが出来ない。株式保有が出来ない積立勘定に区分されている貸付金については、以下の様なやむを得ない場合に限り、当該貸付金を事前に一般勘定に振り替えることで、株式の代物弁済が行えるようにしていただきたい。</p> <p>DES(債務の株式化)の適用により株式を受け入れる場合 株式を担保取得している場合 なお、財産(貸付金)による勘定間振り替えを行う代わりに、いったん株式を一般勘定で受け入れて、即時に当該積立勘定に金銭を振り替えることでも構わない。</p>	DES(債務の株式化)等を用いた再建計画の応諾が可能となり、債務者である経営不振企業の再生が期待出来る。また、株式を担保取得している場合で代物弁済を受けざるを得ない場合の対応が可能となる。	<p>・積立勘定による株式の受け入れが出来ないため、経営不振企業のDES(債務の株式化)を用いた再建計画に対し、損保会社のみ応諾出来ないおそれがあるため。</p> <p>・なお、要望は、積立勘定の資産運用として融資を行った結果として、不可避的に株式を担保取得せざるを得なくなったケースやDESを要請されたケースに限定して、積立勘定とその他の勘定間の振り替えを行うことを求めるものである。勘定間の振り替えを行う際には、認可が必要であることから、その審査の際に振り替えの内容や経緯を審査することが可能であり、積立勘定の安定的な運用が行われていたかどうかのチェックが可能である。</p>	
保険業法第98条	保険会社は、保険の引受け等の固有業務(保険業法第97条)のほか、当該業務に付随する、法第98条第1項各号に掲げる業務その他の業務を行うことができる。	○	-	<p>介護・福祉業務については、保険の引受け等の固有業務に準ずるものではなく、保険業との機能的な親近性やリスクの同質性も十分に認められないなど、保険会社の付随業務の要件を満たしていることとみなすことは困難である。</p> <p>なお、保険会社の子会社については、法令上介護・福祉関連業務を行うことが認められているところ。</p>		z0300155	金融庁、厚生労働省	保険会社本体による介護・福祉業務の遂行	5060	50600004	11	(社)日本損害保険協会	4	保険会社本体による介護・福祉業務の遂行	<p>現在、民間の損害会社では介護分野でのサービス提供業務が認められていないが、損害会社本体でのケアプラン作成業務、介護・福祉関連業務を損害会社本体で行うことを認めていただきたい。</p>	<p>社会的ニーズの高い介護分野において、保険商品・給付の延長線上でサービスの提供を行うことはお客様・保険会社双方に効果・効率的であり、さらに保険会社のこれまでのノウハウを活かしたサービスの提供により、お客様の満足度を高めることができる。</p>		
保険業法第106条、同施行規則第56条の2、事務ガイドライン1-8-3	<p>保険業法第106条・同施行規則第56条の2が、保険会社の子会社の業務範囲等について規定しており、金融関連業務子会社は金融関連業務及び従属業務のみを(保険業の代理代行を行う子会社は所定の金融関連業務のみを)、従属業務子会社は従属業務及び金融関連業務(保険業の代理代行を除く。)のみを営むこととされている。</p> <p>事務ガイドライン1-8は、保険業法の趣旨を踏まえ、保険会社の子会社等の業務範囲等について規定しており、そのうち1-8-3が、保険会社の海外における子会社等について規定している。</p> <p>同ガイドライン1-8-3(1)(注)は、「また、保険業を行う外国の会社(以下「保険現法」という。)が行う業務については、現地監督当局が容認するものは、保険業法の趣旨を逸脱しない限り原則として容認する。」と規定している。</p>	○	-	<p>保険会社の「子会社」の業務範囲については、外国会社を含め、保険業法第106条・同施行規則第56条の2が規律しているところ。したがって、例えば保険募集を行う外国の会社、保険事故その他の保険契約に係る事項の調査を行う外国の会社は、専ら金融関連業務及び従属業務を営む場合に限り、子会社とすることができる(これらの外国会社が保険業の代理代行を営むときには、所定の金融関連業務のみを営むことに限り、子会社とすることができる)。</p> <p>また、保険業法の他業禁止の趣旨を踏まえ、「子法人等(子会社を除く。)」及び「関連法人等」の業務の範囲についても、子会社対象会社の営むことができる業務以外の業務を営むことのないよう留意する必要があるものとされているところである。</p> <p>事務ガイドライン1-8-3(1)(注)における「また」以下の規定は、パーゼルコンコルダット(「銀行の海外拠点監督上の原則」1975年パーゼル委員会(1983年改訂))が銀行の銀行業を営む海外拠点(foreign banking establishment)について定めるものであることから、保険会社の保険業以外を営む海外拠点にまで拡大することは困難である。</p>		z0300156	金融庁	保険会社の海外子会社等(保険現法以外)の業務範囲の緩和	5060	50600015	11	(社)日本損害保険協会	15	保険会社の海外子会社等(保険現法以外)の業務範囲の緩和	<p>金融庁事務ガイドライン1-8-3において、保険業を行う会社以外の会社(例えば保険業務を行う会社や保険事故その他の保険契約にかかると事項の調査を行う会社等)の業務範囲についても、保険業法の趣旨を逸脱しない限り原則として容認されるようにしていただきたい。</p>	<p>現地の会社への出資がよりスムーズかつ柔軟に行えるようになる。</p>	<p>現地の会社への出資がよりスムーズかつ柔軟に行えるようになる。</p>	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
「持株制度に関するガイドライン」(日本証券業協会)(根拠法令等の名称について、「持株会制度」ではなく、正しくは上記のとおり「持株制度」)	当該ガイドラインは、従業員持株制度等を実施する会社が行う同制度の運営を適正かつ円滑ならしめるため、証券会社が行う持株制度に係る事務の取扱いについての基準を定めたものである。	b	その他	当該ガイドラインは、持株制度に係る事務を証券会社が行う場合の基準を自主規制機関である日本証券業協会が定めたものであり、現在、持株制度についてガイドラインの見直しは是非も含めた検討が協会において予定されていることから、要望について伝えることとした。		z0300157	金融庁	持株会の規制緩和について	5067	50670016	11	石油化学工業協会	16	持株会の規制緩和について	上場親会社株式の取得を目的とする子会社持株会については、ガイドラインの規制を緩和していただきたい。		・子会社役員の親会社株式購入については、親会社の役員とは異なり、未公表の親会社の重要事実を知得する機会が極めて少なく、インサイダー規制の観点から個人での購入は、比較的自由に行える状態であることから、発行会社の役員持株会設置の趣旨と異なる扱いをすべきであると考えます。 一方、子会社役員にも、従業員と同様の財産形成目的の上場親会社株式持株会を組成するニーズがあることから、親会社(株主)の承認(役員報酬)を前提に、奨励金を付与することを認めても問題はないと考えます。	
保険業法第2条	<根拠法のない共済>いわゆる共済は、保険業法の規制・監督の対象とされていない。	b	I	<根拠法のない共済>「保険業」の定義に関しては、平成16年4月12日付法令適用事前確認手続に係る照会に対する回答において、「「不特定の者を相手方として」に該当するか否かは、①当該団体の組織化の程度(構成員の団体帰属にかかる意識度)、②当該団体への加入要件についての客観性、難易の程度、③当該団体の本来的事業の実施の程度等をもとに、総合的に判断することとなる。」との解釈を示している。また、「根拠法のない共済」に対する規制については、平成16年4月以降、金融審議会金融分科会第二部会保険の基本問題に関するワーキング・グループにおいて、消費者保護や保険会社規制との関係等の観点から、どのような対応が考えられるのか、年内の報告取りまとめに向けて、精力的にご審議を頂いているところ。当庁としては、どのような対応が考えられるか、その結果も踏まえて検討してまいりたい。		z0300158	金融庁	「根拠法のない共済」に関する保険業法適用基準の明確化等	5085	50850005	21	生命保険協会	5	共済事業にかかる契約者保護ルールの整備	<根拠法のある共済>消費者保護の観点から、消費生活協同組合法を抜本的に改正し、経営の健全性規制(責任準備金の積立基準、共済計理人の設置、ソルベンシー・マージン基準および早期是正措置等)、情報開示規制、募集規制等について、保険業法、農業協同組合法と整合的な規制を整備する。また、商品規制については、行政の透明性の観点から、現行の最高限度額や許可基準等にかかる通知を法令で規定する。 <根拠法のない共済>保険業法における「保険業」の定義を明確化し、「保険業」に該当する共済事業については、保険業法を適用する。		<根拠法のある共済>本年6月の集中受付月間における厚生労働省の回答において「組合員自身が自らルールを決めて、それを利用するという責任を負っているため、契約者保護の観点からは、保険業や農協の共済事業と同一である必要はない」という認識が示されているが、「保険」「共済」ともに一般消費者から見た保障の確実性に対する期待に変わりはない。また、対象を組合員に限定している生協であっても、生協の大規模化、商品の高額化・多様化といった実態を考慮すれば、左記の消費者保護のための規制は必要不可欠である。さらに、現行の契約者保護ルールは法令ではなく、通達に規定されているため、法的実効性に欠けるうえ、改正の際にパブリックコメント手続に付されないなど、行政の透明性に欠けている。 <根拠法のない共済>保険業法上の「保険業」の定義における「不特定の者」の基準が曖昧であるため、共済業者が実質的に「保険業」を行っていても、公的な監督が及ばないという問題がある。	
保険業法第2条	<根拠法のない共済>いわゆる共済は、保険業法の規制・監督の対象とされていない。	b	I	<根拠法のない共済>「保険業」の定義に関しては、平成16年4月12日付法令適用事前確認手続に係る照会に対する回答において、「「不特定の者を相手方として」に該当するか否かは、①当該団体の組織化の程度(構成員の団体帰属にかかる意識度)、②当該団体への加入要件についての客観性、難易の程度、③当該団体の本来的事業の実施の程度等をもとに、総合的に判断することとなる。」との解釈を示している。また、「根拠法のない共済」に対する規制については、平成16年4月以降、金融審議会金融分科会第二部会保険の基本問題に関するワーキング・グループにおいて、消費者保護や保険会社規制との関係等の観点から、どのような対応が考えられるのか、年内の報告取りまとめに向けて、精力的にご審議を頂いているところ。当庁としては、どのような対応が考えられるか、その結果も踏まえて検討してまいりたい。		z0300158	金融庁	「根拠法のない共済」に関する保険業法適用基準の明確化等	5120	51200026	21	欧州委員会(EU)	26	共済への民間保険会社と同様の規制制度の適用	3a. 共済は、免許を受けた民間保険会社と同じ規制制度を適用すべきであり、新規引き受け業務を展開するために規制および課税に関する特権的な地位を利用することを控えるべきである。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 2.3金融サービス(銀行業務、保険、証券)による。	



「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
保険業法第2条	<根拠法のない共済> いわゆる共済は、保険業法の規制・監督の対象とされていない。	b	I	<根拠法のない共済> 「保険業」の定義に関しては、平成16年4月12日付法令適用事前確認手続に係る照会に対する回答において、「「不特定の者を相手方として」に該当するか否かは、①当該団体の組織化の程度(構成員の団体帰属にかかると意識度)、②当該団体への加入要件についての客観性、難易の程度、③当該団体の本来的事業の実施の程度等をもとに、総合的に判断することとなる。」との解釈を示している。 また、「根拠法のない共済」に対する規制については、平成16年4月以降、金融審議会金融分科会第二部会保険の基本問題に関するワーキング・グループにおいて、消費者保護や保険会社規制との関係等の観点から、どのような対応が考えられるのか、年内の報告取りまとめに向けて、精力的にご審議を頂いているところ。当庁としては、どのような対応が考えられるか、その結果も踏まえて検討してまいりたい。		z0300158	金融庁	「根拠法のない共済」に関する保険業法適用基準の明確化等	5122	51220132	21	米国	132	共済について	全ての共済に民間競合会社と同一の法律、税率、セーフティネット負担条件、責任準備金条件、基準および規制監督を適用することにより、共済と民間競合会社の間で同一の競争条件を整備する。		共済は、民間と直接競合する各種の保険商品を提供し、日本の保険市場において相当な市場シェアを有している。共済には、保険の監督官庁である金融庁以外の省庁が規制をしているものがある。また、全く規制を受けていない共済(無認可共済)もある。無認可共済に対する規制制度の欠如及び、その他の共済に対する弱い規制制度は、健全かつ透明な規制環境を企業並びに保険契約者に提供する日本政府の能力を損なうものであり、また、共済がビジネス、規制及び税の観点から民間の競合会社に対し大幅に有利に立つ要因となっている。	
保険業法第2条	<根拠法のない共済> いわゆる共済は、保険業法の規制・監督の対象とされていない。	b	I	<根拠法のない共済> 「保険業」の定義に関しては、平成16年4月12日付法令適用事前確認手続に係る照会に対する回答において、「「不特定の者を相手方として」に該当するか否かは、①当該団体の組織化の程度(構成員の団体帰属にかかると意識度)、②当該団体への加入要件についての客観性、難易の程度、③当該団体の本来的事業の実施の程度等をもとに、総合的に判断することとなる。」との解釈を示している。 また、「根拠法のない共済」に対する規制については、平成16年4月以降、金融審議会金融分科会第二部会保険の基本問題に関するワーキング・グループにおいて、消費者保護や保険会社規制との関係等の観点から、どのような対応が考えられるのか、年内の報告取りまとめに向けて、精力的にご審議を頂いているところ。当庁としては、どのような対応が考えられるか、その結果も踏まえて検討してまいりたい。		z0300158	金融庁	「根拠法のない共済」に関する保険業法適用基準の明確化等	5122	51220133	21	米国	133	共済について	米国政府は、現在、金融審議会の保険の基本問題に関するワーキング・グループにおいて、無認可共済にかかわる議論が行われていることを歓迎するとともに、根拠法を有する共済に関しても早い時期に同様の見直しを開始されるよう求める。米国政府はさらに、これらの議論および関係省庁間の議論がオープンで透明性のある形で行われ、また利害関係者(外資系を含む)が議論に積極的に貢献し、関係省庁職員と意見交換をする機会が提供されるよう求める。		共済は、民間と直接競合する各種の保険商品を提供し、日本の保険市場において相当な市場シェアを有している。共済には、保険の監督官庁である金融庁以外の省庁が規制をしているものがある。また、全く規制を受けていない共済(無認可共済)もある。無認可共済に対する規制制度の欠如及び、その他の共済に対する弱い規制制度は、健全かつ透明な規制環境を企業並びに保険契約者に提供する日本政府の能力を損なうものであり、また、共済がビジネス、規制及び税の観点から民間の競合会社に対し大幅に有利に立つ要因となっている。	
保険業法第99条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条、同施行令第2条	保険会社の業務範囲は、保険の引受け等の固有業務(保険業法第97条)のほか、法第98条第1項各号に掲げる業務その他の付随業務(第98条)、第99条に規定する業務及び他の法律により行う業務とされている。	b	I	保険会社本体による信託業務の実施については、保険会社の業務との関連性・親近性の観点や保険会社に他業が禁止されている趣旨等を踏まえ、検討することが必要。 なお、「信託業のあり方に関する中間報告書」(金融審議会第二部会報告)において、「信託兼営金融機関の範囲については、信託業務との親和性等を考慮しつつ、見直しをすべきであるとの意見があった。これについては、各金融業法における本業と他業のあり方についての議論の中で、さらに検討すべき課題であると考えられる。」とされたところ。		z0300159	金融庁	保険会社本体による信託業務の実施	5085	50850006	11	生命保険協会	6	保険会社本体による信託業務の実施	保険会社本体で、保険金信託以外の信託業務が行えるよう、保険会社本体の業務範囲を見直す。		保険と信託の親近性に鑑み、信託商品に対する潜在的ニーズがあり、生命保険会社が資産運用に係るノウハウを活用して信託商品を取り扱うことができれば、顧客利便性の向上、保険会社の収益性向上等の観点から有効である。なお、銀行等については、既に本体での信託業務の兼営による参入が認められている。	



「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
銀行法施行規則第9条の3第2項、第10条、平成11年金融監督庁告示第10号第2条(平成11年4月1日)	平成11年金融監督庁告示(平成11年4月1日)第1条第4号ホにおいて、「銀行代理店は当該代理店契約書に定められた施設以外の場所において代理業務を行うことが禁止されている。	a	I III	定められた施設以外の場所において契約締結の代理業務を行うことを認めるかどうかについて、顧客の利便性や銀行経営の効率を高める観点から、検討を行う。		z0300160	金融庁	その他金融業を行う者の資金の貸付(住宅ローン)の代理業務に係る規制の緩和	5085	50850009	11	生命保険協会	9	その他金融業を行う者の資金の貸付(住宅ローン)の代理業務に係る規制の緩和	定められた施設以外での契約締結の媒介(勧誘行為を含む)を認める。(渉外業務を行うことを認める。)		保険会社が行うことのできる業務として、その他金融業を行う者の資金の貸付けの業務の代理が認められたにも拘わらず、定められた施設以外での契約締結の媒介(勧誘行為を含む)を行うことができないことは、渉外業務ができないことであり、事業促進において極めて大きな阻害要因となる。よって、保険会社が、定められた施設以外での契約締結の媒介(勧誘行為を含む)を行うことが可能となれば、事業促進の向上はもとより、顧客利便性の向上の観点からも極めて有効である。	
保険業法第97条、第118条、附則第1条の13他	保険料受入れ、及び解約時の引渡しについて、株、債券等の現物資産によって行うことは認められていない。	b	I	保険の引受けの対価として現物資産を一般的に観念することができるか、保険契約者間の公平の観点から適当か等の課題があり、その是非を含め引き続き検討を行っている。 なお、厚生年金基金の代行返上の際に、保険会社に特別的に現物資産での受払いを認めることとしており、平成15年6月に関係規則の整備を行ったところ(平成15年内閣府令第62号。平成15年6月6日公布、当該部分は同年9月1日施行)。		z0300161	金融庁	特別勘定に関する現物資産による保険料受入、移受管	5085	50850012	11	生命保険協会	12	特別勘定に関する現物資産による保険料受入、移受管	株、債券等の現物資産による保険料受入、移受管を可能とすべく法令上措置する。		新会計基準の適用に伴い、企業サイドでは、保有している株式を当該企業の年金制度に現物で提出することにより、退職給付に係る積立不足額を解消したいというニーズが高まっており、企業の保有株式の年金制度への現物提出は、企業間の持合株式を市場に悪影響を与えずに解消できる手段として有効視されている。現金化のコストは顧客にとって不利益となり、単独運用契約の場合、現物をそのまま移管できれば資産価値を減らすことなく移管が可能となる。現金化に伴い、大量の株式の売却が行われた場合、株式相場等の下振れ要因になる。信託については、厚生年金保険法の改正により以上の取扱いが可能であるが、生保が法的な解釈を理由に取扱えないと利用者利便が著しく阻害される。	
出資法第1条、2条	出資法第1条は、「何人も、不特定且つ多数の者に対し、後日出資の払い戻しとして出資金の全額若しくはこれをこえる金額に相当する金銭を支払うべき旨を明示し、又は暗黙のうちを示して、出資金の受入れをしてはならない」とし、第2条は「業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定がある者を除く外、何人も業として預り金をしてはならない」としている。また、「預り金」とは、不特定かつ多数の者からの金銭の受入れであって、次に掲げるものをいう。 一 預金、貯金又は定期積金の受入れ 二 社債、借入金その他何らの名義をもつてするを問わず、前号に掲げるものと同様の経済的性質を有するもの	c	-	第1条関係 出資金は出資元本が保証されないことを本質とするものであるため、当該払戻しが実行不能に陥った場合、安全であると誤信して出資した一般大衆が不測の損害を被ることを防止する趣旨から、これを撤廃することは困難である。 第2条関係 業としての「預り金」が全面的に禁止されているわけではなく、他の法律に特別の規定がある者については預り金を受け入れることができる。従って、現状以外の新たな措置は不要と考える。 また、預金の受入れまがいの脱法行為を厳正に取り締まる必要があることから、現行の規定が必要且つ適切であると考えられる。		z0300162	金融庁、法務省、警察庁	詐欺的金融犯罪の取締制度の抜本的整備	5086	50860004	11	社団法人リース事業協会	4	詐欺的金融犯罪の取締制度の抜本的整備	出資法1、2条の立法論的妥当性を検討し、過剰規制を廃して、詐欺的金融犯罪の取締制度を改めて整備すべきである。<※1>【参考】「1999/金融審議会第一部会中間整理(第一次)」東大・神田教授意見発表資料「いわゆる悪質商品の取扱いをどうすべきかという問題がある。これまでの歴史に鑑みると、その対応等の面において類型的に別物として取扱ってきた面もあるので、基本的方向性としては、金融関連の詐欺的行為を禁止する法律を制定し、そちらで取締ることを検討することが望ましい(現在では、いわゆる出資法で一部取締りが可能であるが、出資法のように預り金を一律に禁止するような法律は、その立法論的な妥当性につき再検討の必要がある)。」 ・例えば、匿名組合契約による出資受入などにおいて、出資金の全部または一部について営業者が保証する。・エスロー事業(二当事者の取引のクローニング)に当たり、第三者が資金を預かって管理することにより、取引上の危険を転嫁して取引を円滑にするもの。<※2>		※1条は、そもそも全面禁止されるべきものではない。出資者の認識と保証者の支払能力の問題であり、不当表示規制や金融商品販売規制として整理されるべきではない。・金融庁は、「安全であると誤信して出資した一般大衆が不測の損害を被ることを防止する趣旨」とし、法務省は、「誤解を与える危険性が高く、これを一般的に許容した場合、一般大衆に不測の損害を与える危険性が十分にある」とする。しかし、誤信によるものであれば、誤信しないように表示、説明をさせるという規制であるべきである。また、誤解を与える危険性が十分であるというのも、決して軽い話ではないのであって、おかしし。これを全面的に禁止し、仮に被害が発生していない場合でも3年以下の懲役という重い刑罰の対象となるというのは、果たして制度として定めてよいものかあるのか。・一般大衆の被害・損害というのには、実効性が高い。この点については、我が国におけるこれまでの歴史に鑑みると、その対応等の面において類型的に別物として取扱ってきた面もあるので、基本的方向性としては、金融関連の詐欺的行為を禁止する法律を制定し、そちらで取締ることを検討することが望ましい(現在では、いわゆる出資法で一部取締りが可能であるが、出資法のように預り金を一律に禁止するような法律は、その立法論的な妥当性につき再検討の必要がある)。 ・例えば、匿名組合契約による出資受入などにおいて、出資金の全部または一部について営業者が保証する。・エスロー事業(二当事者の取引のクローニング)に当たり、第三者が資金を預かって管理することにより、取引上の危険を転嫁して取引を円滑にするもの。<※2>	<※1>出資法が現に果たす役割は詐欺罪の前段階的な処罰と思われ、これは不当な表示・勧誘により行われるので、不当表示防止法を独禁法の枠組みから分離して整備し、罰則強化、警察管轄とすることは検討できないか。相手方の属性(個人かプロカ)の観点も必要と思われ。<※2>エスロー事業が出資法2条に抵触するのかわかりませんが、抵触するとの解釈も表明されており、事業を行うとする際の重大な障害となる。<※3>例えば、不動産会社が賃貸事業で預かる敷金等、継続取引業者間の取引保証金などはどう解釈されるのか。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
出資法第1条、2条	出資法第1条は、「何人も、不特定且つ多数の者に対し、後日出資の払い戻しとして出資金の全額若しくはこれをこえる金額に相当する金銭を支払うべき旨を明示し、又は暗黙のうちに示して、出資金の受入れをしてはならない」とし、第2条は「業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定がある者を除く外、何人も業として預り金をしてはならない」としている。また、「預り金」とは、不特定かつ多数の者からの金銭の受入れであつて、次に掲げるものをいう。 一 預金、貯金又は定期積金の受入れ 二 社債、借入金その他何らの名義をもつてするを問わず、前号に掲げるものと同様の経済的性質を有するもの	c	-	第1条関係 出資金は出資元本が保証されないことを本質とするものであるため、当該払戻しが実行不能に陥った場合、安全であると誤信して出資した一般大衆が不測の損害を被ることを防止する趣旨から、これを撤廃することは困難である。 第2条関係 業としての「預り金」が全面的に禁止されているわけではなく、他の法律に特別の規定がある者については預り金を受け入れることができる。従つて、現状以外の新たな措置は不要と考える。また、預金の受入れまわりの脱法行為を厳正に取り締まる必要があることから、現行の規定が必要且つ適切であると考えられる。		z0300162	金融庁、法務省、警察庁	詐欺的金融犯罪の取締制度の抜本的整備	5092	50920004	11	オリックス株式会社	4	詐欺的金融犯罪の取締制度の抜本的整備	出資法1、2条の立法論的妥当性を検討し、過剰規制を廃して、詐欺的金融犯罪の取締制度を改めて整備するべきである。< * 1 >【参考】「1999/7金融審議会第一部会中間整理(第一次)」東大・神田教授意見発表資料「いわゆる悪質商品の取扱いをどうすべきか」という問題がある。この点については、我が国におけるこれまでの歴史に鑑みると、その対応等の面において類型的に別物として取扱ってきた面もあるので、基本的方向性としては、金融関連の詐欺的行為を禁止する法律を制定し、そちらで取締ることを検討することが望ましい(現在では、いわゆる出資法で一部取締りが可能であるが、出資法のように預り金を一律に禁止するような法律は、その立法論的な妥当性につき再検討が必要がある)。a	・例えば、匿名組合契約による出資受入などにおいて、出資金の全部または一部について営業者が保証する。・エスクロー事業(当事者の取引のクローリングにあたり、第三者が資金を預かって管理することにより、取引上の危険を転嫁して取引を円滑にするもの)< * 2 >	・1例は、そもそも全額返済されるべきものではない。出資者の認識と保証者の実質能力の相違であり、不当表示規制や金融商品販売規制として整理されるべきではないが、金融庁は、「安全であると誤信して出資した一般大衆が不測の損害を被ることを防止する趣旨」とし、法律は、「誤信を与える危険性が高く、これを一般的に許容した場合、一般大衆に不測の損害を与える危険が多分にある」とする。しかし、誤信によるものであれば、誤信しないように表示、説明させるという規制であるべきである。また、誤信を与える危険が多分にあるというのも、決して難しい話ではないのであつて、おかしい。これを全面的に禁止し、後に被害が発生していない場合でも取り下り取扱いという重いつのり対象となるというのは、果たして制度として妥当であるといえるであろうか。一般大衆の被害・損害というのは、実質は強制的に起こっているものであり、明確な立法方針を定めて、つまり、禁止・処罰の対象は、金融商品において約束された運用行為が現実に行われていないことであり、この点に重点を置いた新たな規制を講ずるべきである。・2例は、預り金の概念が曖昧あるいは広すぎる。刑罰があり、罪刑法定主義の観点から妥当性に疑問がある。< * 3 >・法律は、「その意図が明確に規定されており、その効果が明確である」とは言い難いとするが、殊に同様の経済的性質を有するものというこの解釈の幅は相当広い。また、「無条件に許容した場合、一般大衆に不測の損害を及ぼす」というのも、1条と同様に類しよって起こっている問題である。・規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月19日閣議決定)においては、「銀行代理店制度については、金融機関の健全性や決済システムに与える影響等の観点から踏まえつつ、資本関係規制等制度の見直しを行うこととし、平成16年度中に検討を行い、措置する。」とされている。< * 4 >	< * 1 >出資法が現に果たす役割は詐欺罪の前段階的な処罰と思われ、これは不当表示・勧誘により行われるので、不当表示防止法を独禁法の枠組みから切離して整備し、罰則強化、警察管轄とすることは検討できないが、相手方の属性(個人かプロか)の観点も必要と思われる。< * 2 >エスクロー事業が出資法2条に抵触するとの解釈も表明されており、事業を行おうとする際の重大な障害となる。< * 3 >例えば、不動産会社が賃貸事業で預かる敷金等、継続取引業者間の取引保証金などはどう解釈されるのか。
貸金業の規制等に関する法律	貸金業規制法は、全ての貸金業者に対し、資金需要者等の属性や規模の如何に関わらず、一律に適用される。	b	※(措置の概要参照)	いわゆる「ヤミ金融問題」を契機とした貸金業規制法及び出資法の一部改正法が平成16年1月1日に施行されたところ。貸金業制度の在り方については、同法附則において施行後3年を目途として検討を加え、必要な見直しを行うこととなっている。 ※措置の内容については、上記検討を踏まえて決まるものであり、現時点では未定。		z0300163	金融庁	貸金業規制法の適用除外	5086	50860005	21	社団法人リース事業協会	5	貸金業規制法の抜本的見直し等	昨年8月改正の貸金業法附則第12条第1項に規定された施行後3年を目途とする貸金業制度のあり方の見直しについて、早急に検討のための審議の場を設定することを要望する。銀行等のエージェンツに対し、銀行法等の法令に基づき、より厳格な業務に関する監督が行われている場合には、単に参加貸付人として参加する貸金業者が貸付人として参加することは想定されていないため、貸金業規制法の規定の一部を遵守することは困難である。貸金業者間の資金取引については、宅地建物取引業法(第78条第2項)に依り貸金業規制法の適用除外とすべきである。	昨年8月改正の貸金業法附則第12条第1項に規定された施行後3年を目途とする貸金業制度のあり方の見直しについて、早急に検討のための審議の場を設定することを要望する。銀行等のエージェンツに対し、銀行法等の法令に基づき、より厳格な業務に関する監督が行われている場合には、単に参加貸付人として参加する貸金業者が貸付人として参加することは想定されていないため、貸金業規制法の規定の一部を遵守することは困難である。貸金業者間の資金取引については、宅地建物取引業法(第78条第2項)に依り貸金業規制法の適用除外とすべきである。		
銀行法施行規則第9条の3第2項、第3項、第10条	銀行の業務の全部又は一部を代理する者は、金融機関を除く法人にあっては、委任銀行の100%出資子会社又は当該銀行の子会社とする銀行持株会社の子会社でなければならない。	a	I III	「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)において、「銀行代理店制度については、金融機関の健全性や決済システムに与える影響等の観点から踏まえつつ、資本関係規制等制度の見直しを行うこととし、平成16年度中に検討を行い、措置する。」とされていることを踏まえ、検討を行い、措置する。		z0300164	金融庁	銀行法の代理店規制/貸付業務に限定した代理店の貸金業者への解禁	5086	50860007	11	社団法人リース事業協会	7	銀行法の代理店規制/貸付業務に限定した代理店の貸金業者への解禁	【規制内容】銀行の業務の全部又は一部を代理する者は、金融機関を除く法人にあっては、委任銀行の100%子会社またはその銀行持株会社の子会社でなければならない。【改革要望内容】銀行業務のうち貸付業務に限り、貸金業者(貸金業規制法の登録を受けた者)の代理を認める。	貸金業者が独自の営業店舗で接触する顧客に対し、銀行ローンの契約の成約業務を行う。	貸金業者は、貸金業規制法の規制のもと、金銭貸借の媒介を行うところ< * 1 >、銀行の貸付けについては、媒介は可能としても代理ができない。これからの貸金業者は、いろいろな営業形態の展開が考えられるべきであり、それにより資金需要者のニーズに応え、融資事業の正常化を図らなければならない。その場合の形態として、貸金業者が貸付金を自己の資産として代理業を行い手数料を取得する形態がある。これは銀行にとつても貸付を拡大する手法となるので、適切な者には委任しなくてはよいので問題もない。本年6月、同要望に対して金融庁から「代理店制度については、金融機関の健全性や決済システムに与える影響等の観点から踏まえつつ、資本関係等について見直しを行うこととし、16年度中に検討を行い、措置することとする。」と回答が示された。早急な措置を期待する。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
信託法第1条 資産の流動化に関する法律第31条の2	信託法第58条は、受益者が信託利益の全部を享受する場合で、かつ、やむをえない事情があるときは、受益者又は利害関係人の請求により、裁判所は信託を解除できると規定している。自己の財産について、自ら受託者として信託を設定することを「信託宣言」という。信託法第1条において、信託とは「他人をして」財産の管理・処分を任せる行為であると定義している。資産の流動化に関する法律第3編において、信託を利用した流動化の制度について定めている。	c	I	信託法第58条については、法務省において、平成17年度中に信託法の改正について関係法案を国会に提出することを旨として作業を行っていく予定であると承知しており、特定持分信託に関して信託法58条の特例を設けるか否かについては、当該改正作業の動向を踏まえつつ検討する。 信託宣言、チャリタブルトラスト制度の創設については、当該制度は特定の会社形態の場合についてのみ適用するといった仕組みとはされていないため、特定持分信託にのみ単独で特別措置を設けることは困難。当該制度の創設の可否については、法務省において、上述の信託法の改正作業を行っていく中で検討されるものと承知。		z0300165	金融庁、法務省	信託法第58条の見直し・信託宣言やチャリタブルトラストの制度の創設	5086	50860008	11	社団法人リース事業協会	8	信託法第58条の見直し・信託宣言やチャリタブルトラストの制度の創設	信託法58条の規定により、受益者が単独の場合においては信託の解除リスクがあるため、証券化のスキーム上問題になることがある。信託法58条の改正を望む。また、英米法における信託宣言やチャリタブルトラストの制度の創設を望む。	証券化のスキーム上倒産隔離性が高く規制上も優遇性が確保できるピークルとして資産流動化法上の特定目的会社(以下TMK)の制度があるがTMKへの出資金を保有する者としては、いまだにケイマンSPCが使われることが多い。(特定持分信託の制度は、左記の理由からリーガルのには若干のリスクが残ると解されており、複数のものを受益者にする必要があり、複数のものを受益者にすることが必要など使い勝手が悪くなってしまっている。)	上記の通り、英米法における信託宣言やチャリタブルトラストに代わる仕組みとして、資産流動化法上の特定持分信託や中間法人が利用されることがあるが、使い勝手などの理由からいまだにケイマンSPCが使われるケースが多い。信託法の見直しなどを行うことで証券化の仕組み内完結しやすくなる制度の創設を望む。本年6月、同要望に対して金融庁及び法務省から「法務省において、平成17年度中に信託法の全面的な改正について関係法案を国会に提出することを旨として作業を行っていく予定であり、信託宣言やチャリタブル・トラストの制度の創設の可否についても、その中で検討されるものと承知。」との回答が示された。早急な見直しを期待する。	
信託法第1条 資産の流動化に関する法律第31条の2	信託法第58条は、受益者が信託利益の全部を享受する場合で、かつ、やむをえない事情があるときは、受益者又は利害関係人の請求により、裁判所は信託を解除できると規定している。自己の財産について、自ら受託者として信託を設定することを「信託宣言」という。信託法第1条において、信託とは「他人をして」財産の管理・処分を任せる行為であると定義している。資産の流動化に関する法律第3編において、信託を利用した流動化の制度について定めている。	c	I	信託法第58条については、法務省において、平成17年度中に信託法の改正について関係法案を国会に提出することを旨として作業を行っていく予定であると承知しており、特定持分信託に関して信託法58条の特例を設けるか否かについては、当該改正作業の動向を踏まえつつ検討する。 信託宣言、チャリタブルトラスト制度の創設については、当該制度は特定の会社形態の場合についてのみ適用するといった仕組みとはされていないため、特定持分信託にのみ単独で特別措置を設けることは困難。当該制度の創設の可否については、法務省において、上述の信託法の改正作業を行っていく中で検討されるものと承知。		z0300165	金融庁、法務省	信託法第58条の見直し・信託宣言やチャリタブルトラストの制度の創設	5092	50920008	11	オリックス株式会社	8	信託法第58条の見直し・信託宣言やチャリタブルトラストの制度の創設	信託法58条の規定により、受益者が単独の場合においては信託の解除リスクがあるため、証券化のスキーム上問題になることがある。信託法58条の改正を望む。また、英米法における信託宣言やチャリタブルトラストの制度の創設を望む。	証券化のスキーム上倒産隔離性が高く規制上も優遇性が確保できるピークルとして資産流動化法上の特定目的会社(以下TMK)の制度があるがTMKへの出資金を保有する者としては、いまだにケイマンSPCが使われることが多い。(特定持分信託の制度は、左記の理由からリーガルのには若干のリスクが残ると解されており、複数のものを受益者にする必要があり、複数のものを受益者にすることが必要など使い勝手が悪くなってしまっている。)	上記の通り、英米法における信託宣言やチャリタブルトラストに代わる仕組みとして、資産流動化法上の特定持分信託や中間法人が利用されることがあるが、使い勝手などの理由からいまだにケイマンSPCが使われるケースが多い。信託法の見直しなどを行うことで証券化の仕組み内完結しやすくなる制度の創設を望む。本年6月、同要望に対して金融庁及び法務省から「法務省において、平成17年度中に信託法の全面的な改正について関係法案を国会に提出することを旨として作業を行っていく予定であり、信託宣言やチャリタブル・トラストの制度の創設の可否についても、その中で検討されるものと承知。」との回答が示された。早急な見直しを期待する。	
信託業法 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	現行の信託業法においては、信託会社が引き受けることができる財産は信託業法第4条により限定されている。また、信託業の担い手も①信託業法による免許取得、②銀行法等により金融機関の免許を取得した上で兼営法による認可を受けることとされており、現在、国内において信託業を営んでいる者は②によって認可を受けた金融機関のみとなっている。	a	I	「信託業のあり方に関する中間報告書」(金融審議会第二部会報告(15.7.28))において、①現行の信託業法で受託可能財産となっていない知的財産権等を受託可能財産とするなど、受託可能財産の範囲を拡大する。②現在、信託兼営金融機関のみが行っている信託業を金融機関以外の者が行い得るようにする。ため必要な制度整備を行うとされ、この報告を踏まえ、信託業法案を第159回通常国会に提出し同国会において閉会中審査案件とされたが、第161回臨時国会において成立。		z0300166	金融庁	信託業法改正の早期成立	5086	50860009	11	社団法人リース事業協会	9	信託業法改正の早期成立	信託業務の改正を行い、事業会社の信託業、信託代理店への参入を可能にする。現在、信託業、信託代理店は、金融機関に限られている。	信託業務について、競争が促進されるとともに、顧客への提案等の機会が増え、市場の発展、顧客の利便性の向上に役立つ。	信託業法の改正案が、国会に提出されたが、未だ成立していない。早期に成立させ、信託業務の市場の発展、顧客の利便性の向上が実現されることを要望する。	



「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
信託業法 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	信託代理店については、兼営法施行規則第7条の2の2により銀行等の金融機関が規定されている。	a	I	「信託業のあり方に関する中間報告書」(金融審議会第二部会報告(15.7.28))において、信託契約の取次ぎのみを行う者については、その範囲を幅広く認める方向で検討を行うことが適当とされ、また、信託業務の委託については、委託を受ける者の適格性を監督当局において判断することが適当とされたところである。この報告を踏まえ、信託業法案を第159回通常国会に提出し閉会中審査案件とされたが、第161回臨時国会において成立。		z0300167	金融庁	全ての金融機関について不動産処分型信託の全面解禁	5086	50860010	11	社団法人リース事業協会	10	全ての金融機関について不動産処分型信託の全面解禁	信託子会社に処分型の不動産信託の取扱いを認めることを要望する。	信託業務について、競争が促進されるとともに、顧客への提案等の機会が増え、市場の発展、顧客の利便性の向上に役立つ。	従前に認可を受けた信託銀行には取扱いが認められている業務について、一定の時期以降に認可を受けた信託銀行には認められていないのは合理的な理由がない。本年6月、同要望に対して金融庁から「金融機関に譲渡されている他業制限や金融機関の業務との関連性等を踏まえ検討することとする」との回答が示された。処分型の不動産信託は、顧客のニーズも高く、規制を緩和することにより、子会社信託銀行の事業機会を増やし、信託の市場が広がることにつながることから、早期に検討が開始され、措置がとられることを期待する。	
証券取引法第2条第3項、証券取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第4条	適格機関投資家の範囲は、内閣府令で列挙される金融機関等に加え、平成15年3月及び6月の改正により、有価証券報告書提出会社で有価証券等の保有額100億円以上の事業会社、ベンチャーキャピタル会社、厚生年金基金又は一定の非居住者で金融庁長官に届出を行った者等について、適格機関投資家の範囲を拡大している。 また、平成16年11月に、適格機関投資家に係る届出期間を原稿の年1回(7月)から年2回(7月及び1月)とするとともに、適格機関投資家である期間を現行の1年間から2年間とするための所要の措置を行っている。	c	-	個人投資者を「適格機関投資家」の範囲に加えることについては、平成14年12月の金融審議会第一部会報告において、「従来の適格機関投資家である金融機関等への対応と個人投資家への対応は大きく異なることなどを考慮し、当分の間は、ベンチャーキャピタル会社等への拡大の実情を評価することとし、現時点において、個人投資家を適格機関投資家の範囲に加えることは時期尚早と考えられる」とされたところである。 まず、ベンチャーキャピタル会社等への拡大について、実情を評価することが先決であるが、昨年度から導入されたものであり、今後の実績を考慮し、また、米国での現状を踏まえながら評価する必要があるため、個人投資者について適格機関投資家の範囲に加えることは措置困難。		z0300168	金融庁	証券取引法上の適格機関投資家の範囲拡大	5086	50860011	11	社団法人リース事業協会	11	証券取引法上の適格機関投資家の範囲拡大	現在、適格機関投資家は銀行等の金融機関や一部の事業会社に限定されている。このうち、事業会社については、以前は貸借対照表の「有価証券」及び「投資有価証券」の金額が100億円以上のもので金融庁長官に届出を行ったものとされていた(過去は金額制限が500億円以上であった)。この範囲を、事業法人については保有有価証券の金額制限を更に5億円程度へと引下げ、また個人投資家についても資力に一定の制限(例：1億円以上)をつけた上で、届出を行ったものについては適格機関投資家の資格を付与するべき。	資本市場の活性化	本年6月、同要望に対して金融庁から「証券取引法のディスクロージャー制度は、投資家が投資判断を行うために必要な情報の開示を発行者に義務づけ、投資家がその情報をもとに自己の責任において投資判断を行うための機会を与えることにより、投資家保護を図るものである。こうした自己責任原則に基づいた市場を構築することが最大の課題とされている。このため、適切なディスクロージャーを確保することが必要である。こうした観点から、適格機関投資家としての事業会社の範囲の更なる拡大については、金融審議会での検討や米国での現状を踏まえ、平成15年4月1日に、適格機関投資家の範囲を拡大したところであり、更なる適格機関投資家の範囲の拡大は慎重である。また、個人投資者を「適格機関投資家」の範囲に加えることについては、平成14年12月の金融審議会第一部会報告において、「従来の適格機関投資家である金融機関等への対応と個人投資家への対応は大きく異なることなどを考慮し、当分の間は、ベンチャーキャピタル会社等への拡大の実情を評価することとし、現時点において、個人投資家を適格機関投資家の範囲に加えることは時期尚早と考えられる」とされたところである。まず、ベンチャーキャピタル会社等への拡大について、実情を評価することが先決であるが、昨年度から導入されたものであり、今後の実績を考慮し、また、米国での現状を踏まえながら評価する必要があるため、個人投資者について適格機関投資家の範囲に加えることは措置困難。	
証券取引法第2条第3項、証券取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第4条	適格機関投資家の範囲は、内閣府令で列挙される金融機関等に加え、平成15年3月及び6月の改正により、有価証券報告書提出会社で有価証券等の保有額100億円以上の事業会社、ベンチャーキャピタル会社、厚生年金基金又は一定の非居住者で金融庁長官に届出を行った者等について、適格機関投資家の範囲を拡大している。 また、平成16年11月に、適格機関投資家に係る届出期間を原稿の年1回(7月)から年2回(7月及び1月)とするとともに、適格機関投資家である期間を現行の1年間から2年間とするための所要の措置を行っている。	c	-	個人投資者を「適格機関投資家」の範囲に加えることについては、平成14年12月の金融審議会第一部会報告において、「従来の適格機関投資家である金融機関等への対応と個人投資家への対応は大きく異なることなどを考慮し、当分の間は、ベンチャーキャピタル会社等への拡大の実情を評価することとし、現時点において、個人投資家を適格機関投資家の範囲に加えることは時期尚早と考えられる」とされたところである。 まず、ベンチャーキャピタル会社等への拡大について、実情を評価することが先決であるが、昨年度から導入されたものであり、今後の実績を考慮し、また、米国での現状を踏まえながら評価する必要があるため、個人投資者について適格機関投資家の範囲に加えることは措置困難。		z0300168	金融庁	証券取引法上の適格機関投資家の範囲拡大	5092	50920011	11	オリックス株式会社	11	証券取引法上の適格機関投資家の範囲拡大	現在、適格機関投資家は銀行等の金融機関や一部の事業会社に限定されている。このうち、事業会社については、以前は貸借対照表の「有価証券」及び「投資有価証券」の金額が100億円以上のもので金融庁長官に届出を行ったものとされていた(過去は金額制限が500億円以上であった)。この範囲を、事業法人については保有有価証券の金額制限を更に5億円程度へと引下げ、また個人投資家についても資力に一定の制限(例：1億円以上)をつけた上で、届出を行ったものについては適格機関投資家の資格を付与するべき。	資本市場の活性化	本年6月、同要望に対して金融庁から「証券取引法のディスクロージャー制度は、投資家が投資判断を行うために必要な情報の開示を発行者に義務づけ、投資家がその情報をもとに自己の責任において投資判断を行うための機会を与えることにより、投資家保護を図るものである。こうした自己責任原則に基づいた市場を構築することが最大の課題とされている。このため、適切なディスクロージャーを確保することが必要である。こうした観点から、適格機関投資家としての事業会社の範囲の更なる拡大については、金融審議会での検討や米国での現状を踏まえ、平成15年4月1日に、適格機関投資家の範囲を拡大したところであり、更なる適格機関投資家の範囲の拡大は慎重である。また、個人投資者を「適格機関投資家」の範囲に加えることについては、平成14年12月の金融審議会第一部会報告において、「従来の適格機関投資家である金融機関等への対応と個人投資家への対応は大きく異なることなどを考慮し、当分の間は、ベンチャーキャピタル会社等への拡大の実情を評価することとし、現時点において、個人投資家を適格機関投資家の範囲に加えることは時期尚早と考えられる」とされたところである。まず、ベンチャーキャピタル会社等への拡大について、実情を評価することが先決であるが、昨年度から導入されたものであり、今後の実績を考慮し、また、米国での現状を踏まえながら評価する必要があるため、個人投資者について適格機関投資家の範囲に加えることは措置困難。	



「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
保険業法第300条、同規則第234条、平成10年大蔵省告示第238号、事務ガイドライン2-2	生命保険会社は、法人である生命保険募集人及び保険仲立人に対し、自己又は密接な関係を有する法人を契約者とする場合には、手数料支払等による保険料の割引、割戻し等を目的とした保険募集を行うことがないよう指導及び管理等の措置を講じる必要がある。	c	-	自己・特定契約の規制は、募集手数料を支払う名目で、実質的に特定の保険契約者に対して保険料の割引と特別の利益提供による不公平な保険募集等が行われないようこの趣旨から設けられているものであり、こうした観点からこれらの規制を見直すことは困難である。		z0300169	金融庁	生命保険の自己契約及び特定契約に係る規制の明確化	5086	50860013	11	社団法人リース事業協会	13	生命保険の自己契約及び特定契約に係る規制の明確化	生命保険代理店が行なう、自己または自己と密接な関係を有する法人の保険契約の募集については、その募集が保険料の割引、割戻しを目的とし、かつ、代理店手数料の支払が可能であることを明示することを要望する。併せて、「保険料の割引、割戻しを目的とする保険募集」の判断基準を示すことを要望する。		<要旨> 1. 代理店の自己・特定契約の取扱い、とりわけ手数料の取扱いについて、生保保費で規制内容に格差が存在する。2. 損害保費で取扱いを全保保費の50%以下に制限しているものの、手数料の支払いは認められているのに対し、生命保険では一切の手数料支払いが禁止されている。3. 損害保費で規制している損害保費と比べてより厳しい制限を、法令等の根拠がない事務ガイドラインで設けることは問題がある。<内容> 損害保費の自己契約に関しては、保険業法205条で全保保費の50%を超え取扱いが禁止される一方で、50%以内の範囲内においては手数料の支払いが認められている。また、特定契約についても、事務ガイドライン3-1-2(1)で明確な規制がされている。これに対し、生命保険の自己・特定契約に関しては、保険業法に明文の規定がなく、事務ガイドライン2-2(3)ロで「生命保険会社は法人である生命保険募集人に対し、自己又は当該生命保険募集人と密接な関係を有する法人を保険契約者とする場合には、手数料支払等による保険料の割引、割戻し等を目的とした保険募集を行なうことがないよう指導及び管理等の措置を講じているか」と記されているのみである。ところで、事務ガイドラインが定められる1998年以前は、生命保険会社の業務運営に関しては保険業法500号により規制がなされていたが、自己・特定契約について「法人である生命保険募集人が自己又は当該生命保険募集人等と密接な関係を有する者として以下に掲げる法人を保険契約者とする保険募集を行った場合は、生命保険会社は当該保険募集に際し、手数料、割戻しその他の対価を支払わないものとする。」と規定し、手数料支払いを禁止していた。当該事務ガイドラインを前編第500号と照らし合わせると、実質的に同一であると考えられる。また、同様の規制内容は実質的に同一であると考えられる。これにより現在も自己・特定契約に係る手数料支払いは禁止という規制が事実として存在している。以上より、自己・特定契約に係る手数料の取扱いは生保保費で格差があり、生命保険については法令等に照らさないで損害保費より厳しい規制がなされ、一切の手数料支払いが禁止されていることから、適用基準の明確化と規制の緩和を求めてきた。当方の要望に対し、「自己・特定契約の規制は募集手数料を支払う名目で、実質的に特定の保険契約者に対して保険料の割引と特別の利益提供による不公平な保険募集等が行われないようこの趣旨から設けられているものであり、こうした	
保険業法第300条、同規則第234条、平成10年大蔵省告示第238号、事務ガイドライン2-2	生命保険会社は、法人である生命保険募集人及び保険仲立人に対し、自己又は密接な関係を有する法人を契約者とする場合には、手数料支払等による保険料の割引、割戻し等を目的とした保険募集を行うことがないよう指導及び管理等の措置を講じる必要がある。	c	-	自己・特定契約の規制は、募集手数料を支払う名目で、実質的に特定の保険契約者に対して保険料の割引と特別の利益提供による不公平な保険募集等が行われないようこの趣旨から設けられているものであり、こうした観点からこれらの規制を見直すことは困難である。		z0300169	金融庁	生命保険の自己契約及び特定契約に係る規制の明確化	5092	50920013	11	オリックス株式会社	13	生命保険の自己契約及び特定契約に係る規制の明確化	生命保険代理店が行なう、自己または自己と密接な関係を有する法人の保険契約の募集については、その募集が保険料の割引、割戻しを目的とし、かつ、代理店手数料の支払が可能であることを明示することを要望する。併せて、「保険料の割引、割戻しを目的とする保険募集」の判断基準を示すことを要望する。		<要旨> 1. 代理店の自己・特定契約の取扱い、とりわけ手数料の取扱いについて、生保保費で規制内容に格差が存在する。2. 損害保費で取扱いを全保保費の50%以下に制限しているものの、手数料の支払いは認められているのに対し、生命保険では一切の手数料支払いが禁止されている。3. 損害保費で規制している損害保費と比べてより厳しい制限を、法令等の根拠がない事務ガイドラインで設けることは問題がある。<内容> 損害保費の自己契約に関しては、保険業法205条で全保保費の50%を超え取扱いが禁止される一方で、50%以内の範囲内においては手数料の支払いが認められている。また、特定契約についても、事務ガイドライン3-1-2(1)で明確な規制がされている。これに対し、生命保険の自己・特定契約に関しては、保険業法に明文の規定がなく、事務ガイドライン2-2(3)ロで「生命保険会社は法人である生命保険募集人に対し、自己又は当該生命保険募集人と密接な関係を有する法人を保険契約者とする場合には、手数料支払等による保険料の割引、割戻し等を目的とした保険募集を行なうことがないよう指導及び管理等の措置を講じているか」と記されているのみである。ところで、事務ガイドラインが定められる1998年以前は、生命保険会社の業務運営に関しては保険業法500号により規制がなされていたが、自己・特定契約について「法人である生命保険募集人が自己又は当該生命保険募集人等と密接な関係を有する者として以下に掲げる法人を保険契約者とする保険募集を行った場合は、生命保険会社は当該保険募集に際し、手数料、割戻しその他の対価を支払わないものとする。」と規定し、手数料支払いを禁止していた。当該事務ガイドラインを前編第500号と照らし合わせると、実質的に同一であると考えられる。また、同様の規制内容は実質的に同一であると考えられる。これにより現在も自己・特定契約に係る手数料支払いは禁止という規制が事実として存在している。以上より、自己・特定契約に係る手数料の取扱いは生保保費で格差があり、生命保険については法令等に照らさないで損害保費より厳しい規制がなされ、一切の手数料支払いが禁止されていることから、適用基準の明確化と規制の緩和を求めてきた。当方の要望に対し、「自己・特定契約の規制は募集手数料を支払う名目で、実質的に特定の保険契約者に対して保険料の割引と特別の利益提供による不公平な保険募集等が行われないようこの趣旨から設けられているものであり、こうした	
不動産特定共同事業法第24条	不動産特定共同事業者は、不動産特定共同事業が成立するまでの間に、不動産特定共同事業契約の内容及びその履行に関する事項であって主務省令で定めるものについて、書面を交付して説明しなければならない。	C	-	不動産特定共同事業商品の契約の申込者が、契約の内容等について十分知らないままに契約締結を行うと、後々のトラブルの原因となる可能性があることから、適切に情報が開示されていることが不可欠であり、契約成立前にその内容等について書面を交付して説明することが、消費者保護やトラブル未然防止の観点から必要と考えられる。また、説明内容に関しても不動産特定共同事業商品は不動産としての性格が強い商品であることから、金融商品販売法上要求される説明事項に加えて、不動産特定共同事業法上要求される個々の対象不動産に関する独自の説明(賃貸状況等)がなされることが消費者保護の観点からも不可欠である。		z0300170	国土交通省、金融庁	不動産特定共同事業契約締結に係る説明義務の撤廃	5086	50860017	11	社団法人リース事業協会	17	不動産特定共同事業契約締結に係る説明義務の撤廃	「説明」の概念の定義が法律上存在しないが、現在の運用は宅地建物取引業法第35条の重要事項説明と同等と解釈されているのが一般的となっており、実務上のコストは多大なものである。本年6月、同要望に対して国土交通省及び金融庁から「不動産特定共同事業商品の契約の申込者が、契約の内容等について十分知らないままに契約締結を行うと、後々のトラブルの原因となる可能性があることから、適切に情報が開示されていることが不可欠であり、契約成立前にその内容等について書面を交付して説明することが、消費者保護やトラブル未然防止の観点から必要と考えられる。また、説明内容に関しても不動産特定共同事業商品は不動産としての性格が強い商品であることから、金融商品販売法上要求される説明事項に加えて、不動産特定共同事業法上要求される個々の対象不動産に関する独自の説明(賃貸状況等)がなされることが消費者保護の観点からも不可欠である。」との回答が示された。「金融商品の販売等に関する法律」に列举される金融商品においては、読んで聞かせる説明義務を課してならず、不動産特定共同事業法の説明義務の過度な規制を緩和すべきである。	不動産特定共同事業商品の販売の効率化とマーケットの拡大に寄与する。		

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
不動産特定共同事業法第24条	不動産特定共同事業者は、不動産特定共同事業が成立するまでの間に、不動産特定共同事業契約の内容及びその履行に関する事項であって主務省令で定めるものについて、書面を交付して説明しなければならない。	C	—	不動産特定共同事業商品の契約の申込者が、契約の内容等について十分知らないままに契約締結を行うと、後々のトラブルの原因となる可能性があることから、適切に情報が開示されていることが不可欠であり、契約成立前にその内容等について書面を交付して説明することが、消費者保護やトラブル未然防止の観点から必要と考えられる。また、説明内容に関しても不動産特定共同事業商品は不動産としての性格が強い商品であることから、金融商品販売法上要求される説明事項に加えて、不動産特定共同事業法上要求される個々の対象不動産に関する独自の説明(賃貸状況等)がなされることが消費者保護の観点からも不可欠である。		z0300170	国土交通省、金融庁	不動産特定共同事業契約締結に係る説明義務の徹底	5092	50920017	11	オリックス株式会社	17	不動産特定共同事業契約締結に係る説明義務の徹底	「金融商品の販売等に関する法律」に列挙される金融商品においては、読んで聞かせる説明義務を課しておらず、不動産特定共同事業法の説明義務の過度な規制を緩和すべきである。	不動産特定共同事業商品の販売の効率化とマーケットの拡大に寄与する。		
資産の流動化に関する法律第2条第2項 租税特別措置法第67条の14	特定目的会社の資金調達手段は、資産対応証券、特定目的借入れ、特定目的信託に限定されている。 現在、匿名組合出資による資金調達は認められていない。	f	I	特定目的会社が匿名組合出資による資金調達を行い、かつ当該資産の流動化について課税の特例を設けることを可能とするためには、税制上の見直しが必要。		z0300171	金融庁	特定目的会社の資金調達手段の拡大	5086	50860019	11	社団法人リース事業協会	19	特定目的会社の資金調達手段の拡大	匿名組合契約に基づく出資などを追加し、その担い手を増やすべきである。	プレイヤーの増加により、資産流動化が促進される。特に不良債権処理に貢献するものと思われる。		
資産の流動化に関する法律第2条第2項 租税特別措置法第67条の14	特定目的会社の資金調達手段は、資産対応証券、特定目的借入れ、特定目的信託に限定されている。 現在、匿名組合出資による資金調達は認められていない。	f	I	特定目的会社が匿名組合出資による資金調達を行い、かつ当該資産の流動化について課税の特例を設けることを可能とするためには、税制上の見直しが必要。		z0300171	金融庁	特定目的会社の資金調達手段の拡大	5092	50920019	11	オリックス株式会社	19	特定目的会社の資金調達手段の拡大	匿名組合契約に基づく出資などを追加し、その担い手を増やすべきである。	プレイヤーの増加により、資産流動化が促進される。特に不良債権処理に貢献するものと思われる。		

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
商品投資に係る事業の規制に関する法律第17条	商品投資販売業者は顧客と商品投資契約等を締結した際に契約内容を示した書面を交付することとなっている。	c	—	契約成立時交付書面(17条書面)とは、商品投資契約が成立した場合に、後日当事者間にその内容を巡る紛争が発生することを回避するため、成立した契約の内容を書面に記載し、顧客に対し交付することにより、その明確化を図る趣旨から交付を求めているものである。したがって、契約内容の明確化を図るとい趣旨により交付を求めている契約時交付書面を、投資家は契約書により内容を把握しているという理由で撤廃することは困難である。		z0300172	金融庁、農林水産省、経済産業省	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和(契約成立時交付書面の撤廃)	5086	50860021	11	社団法人リース事業協会	21	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和(契約成立時交付書面の撤廃)	「契約成立時交付書面」の全面撤廃を要望する。	バックオフィス業務の簡素化、商品ファンドの運用コストの軽減	契約成立時書面の撤廃は、リスク商品の情報開示後退と取られる可能性もあるために措置が難しい項目であると考えられるが、この契約成立時書面を交付する直前に、より詳細な目録見書(契約成立前書面)を交付しており、同等以下の内容の書面を再度交付することは、投資家に時間的・金銭的コストを負担させるだけで、情報開示には役立っていない。契約成立時の書面の交付義務は証券法など、他の類似の法律においては存在せず、明らかに過剰規制である。いち早く撤廃をすべきである。本年6月、同要望に対して金融庁・農林水産省・経済産業省から「契約成立時交付書面(17条書面)とは、商品投資契約が成立した場合に、後日当事者間にその内容を巡る紛争が発生することを回避するため、成立した契約の内容を書面に記載し、顧客に対し交付することにより、その明確化を図る趣旨から交付を求めているものである。また、契約成立前交付書面(16条書面)とは、投資家が商品投資契約を締結するか否かを判断する際の材料として、当該契約の内容(商品ファンドの概要)を記載した書面を事前に交付することにより、投資家の理解を促す趣旨から交付を求めているものである。上記のとおり、これらは各々が違う役割を持っており、投資家と販売業者間の紛争を回避し、法目的である投資家保護を徹底していると考えられている。よって、契約成立時交付書面(17条書面)を撤廃することは、顧客が契約内容を把握できなくなる等、投資家保護上問題があり対応は困難である。」との回答が示された。しかしながら、実際には顧客は契約書によって契約内容を把握しており、契約成立時交付書面(17条書面)を撤廃したとしても投資家保護上問題があるとは思われない。早急な措置を要望する。	
商品投資に係る事業の規制に関する法律第17条	商品投資販売業者は顧客と商品投資契約等を締結した際に契約内容を示した書面を交付することとなっている。	c	—	契約成立時交付書面(17条書面)とは、商品投資契約が成立した場合に、後日当事者間にその内容を巡る紛争が発生することを回避するため、成立した契約の内容を書面に記載し、顧客に対し交付することにより、その明確化を図る趣旨から交付を求めているものである。したがって、契約内容の明確化を図るとい趣旨により交付を求めている契約時交付書面を、投資家は契約書により内容を把握しているという理由で撤廃することは困難である。		z0300172	金融庁、農林水産省、経済産業省	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和(契約成立時交付書面の撤廃)	5092	50920021	11	オリックス株式会社	21	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和(契約成立時交付書面の撤廃)	「契約成立時交付書面」の全面撤廃を要望する。	バックオフィス業務の簡素化、商品ファンドの運用コストの軽減	契約成立時書面の撤廃は、リスク商品の情報開示後退と取られる可能性もあるために措置が難しい項目であると考えられるが、この契約成立時書面を交付する直前に、より詳細な目録見書(契約成立前書面)を交付しており、同等以下の内容の書面を再度交付することは、投資家に時間的・金銭的コストを負担させるだけで、情報開示には役立っていない。契約成立時の書面の交付義務は証券法など、他の類似の法律においては存在せず、明らかに過剰規制である。いち早く撤廃をすべきである。本年6月、同要望に対して金融庁・農林水産省・経済産業省から「契約成立時交付書面(17条書面)とは、商品投資契約が成立した場合に、後日当事者間にその内容を巡る紛争が発生することを回避するため、成立した契約の内容を書面に記載し、顧客に対し交付することにより、その明確化を図る趣旨から交付を求めているものである。また、契約成立前交付書面(16条書面)とは、投資家が商品投資契約を締結するか否かを判断する際の材料として、当該契約の内容(商品ファンドの概要)を記載した書面を事前に交付することにより、投資家の理解を促す趣旨から交付を求めているものである。上記のとおり、これらは各々が違う役割を持っており、投資家と販売業者間の紛争を回避し、法目的である投資家保護を徹底していると考えられている。よって、契約成立時交付書面(17条書面)を撤廃することは、顧客が契約内容を把握できなくなる等、投資家保護上問題があり対応は困難である。」との回答が示された。しかしながら、実際には顧客は契約書によって契約内容を把握しており、契約成立時交付書面(17条書面)を撤廃したとしても投資家保護上問題があるとは思われない。早急な措置を要望する。	
商品投資に係る事業の規制に関する法律第19条	商品投資販売業者と商品投資契約を締結した顧客は契約成立時交付書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面によりその契約の解除を行うことができる。	c	—	商品投資契約においてクーリングオフ規定を設けているのは、商品投資の仕組みが複雑であるため一般の投資者がそれを十分に理解しないまま契約を締結したり、販売業者の勧誘によって冷静な判断をしないまま契約締結に至る事態が想定されることから、投資家に対して契約締結後一定期間は意志決定の再確認をしようとする時間的余裕を与えることとするためである。投資信託との比較においては、理解しないまま契約締結するおそれについて格差はないものの、商品ファンドが主としてレバレッジ効果のある商品先物により運用されること等から、一般的にはよりハイリスク・ハイリターンという特性があり、販売業者によってより利殖性が強調されやすいものと認められる。このため、現状において、投資信託と比較しても、法目的である投資家保護の観点から、クーリングオフ規定を撤廃することは困難である。		z0300173	金融庁、農林水産省、経済産業省	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和(クーリングオフの義務撤廃)	5086	50860022	11	社団法人リース事業協会	22	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和(クーリングオフの義務撤廃)	大半の金融商品にはクーリングオフは無く、運用開始と同時に資金の純資産価値が変動する資金運用には馴染まない概念である。	バックオフィス業務の簡素化、商品ファンドの運用コストの軽減	商品ファンド募集の実務においては、資料請求、申し込み、契約締結、資金の払込と投資家が能動的に判断する場面が多く、契約締結後、投資を取りやめるケースは時勢存在する。一方、クーリングオフ制度を活用した資金払込後の契約撤回は、ほとんど利用されていない現状である。クーリングオフの規制を維持する合理的理由は見当たらない。合理的理由が存在するなら、投資信託にも即刻クーリングオフを適用すべきである。本年6月、同要望に対して金融庁・農林水産省・経済産業省から「商品投資契約においてクーリングオフ規定を設けているのは、商品投資の仕組みが複雑であるため一般の投資者がそれを十分に理解しないまま契約を締結したり、販売業者の勧誘によって冷静な判断をしないまま契約締結に至る事態が想定されることから、投資家に対して契約締結後一定期間は意志決定の再確認をしようとする時間的余裕を与えることとするためである。このため、商品ファンドの多くが一般の投資家に広く販売されている現状において、法目的である投資家保護の観点から、クーリングオフ規定を撤廃することは困難である。なお、金融商品販売法に規定する事業者の事前説明義務事項には、クーリングオフに関する事項も含まれており、同法の施行がクーリングオフ制度を撤廃する合理的理由とはならない。」との回答が示された。しかしながら、回答は投資信託には設けられていない制度を商品ファンドに設けることに対する十分な説明とは思われず、実際には、投資家が能動的に投資の是非を判断する場面が多いことからクーリングオフの規制を維持する合理的理由は見当たらない。早急な措置を要望する。	



「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
商品投資に係る事業の規制に関する法律第19条	商品投資販売業者と商品投資契約を締結した顧客は契約成立時交付書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面によりその契約の解除を行うことができる。	○	—	商品投資契約においてクーリングオフ規定を設けているのは、商品投資の仕組みが複雑であるため一般の投資者がそれを十分に理解しないまま契約を締結したり、販売業者の勧誘によって冷静な判断をしないまま契約締結に至る事態が想定されることから、投資家に対して契約締結後一定期間は意志決定の再確認をしようとするための措置である。投資信託との比較においては、理解しないまま契約締結するおそれについて格差が主としてレバレッジ効果のある商品先物により運用されること等から、一般的にはよりハイリスク・ハイリターンという特性があり、販売業者によってより利殖性が強調されやすいものと認められる。このため、現状において、投資信託と比較しても、法目的である投資家保護の観点から、クーリングオフ規定を撤廃することは困難である。		z0300173	金融庁、農林水産省、経済産業省	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和(クーリングオフの義務撤廃)	5092	50920022	11	オリックス株式会社	22	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和(クーリングオフの義務撤廃)	大半の金融商品にはクーリングオフは無く、運用開始と同時に資金の純資産価値が変動する資金運用には馴染まない概念である。	バックオフィス業務の簡素化、商品ファンドの運用コストの軽減	商品ファンド募集の実務においては、資料請求、申し込み、契約締結、資金の払込と投資家が能動的に判断する局面が多く、契約締結後、投資を取りやめるケースは時折存在する。一方、クーリングオフ制度を活用した資金払込後の契約撤回は、ほとんど利用されていない現状である。クーリングオフの規制を維持する合理的理由は見当たらない。合理的理由が存在するならば、投資信託にも即刻クーリングオフを適用すべきである。本年6月、同要望に対して金融庁・農林水産省・経済産業省から「商品投資契約においてクーリングオフ規定を設けているのは、商品投資の仕組みが複雑であるため一般の投資者がそれを十分に理解しないまま契約を締結したり、販売業者の勧誘によって冷静な判断をしないまま契約締結に至る事態が想定されることから、投資家に対して契約締結後一定期間は意志決定の再確認をしようとするための措置である。投資信託との比較においては、理解しないまま契約締結するおそれについて格差が主としてレバレッジ効果のある商品先物により運用されること等から、一般的にはよりハイリスク・ハイリターンという特性があり、販売業者によってより利殖性が強調されやすいものと認められる。このため、現状において、投資信託と比較しても、法目的である投資家保護の観点から、クーリングオフ規定を撤廃することは困難である。」との回答が示された。しかしながら、回答が示されている投資信託には設けられていない制度を商品ファンドに設けることに対する十分な説明とは思われず、実際には、投資家が能動的に投資の是非を判断する局面が多いことからクーリングオフの規制を維持する合理的理由は見当たらない。早急な措置を要望する。	
投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項	主として特定資産に対する投資として運用することを目的とする場合は、投資信託に該当する。	○	—	投資信託に該当するものについては、投資信託及び投資法人に関する法律の対象とすべきであり、措置不可能。		z0300174	金融庁	商品ファンドに関する投資信託の規制について	5086	50860023	11	社団法人リース事業協会	23	商品ファンドに関する投信法の規制について	商品先物および商品オプションの組入れ比率が全体の資産の1/3を超え1/2以下の商品ファンドにおいて、残余資産を当座預金、普通預金、定期預金で運用しているファンドは商品ファンド法の規定により商品ファンドと定義され、投資家保護を含めた商品ファンド法の様々な規制の対象になっている。一方、上記構成のファンドを信託型で組成した場合、現行の投資信託及び投資法人に関する法律の規定では銀行預金が特定資産となっているため、投資信託にも該当するという解釈が成り立ち、規制が二重に掛かることになる。商品ファンドである限りは、商品ファンド法の規制に従って組成および販売が行われていれば投資家保護上問題は無いはずであり、さらに投資信託及び投資法人に関する法律の規制が係るのとは不合理であり過剰規制である。従って、商品ファンドについては投資信託及び投資法人に関する法律の規制の対象外にすべきである。具体的には、先物取引、オプション取引では委託証拠金制度等によりレバレッジを効かせた運用が可能であることから、残余資産を銀行預金でリザーブして置くこととなる。主たる運用は、あくまで商品先物取引であるため、商品ファンド法のみを規制とすべきである。	投資家への多様な商品の提供		
投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項	主として特定資産に対する投資として運用することを目的とする場合は、投資信託に該当する。	○	—	投資信託に該当するものについては、投資信託及び投資法人に関する法律の対象とすべきであり、措置不可能。		z0300174	金融庁	商品ファンドに関する投資信託の規制について	5092	50920023	11	オリックス株式会社	23	商品ファンドに関する投信法の規制について	商品先物および商品オプションの組入れ比率が全体の資産の1/3を超え1/2以下の商品ファンドにおいて、残余資産を当座預金、普通預金、定期預金で運用しているファンドは商品ファンド法の規定により商品ファンドと定義され、投資家保護を含めた商品ファンド法の様々な規制の対象になっている。一方、上記構成のファンドを信託型で組成した場合、現行の投資信託及び投資法人に関する法律の規定では銀行預金が特定資産となっているため、投資信託にも該当するという解釈が成り立ち、規制が二重に掛かることになる。商品ファンドである限りは、商品ファンド法の規制に従って組成および販売が行われていれば投資家保護上問題は無いはずであり、さらに投資信託及び投資法人に関する法律の規制が係るのとは不合理であり過剰規制である。従って、商品ファンドについては投資信託及び投資法人に関する法律の規制の対象外にすべきである。具体的には、先物取引、オプション取引では委託証拠金制度等によりレバレッジを効かせた運用が可能であることから、残余資産を銀行預金でリザーブして置くこととなる。主たる運用は、あくまで商品先物取引であるため、商品ファンド法のみを規制とすべきである。	投資家への多様な商品の提供		



「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
銀行法第16条の2、銀行法施行規則第17条の3第1項、平成14年金融庁告示34号(平成14年3月29日)	平成14年銀行法告示「銀行法第16条の2第7項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として銀行若しくは銀行持株会社又はそれらの子会社のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件」第2条第1項第2号より、銀行若しくは長期信用銀行又は銀行業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、銀行法施行規則第17条の3第1号～第21号までに掲げるそれぞれの業務を営む場合につき、当該銀行及びその子会社である銀行、長期信用銀行若しくは銀行業を営む外国会社のいずれかからの収入があることとされている。	b	I	「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)において、「銀行子会社が行う集配金業務等に係る収入依存度規制の撤廃等を認めるか否かについては、銀行の経営効率化の必要性を踏まえ、銀行の他業禁止規定と、本来、銀行業から見れば他業である従属業務の在り方を踏まえつつ検討を行う。」とされていることを踏まえ、銀行の他業禁止の趣旨等を踏まえて引き続き検討を行う。		z0300175	金融庁	従属業務を営む子会社の銀行からの収入条項の廃止	5086	50860026	11	社団法人リース事業協会	26	従属業務を営む子会社の銀行からの収入条項の廃止	銀行持株会社又はその子会社等の従属業務を営む会社は、各事業年度においてその営む各々の従属業務につき、当該銀行持株会社の子銀行からの収入があることが定められているが、銀行からの収入の条項を廃止し、業務の自由度を高めるもの。	銀行持株会社の子会社の事務受託業務、福利厚生業務(本体の業務を子会社にアウトソーシングすることにより、業務の効率化が図れる。又、同種業務を他社から受託することにより事業拡大が見込まれ、雇用拡大等に寄与する。)	銀行持株会社の子会社(甲)は、銀行法で認められた銀行業以外の業務(リース業務等)を営んでいる。甲にとっても、従属業務を営む会社(乙)を活用した業務の効率化が求められている。その従属業務は、銀行法上、甲にとって認められた業務であり、乙はその一部を分担するにも拘らず、甲にとつての兄弟会社である当該銀行持株会社の子銀行からの収入を必要とすることから、リース固有の業務を分担することができず、業務の効率化及び適正な人員配置が図れない。	
銀行法施行規則第17条の3第1項第3号、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-2(1)	・子会社が行うことのできる金融関連業務として、銀行法第10条第2項に規定する業務を掲げている。 ・中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-2(1)において、銀行の取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化の観点から、固有業務と切り離して行うコンサルティング業務、ビジネスマッチング業務等についても、銀行法第10条第2項に規定するその他付随業務に該当することとしている。	b	IV	銀行がその取引先との間でビジネスマッチング業務等を行うことが認められている趣旨に照らして、銀行持株会社の子会社がその取引先企業との間でこれらの業務を行うことが「その他付随業務」に該当するかについて検討を行う。		z0300176	金融庁	銀行法第10条第2項に規定される「その他の付随業務」の取扱範囲の拡大	5086	50860027	11	社団法人リース事業協会	27	銀行法第10条第2項に規定される「その他の付随業務」の取扱範囲の拡大	「その他の付随業務」として列挙されている、コンサルティング業務、ビジネスマッチング業務、M&Aに関する業務、事務委託業務については、銀行持株会社の子会社においても、その取扱が容認されている。しかし、その業務を取扱う際、その対象は銀行の取引先企業と限定されている。銀行持株会社の子会社が上記業務を営む際は、その対象を当該子会社の取引先企業とする。	ビジネスマッチング業務、事務受託業務(設備投資に係るメーカー・ディーラー等の紹介、他社の事務受託等、業務の拡大に寄与する。)	銀行持株会社の子会社が持つビジネスノウハウ及び経営資源を有効活用することにより、事業の拡大及び人員の適正配置等が可能となり、経営の効率化等が図られる。	
証券取引法第4条第1項及び第2項、第5条第1項、第23条の3	短期社債を含む有価証券を公募により発行する会社は、有価証券届出書又は発行登録書を利用する会社は、利用適格要件(継続開示要件及び周知性要件)を満たさなければならないとされている。	c	-	投資者保護を図るためには、有価証券届出書、有価証券報告書等により有価証券の発行者の財務内容、事業内容等を正確、公平かつ適時に開示し、それを基礎として投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与えることが必要である。「親会社が債務の保証を行う」ことは、投資判断における一つの重要な要素ではあるが、資金調達をしようとする発行会社の財務内容、事業内容等は投資判断を行うための極めて基本的な情報であり、投資者保護の観点から、発行会社の企業情報を開示しなくてもよいということは考えられない。		z0300177	金融庁	短期社債の公募発行に関する証券取引法上の開示内容の見直し	5086	50860028	11	社団法人リース事業協会	28	短期社債の公募発行に関する証券取引法上の開示内容の見直し	証券取引法上の発行登録書や情報開示の規定を改正し、企業グループ内の金融子会社が発行する公募CPについて、発行会社の親会社が債務履行に関する保証を行う社債について、連結ベースでの開示により発行が可能となるようにすべきである。	資本市場の拡大・活性化。	短期社債についても、原則として証券取引法上の公募の概念が適用されるが、CPは日々の発行が行われるため、届出書方式で対応することは現実的でなく、発行登録方式で対応せざるを得ない。一方で発行登録制度を利用できるのは、原則として、有価証券報告書提出会社等であるため、現状、継続開示を行っていない格付けの高い会社がCPを事実上公募できない。日々発行されるCPの商品特性、連結ベースでの決算・企業情報開示、更に今後の金融業務の本体からの金融専門子会社への移行の流れを鑑みると、企業グループ内の金融子会社による公募を可能とするよう措置が講じられるべきである。本年6月、同要望に対して金融庁から「投資者保護を図るためには、有価証券届出書、有価証券報告書等により有価証券の発行者の財務内容、事業内容等を正確、公平かつ適時に開示し、それを基礎として投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与えることが必要である。」との回答が示された。現在、有価証券報告書における連結経営情報の開示内容が拡充されていることから、100%出資の親会社が連結ベースでの決算・企業情報を開示する場合は、当該発行会社が個別の財務情報(個別企業の財務情報のほか、資力、返済能力、デフォルトの可能性等を含む。)を開示することは義務付けられないと判断している。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
商法301条、302条 社債等の振替に関する法律第66条第1項 第1号イ	現在、短期社債の発行においてはその総額が引き受けられることが要件となっている	a	I	社債の発行手続については、現在作業中の会社法制の現代化(平成17年法案提出予定)にかかるとともに、その見直しの要否等について検討中であり、短期社債の要件についても、社債の発行手続についての検討を踏まえつつ見直しをする方向で検討中である。		z0300178	金融庁、法務省	社振法における「短期社債」の要件見直し	5086	50860029	11	社団法人リース事業協会	29	社振法における「短期社債」の要件見直し	社振法第66条1項において「契的により社債の総額が引受けられるものであること」が短期社債の要件のひとつとして挙げられている。本要件の削除および短期社債における「社債申込証」の取得不要措置を要望する。	ダイレクトC Pの公募発行の普及および発行手続の簡素化	社債発行の際、商法により社債申込証の作成が必要とされているが、商法302条において「契的により社債」総額引受けを要件とするため(申込証の作成を不要とするため)、立法の趣旨で「(商法における)総額引受け」を短期社債の要件としたものと考えらるが、契記において同様な発行を結ぶる要因となり得るため当該要件の削除を希望するものである。発行登録制度において、証券法第28条の第2項は、「短期社債の募集」の場合には、一定の条件を充たせば必要とされる「追補書類」の提出が不要とされている。一方社振法において短期社債は「総額引受け」が要件とされているが、ダイレクトC Pを募集する「募集(公募)」を行う場合とする場合には「総額引受け」に該当しない場合も起こり得る。社振法及び証券法の関連法令が予定している「短期社債の募集」の発行形態は、発行体が引受人であるディーラー・投資業者による短期社債の発行条件を交渉することとし、両者が合意する程度投資業者による短期社債の引受け、かつ発行体による短期社債の発行があるという形態とされている。発行実務においても、ディーラー・投資業者に別個の総額引受け契約を取り交わす慣習が発生している。とりわけダイレクトC Pの公募発行においては、一般債の公募における引受人(アンダライナー)が存在しないため、「発行総額」を確定させようとして投資業者の募集を行うことは事実上不可能である(ディーラーが一旦総額を引受け公募発行においてはこの問題は生じない)。一方、「総額」が確定しないことによる弊害は、予定していた調達額に募集金額が満たないケースが想定されるが、それは発行体のリスクであり、発行体はそのリスクを承知で募集を行うのであれば特段問題はないものと思われる。一律の条件で投資業者への勧誘を行わず、個別投資業者ごとに条件を設定して発行(引受け)を行うという発行は非効率的であり、公募発行の利便性を低下させる。この点は大きな弊害であり早急に改善が必要点と考える。発行したC Pが「総額引受け」でないという理由で社振法上の「短期社債」と見なれなくなる。普通社債と同様の募集の作成や社債管理会社の設置が必要となり、実務上発行は不可能となる。短期社債の発行の機動的な推進(短期社債の適格要件を定む)するため、社振法において短期社債募集要件(短期社債の総額引受け要件の削除並びに社債申込証の取得不要措置)の見直しを要望するものである。本年6月、同要望に	
商法301条、302条 社債等の振替に関する法律第66条第1項 第1号イ	現在、短期社債の発行においてはその総額が引き受けられることが要件となっている	a	I	社債の発行手続については、現在作業中の会社法制の現代化(平成17年法案提出予定)にかかるとともに、その見直しの要否等について検討中であり、短期社債の要件についても、社債の発行手続についての検討を踏まえつつ見直しをする方向で検討中である。		z0300178	金融庁、法務省	社振法における「短期社債」の要件見直し	5092	50920025	11	オリックス株式会社	25	社振法における「短期社債」の要件見直し	社振法第66条1項において「契的により社債の総額が引受けられるものであること」が短期社債の要件のひとつとして挙げられている。本要件の削除および短期社債における「社債申込証」の取得不要措置を要望する。	ダイレクトC Pの公募発行の普及および発行手続の簡素化	社債発行の際、商法により社債申込証の作成が必要とされているが、商法302条において「契的により社債」総額引受けを要件とするため(申込証の作成を不要とするため)、立法の趣旨で「(商法における)総額引受け」を短期社債の要件としたものと考えらるが、契記において同様な発行を結ぶる要因となり得るため当該要件の削除を希望するものである。発行登録制度において、証券法第28条の第2項は、「短期社債の募集」の場合には、一定の条件を充たせば必要とされる「追補書類」の提出が不要とされている。一方社振法において短期社債は「総額引受け」が要件とされているが、ダイレクトC Pを募集する「募集(公募)」を行う場合とする場合には「総額引受け」に該当しない場合も起こり得る。社振法及び証券法の関連法令が予定している「短期社債の募集」の発行形態は、発行体が引受人であるディーラー・投資業者による短期社債の発行条件を交渉することとし、両者が合意する程度投資業者による短期社債の引受け、かつ発行体による短期社債の発行があるという形態とされている。発行実務においても、ディーラー・投資業者に別個の総額引受け契約を取り交わす慣習が発生している。とりわけダイレクトC Pの公募発行においては、一般債の公募における引受人(アンダライナー)が存在しないため、「発行総額」を確定させようとして投資業者の募集を行うことは事実上不可能である(ディーラーが一旦総額を引受け公募発行においてはこの問題は生じない)。一方、「総額」が確定しないことによる弊害は、予定していた調達額に募集金額が満たないケースが想定されるが、それは発行体のリスクであり、発行体はそのリスクを承知で募集を行うのであれば特段問題はないものと思われる。一律の条件で投資業者への勧誘を行わず、個別投資業者ごとに条件を設定して発行(引受け)を行うという発行は非効率的であり、公募発行の利便性を低下させる。この点は大きな弊害であり早急に改善が必要点と考える。発行したC Pが「総額引受け」でないという理由で社振法上の「短期社債」と見なれなくなる。普通社債と同様の募集の作成や社債管理会社の設置が必要となり、実務上発行は不可能となる。短期社債の発行の機動的な推進(短期社債の適格要件を定む)するため、社振法において短期社債募集要件(短期社債の総額引受け要件の削除並びに社債申込証の取得不要措置)の見直しを要望するものである。本年6月、同要望に	
銀行法施行規則 第9条の3第2項、 第3項、第10条	銀行の業務の全部又は一部を代理する者は、金融機関を除く法人にあっては、委任銀行の100%出資子会社又は当該銀行の子会社とする銀行持株会社の子会社でなければならない。	a	I III	「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)において、「銀行代理店制度については、金融機関の健全性や決済システムに与える影響等の観点から踏まえつつ、資本関係規制等制度の見直しを行うこととし、平成16年度中に検討を行い、措置する。」とされていることを踏まえ、検討を行い、措置する。		z0300179	金融庁	銀行法の代理店規制/貸付業務に限定した代理店の貸金業者への解禁	5092	50920007	11	オリックス株式会社	7	銀行法の代理店規制/貸付業務に限定した代理店の貸金業者への解禁	貸金業者は、貸金業規制法の規制のもと、金銭貸借の媒介を行うところ<*1>、銀行の貸付けについては、媒介は可能としても代理ができない。これらの貸金業者は、いろいろな営業形態の展開が考えられるべきであり、それにより資金需要者のニーズに応え、融資事業の正常化が図られる必要がある。その場合の形態として、貸金業者が貸付金を自己の資産として代理業を行い手数料を取得する形態がある。これは銀行にとっても貸付を拡大する手法となるが、不適切な者には委任しなければならないという問題もない。本年6月、同要望に対して金融庁から「代理店制度については、金融機関の健全性や決済システムに与える影響等の観点から踏まえつつ、資本関係等について見直しを行うこととし、16年度中に検討を行い、措置することとする。」と回答が示された。早急な措置を期待する。	貸金業者が独自の営業店舗で接触する顧客に対し、銀行ローンの契約的成約業務を行う。		

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
信託業法 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	改正前の信託業法においては、信託会社が引き受けることができる財産は信託業法第4条により限定されている。 また、信託業の担い手も①信託業法による免許取得、②銀行法等により金融機関の免許を取得した上で兼営法による認可を受けることとされており、現在、国内において信託業を営んでいる者は②によって認可を受けた金融機関のみとなっている。	a	I	「信託業のあり方に関する中間報告書」(金融審議会第二部会報告(15.7.28))において、①現行の信託業法で受託可能財産となっていない知的財産権等を受託可能財産とするなど、受託可能財産の範囲を拡大する、②現在、信託兼営金融機関のみが行っている信託業を金融機関以外の者が行い得るようにする、ため必要な制度整備を行うとされ、この報告を踏まえ、信託業法案を第159回通常国会に提出し同国会において閉会中審査案件とされたが、第161回臨時国会において成立。		z0300180	金融庁	信託業法改正の早期成立	5092	50920009	11	オリックス株式会社	9	信託業法改正の早期成立	信託業務の改正を行い、事業会社の信託業、信託代理店への参入を可能にする。現在、信託業、信託代理店は、金融機関に限られている。	信託業務について、競争が促進されるとともに、顧客への提案等の機会が増え、市場の発展、顧客の利便性の向上に役立つ。	信託業法の改正案が、国会に提出されたが、未だ成立していない。早期に成立させ、信託業務の市場の発展、顧客の利便性の向上が実現されることを要望する。	
信託業法 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	改正前の信託業法においては、信託会社が引き受けることができる財産は信託業法第4条により限定されている。 また、信託業の担い手も①信託業法による免許取得、②銀行法等により金融機関の免許を取得した上で兼営法による認可を受けることとされており、現在、国内において信託業を営んでいる者は②によって認可を受けた金融機関のみとなっている。	a	I	「信託業のあり方に関する中間報告書」(金融審議会第二部会報告(15.7.28))において、①現行の信託業法で受託可能財産となっていない知的財産権等を受託可能財産とするなど、受託可能財産の範囲を拡大する、②現在、信託兼営金融機関のみが行っている信託業を金融機関以外の者が行い得るようにする、ため必要な制度整備を行うとされ、この報告を踏まえ、信託業法案を第159回通常国会に提出し同国会において閉会中審査案件とされたが、第161回臨時国会において成立。		z0300181	金融庁	全ての金融機関について不動産処分型信託の全面解禁	5092	50920010	11	オリックス株式会社	10	全ての金融機関について不動産処分型信託の全面解禁	信託子会社に処分型不動産信託の取扱いを認めることを要望する。	信託業務について、競争が促進されるとともに、顧客への提案等の機会が増え、市場の発展、顧客の利便性の向上に役立つ。	従前に認可を受けた信託銀行には取扱いが認められている業務について、一定の時期以降に認可を受けた信託銀行には認められていないのは合理的な理由がない、本年6月、同要望に対して金融庁から「金融機関に課されている他業制限や金融機関の業務との関連性等を踏まえ検討することとする。」との回答が示された。処分型不動産信託は、顧客のニーズも高く、規制を緩和することにより、子会社信託銀行の事業機会を増やし、信託の市場が広がることにつながることから、早期に検討が開始され、措置がとられることを期待する。	
証券取引法第4条第1項及び第2項、第5条第1項、法23条の3	短期社債を含む有価証券を公募により発行する会社は、有価証券届出書又は発行登録書を利用する会社は、利用適格要件(継続開示要件及び周知性要件)を満たさなければならないとされている。	c	-	投資者保護を図るためには、有価証券届出書、有価証券報告書等により有価証券の発行者の財務内容、事業内容等を正確、公平かつ適時に開示し、それを基礎として投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与えることが必要である。 「親会社が債務の保証を行う」ことは、投資判断における一つの重要な要素ではあるが、資金調達をしようとする発行会社の財務内容、事業内容等は投資判断を行うための極めて基本的な情報であり、投資者保護の観点から、発行会社の企業情報を開示しなくてもよいということは考えられない。		z0300182	金融庁	短期社債の公募発行に関する証券取引法上の開示内容の見直し	5092	50920024	11	オリックス株式会社	24	短期社債の公募発行に関する証券取引法上の開示内容の見直し	証券取引法上の発行登録や情報開示の規定を改正し、企業グループ内の金融子会社が発行する公募CPについて、発行会社の親会社が債務履行に関する保証を行う社債について、連結ベースでの開示により発行が可能となるようにすべきである。	資本市場の拡大・活性化。	短期社債についても、原則として証券取引法上の公募の概念が適用されるが、CPは日々の発行が行われるため、届出書方式で対応することは現実的でなく、発行登録方式で対応せざるを得ない。一方で発行登録制度を利用できるのは、原則として、有価証券報告書提出会社等であるため、現状、継続開示を行っていない格付けの高い会社がCPを事実上公募できない。日々発行されるCPの商品特性、連結ベースでの決算・企業情報開示、更に今後の金融業務の本体からの金融専門子会社への移行の流れを鑑みると、企業グループ内の金融子会社による公募を可能とするよう措置が講じられるべきである。本年6月、同要望に対して金融庁から「投資者保護を図るためには、有価証券届出書、有価証券報告書等により有価証券の発行者の財務内容、事業内容等を正確、公平かつ適時に開示し、それを基礎として投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与えることが必要である。」との回答が示された。現在、有価証券報告書における連結経営情報の開示内容が拡充されていることから、100%出資の親会社が連結ベースでの決算・企業情報を開示する場合は、当該発行会社が個別の情報(個別企業の財務情報のほか、資力、返済能力、デフォルトの可能性等を含む。)を開示することは義務付けられないとすることに弊害はないと思われる。	



「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
銀行法施行規則第9条の3第2項、第10条、平成11年金融監督庁告示第10号第2条(平成11年4月1日)	平成11年金融監督庁告示(平成11年4月1日)第1条第4号ホにおいて、「銀行代理店は当該代理店契約書に定められた施設以外の場所において代理業務を行うこと」が禁止されている。	a	I III	定められた施設以外の場所において契約締結の代理業務を行うことを認めるかどうかについて、顧客の利便性や銀行経営の効率を高める観点から、検討を行う。		z0300183	金融庁	その他金融業を行う者の資金の貸付(住宅ローン)の代理業務に係る規制の緩和	5094	50940009	11	ソニー株式会社	9	その他金融業を行う者の資金の貸付(住宅ローン)の代理業務に係る規制の緩和	定められた施設以外での契約締結の媒介(勧誘行為を含む)を行うことができる(勧誘行為を含む)を認めている(渉外業務を行うことを認める)。		保険会社が行うことのできる業務として、その他金融業を行う者の資金の貸付の業務の代理が認められたにも拘わらず、定められた施設以外での契約締結の媒介(勧誘行為を含む)を行うことができないことは、渉外業務ができないことであり、事業促進において極めて大きな障害要因となる。よって、保険会社が定められた施設以外での契約締結の媒介(勧誘行為を含む)を行うことが可能となれば、事業促進の向上はもとより、顧客利便性の向上の観点からも極めて有効である。	
各省庁の会計に係る運用	現在、海外出張の際に現金を多額に所持することが危険であることから、一部の出張者を分任支出負担行為担当官に任命し、その者用の特定のクレジットカードでの使用が認められている。なお、分任支出負担行為担当官の任命は内閣本府の事務である。金融庁では特段の規定は設けていない。	d	該当なし	金融庁においては、制度上の問題は無い。		z0300184	全庁	クレジットカード決済による支払業務	5095	50950002	11	株式会社クレディセゾン・株式会社富士通総研	2	クレジットカード決済による支払業務	各省庁で発生する出張旅費や物品購入などの支払いを職員による立替精算や請求書支払でなく、クレジットカード支払で行うことに対する規制を緩和していただきたい。	出張旅費や物品購入等の支払業務をクレジットカード払いで行い、仮払・立替等の出納業務の削減、決算の簡素化、振込手数料の削減などが実現できると考えているため、クレジットカードによる支払業務を行いたい。現在の各省庁の会計規則上問題があれば、行えるように緩和していただきたい。制度上問題がなければ、その旨を明示していただきたい。現在、内閣府、財務省、経済産業省、警察庁で部分的に導入されている。したがって実務的に問題がないと考える。		
投資信託及び投資法人に関する法律第58条、第220条	受益証券等の発行者は外国投資信託、外国投資証券の募集の取扱い等が行われる場合に、あらかじめ金融庁長官に届け出なければならない。	c	-	外国投資信託等についても国内での販売が行われる場合には、投資者保護の観点から、国内投資信託等に係る投資信託約款等の当局への届出、販売の差止め命令等と同様の措置を講じる必要がある。		z0300185	金融庁	国内の年金ファンド等による海外REITの組入れを容易にすること	5096	50960002	11	社団法人信託協会	2	国内の年金ファンド等による海外REITの組入れを容易にすること	・ 主として不動産に投資を行う海外REIT(米国REIT、豪州プロバティ・トラスト等)は、「投資信託及び投資法人に関する法律」における外国投資信託あるいは外国投資証券に該当するものと解されている。なお、外国投資信託及び外国投資証券については、発行者等による内閣総理大臣への届出がない場合、国内の証券会社は募集、売買、媒介、取次ぎ等を行うことができないこととなっている。ここで、海外REITについては、当該届出がなされていないものと考えられることから、国内の証券会社は取扱いができる。 ・ 例えば、以下のような場合については、投資家保護上、特段の問題は生じないと考えられることから、海外REITで発行者による届出がないものについて国内の証券会社による取扱いを可能とする手当てを要望するもの。 ・ 売買の発注者が適格機関投資家である場合 ・ 海外の市場に上場されている等の一定の基準を満たすものである場合 ・ 設定された国の法令に基づき承認等を取っている場合 なお、 ・ については、特定の国・地域の市場に上場されている、あるいは特定の国・地域の法令に基づき承認等を取っているREITに限定して、取扱いを可能とする手当てもあり得る。	・ 海外REITは、外国株式の主要インデックスの構成銘柄として一定比率含まれており、当該指標をベンチマークとするパッシブ型の信託財産(特に年金資産)運用において、組み入れが必須となっている。 ・ ここにおいて、国内証券会社を通じた売買の発注ができないため、運用実績がベンチマークと乖離する要因になっており、結果、投資家の利益を害するものとなっている。		



「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
投資信託及び投資法人に関する法律施行令第2条	信託銀行は、主として有価証券に対する投資として運用する場合を除き、委託を受けることができる。	○	-	「主として有価証券」で運用を行う証券投資信託においては、幅広く一般投資者から資金を集めるスキームであることから、運用者である投資信託委託業者に専門義務を求めていること、委託者と受託者の抑制機能により投資者保護を図ってきたことに照らせば、認可投資顧問業者である信託銀行に自らが受託者となっている証券投資信託につき、運用の外部委託を認めることとした場合、投信法第5条の2、第49条の3の趣旨に反するため、自らが受託者となっている証券投資信託の運用の外部委託を受けることが可能とすることは困難。		z0300186	金融庁	信託銀行による投資信託の効率的運用を阻害する規制を撤廃すること(その1)	5096	50960003	11	社団法人信託協会	3	信託銀行による投資信託の効率的運用を阻害する規制を撤廃すること(その1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>投資一任業務の認可を受けた信託銀行が、委託者指図型投資信託あるいは投資法人より投資信託財産の運用に係る権限の委託を受ける場合において、当該信託銀行が自ら受託者となっている投資信託財産については、「主として有価証券」に運用することができない。</li> <li>投資一任業務の認可を受けた信託銀行が、投資信託財産の運用に係る権限の委託を制約なく受けられるようにすることを要望するもの。</li> <li>証券投資信託以外の投資信託、例えば不動産投資信託については、斯様な規制はなく、制度間の規制に論理的整合性がない。</li> <li>「主として有価証券」に投資する投資信託財産の運用と管理を同一の者が行う場合は、有価証券の値動きを利用して、受託者自らあるいは当該投資信託の受益者以外の第三者を利するような行為を行うというような弊害の発生の可能性が高いということであれば、当該弊害を防止するための行為規制を課すことで対応は可能である。</li> <li>但し、現在国会上程中の信託業法改正案において、受託者には忠実義務(第28条第1項)、善管注意義務(同条第2項)、分別管理義務(同条第3項)が課されることともに、信託財産に係る行為規制(第29条第1項)及び自己取引に係る行為規制(第29条第2項)が設けられているところであり、加えての行為規制は不要である。</li> <li>なお、会社型投資信託において、証券業を兼業する投資信託委託業者は、投資法人の運用と当該投資法人の資産の保管をあわせて受任することができるとことから、上記の規制には理屈がないことが明らかであることから、早期の撤廃を要望するものである。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>投資一任業務の認可を受けた信託銀行は、「認可投資顧問業者」として、有価証券運用に係る専門的な知識・経験を有する者である。当該規制の撤廃により、斯かる知識・経験が存分に発揮され、運用機関間の競争が一段と促進されることにより、多様な運用サービスの提供、多様な投資信託商品の組成が可能となり、商品選択の選択肢の拡大等、投資家の利益に大いに資するものである。</li> <li>また、投資家による投資信託商品取引の拡大により、有価証券取引が拡大し、有価証券取引市場の活性化、安定的な成長も図られる。</li> </ul>	
投資信託及び投資法人に関する法律第49条の3	信託銀行が委託者非指図型投資信託の信託財産を主として有価証券に対する投資として運用することを目的とする投資信託契約を締結することを禁止している。	○	-	「主として有価証券」で運用を行う証券投資信託においては、幅広く一般投資者から資金を集めるスキームであることから、運用者である投資信託委託業者に専門義務を求めていること、委託者と受託者の抑制機能により投資者保護を図ってきたことに照らせば、信託銀行が投信法に基づき「主として有価証券」に対する投資の運用指図を可能とすることは困難。		z0300187	金融庁	信託銀行による投資信託の効率的運用を阻害する規制を撤廃すること(その2)	5096	50960004	11	社団法人信託協会	4	信託銀行による投資信託の効率的運用を阻害する規制を撤廃すること(その2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託者非指図型投資信託について、信託銀行が信託財産を「主として有価証券」に運用することができない。</li> <li>斯かる規制の撤廃を要望するもの。</li> <li>委託者非指図型投資信託の受託者たる信託銀行は、信託法等の規律の適用を受けるものであり、諸規律を遵守すべく十分な運営・管理体制を整備・構築している。</li> <li>「主として有価証券」に投資する投資信託財産の運用と管理を同一の者が行う場合は、有価証券の値動きを利用して、受託者自らあるいは当該投資信託の受益者以外の第三者を利するような行為を行うというような弊害の発生の可能性が高いということであれば、当該弊害を防止するための行為規制を課すことで対応は可能である。</li> <li>但し、現在国会上程中の信託業法改正案において、受託者には忠実義務(第28条第1項)、善管注意義務(同条第2項)、分別管理義務(同条第3項)が課されるとともに、信託財産に係る行為規制(第29条第1項)及び自己取引に係る行為規制(第29条第2項)が設けられているところであり、加えての行為規制は不要である。</li> <li>また、そもそも信託財産の運用対象は信託契約により決定されるべきものであり、法令による規制は多様な商品設計の阻害要因以外のなにもでもないことから、早期の撤廃を要望するもの。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>信託銀行は、有価証券運用に係る専門的な知識・経験を有している。当該規制の撤廃により、斯かる知識・経験が存分に発揮され、運用機関間の競争が一段と促進されることにより、多様な運用サービスの提供、多様な投資信託商品の組成が可能となり、商品選択の選択肢の拡大等、投資家の利益に大いに資するものである。</li> <li>また、投資家による投資信託商品取引の拡大により、有価証券取引が拡大し、有価証券取引市場の活性化、安定的な成長も図られる。</li> </ul>	
投資顧問業法第8条第1項、第29条第1項第6号	登録事項、投資一任契約に係る業務に関する事項に変更があったときは2週間以内に内閣総理大臣に届け出ることが義務づけられている。	○	-	投資者保護上、内容に変更があれば迅速に行われべきであり、また、2週間あれば、相応の営業日を確保することが可能であることを踏まえれば、実質的に期間の延長となる措置をとることは適当ではないと考える。		z0300188	金融庁	投資顧問業法第8条第1項および第29条第1項第6号に基づく変更届出書の提出期限の緩和	5096	50960008	11	社団法人信託協会	8	投資顧問業法第8条第1項および第29条第1項第6号に基づく変更届出書の提出期限の緩和	<ul style="list-style-type: none"> <li>認可投資顧問業者は、投資顧問業者登録簿に記載されている事項、投資判断者等に異動が生じた場合および営業所に変更があった場合などにおいては、変更の届出を2週間以内に行うこととされているが、この期限を弾力化していただき、例えば1か月としていただきたい。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>2週間以内に会社の登記簿謄本、個人の住民票等の公的書類を準備し、変更届出書に添付することは実務上困難な場合もあるため、緩和を要望するもの。</li> </ul>	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
証券取引法第65条第2項	登録金融機関は、投資信託受益証券等について、証券仲介業の業務範囲と同様の業務をすることが可能になっている。	d		登録金融機関が行う、国債証券、投資信託受益証券等の取扱いについては、証券仲介業には含まれないが、これと同様の業務を行うことは、従来より可能になっている。		z0300189	金融庁	証券業務にかかる規制緩和	5107	51070001	11	農林中央金庫	1	証券業務にかかる規制緩和	金融機関の証券仲介業務について、金融機関以外の証券仲介業者と同様に、国債証券、投資信託受益証券等を含めた全ての有価証券について証券仲介業務を行うことができるよう措置する。		金融機関が行う証券業務については、国債証券、投資信託受益証券等にかかる証券業務の取扱い、およびそれ以外の有価証券にかかる証券仲介業務が規定されており、金融機関においては、国債証券、投資信託受益証券等については、証券仲介業務の取扱いの対象外となっている。国債証券、投資信託受益証券等についても証券仲介業務の対象とすることで、証券会社からフルラインで商品の提供を受けることが可能となり、証券業務にかかるインフラの統一化等、金融機関における証券業務の効率的な運営が確保できる。	
信託業法 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	改正前の信託業法においては、信託会社が引き受けることができる財産は信託業法第4条により限定されている。 また、信託業の担い手も①信託業法による免許取得、②銀行法等により金融機関の免許を取得した上で兼営法による認可を受けることとされており、現在、国内において信託業を営んでいる者は②によって認可を受けた金融機関のみとなっている。	a	I	「信託業のあり方に関する中間報告書」(金融審議会第二部会報告(15.7.28))において、①現行の信託業法で受託可能財産となっていない知的財産権等を受託可能財産とするなど、受託可能財産の範囲を拡大する、②現在、信託兼営金融機関のみが行っている信託業を金融機関以外の者が行い得るようにする、ため必要な制度整備を行うとされ、この報告を踏まえ、信託業法案を第159回通常国会に提出し同国会において閉会中審査案件とされたが、第161回臨時国会において成立。		z0300190	金融庁	信託業務にかかる規制の緩和	5107	51070003	11	農林中央金庫	3	信託業務にかかる規制の緩和	農林中央金庫本体、信託銀行子会社および信託代理店における信託業法第5条に定める併営業務(とりわけ「遺言執行・遺産整理業務、不動産関連業務」)の開放。 農林中央金庫本体、信託銀行子会社および信託代理店における信託業務にかかる規制(「処分型」不動産信託にかかる規制)の撤廃。 不動産の流動化については、投資信託法改正等の法整備が進められ、顧客や取引手法が多様化しているにも拘わらず、現行のように「処分型」不動産信託にかかる制限を設けることは、不動産の流動化への取組みを阻害するものであり、利用者利便の観点から緩和を要望する。		系統組合員においては、高齢化の進展が著しく、また個人の資産は農地をはじめとする土地が主体であることから、既に相続対策や土地有効活用の相談が数多く寄せられている。しかしながら、農林中央金庫本体、信託銀行子会社および信託代理店においては、遺言関連業務およびこれに付随する不動産関連業務を営むことができず、組合員のニーズに応えていくうえで大きな制約となっている。また、都銀等の専業信託の子会社化や専業信託をグループ内に有する都銀グループ等が、専業信託と同等の業務を全国展開できることと比較すると、これら業務を系統金融機関において取扱いえないことは公平でないとともに、利用者利便(とりわけ農村地域)の均等を図る観点において問題がある。加えて、専業信託および外銀信託とそれ以外の信託との間で業務範囲に差を設けることは、法的根拠がなく合理性に欠ける。	
優先出資法第27条第1項、商法第210条	協同組織金融機関は①優先出資の消却のためにする時、②協同組織金融機関の権利の実行にあたりその目的を達するために必要ないしその他政令で定めるやむを得ない事情があるときを除き、自己の優先出資を取得し、または質権の目的とし発行済優先出資の20分の1を超える口数の自己の優先出資を受けることはできない。	b	I	協同組織金融機関の優先出資の自己取得に係る規制緩和については、経営の健全性の確保の観点から発行状況や実務面でのニーズを十分に把握した上で慎重に検討する。また、組織再編成特措法では組織再編を行う場合の特例として認められているところでもあり、当該利用状況等の動向していきたい。		z0300191	金融庁	優先出資の自己取得の緩和	5107	51070004	11	農林中央金庫	4	優先出資の自己取得の緩和	協同組織金融機関の優先出資に関する法律(以下優先出資法)第27条1項に定める自己の優先出資の取得を、平成13年度に改正された商法210条にない、一定の範囲内で自由に行えるよう措置する。 また、商法210条では買受け以外の自己株式の取得について「別段の定」により規定しており、合併・営業譲渡・代物弁済取得・買受けなどは定時株主総会決議によらずに自己株式取得ができるものとされている。商法と同様、これらの買受け以外の自己取得が優先出資についても自由に行えることとなれば、経営の自由度が拡大するものと考えられる。		優先出資法第27条1項は施行当時の商法210条の規定にない優先出資の自己取得の限度を発行済出資口数の20分の1と定めたが、平成13年に改正された商法210条では、株式会社では定時株主総会の決議により、配当可能利益の範囲内で自由に自己取得(金庫株)ができることとなった。 優先出資法の施行当時は、協同組織金融機関の優先出資自己取得による協同組織金融機関債権者の利益侵害、ならびに優先出資の偽装操作の防止等が目的とされたが、現在では株式会社と同様に協同組織金融機関の資本にかかる流通市場の活性化ならびに協同組織金融機関の資本政策の機動化による経営の自由度向上が重要な状況になっているものと考えられる。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
信託業法 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	改正前の信託業法においては、信託会社が引き受けることができる財産は信託業法第4条により限定されている。 また、信託業の担い手も①信託業法による免許取得、②銀行法等により金融機関の免許を取得した上で兼営法による認可を受けることとされており、現在、国内において信託業を営んでいる者は②によって認可を受けた金融機関のみとなっている。	a	I	「信託業のあり方に関する中間報告書」(金融審議会第二部会報告(15.7.28))において、①現行の信託業法で受託可能財産となっていない知的財産権等を受託可能財産とするなど、受託可能財産の範囲を拡大する、②現在、信託業兼営金融機関のみが行っている信託業を金融機関以外の者が行い得るようにする、ため必要な制度整備を行うとされ、この報告を踏まえ、信託業法案を第159回通常国会に提出し同国会において閉会中審査案件とされたが、第161回臨時国会において成立。		z0300192	金融庁	信託代理店における遺言関連業務の解禁	5107	51070008	11	全国農協中央会・農林中央金庫	8	信託代理店における遺言関連業務の解禁	信託代理店の取扱業務に遺言関連業務を認める。		兼営法改正(平成14年2月1日施行)により、都銀等本体での信託業務の取扱いが認められたときに、信託代理店の取扱業務についても拡大されたが、遺言関連業務が認められていない。 J A組合員においては、高齢化の進展が著しく、また組合員の資産は農地等の土地が主体であり、組合員からの相続・遺言関係のニーズが高い。一方で農中信託銀行には遺言信託の取扱いが認められておらず、当然代理店としても取扱いすることができない。信託代理店において遺言信託業務を取扱うことができれば、組合員等利用者への利便性の一段の向上につながる。	
銀行法 証券取引法	-	e	I	銀行セクターにおいては、自主規制団体は存在しない。個々の銀行等が会員となる全国銀行協会は、個々の銀行等が自由で公正な業務展開をいよいよ必要な基盤を整備・構築することに重点をおいた活動を行っており、規制は設けていない。証券セクターにおいては、我が国における取引所市場に関する規制として行政当局による規制と自主規制団体による規制とがあり、行政当局が健全な証券市場の発展を図るための基本的な制度やルールを定めているのに対し、証券業協会や証券取引所等の自主規制機関は公正かつ円滑な取引を行うために取引参加者等が遵守すべき詳細なルールを定めている。これらは一定の合理性に基づくものである。なお、ご要望のような指摘もあることから、現在金融庁検査局が行っている証券セクターに対する検査機能を基本的に証券取引等監視委員会に移管するための証券取引法改正案が本年6月、国会で成立し、来年7月に施行予定となっているほか、協会や取引所が個別に実施していた検査については本年9月より合同で実施することとした。		z0300193	金融庁	規制当局と自主規制機関の重複機能の除去	5120	51200020	11	欧州委員会(EU)	20	規制当局と自主規制機関の重複機能の除去	1 a. 銀行業務および資産運用の分野において、規則ならびに規制の適用は一貫性を高めるべきであり、規制当局と自主規制機関の重複する機能は除去されるべきである。これらのさまざまな機関への報告義務の負担全体を合理化するべきである。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 2.3金融サービス(銀行業務、保険、証券)による。	
-	-	d	-	金融庁職員は、国家公務員法に基づく守秘義務があり、検査及び行政処分過程における秘密性は十分確保されている。また、検査については、①検査を行う際の基本的考え方やチェックリスト等が記載されている「金融検査マニュアル」を作成し、これを公表している、②検査官を対象に随時研修を行っている、など検査に関する目線の統一を図っている。 さらに、行政処分の内容決定にあたっては、①処分の前提となる事実関係について報告徴求等を通じて十分に確認している、②処分の対象となる行為の内容を総合的に勘案し、過去の処分事例も参照した上で適正に処分の内容を決定している、③不利益処分を行う際には、行政手続法に基づき被処分者に弁明の機会等が付与されており、信頼性及び処分の適正性の確保を図っている。		z0300194	金融庁	検査と処分過程における守秘と信頼性の確保	5120	51200021	11	欧州委員会(EU)	21	検査と処分過程における守秘と信頼性の確保	1b. 銀行業務分野では、検査と処分過程における守秘と信頼性を確保し、処分は違反と比例したものでなければならぬ。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 2.3金融サービス(銀行業務、保険、証券)による。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
証券取引法及び投資顧問業法	日本国内で有価証券の売買の取次ぎ等を営業として行うには証券業登録が必要となっている。	c	-	証券取引法上は、日本国内で有価証券の売買の取次ぎなどの行為を営業として行う場合には、証券業登録を行う必要がある。これは、取引の公正性の確保や投資者保護の観点から、当該業務を行う者に対し証券取引法上のルールを適用するためのものであるため、証券業登録を受けていない者が当該行為を行うことは、上記の観点から適当ではない。		z0300195	金融庁	在日資産運用者がグループ内系列企業に代わり証券売買を可能とする投資顧問業法の改正	5120	51200022	11	欧州委員会(EU)	22	在日資産運用者がグループ内系列企業に代わり証券売買を可能とする投資顧問業法の改正	1c. 多くの主要な金融市場では、海外にあるグループ内系列企業に代わって資産運用者が国内市場で注文を出すことが認められている。日本では証券業免許がなければ代理者として注文を出せない。根拠を認けるための費用を所与とするは、これは資産運用者にとって非実用的な解決策である。日本で免許を受けた資産運用者がグループ内系列企業に代わって日本の証券を売買できるようにするために、日本政府は投資顧問業法を改正すべきである。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 2.3金融サービス(銀行業務、保険、証券)による。	
平成13年3月27日付閣議決定(行政機関による法令適用事前確認手続の導入について)金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則	民間企業等が、新規の事業や取引を具体的に計画している場合において、その事業や取引を行うことが、当庁所管の法律及びこれに基づく政府令において無許可営業等にならないかどうか等につき、細則に規定される事項を記載した照会書を提出することにより、照会を行うことができる。当庁が照会を受けた事項については、原則として、照会書を受領してから30日以内に、書面により回答を行うこととし、原則として、照会書を受領してから30日以内に、書面により回答を行う。	d		当庁としては、ノーアクションレター制度がさらに効果的に利用されるよう、他省庁とも十分協議をしつつ、引き続き確かな運営に努めるとともに、制度の効用を周知し活用を促進することしたい。		z0300196	金融庁	ノーアクションレター制度について	5120	51200023	11	欧州委員会(EU)	23	ノーアクションレターのより効果的利用の確保	1d. FSAは「ノーアクションレター」のより効果的利用を確保すべきである。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 2.3金融サービス(銀行業務、保険、証券)による。	
平成13年3月27日付閣議決定(行政機関による法令適用事前確認手続の導入について)金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則	民間企業等が、新規の事業や取引を具体的に計画している場合において、その事業や取引を行うことが、当庁所管の法律及びこれに基づく政府令において無許可営業等にならないかどうか等につき、細則に規定される事項を記載した照会書を提出することにより、照会を行うことができる。当庁が照会を受けた事項については、原則として、照会書を受領してから30日以内に、書面により回答を行うこととし、原則として、照会書を受領してから30日以内に、書面により回答を行う。	d		当庁としては、ノーアクションレター制度がさらに効果的に利用されるよう、他省庁とも十分協議をしつつ、引き続き確かな運営に努めるとともに、制度の効用を周知し活用を促進することしたい。		z0300196	金融庁	ノーアクションレター制度について	5122	51220092	11	米国	92	ノーアクションレター制度について	金融庁が日本の金融法や規則の一連の書面での解釈を拡充させる方法として、金融庁のノーアクションレター制度を順調に推し進めることを米国政府は提言する。書面での解釈は、どんな金融商品やサービスが日本の法律で禁止されているかどうかに関しての不確実性を除くために不可欠なものである。また、それによって金融サービス提供者による革新の領域が広がる。そのためには、本要望書の「透明性および他の政府慣行」のVIIIで説明されている提案を参考にして、金融庁がノーアクションレター制度の効率性を高めるために、さらなる措置を講じることを米国政府は提言する。日本の金融法や規則の解釈を求める口頭で受けた要望に書面で回答するために、金融庁のウェブサイト「よくある質問」のページが、同等な媒体を創設する。日本の金融法の書面での解釈を提供するための手段として、口頭又は書面での要望に答えるためにあるいは金融庁が佐紀を見越して行動し、金融庁のガイドラインの発行を増やし、使われる用語を明確にする。		金融分野での規制、監督業務に関する透明性を改善するため、米国は以下の措置が可能な限り早期に実施されることを歓迎する。	



「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
証券取引法第65条	銀行等の金融機関については、証券業務を原則として禁止している。	c		証券取引法第65条の規制は、金融機関が証券業を併営することによる利益相反の防止、銀行の企業に対する過度の影響力の防止、銀行経営の健全性の確保等の観点から規定されている物であり、その撤廃については措置困難。		z0300197	金融庁	証券取引法第65条の撤廃等	5120	51200024	11	欧州委員会（EU）	24	証券取引法第65条の撤廃等	2a. EUは、金融機関がすべての業務、すなわち、銀行業務、保険および証券業務が行えるようにすることを再度要請する。これは、日本における健全な統合された金融産業を確保するために必要な行政上の要件が伴わなければならない。従って、銀行業務と証券業務の統合した運営を禁止している証券取引法第65条は廃止されるべきである。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」（2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部） 2.3金融サービス（銀行業務、保険、証券）による。	
保険業法第265条の33・34、第270条の3第2項第1号 保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令第25条の2・第50条の3	○生命保険契約者保護機構の会員保険会社の負担金は、原則として、補償対象契約の年間収入保険料の一定割合及び事業年度末の責任準備金等の負債の額の一定割合とされている。補償対象契約は、およそ日本における元受保険契約とされている。 ○損害保険契約者保護機構の会員保険会社の負担金は、すべての保険契約の年間収入保険料の一定割合及び事業年度末の責任準備金等の負債の額の一定割合とされている。これに対し、損害保険契約者保護機構の補償対象契約は、自動車保険、火災保険（契約者が個人・小規模企業者であるもの）等の一定の保険種類に限定されている。	b	Ⅲ	現在、金融審議会金融分科会第二部会において、補償対象契約の範囲を含め、保険契約者保護制度の見直しについて審議を行っているところである。本件要望については、補償対象契約の範囲が議論の前提となることから、上記審議会における審議状況やその取りまとめ内容及びその後の法制化等の進展状況を踏まえ、検討を行う。		z0300198	金融庁	保護基金制度の見直し	5120	51200027	11	欧州委員会（EU）	27	保護基金制度の見直し	3b. 保護基金により顧客が保護される会社だけが保護基金に貢献するように、保護基金制度の長く懸案であった見直しを、日本政府が直ちに開始することをEUは主張する。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」（2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部） 2.3金融サービス（銀行業務、保険、証券）による。	
信託業法 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律は金融機関に外国銀行を想定していない。	b	Ⅲ	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の「金融機関」に外国銀行を規定することなどを含め検討。		z0300199	金融庁	外国銀行在日支店における信託業務と銀行業務の兼営	5120	51200028	11	欧州委員会（EU）	28	外国銀行在日支店における信託業務と銀行業務の兼営	3c. 外国銀行在日支店も信託業務と銀行業務を兼営できるよう、信託銀行業務に関して外国銀行の支店と国内銀行の支店との間に差を設けるべきでない。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」（2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部） 2.3金融サービス（銀行業務、保険、証券）による。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
信託業法 金融機関の信託 業務の兼営等に 関する法律	金融機関の信託業務の兼営等に 関する法律は金融機関に外国銀行 を想定していない。	b	Ⅲ	金融機関の信託業務の兼営等に 関する法律の「金融機関」に外国銀 行を規定することなどを含め検討。		z0300200	金融庁	金融サービス:国内銀行との立場	5122	51220087	11	米国	87	金融サービス:国内銀行との立場	兼営法第一条第一項に従って、外国銀行 の支店が信託と銀行業務に同時に従事す ることを認め、国内銀行と対等の立場に 置く。		米国は、金融サービス分野の規制改革が 日本で可能な限り早期に実施されること を歓迎する。	
投資信託及び投 資法人に関する 法律・有価証券 に係る投資顧問 業の規制に関す る法律	投資信託業と投資顧問業は別 個の法律により規制が行われて いる。	b	I	投資信託は、不特定多数の投資 家から資金を集め、有価証券 や不動産など幅広い資産で運 用することがあらかじめ定めら れた集団投資スキームであるの に対し、投資一任は、個別の投 資家との相対契約により運用方 針等のニーズをきめ細かく把握 して有価証券で運用を行う資産 運用スキームであり、現在、こ のような両者の相違点を踏まえ た別個の規制が行われている。 両者は、投資家の資産を運用す るという機能面で共通しており、 また、業務を兼業している者が 多いことを踏まえれば、各々の 法律に基づく規制についても、 可能な限り共通のルールを適用 していくことが適当であること から、現在、金融審議会におい て進められている投資サービス における機能別・横断的な投資家 保護の枠組みについての検討 状況を踏まえ、今後検討を行う 予定。		z0300201	金融庁	投資顧問及び投資信託の活動に関わ る規制について	5122	51220088	11	米国	88	投資顧問及び投資信託の活動に関わ る規制について	投資顧問および投資信託の活動に関わる 規制の枠組みを一本化し、矛盾点や重複 を解消する。		米国は、金融サービス分野の規制改革が 日本で可能な限り早期に実施されること を歓迎する。	
投資信託及び投 資法人に関する 法律	投資信託及び投資法人に関す る法律には、投資信託の統合手 続きに関する規定はない。	b	I	投資信託の統合については、集 団投資スキームにおけるガバナ ンス機能の強化や投資者保護 等に留意しつつ、検討する必要 がある。		z0300202	金融庁	投資信託契約の統合	5122	51220089	11	米国	89	投資信託契約の統合	投資家にリスクやコストの削減をもたら す投資の統合や分散を投資マネージャー に認めるために、投資信託契約の統合を 許可し、早期償還の障害を削減する。		米国は、金融サービス分野の規制改革が 日本で可能な限り早期に実施されること を歓迎する。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 補助 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
貸金業の規制等に関する法律第17条、第18条、第24条第2項	貸金業規制法第17条では契約締結時における債務者・保証人に対する貸金業者の書面交付義務を、第18条第1項では債務弁済時における債務者・保証人に対する貸金業者の書面交付義務を、それぞれ規定している。 第24条第2項では、貸金業者の貸付けに係る債権を譲り受けた者は、当該債権の債務者に対し、譲り受けた債権の内容を明らかにする書面を遅滞なく交付しなければならない。	b	※(措置の概要参照)	いわゆる「ヤミ金融問題」を契機とした貸金業規制法及び出資法の一部改正法が平成16年1月1日に施行されたところ。 貸金業制度の在り方については、同法附則において施行後3年を目途として検討を加え、必要な見直しを行うこととなっている。  ※措置の内容については、上記検討を踏まえて決まるものであり、現時点では未定。		z0300203	金融庁	ディスクロージャー	5122	51220090	11	米国	90	ディスクロージャー	貸金業者からはっきりと明白な通知の後、ディスクロージャーに対して顧客の同意があれば、電子的通知により貸金業法が定めるディスクロージャーの要件を具備することを貸金業者に認めることにより、消費者に有益なディスクロージャーを確保し、消費者のプライバシーを保護する。貸金業者や借取りの悪質な取立て行為から消費者を守るため現行の規則を強力に順守させる。		米国は、金融サービス分野の規制改革が日本で可能な限り早期に実施されることを歓迎する。	
金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(個人情報保護法第6条及び第8条に基づく告示)	「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」は、個人情報保護法第6条及び第8条に基づき策定・告示されたところ。	d	Ⅲ	「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」の内容については、平成16年4月2日の閣議決定「個人情報の保護に関する基本方針」において、「特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある分野については、各省庁において、個人情報を保護するための格別の措置を各分野(医療、金融・信用、情報通信等)ごとに早急に検討」することが求められたことを受けて、金融審議会特別部会における審議・検討等を踏まえて策定されたものである。 なお、業法に基づく個人情報情報の適正な管理に関しては、検査及び監督のあり方を含め、今後検討を進め、検討結果を明らかにする所存である。		z0300204	金融庁	個人情報を守るガイドラインの作成について	5122	51220093	11	米国	93	個人情報を守るガイドラインの作成について	パブリックコメントの受け入れ期間を設けることにより、個人情報保護法に関連するガイドラインの透明性を高める金融庁の努力を米国政府は歓迎する。金融庁が、金融機関および業界団体の意見や懸念を慎重に検討し、新商品やサービスを効果的に日本の消費者に提供する金融機関の能力を妨げることなく、確立されたプライバシー保護システムに合致する方法で、個人情報を守るガイドラインを作成することを米国政府は提言する。		金融分野での規制、監督業務に関する透明性を改善するため、米国は以下の措置が可能な限り早期に実施されることを歓迎する。	
						z0300205	金融庁	規則策定手続の透明性について	5122	51220094	11	米国	94	規則策定手続の透明性について	米国政府は、規則策定手続の透明性を高めるための金融庁の最近の動きや、新たな又は改正された金融庁の法令の実施を歓迎し、また当事者からその過程でインプットを求める更なる努力を歓迎する。そうした方法には公聴会の一層の活用や、既存および新たな規則やガイドラインと関連した行政手続法の下でのパブリックコメントのプロセスを引き続き活用することを含む。		金融分野での規制、監督業務に関する透明性を改善するため、米国は以下の措置が可能な限り早期に実施されることを歓迎する。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
	明確な制度はないが、例えば金融審議会においては、各業界から有識者を招くなど、専門的な意見を幅広く取り入れるなど、専門的な意見を幅広く取り入れている。	e	-	例えば金融審議会においては、各業界から有識者を招くなど、専門的な意見を幅広く取り入れるようにしており、また規制自体も存在しないことから事実誤認であると思われる。		z0300206	金融庁	自主規制機関について	5122	51220095	11	米国	95	自主規制機関について	自主規制機関の補足として、日本の金融当局が、会員の見解や専門知識を十分に示す民間の金融業界団体、例えば日本国商工会議所や国際銀行協会などと引き続き密接に仕事をすることを米国は要望する。		金融分野での規制、監督業務に関する透明性を改善するため、米国は以下の措置が可能な限り早期に実施されることを歓迎する。	
	金融審議会金融分科会第二部会や同部会保険の基本問題に関するワーキング・グループにおいてご議論いただいている。同部会、同WGには、外資系保険会社(支店形態を含む)を含む事業者団体の代表者にも参加をいただき、有意義な議論をしていただいていると考えている。	d		<p>保険契約者保護制度の見直しについては、金融審議会金融分科会第二部会や同部会保険の基本問題に関するワーキング・グループにおいてご議論いただいているところ。同部会、同WGには、外資系保険会社(支店形態を含む)を含む事業者団体の代表者にも参加をいただき、有意義な議論をしていただいていると考えている。</p> <p>(注)平成16年5月13日に開催された上記WGにおいて、外資系生保会社より、複数の外資系生保会社の意見として保険契約者保護制度の見直しについて意見を聴取したところ。</p> <p>また、同部会は、原則として公開でご議論いただいているとともに、議事録及び資料についても原則として当庁ホームページで公開している。</p> <p>当庁においては、これまでも制度の見直しを行う場合は保険会社(外資系保険会社を含む)や関係団体等との意見交換を行っており、今後とも、必要に応じ、情報の提供や意見の交換を行っていく所存である。</p>		z0300207	金融庁	生命保険契約者保護機構	5122	51220124	11	米国	124	生命保険契約者保護機構	<p>生命保険契約者保護機構(生保PPC)の改革にかかわる論点を扱う金融審議会の保険の基本問題に関するワーキング・グループが、現行の財政的仕組みが2006年3月に失効するのに先立ち、2004年の早い時期に議論を開始した。米国は日本に対して、現在の仕組みが失効する前に、より効率的で持続的なセーフティネット制度を整備するための法整備を確実にするべく迅速に行動するよう要望する。実行可能なセーフティネット制度は、国内生保および外資系生保の双方の財政基盤と運営を保証し、また生保業界に対する国民の信頼を確保するために必要不可欠であり、その制度の大幅な変更は業界と顧客に等しく多大な影響を及ぼす。従って、米国は日本政府に、パブリックコメント手続きを最大限に利用・実施するよう求め、生保業界(国内生保および外資系生保)とすべての利害関係者が、保険業法の改正案、生保PPCの改革法、または、生保PPCに係る他の既存の法律や規制に関し、それらが国会に提出されたり実施される前の段階で情報を入手し、コメントし、政府関係者と意見交換を行なう有意義な機会が確保されるよう求める。これらの機会には、金融審議会のワーキング・グループや日本政府が召集する可能性のあるその他のグループの審議に貢献する等、生保PPCを改革するための審議に積極的に貢献することを含む。</p>		日本の省庁が、法案の国会提出前の作成段階で、一般市民に意見表明機会を提供する頻度が増えつつあることを米国は評価する。米国は、日本の省庁がこの慣行を引き続き実施することを奨励し、法案が作成される初期の段階で、一般市民が法案に関する意見を表明できる機会がさら増えることを期待する。法案作成に対する一般市民の意見提出の機会が必要とされる具体的事例2件は以下の通り。	
	金融審議会金融分科会第二部会や同部会保険の基本問題に関するワーキング・グループにおいてご議論いただいている。同部会、同WGには、外資系保険会社(支店形態を含む)を含む事業者団体の代表者にも参加をいただいている。	d		<p>保険契約者保護制度の見直しについては、金融審議会金融分科会第二部会や同部会保険の基本問題に関するワーキング・グループにおいてご議論いただいているところ。同部会、同WGには、外資系保険会社(支店形態を含む)を含む事業者団体の代表者にも参加をいただき、有意義な議論をしていただいていると考えている。</p> <p>(注)平成16年5月13日に開催された上記WGにおいて、外資系生保会社より、複数の外資系生保会社の意見として保険契約者保護制度の見直しについて意見を聴取したところ。</p> <p>また、同部会は、原則として公開でご議論いただいているとともに、議事録及び資料についても原則として当庁ホームページで公開している。</p> <p>当庁においては、これまでも制度の見直しを行う場合は保険会社(外資系保険会社を含む)や関係団体等との意見交換を行っており、今後とも、必要に応じ、情報の提供や意見の交換を行っていく所存である。</p>		z0300208	金融庁	損害保険契約者保護機構	5122	51220125	11	米国	125	損害保険契約者保護機構	<p>米国政府は、損害保険契約者保護機構(損保PPC)への資金提供に関する法律が検討される場合には、日本政府に対し、上記A. の生保PPCにおいて提案したものと同等のアプローチで取り組むよう求める。</p>		日本の省庁が、法案の国会提出前の作成段階で、一般市民に意見表明機会を提供する頻度が増えつつあることを米国は評価する。米国は、日本の省庁がこの慣行を引き続き実施することを奨励し、法案が作成される初期の段階で、一般市民が法案に関する意見を表明できる機会がさら増えることを期待する。法案作成に対する一般市民の意見提出の機会が必要とされる具体的事例2件は以下の通り。	



「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
投資信託協会 ・業務規程第4条 ・ガイドライン「議決権の指図行使に係る規定を作成するに当たったの留意事項」	・投資信託委託業者は、議決権の指図行使の基本的考え方及び意思決定に係る権限等に関する規定を定めることとされている。 ・規定の作成に当たっては、以下の点に留意するものとする。 (1)規定作成の目的及び議決権の指図行使に係る基本姿勢 (2)議決権の指図行使に係る意思決定プロセス及び体制等の整備 (3)スクリーニング基準 (4)根拠データの保存 ・投資信託委託業者は、議決権行使の考え方として(1)~(3)について具体的に開示することとされている。	b	その他	・投資信託委託業者が実際に行った議決権の指図行使に係る記録を開示することについて、投資信託協会に対し議決権の指図行使に係る規則の改正を促している。 ・なお、議決権の指図行使の内容が帳簿書類に記載されており、現状においても受益者は閲覧が可能である。		z0300209	金融庁	信託基金による委任投票記録の公開の奨励	5122	51220162	11	米国	162	信託基金による委任投票記録の公開の奨励	信託基金及び投資信託の投資収益を改善するために、投資信託協会が委任投票に関する規約を改正し、会員企業に対して実際の委任投票の記録を公開することを義務付けることを奨励するための必要な努力を行う。	大規模な機関投資家による株主権利の積極的な行使は、企業業績の改善につながるより良い企業統治システムの発展のために極めて重要である。米国は、年金基金や信託基金による積極的な委任投票を奨励するために、日本が既に講じてきた諸施策を歓迎する。投資収益をさらに改善するために、米国は日本が以下の措置を講ずることを要請する。		
無し	現在、金融庁所管法令においては、国内外無差別である	e	不要	e(現在、金融庁所管法令においては、国内外無差別であるため)		z0300210	金融庁、法務省	外国株主による委任投票の促進	5122	51220163	11	米国	163	外国株主による委任投票の促進	企業統治を強化するため、金融庁並びに法務省は、海外の受益所有者による委任投票の効果的な行使の促進に向けて、代理保管人及び国際的保管人による代理権行使に関する商法上あるいはその他の規則に必要な変更を加えることを検討する。	大規模な機関投資家による株主権利の積極的な行使は、企業業績の改善につながるより良い企業統治システムの発展のために極めて重要である。米国は、年金基金や信託基金による積極的な委任投票を奨励するために、日本が既に講じてきた諸施策を歓迎する。投資収益をさらに改善するために、米国は日本が以下の措置を講ずることを要請する。		
-	-	-	-	日本国内のATMネットワークにおけるセキュリティレベルについては、システム開発等のコストや採算性、顧客の利便性といった様々な要素を勘案して、まずは、各金融機関が自らの経営責任において判断すべきものであると考えられる。		z0300211	金融庁	クレジット/デビットカードおよびATMサービスと受け入れの促進	5122	51220174	21	米国	174	クレジット/デビットカードおよびATMサービスと受け入れの促進	国際PINセキュリティおよび日本のATMネットワークでネットワーク暗号化標準に強制的に準拠するようにする。	世界的に見て、クレジットカード、デビットカードおよびATMカードの利用は急速に増加している。米国、欧州、カナダにおいて全店舗の90%はクレジットカードあるいはデビットカードを取り扱い、全購入の3分の1以上がこれらのカードでなされる。日本では昔からの店舗やATMでのカードの受け入れが低い率であることは、日本に居住する人々にとって不都合であり、また海外から日本を訪問する人たちの共通の不満である。米国は約100の日本の公立病院がクレジットカードおよびデビットカードの支払いを受け付けている、あるいはその準備中であると聞いている。E-Japan戦略IIイニシアティブおよび小泉首相の海外から日本への旅行者を2010年までに倍増するという精神に鑑み、米国政府は日本政府に対して以下を要請する。		